決算審査特別委員会

９月１３日（火）午後３時２９分開議

議題１　委員長の互選

２　座席の指定

３　副委員長の互選

４　その他

○出席委員（１２名）

１番	吉　本　秀　二　議員	２番	森　　一　人　議員
３番	佐久間　孝　光　議員	４番	長　島　邦　夫　議員
５番	青　柳　賢　治　議員	６番	河　井　勝　久　議員
７番	川　口　浩　史　議員	８番	清　水　正　之　議員
９番	松　本　美　子　議員	１０番	安　藤　欣　男　議員
１１番	渋　谷　登美子　議員	１２番	畠　山　美　幸　議員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

大　野　敏　行　議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長 監査委員会 書記長兼務	村　田　泰　夫	
主査 監査委員会 書記兼務	新　井　浩　二	

○大野敏行議長　それでは、決算審査特別委員会の委員長、副委員長の選挙について、これから会議を開きます。

初めての委員会でありますので、委員会条例第９条第２項の規定により、年長の安藤欣男委員さんに臨時委員長をお願いいたします。

安藤委員長、お願いいたします。

〔安藤欣男臨時委員長、委員長席に着席〕

○安藤欣男臨時委員長　年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

（午後　３時２９分）

◎開会の宣告

○安藤欣男臨時委員長　ただいまから委員会を開会いたします。

◎委員長の互選

○安藤欣男臨時委員長　これより委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○安藤欣男臨時委員長　指名推選の声がありましたので、委員長の選挙は指名推選の方法によることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○安藤欣男臨時委員長　ご異議なしと認めます。

委員長の選挙は、指名推選の方法によることに決しました。

それでは、ご指名をどうぞ。

〔「畠山美幸委員を指名いたします」と言う人あり〕

○安藤欣男臨時委員長　ただいま畠山美幸委員が委員長に指名されました。

ただいま指名されました畠山美幸委員を委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○安藤欣男臨時委員長　ご異議なしと認めます。

よって、畠山美幸委員が委員長に当選されました。

ただいま委員長に当選されました畠山美幸委員長から就任のご挨拶をお願いいたします。

○畠山美幸委員長　今指名推選をされました畠山です。しっかりスムーズな運営をしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○安藤欣男臨時委員長　ありがとうございました。

それでは、委員長を交代いたします。

〔畠山美幸委員長、委員長席に着席〕

○畠山美幸委員長　それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

◎座席の指定

○畠山美幸委員長　座席の指定を行います。

座席は、議席番号順に１番から12番といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　なお、最終番席は委員長席といたします。

ご異議なしと認めます。よって、座席は議席番号順に１番から12番とし、委員長席は最終番席とすることに決しました。

それでは、指定いたします。１番席、吉本秀二委員、２番席、森一人委員、３番席、佐久間孝光委員、４番席、長島邦夫委員、５番席、青柳賢治委員、６番席、河井勝久委員、７番席、川口浩史委員、８番席、清水正之委員、９番席、松本美子委員、10番席、安藤欣男委員、11番席、渋谷登美子委員、12番席、畠山美幸です。

以上であります。

◎副委員長の互選

○畠山美幸委員長　これより副委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　今指名推選の声がありましたので、副委員長の選挙は指名推選の方法によることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　ご異議なしと認めます。

委員長の選挙は、指名推選の方法によることに決しました。

それでは、ご指名をどうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員　吉本秀二委員を推薦します。

○畠山美幸委員長　ただいま吉本秀二委員が副委員長に指名されました。

ただいま指名されました吉本秀二委員を副委員長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　異議なしと認めます。

よって、吉本秀二委員が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました吉本秀二委員から就任のご挨拶をお願いいたします。

○吉本秀二副委員長　決算審査特別委員会副委員長にご指名いただきました１番委員、吉本秀二でございます。初めての経験でございまして、大変重責でございますが、委員長の補佐が十分できますよう一生懸命努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○畠山美幸委員長　ありがとうございました。

◎その他

○畠山美幸委員長　次に、決算審査の順序についてお諮りいたします。

お手元に決算審査特別委員会平成28年決算審査予定表をお配りいたしました。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長　今ご用意いたしますので、少々お待ちください。

暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　３時３６分

再　　開　午後　３時４０分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き再開いたします。

決算審査の順序についてお諮りいたします。お手元に決算審査特別委員会平成28年決算審査予定表をお配りいたしました。審査の順序は、配付した表のとおりでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序は配付した表のとおりといたします。

次に、平成27年度事業現地調査の件についてお諮りいたします。平成27年度事業において現地を確認することが必要な事業等ございましたらご意見をお願いします。

青柳委員。

○青柳賢治委員　北部のふれあい交流センター、あの辺のところはよく見ておいたほうがいいかと思います。

○畠山美幸委員長　ただいま北部交流センターの現地調査という声がございました。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　ないようでありましたら、正副委員長できょうの一般会計の報告の内容の中からピックアップをしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　では、こちらの正副で現地調査の場所を検討させていただきたいと思います。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員　この現地調査の日にちなんですけども、９月21日で間違いなかったですか。23日だと思うのですが。

○村田泰夫事務局長　済みません。後で最新のものに差しかえさせていただきます。

〔「差しかえなくてもいいよ」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　では、皆さん、お手元の第１日の現地調査を９月23日金曜日と変更させていただきたいと思います。

◎閉会の宣告

○畠山美幸委員長　以上をもちまして閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後　3時４４分）

決算審査特別委員会

９月２３日（金）午前９時３０分開議

議題１　「平成２７年度決算事業現地調査」

○出席委員（１２名）

１番	吉　本　秀　二　議員	２番	森　　一　人　議員
３番	佐久間　孝　光　議員	４番	長　島　邦　夫　議員
５番	青　柳　賢　治　議員	６番	河　井　勝　久　議員
７番	川　口　浩　史　議員	８番	清　水　正　之　議員
９番	松　本　美　子　議員	１０番	安　藤　欣　男　議員
１１番	渋　谷　登美子　議員	１２番	畠　山　美　幸　議員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

大　野　敏　行　議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長 監査委員会 書記長兼務	村　田　泰　夫	
主査 監査委員会 書記兼務	新　井　浩　二	

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　　長	
安　藤　　實	副　町　長	
中　嶋　秀　雄	総　務　課　長	
大　島　行　代	地域支援課主席主査	
安　藤　浩　敬	環境農政課主席主査	
菅　原　浩　行	まちづくり整備課長	
中　村　　寧	まちづくり整備課管理建設担当副課長	
金　子　政　己	まちづくり整備課区画整理担当副課長	
久　保　雄　一	まちづくり整備課主席主査	
山　田　尚　人	まちづくり整備課主事	

深　澤　清　之	上下水道課長
藤　原　　実	上下水道課管理担当副課長
川　上　　力	上下水道課施設担当副課長
清　水　延　昭	上下水道課下水道担当副課長
栗　原　　淳	上下水道課主査
村　端　修　吾	上下水道課主任
横　田　牧　男	上下水道課主事
金　井　敏　明	会計管理者兼会計課長
小久保　綿　一	教　育　長
藤　永　政　昭	教育委員会こども課長

◎委員長挨拶

○畠山美幸委員長　皆さん、おはようございます。

本日は、決算審査特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様にはご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。現地調査及び審査を本日から行います。よろしくお願いいたします。

（午前　9時２８分）

◎議長挨拶

○畠山美幸委員長　それではここで、議長に出席をいただいておりますので、大野議長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長　皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、連日にわたりまして、この９月議会、精力的にいろいろご活動いただきまして、大変ありがとうございます。本日から決算審査ということでございます。本日は、現地を調査するということでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○畠山美幸委員長　次に、岩澤町長がお見えですので、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岩澤　勝町長　おはようございます。いよいよメーンイベントの決算審査が始まります。本日23日から10月３日まで５日間の審査が予定されております。

さきの一般質問では、課長答弁で一部大変ご迷惑をおかけしましたけれども、さらに職員の皆さん気を引き締めて、しっかりした答弁ができるように図っていきたいというふうに思っております。どうかよろしくご指導いただきながら審議をいただきますようにお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○畠山美幸委員長　ただいま出席委員は12名であります。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより開会いたします。

（午前　９時３０分）

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長　直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎委員会開会日の決定

○畠山美幸委員長　委員会の開会日につきましてお諮りをいたします。

本委員会の開催は、本日９月23日、27日、28日、30日及び10月３日の５日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　ご異議なしと認めます。よって、本委員会の開催は本日９月23日、27日、28日、30日及び10月３日の５日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長　ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、認定第１号　平成27年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から認定第６号　平成27年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件まで及び議案第49号　平成27年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算議案６件及び議案第49号の１件でございます。ご了承願います。

次に、本委員会の決算審査予定表をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本委員会の説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。これは事前に配っております。

以上で委員長よりの諸般の報告を終わりにいたします。

◎審査の方法

○畠山美幸委員長　審査の方法ついてお諮りいたします。

申し合わせのとおり、認定第１号　平成27年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は歳出を基本に、歳入、実質収支に関する調査及び財産に関する調書等の添付書類を含め、決算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から順に行い、最後に総括質疑といたしたいと思います。

また、認定第２号　平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から認定第６号　平成27年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件までの審査は歳入、歳出を一括して行いたいと思います。その後、議案第49号　平成27年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　ご異議なしと認めます。

よって、認定第１号から認定第６号及び議案第49号については、先ほど申し上げたとおり審査することに決しました。

なお、認定第１号　平成27年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から認定第６号　平成27年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件の６議案について総括質疑をする委員は９月28日水曜日の午後１時までに委員長に届け出てください。

◎現地調査

○畠山美幸委員長　それでは、これより決算特別委員会現地調査を行います。よろしくお願いいたします。

現地調査　午前　９時３４分

現地調査箇所：川のまるごと再生事業整備工事
道路改築工事（町道１―１７号線）
送配水管布設替工事
武蔵嵐山駅東西連絡通路内部工事
玉ノ岡中学校太陽光システム設置工事

現地調査終了　午前１１時５５分

◎散会の宣告

○畠山美幸委員長　本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前１１時５６分）

決算審査特別委員会

９月２７日（火）午前９時３０分開議

議題１　「認定第１号　平成２７年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（１２名）

１番	吉　本　秀　二　議員	２番	森　　一　人　議員
３番	佐久間　孝　光　議員	４番	長　島　邦　夫　議員
５番	青　柳　賢　治　議員	６番	河　井　勝　久　議員
７番	川　口　浩　史　議員	８番	清　水　正　之　議員
９番	松　本　美　子　議員	１０番	安　藤　欣　男　議員
１１番	渋　谷　登美子　議員	１２番	畠　山　美　幸　議員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

大　野　敏　行　議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長 監査委員会 書記長兼務	村　田　泰　夫	
主査 監査委員会 書記兼務	新　井　浩　二	

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　　長	
安　藤　　實	副　町　長	
中　嶋　秀　雄	総　務　課　長	
内　田　恒　雄	総務課庶務・人事担当副課長	
前　田　宗　利	総務課財政契約担当副課長	
金　子　美　都	総務課主席主査	
青　木　　務	地域支援課長	
伊　藤　恵一郎	地域支援課政策創生担当副課長	
根　岸　隆　行	地域支援課人権・安全安心担当副課長	
大　島　行　代	地域支援課主席主査	

片岡範行	地域支援課主席主査
山岸堅護	税務課長
田畑修	税務課課税担当副課長
大島真弓	税務課収税担当副課長
金子明夫	税務課主席主査
武川美江	税務課主席主査
木村公正	税務課主席主査
小松英喜	税務課主席主査
村田朗	町民課長
贊田秀男	町民課戸籍・住民担当副課長
太田淑江	町民課保険・年金担当副課長
柳澤純子	町民課主査
村上伸二	文化スポーツ課長
萩原政則	文化スポーツ課生涯学習担当副課長
強瀬明良	文化スポーツ課交流センター所長
内田勝	文化スポーツ課交流センター主幹
永島宣幸	文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長
清水聡行	文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書副課長
内田富惠	文化スポーツ課主席主査
吉川荘司	文化スポーツ課主席主査
深澤清之	上下水道課長
金井敏明	会計管理者兼会計課長
今井良樹	会計課会計用度担当副課長
小久保錦一	教育長
柳勝次	代表監査委員
吉場道雄	監査委員

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長　ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

（午前　９時３４分）

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長　ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておりますので、ご了承ください。

次に、本日より４日間、柳代表監査委員、吉場監査委員にご出席いただくことになっております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎発言の申し出

○畠山美幸委員長　ここで決算審査書類に係る訂正について発言を求められておりますので、許可いたします。

初めに、平成27年度埼玉県比企郡嵐山町歳入歳出決算書（嵐山町水道事業損益計算書）の訂正について、深澤上下水道課長、お願いいたします。

○深澤清之上下水道課長　おはようございます。ただいま委員長からお許しいただきましたので、平成27年度埼玉県比企郡嵐山町歳入歳出決算書の訂正、371ページの真ん中のところなのですけれども、１番があってシャープという表現になってしまっております。下については、１番の下に（１）、（２）、（３）、２番につきましてはまた同じように（１）、（２）、（３）、（４）、（５）、（６）というふうになります。３番につきましても（１）、（２）、（３）、４番についても（１）、（２）、５番、（１）、６番、（１）、（２）というふうな形になります。シャープになってしまいまして、印刷を議員の皆様方にお渡ししてしまいましたこと、大変失礼いたしました。申しわけありませんでした。訂正のほうをよろしくお願いいたします。

○畠山美幸委員長　次に、平成27年度決算審査意見書の訂正について、村田監査委員会書記長、お願いいたします。

○村田泰夫監査委員会書記長　お手元に配付をさせていただいております平成27年度決

算意見書の訂正についてをごらんをいただきたいと思います。

２ページ、13ページの訂正に伴いまして、２ページ、13ページの差しかえをお願いをさせていただくものでございます。今後このようなミスがないようにチェック体制を充実させていただきたいというふうに考えております。まことに申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

訂正書に書いてありますように、２ページのところにつきましては、誤りのところがＧプラスＨプラスＩプラスＪとなっておりますけれども、それが正しいほうではマイナスＪになっております。そこはチェックミスでございました。合計金額が60万4,075円が結果的には10万4,075円ということになっております。２ページはそういうことでございます。

13ページでございますけれども、これは当日も一度差しかえをお願いしたところなのですけれども、そこの第５の結びの10行目でございますけれども、１億893万7,000円という表示をさせていただいておりますけれども、正しくは6,500万円ということで訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　よろしいでしょうか。

それでは、暫時休憩いたします。

休　　憩　午前　９時３８分

再　　開　午前　９時４１分

○畠山美幸委員長　休憩を終わります。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

初めに、質疑について申し上げます。質疑を行う場合、会議規則第54条第３項、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることができないと規定されております。このことを遵守していただきますよう委員の皆様のご協力をお願いいたします。また、質問の回数は１問につき３回までとしますので、ご了承願います。

次に、説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

◎認定第１号の質疑

○畠山美幸委員長　認定第１号　平成27年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　質疑がないようですので、議会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休　　憩　午前　９時４２分

再　　開　午前　９時４３分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして、簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員　それでは、１点だけお伺いしたいと思います。

これは、主な施策の説明書のほうの15ページです。（４）の不納欠損処分状況ということで、これは第15条の７第４項に該当するということで、そこの部分でありますけれども、普通徴収分336万6,887円、それから固定資産税120万4,000円ということですけれども、これを例えば処分をある程度決定していく上においては、借り入れだとか、あるいは預金だとか、あるいはその収支の報告だとか、そういう生活状況みたいなことを調査するというふうな形があるのかなと思うのですけれども、あるのかないのか、それからあるとすれば、それは毎年行われているのか確認させてください。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　それでは、15ページの（４）、不納欠損処分状況についてお答え

を申し上げます。

この第15条の７第４項、滞納処分の停止が３年間継続し、消滅したものということでございます。実際に執行停止になったのが25年３月のものでございます。３年前に執行停止になりまして、３年間経過したということで不納欠損で落とすというような形になっております。内容的には、地方税法の第15条の７第１項で定められておりまして、１号、滞納処分することができる財産がない場合、２番目といたしまして、滞納処分することにより生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、３番目として、所在及び滞納処分することができる財産が不明なときということで、この３つの理由に該当したときに執行停止をかけます。その後３年経過すると不納欠損で落ちるというような形になっております。ご質問いただきました生活状況の調査でございますけれども、これは案件ごと個々で生活状況ですとか生活実態ですとか、そういったことが違ってまいりますので、同じ人を毎年ということではなくて、状況に応じて調査を行っていくということでございます。

○畠山美幸委員長　佐久間委員。

○佐久間孝光委員　これなぜお聞きしたかというと、例えば27年度に関しては300万円ですけれども、26年度に関しては200万円ちょっと、130万円ぐらい低かったのです。25年度に関しては、また280万円を超えるような300万円近い、その前の24年度になると100万円ちょっと、１年ごとに結構差があるのです。どういう理由でそういうことが起こるのかなというふうに思いまして、そこだけ再度確認させてください。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　委員ご指摘のとおり、年によって額が違ってまいります。その理由といたしますと、例えば執行停止処分をかけた方の中で高額の滞納者の方がいた場合は当然この額が３年後欠損処分するときに大きくなると。それが個々の状況でいろいろありますので、何がという決まった理由はありませんけれども、その年で例えば執行停止処分をかけた方が人数が多かったり、あるいは多額な方がいたりということがありますと、額が変動してくるというようなことでございます。

○畠山美幸委員長　佐久間委員。

○佐久間孝光委員　そうすると、固定資産税のほうも同じような傾向が見られるのですけれども、たまたまこの４年ぐらいに関しては交互にそういったことが多かったり少

なかったりというようなことが出たということで、調査の状況だとか、そういうことと直接関連しているということではないということでよろしいですか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　調査の状況につきましては、個々の案件で行っているということでございますので、それに関連して額が前後するということではございません。

○畠山美幸委員長　ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員　まず、14ページの徴収実績表の中で調定額があって、個人町民税に関しまして収入済額があって、当年度でも23万1,592円不納欠損で処理していると。さらに、収入未済額、これが1,164万4,000円あるわけです。この辺の状況というのは、例えば個人の町民税にすると、実際であればこれが収入済額にならなければならないと思われますけれども、どの程度の納税義務者がここのところにいらっしゃるのか。それと、固定資産税もあわせて、現年度で結構ですから、わかりましたらお願いしたいと思います。

それともう一点、16ページです。歳入の町税の町民税、これ個人ですけれども、今回特別徴収に切りかわったことによって調定額が６億5,300万円になっていると。そして、その全体の人数を把握しますと、納税義務者が9,106人であるのですが、前年と比べると納税者が47人ぐらいふえているのです。ですけれども、この調定された額が2,000万円ぐらい減収というか、減額になっている。その辺の納税義務者がふえていて調定額が減っているというようなこと、その２点についてお尋ねいたします。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　１点目の町民税、個人の状況でございます。

14ページでございます。こちらの表をごらんいただきますと、調定額が８億3,967万2,166円、収入済額が８億2,779万6,148円、不納欠損が23万1,592円、調定額から収入済額、不納欠損額を引いたものが収入未済額ということで1,164万4,426円となっております。この人数の状況でございますけれども、27年度現年分の滞納、納めていただいていない方、この人数は449人です。町民税個人が449人でございます。同様に、固定資産税、こちらについては225人でございます。これは現年のみの部分の滞納者と

いうことでございます。なお、この不納欠損については即時欠損をしておりまして、この即時欠損している理由については、例えば外国人の方が帰国してしまったとか、相続の放棄があった、そういったことがあると、こういったことで即時欠損を行っているという状況でございます。

続いて、16ページ、こちらも町民税、個人でございますが、納税義務者が47人ふえているにもかかわらず調定額が2,000万円減っていると。この理由でございますけれども、この町民税、個人の中に長期譲渡所得の分がございます。こちらが26年度は約2,000万円でございましたが、27年度についてはこれは約1,000万円ということで、こういったことが一つの理由であろうというふうに考えております。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　14ページ、この人数、個人で449人、納税義務者が9,100人ですから、約５％いるわけです。この収入済額があるということは、次の年度もまた滞納繰り越しされて滞納繰り越し処分におりていくというような中で、この決算審査の監査の意見書にもありますけれども、収納率、埼玉県でも６番目ぐらいだと思うので、担当課の努力というのはよくわかるのだけれども、今年のこの決算に限っては、その辺のところについては、この449人というものが前の年から比べて増減しているのかどうかということをあわせてお聞きしたいと思います。

それと、16ページの件については、そうするとそういった特別な譲渡だとか所得があることによって、今回はなかったということで減額になったと。ある程度一定のいわゆる給与所得とか、そういったところには影響がなかったのかどうかというようなことについてもあわせてお願いします。

○畠山美幸委員長　２点について答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　個人町民税の前年度分、納めていただいていない方の前年度との比較ですけれども、今ちょっと数字が前年のがございませんので、すぐにお出しすることができないのですが、徴収率の面から見ると、町民税、個人、26年度については98.3％でございました。27年度については98.6％ということで、0.3％、若干ですが、上がっているというような状況でございます。人数については、はっきりしたことは申し上げられませんけれども、この徴収率から見ても、それほど大きな変動はないというふうに考えております。ちなみにこの町民税の個人でございますけれども、この

徴収率のアップについて、特別徴収の一斉指定というのを平成27年度に行いました。これは埼玉県、全県下取り組んでいるものでございまして、これによって徴収率が各市町村とも上がっているというような状況です。

徴収率の内訳を申し上げます。給与特徴に関しては、徴収率が99.98％、これは63市町村中２番目です。１番目がどこかというのは覚えていないのですけれども、１番目の自治体は100％を超えていましたので、恐らく収入未済があるのかなと思います。なので、実質的にはもしかしたら１位かもしれないというような状況です。年金特徴については100％、普通徴収については93.1％ということで、若干普通徴収の部分がやはり低いということで、この辺に力を入れていくことが大事なのかなというふうには考えております。

それから、２点目の町民税個人の部分につきまして、給与所得の影響がどうだったかというご質問でした。額的なことを申し上げますと、給与所得者のこちらの課税されている方ですけれども、課税されている方の平均所得を申し上げますと、平成27年度が302万8,000円でございました。平成26年度は300万円ということで、ほぼ同じような額で推移しているという状況でございます。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　私も今回この決算書を見ていて、やはりこの特別徴収になったということの効果というのは大きくあらわれていて、収入未済額も前年の人数ともそう影響がないと思ったのだけれども、結局この収入未済額を占めるという個人の町民税に限った場合には、普通徴収の人たちの収入未済額者が恐らくこの440何人のほとんどを占めるのでしょう。そうしたときに、徴収率を上げていくという努力、これがやはり私たち町にとっても欠かせないことだと思うのです。行政サービスをやっていくためのもとになる財源ですから、これがなるべく少なくなるような努力というのは担当課としてやっていかなくてはならぬと思うのだけれども、特にこの決算、27年度ですから、特別徴収と普通徴収が大きく人数が分かれた、そういう中で普通徴収の人たちに向けて努力したようなことはありましたか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　当然督促状というのは、これは法律に定められておりますので、出しております。その後、催告回数も１回ふやしているというような状況でございま

す。あと、催告状の方法も色を変えたりとか文言を変えたりとかということで、いろいろな方法をとって徴収率を上げていきたいというようなことで考えております。

○畠山美幸委員長　ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員　13ページの下の還付未済額31万1,100円、内容をご説明ください。それから、14ページからの個人町民税の件なのですが、差し押さえ件数、そしてどんなものを差し押さえたのか、もしそういうのがありましたら伺いたいと思います。同じ質問になってしまうのかな。滞納者への処分内容をそのほかありましたら伺いたいと思います。それから、今不納欠損の質問がありましたが、この真ん中の無財産、これ現年分が即時欠損だということで……

○畠山美幸委員長　ページ数は何ページですか。

○川口浩史委員　15ページです。ということで、人数がこれは449人ということでよろしいのですか。人数の確認と、内容を確認しようと思ったのですが、内容は外国人が帰国をしたとかということであったので、それではとりようがないなと思いますが、もう一つ何かおっしゃっていたので、内容を追加であれば伺いたいと思います。

それから、16ページの件なのですが、特別徴収は今回徴収者がふえているというのは、今努力をした結果これだけふえていると。800人ぐらいふえているということでそういう理解でよろしいですか。普通徴収が800人ぐらい減って、特別徴収が800人ぐらいふえたということでよろしいのでしょうか。

それから、給与所得者の平均というのは今お答えいただいたのですけれども、全体ではどのくらいの所得になるのか伺いたいと思います。

それから、その下の法人税なのですが、今回減っているわけです。法人税割が減っているのがそのまま出ているのだと思うのですけれども、納税者数も減っていて、それだけ厳しい社会状況だということが言えるのか、伺いたいと思います。

それから、63ページの臨時職員賃金、昨年１人で今回２人になっているわけです。臨宅かどうかということがお聞きしたいわけですけれども、それと64ページの上のほうに地方税電子化協議会、昨年もあるわけですけれども、どういう協議会なのか、今まで聞いたことがなかったので、この際伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　以上９点にわたっての答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　それでは、１点目の還付未済額についてお答え申し上げます。

還付未済額については、町民税の個人をごらんいただきますと1,164万4,426円ということでございまして、平成26年度については1,457万1,358円ございました。27年度については、町民税個人を言いますと292万6,932円減少ということで、年々この未済額が減っているというような状況でございまして、こちらはある一定の徴収率を確保したり、あるいは先ほど不納欠損の中で執行停止等のお話もさせていただきましたけれども、滞納者の状況を見てこういった適切な対応をしていくという中で収入未済額が減少しているというような傾向でございます。

それと、還付未済額の内容でございますけれども、13ページ、31万1,100円、還付未済額がございます。ページを１枚めくっていただいて14ページをごらんいただくと同じように還付未済額の額が出ておりまして、初めに町民税の個人が還付未済額が7,300円ございます。こちらは特徴分の納付がございまして、これが５月の納付でございました。５月の納付ですので、５月中に還付ができなかったということで未済額として残っているものでございます。

続いて、固定資産税の29万4,600円、こちらの還付未済も５月末に納付をいただいたものでございまして、５月中には還付ができなかったというものでございます。

続いて、軽自動車税の9,200円、こちらは賦課誤り、内容的に複雑な誤りがありまして、納税義務者の方との連絡というのもとっていたわけなのですけれども、なかなか口座情報が得られなかったりとか、そういったことがございまして、還付未済として残っているものでございます。合計で31万1,100円ございましたが、こちらについては全て現在はもう還付済みということでございます。

続いて、差し押さえの件数と内容でございますが、ご質問は町民税個人の分ということでいただいたわけですけれども、大変申しわけございません。町民税全体でこちらで計算しているものですから、そちらでお答えさせていただきます。全体の件数については29件、額が179万5,302円でございます。

内容を申し上げますと、東松山税務署長から還付を受けるべき還付金等の還付請求権、こちらは所得税になるかと思いますが、件数が８件、金額が52万6,551円。続いて、普通預金の差し押さえでございます。18件、金額が126万8,751円。不動産の差し押さえが３件ございましたが、こちらについては換価ができておりません。トータルで29件、179万5,302円でございます。

続いて、滞納処分の内容でございますが、これ以外に滞納処分についてはございません。

続いて、不納欠損の人数と内容でございます。これ即時の不納欠損の分でございまして、15ページの第15条の７第５項に該当の即時の不納欠損の内容でございますが、人数についてはこの実件数の合計でございまして、11人です。内容については、外国人の帰国、それから相続放棄、こういったものがその内容となっております。

続いて、16ページの特別徴収の人数がふえた原因でございますけれども、こちらは平成27年度から特別徴収義務者の一斉指定を行いました。その結果、特別徴収の納税義務者が増加しているという状況でございます。

続いて、課税させていただいている方の全体の平均でございます。287万2,000円でございます。

続いて、法人税の減額の理由ということでございます。こちらについては、委員さんおっしゃったとおり、法人税割、この部分が26年度と比較いたしますと3,392万3,700円減少しております。

この内容でございますが、１つは平成27年度の法人税割の税に関して税率の変更がございました。これによって230万円ほど減額になっております。そのほかについては、法人税割の納税義務者が17者減少しております。もう一点は、１社当たりの納税額を比較してみますと、27年度が約125万円、26年度が約132万円ということで、やはりこの１社当たりの額も減少しております。納税義務者も減少しておりますので、こういったことが法人税割の減少の原因であろうと考えております。

そういったことが社会状況との関連があるかということでございますが、当然各企業の業績ということでございますので、景気の動向ですとか、そういったことについては影響されるものであるというふうには思われます。

続いて、63ページの臨時職員賃金と64ページの電子化協議会につきましては副課長からご答弁申し上げます。

○畠山美幸委員長　田畑副課長。

○田畑　修税務課課税担当副課長　それでは、私のほうからは、64ページの電子化協議会についてどんな協議会かというご質問だったと思うのですが、この地方税電子化協議会、正式名称は一般財団法人地方税電子化協議会と申します。略して地方税電子化協議会なのですけれども、こちらの会のほうでは、地方税に係る電子化の推進とｅＬ

ＴＡＸという国と地方を結ぶライン、そちらのほうの開発等を行うのがメーンになっております。町のほうでも申告関係に使われていますデータのやりとりが最近は電子が多くなってきておりますが、給与の取り込みだとか年金の取り込み、法人の取り込み、はたまた償却資産の取り込みなんかについてもこの電子化協議会のシステムを利用して行っております。

以上です。

○畠山美幸委員長　その前の63ページの件は、どなたがご答弁いただけますか。

大島副課長。

○大島真弓税務課収税担当副課長　お答えさせていただきます。

63ページの臨時職員２名ですが、今までですと１人は確定申告の時期、期間限定で職員を採用しておりましたが、27年度は年度の途中に体調を壊して休暇に入ってしまった職員がいました。その職員の穴埋めと言ってはちょっと失礼なのですけれども、毎月のように分納している方へのお手紙を出したりとか、あと預金調査等々をした、そういうやりとりがあるのですけれども、その個人のところに情報を入力する作業があるのですけれども、そういう細々とした作業をその臨時職員の方に対応していただくためにお願いしましたので、27年度に関しては２名ということになっております。

以上です。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　差し押さえの件からなのですが、預金を差し押さえた方が18件あるということで、この方たちの悪質度というのはどの程度なのか１点伺いたいのと、この方の所得というのがどのくらいある方なのか。昨年同じような質問をして収入200万円以下の方は何人くらい差し押さえの中にいますかということで、これ後でメモをもらったのですけれども、10人いるということだったのです。200万円以下の人を差し押さえたら、青柳委員さんの質問でも答えていたように、生活が成り立たなくなるのではないかなと思うのですけれども、今回この預金者の中にはいるのか、また全体で200万円以下の方を差し押さえたということがあるのか伺いたいと思います。

それから、16ページの件なのですが、給与所得では若干ふえていると。給与をもらっている人は２万8,000円、昨年から比べて上がっているというわけなのですけれども、逆に全体を見ると4,000円ほど下がっているということになるわけですよね。いろいろ物価が上がっている中で厳しい状況があるなというのを感じました。これはい

いです。

法人税のほうなのですけれども、ちょっと書いてこなかったので、次へ行きます。

○畠山美幸委員長　法人税はいいですね。16ページはよろしいですね。次どうぞ。

○川口浩史委員　63ページの件で、そうすると今嵐山町には臨宅と言われる人はいないで対応しているということでよろしいのか、その点だけ確認させていただきたいと思います。

○畠山美幸委員長　大きく２問の答弁だと思うのですけれども、答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　１点目の差し押さえの関係についてお答え申し上げます。

悪質度はというご質問でございましたが、この差し押さえをさせていただいている方については、先ほども申し上げましたけれども、催告をたびたびこちらからさせていただきます。その際にもし納めていただけないような状況があったときはぜひご連絡を下さいということで、必ずそういったものを入れさせていただいております。こういった納税相談ということもございまして、土曜開庁を行いますと、お客様が少ない状況ですので、その該当する方もお仕事がお休みということもあるかと思いますし、お客様も少ないということで、相談がしやすい状況にあると思います。そういった土曜開庁の日を指定したりして相談日を設けておりますが、それでもなお連絡をいただけない方、そういった方については差し押さえということで処分をさせていただいているという状況でございます。

次に、収入200万円以下の方ですけれども、27年度は８人いらっしゃいました。この８人の中で、４人の方は所得税の還付金を差し押さえさせていただいておりますので、あと４人の方が預金の差し押さえというような状況であろうと思います。この差し押さえしていただいた方個人で見ますと、収入は200万以下ということでございますが、例えば家族の方がいらっしゃったりとかいろいろな状況が個々違いますので、単純にご連絡をいただけないからといってすぐに差し押さえに移るというような状況ではございません。

63ページの件については、副課長よりお答え申し上げます。

○畠山美幸委員長　大島副課長、答弁を求めます。

○大島真弓税務課収税担当副課長　お答えさせていただきます。

臨時職員ですが、２名とも中の業務をしております。委託料としての採用はしてお

りません。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員　65ページ、66ページになるのですけれども、コンビニの徴収がありますけれども、個人町民税と固定資産税と軽自動車税、それぞれコンビニと口座振替は何件で、金額的なものを伺います。

あと１点ですけれども、嵐山町の方で他の市町村にふるさと納税された方はどのくらいいるのか伺います。これは、ページ数はありません。

○畠山美幸委員長　２点につきまして答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　申しわけございません。ふるさと納税については、お調べしたのですけれども、今ちょっと資料が見つからなくて申しわけございません。後ほどご回答させていただきます。

コンビニと口座振替についてお答え申し上げます。それぞれの税額と金額というご質問をいただきましたけれども、全体的な数字で申し上げさせていただければと思います。コンビニの納付、現年分の取り扱い件数が国保を含めて１万4,691件です。件数の割合的に申し上げますと、窓口納付が32.1％、コンビニが22.9％、口座が45.1％という状況でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

吉本委員。

○吉本秀二委員　全般的なことでお尋ねしたいと思うのですけれども、確定申告をしない方はどのくらいいらっしゃるのか、またそういう方にはどのような対応をされているのかお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　現在未申告者が200人程度いらっしゃいます。そういった方については、申告していただくように随時通知をさせていただいております。

○畠山美幸委員長　吉本委員。

○吉本秀二委員　毎年こういう方を上積みされていくと、要するに税の徴収率という関

係で徴収率を上げるためには、こういう方をちょっと無理だろうということで早く対応してしまわないと、徴収率だけはよくなっても実質的には上がっていかないということがあろうかと思うのです。やはりそれにはしっかりとした対応をされて、上積みをされていくような努力が必要であろうかと思います。また、いろいろパーセントを上げるためには、割と軽自動車みたいにとりやすいところはどんどん請求してパーセントを上げていけるのですけれども、大口とか悪質とか、そういうところはなかなか対応が難しいと。同じ１件１件ですから、パーセンテージは上がっていくのですけれども、そういったところも含めての対応はいかがなのでしょうか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　吉本委員おっしゃったように、徴収率について未申告者との関係ですけれども、確かに未申告の方が申告をされて納税をしないということになると徴収率が下がりますので、そういった意味では関連性が出てくるかと思います。この未申告者に関しては、申告しない方というのは大体毎年固定化されているような状況でございまして、町としても毎年のように申告をお願いしているわけですけれども、なかなか応じていただけないというのが状況でございます。

そんな中でも、例えば税を滞納されている方の中で、国民健康保険なんか一番いい例なのですけれども、国民健康保険は４割軽減、６割軽減というのがありますので、申告をしていただいて、所得がないということになれば、６割軽減が受けられるというようなこともあります。そうしますと、当然滞納額も減りますし、納めていただく額も減るということで、そういった観点からぜひ申告してくださいというような形で働きかけをしているというような状況でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

清水委員。

○清水正之委員　町民税で、法人の部分が、去年よりも努力してもらったのだと思うのですが、減っている。だけれども、法人の滞納が残っているというのは、この法人の収入未済が残っているというのは何か原因があるのですか。これが１点です。

それから、次のページの15ページですけれども、特徴で１件時効にしたというのは何か原因があるのですか。特徴分であれば、通常だと会社から納入されると思うし、退職しているところになると思うのだけれども、特徴分で時効にしてしまうというの

は何か原因があるのですか。ちょっとそれをお聞きしたいと思うのですが、それから次、16ページですけれども、法人の滞納繰り越し分が前年よりもふえてきていると。これは、例えば会社等の事情というものが何か反映されているのですか。そのために滞納繰り越しが多くなってきているということになるのでしょうか。ちょっとお聞きしたい。

それから、徴収との関係では、66ページにコールセンター、今年はないみたいですが、このコールセンターによって徴収率というのがどのくらい上がったと。収納率にどう影響してきたかというのをどう考えているのかお聞きしたいと思うのですが、それから申しわけない、決算書のほう、不納欠損分なのですが……

○畠山美幸委員長　何ページでしょう。

○清水正之委員　これから言います。不納欠損分なのですが、例えば91ページの場合は収入済額よりも不納欠損が多くなってきていると。不納欠損のほうが多くなってきているというのは、これは何か原因があるのですか。償還金、利子及び割引料で不納欠損のほうが収入済額よりも多くなってきている、あるいは次のページですけれども、これも不納欠損がかなり……

○畠山美幸委員長　決算書91ページでよろしいですか。

〔「一番上でしょう」と言う人あり〕

○清水正之委員　それから、委託料で不納欠損が出ているということは、委託そのものは年度の前半にすると思うのですが、その辺の精査というのはできているのですか。

以上です。

○畠山美幸委員長　５点についての答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　１点目の14ページの法人町民税の収入未済額についてお答えを申し上げます。法人町民税現年分については、上から２行目になりますが、収入済額ゼロということで100％納めていただきました。滞納繰り越し分、法人町民税、こちらの収入未済額が11万5,200円ございます。27年度については、法人町民税、徴収の担当者の努力で全て納めていただいたという状況でございますが、毎年法人町民税についても納めていただけない方というのは、本当に少しの方なのですけれども、いらっしゃいます。そういった方々のこれまでの合計といいますか、積み上げがこの滞納繰り越し分の収入未済額の年度当初で見ますと調定に上がっていると。滞納繰り越し分

の法人の調定額37万900円に上がっているという状況でございます。その中で27年度中に25万5,700円を納めていただきましたので、27年度については収入未済額が11万5,200円というような状況になっているということでございます。

それから、15ページの個人町民税の特別徴収分の時効の関係でございますが、特別徴収は、例えば所得が確定し、納税通知書が出るのが５月、６月になりますので、お勤め先から６月から始まって次の年の５月まで12カ月間をかけて特別徴収を行っているということでございます。通常であれば、その会社から特別徴収分については納付書によって納税をいただいているわけですけれども、会社によっては納めていただけないというところがございます。そういった会社については、預金を調べたり申告書を見たりとか、そういったことでいろいろ手だてはやっているわけですけれども、それでも納めていただけなくて、その税が５年間経過してしまったために時効で落ちたというような状況でございます。

次に、66ページのコールセンターの徴収率への影響ということでございますが、14ページをごらんください。14ページの一番下の部分で、一番右側になりますが、平成27年度の徴収率は全体で97.1％でございました。26年度と比較しますと0.2％上がっているという状況でございます。明確にこの0.2％がコールセンターとどう関連しているかというのはなかなか数字的にあらわせないところでございまして、ただコールセンターについては原則的に現年の方だけご連絡をしていただいております。滞納繰り越しになりますと、いろいろな諸条件が出てきますので、状況が出てきますので、すぐにその方々にご連絡をして、当然折衝になってきますので、そういったことまでは委託できませんので、うっかり納め忘れているというような現年の方を対象にしているというような状況でございますので、効果はあったと思われますが、それがどの程度ということはなかなか申し上げられないというような状況でございます。

不用額の件につきましては、副課長からご答弁申し上げます。

○畠山美幸委員長　田畑副課長。

○田畑　修税務課課税担当副課長　それでは、91ページの不用額、特に超過金、利子及び還付金のことになると思うのですけれども、こちらのページ、予算額2,000万円で予算化させていただいておるのですが、還付金につきましては、こちらのほうにつきましては町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税とそれぞれの還付すべき予算化ということになるのですが、なかなか例年把握がしづらいということで2,000万

円の例年同じような額で予算化させていただいております。昨年につきましては、2,924万4,053円と2,000万円を超えた額の還付が発生しております。昨年につきましては、町県民税にあっては更正還付で１人の方で800万円近く還付したケースとか、法人町民税に関しては、法人のほうは予定納税の後の決算のほうで大手３社ぐらいが400万円から500万円の還付が３件あったとかいうことが影響して2,000万円を超えております。27年度につきましてはその辺が発生していないということで、通常の……通常という表現がいいのかわからないのですけれども、878万1,523円という額でおさまったということになります。

あとほかに、委託料のほうの関係でお話しいただいていたと思うのですけれども、委託料のほうの予算ちゃんと組めなかったのかというお話だったのですが、特にこちらのほうでは固定資産税、賦課徴収のほうの電算委託料の部分にかかわってくるのですが、不用額がそこだけで130万円ほど出てしまっているのですけれども、こちらは26年度の半ばに電算のほうがクラウド化に伴って、26年度の半ばぐらいから26年度の半分ぐらいがクラウド化で、27年度からはもうクラウド化が適用されて減額していくということで見積もり、予算化したのですけれども、それ以上に支出がかからなかったということで、積算額が不十分であったということになってしまったと思います。申しわけございませんでした。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁漏れが１点、滞納繰り越しが多かった理由は。16ページの件ではなかったっけ。法人の滞納繰り越しが多くなった理由はという質問があったと思ったのだけれども、16ページでよかった。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長　書いていないね。何ページだ、ページは。でも、内容的には法人の滞納繰り越しが多かった理由はという質問をされましたよね。

では、そこの部分だけもう一回言っていただけますか。

○清水正之委員　16ページの町税の法人分で、表の下の滞納繰り越し分が昨年は13万円だったのですが、今年は25万5,700円になっているという部分です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　大変失礼しました。こちらは、滞納繰り越し分を納めていただい

ている額でございます。ちょっと戻っていただいて14ページごらんいただきますと、滞納繰り越し分の町民税、法人、調定額が37万900円、収入済額が25万5,700円ということでございます。26年度を見ますと、調定額が34万5,000円、収入済額が13万円となっております。ほぼ倍ぐらい26年度に比較すると納めていただいているわけですけれども、これは個人の町民税、ほかの税とも同様ですけれども、催告をしたり折衝をしたりというような中で納めていただいた企業があったということ以外にはないかと思います。

○畠山美幸委員長　清水委員。

○清水正之委員　滞納分の法人税11万5,200円というのは、課長が説明したのはわかるのですけれども、一体何社あるのですか。そういう面では、税務課のほうで27年度は努力してもらって25万5,700円を納めてもらったのだろうと。だけれども、まだ法人として残っていると。通常だと、会社ですから、入ってくるのが当然なのだと思うのだけれども、なかなか理解が得られないと。一体何社ぐらい残っているのですか。それが１つです。

それから、特徴分で、これ件数は１件なのですけれども、従業員の人は会社から入ってくると言いましたよね。だから、会社には住民税として納めているにもかかわらず役場のほうに入ってこないということですよね。そういう面からすると、会社の事情がいろいろあるにもかかわらず、従業員としては納めているのだから、個人としては責任はないのだと思うのです。しかし、こういう形で時効にせざるを得ない。この努力というのは非常に大変だろうと思うのです。個人は払っているのだけれども、会社が払わないと。これ社会保険だったらえらいことですよね。これはあくまでも個人の納入分が入ってこないということでいいのですね。その確認です。

それから、予定納税の関係ですけれども、不用額が出てしまうと。一体全体その予定納税というのは通常だと何月ごろされるものなのですか。同時に、税の確定というのはいつされるのですか。そのことによって不用額が出てこないで済むと。時期によってはというふうに思うのですが、一体その日付というか、月というのはどういうふうになっているのですか。その３つです。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　１点目の町民税、法人の収入未済額11万5,200円については３社

となっております。清水委員おっしゃったように、通常ですと企業の方になりますので、例えば町民税、法人がおさまっていなければ、例えば会社で金融機関で借り入れをするときとか、そういったときは恐らく税金はしっかり納まっているよというようなものが信用の条件としてあるのではないかなというふうには思われます。そういったことからすると、それでもなおかつ納めていただけないというのは、その企業自体の経営状況というのが非常に厳しいのかなというふうには推測できます。

続いて、特別徴収の時効分に関しての御質問でございますが、従業員の方から給料を天引きしているかどうかというのは、こちらでは確認はできません。しかし、よく徴収の担当の職員とも話をしますけれども、仮に天引きしていてそれを納めていただけないということになると、これはもう本当に従業員の方に……従業員の方というのは嵐山町民の方ですから、町民の方に非常にご迷惑がかかるというふうに考えております。例えばその方が納税証明をとりにお見えになっていただいても納税証明を出すことができません。こういったこともありますので、特別徴収に関しては徹底的にやりましょうということで、徴収の担当とともにそこには力を入れていきたいというふうに考えております。

３点目の法人税に関しての中間申告の関係ですが、法人の場合は決算期がその会社によっていろいろまちまちです。ですので、中間申告あるいは予定納税にしても毎月のように出てまいりますので、なかなか予測が不可能ということでございます。ちなみに例を申し上げますと、平成12年のときなのですが、法人税の還付が110万400円でした。これが一番最近では少なかった額で、平成20年についてはこれが7,574万1,000円ございました。このように大変大きく会社の業績によって影響されますので、なかなかこれを予測するというのは難しいという状況でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

松本委員。

○松本美子委員　それでは、説明書のほうでお願いしたいと思いますけれども、15ページでございますが、一番上の納税通知書及び督促状の発送件数ということで、こちらのほうに表等が出ておりますけれども、これは通知書を出す、あるいは督促の関係を出すにしても費用的なものがかかってくるわけですよね。そういったときの年間の費用で、通知書あるいは督促の関係を合計しますと、どのくらいの金額がかかってきているのかということで、固定資産あるいは軽自動車につきましても質問させていただ

きます。

それと、その下の不納欠損の関係なのですが、それぞれ15条の７についてはこうですよ、あるいは15条の７項の５についてはこうですよ、18条はこうですよということがこちらに明記がされています。そういった中で、時効になったからというのは18条の中でわかりますけれども、それまでのそれぞれの15条の７の４、あるいは15条の７の５、18条についての努力といいましょうか、そういったやむなく３年過ぎたから処分した、あるいは即時町税も消滅になりました、時効になりましたというふうに、そこへ到達するまでの努力といいましょうか、そういった点を今年度で結構ですので、お答えいただければと思っています。

以上です。

○畠山美幸委員長　２点につきましての答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　初めに、時効の関係からお答えさせていただきます。15ページの18条に該当の時効でございますが、27年度につきましてはごらんいただきますとおり実質件数で80件、金額とすると309万4,877円でございました。26年度は、この数字が金額で521万7,730円、比較いたしますと212万2,853円減少しております。

松本委員今ご指摘いただいたとおり、この18条による時効、これをいかに少なくするか、これが徴収担当としての第一の仕事だと最近は言われております。どういうことかといいますと、松本委員もおっしゃっていましたが、滞納処分をしたり、あるいは一般的に言うと、とるか落とすか押さえるかというのですけれども、とるというのは当然納めていただく、落とすというのはこういった執行停止をかけた後に不納欠損として落としていくという形、それから押さえるというのは、納めていただけないので、滞納処分として差し押さえをするというような形です。必ず税金に関してはこの３つの方向でいくのだというような原則があるのですが、そのどれにも該当しないのがこの18条の時効ということになります。

最近は、この18条の時効に関して住民訴訟が起こっていたりとかいう事例もあります。これはどういうことかといいますと、町の職責を果たしていないだろうという考え方がされているという状況が最近はあるということです。そういったことから、嵐山町としても、金融機関の全店まではいきませんけれども、多くの金融機関への財産調査ですとか、あと給与所得があるというのが確認できれば、その給与について会社

に照会を出したりとか、あるいは今臨宅調査というのは定期的にはやっておりませんけれども、年３回だけはやっているのですが、それは何をやるかといいますと、前もお答えしたことがあるかと思いますが、その滞納者の方の生活状況を見ていくというのが、今税金を納めていただくというよりもそっちの仕事が大事だというふうに言われているぐらいなのです。そういったことで現地を確認するとか、そういったことの中で対応しております。ただ、この時効の実件数80件の中ですが、そういった調査が完了していなかったりですとか、少額なのですが、分納していただいている方、こういった方がこの時効に該当してきているというような状況でございます。

それから、納税通知書あるいは督促状の費用なのですが、これは一括してといいますか、納品があるたびに支払いはするのですけれども、電算委託料の中でこういったものを支払っているものですから、この細かな数字がはっきりとどのくらいの費用というのは申し上げられないというような状況でございます。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　いろいろな事情がありまして時効になったりするというふうなことですけれども、その中では臨宅の関係も年３回やっていると。そういった中で、やむを得ず時効にしたり差し押さえをしたりというふうな方向で担当課としてはなさっているということはよくわかりましたけれども、分納というようなことが出ましたけれども、その分納につきましては、各家庭の生活状況、そういったようなものの中でしていっていただくのでしょうけれども、町としての指導といいましょうか、金額にもよると思いますし、そこの家庭の状態にもよるということもわかっていますけれども、どのくらいの時期にどのくらいのものを分納していただくように町としては指導していくのでしょうか。１点です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　どのくらいの時期にどのくらいの額ということでございますが、これは本当に個々の家庭の事情等がございますので、その収入状況ですとか、生活状況ですとか、そういったものに対応しながらその都度決めていくというような形ですし、当然その滞納者の方と相談の上で毎月幾らぐらいとかというようなこともありますし、例えば給料が少し上がったということがあれば、では少しそれをふやしてくださいと。逆の場合もございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　すみません。渋谷委員の関係で答弁漏れがあったのですが、よろしいでしょうか。

○畠山美幸委員長　わかりますか、今。

○山岸堅護税務課長　はい。

○畠山美幸委員長　そうしましたら、渋谷委員のふるさと納税の件、よろしくお願いします。

○山岸堅護税務課長　大変申しわけございません。嵐山町からふるさと納税で寄附された方の人数ということでございます。合計で264件でございます。先ほどの264件というのは１件ごとの件数でございました。人数は119人でございます。寄附額は863万291円という状況でございます。

○畠山美幸委員長　これに関しての再質問はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　そうしましたら暫時休憩いたします。

休　　憩　午前１０時５７分

再　　開　午前１１時０８分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課並びに会計課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対して簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

森委員。

○森　一人委員　主要な施策の54ページになりますが、提案型団体補助事業です。大変協働のまちづくりを進めていく上で評価する事業なのですが、平成27年度においては１つふえて、嵐山町介護フェア実行委員（高齢者福祉に関する事業）というのがある

のですが、具体的にはどのような活動をされる団体なのか確認させてください。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

前田副課長。

○前田宗利総務課財政契約担当副課長　それでは、54ページの提案型団体型補助事業についてお答えいたします。介護フェアの実行委員会の事業内容ということでございます。こちらにつきましては、介護フェアということで27年７月12日に開催しておりまして、会員といたしましては、介護事業所等が会員となってございます。８事業所が会員となってございまして、内容といたしましては講演会、セミナー、あとは介護ケアの体験ですとか、介護福祉用具の体験ですとか、あと介護関係の展示コーナー、相談、そういったことをその介護フェアのときに実施してございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　森委員。

○森　一人委員　上限10万円ということで、介護フェアを７万8,620円、嵐山ＷＡＭＮＥＴさんは９万7,500円と、金額的にはいろいろ差異が出てくるのですが、この補助金交付要綱、これをもっと使いやすくするようにすればもっと団体もふえてくると思うのですが、総務課としてはどういう分析をなされているのかお伺いします。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　それでは、お答えさせていただきます。

森委員さんの御提案で、もう少し使いやすいような形にすればというお話でございました。この提案型の補助金の交付要綱につきましては、平成25年３月に制定をし、26年度からこの補助金の交付要綱に沿って行っております。対象事業としますと非常に広い範囲でございまして、防災、防犯、子育て、高齢者福祉、環境衛生、農林業の振興、文化、歴史の振興、国際交流に関する事業、その他町民福祉の向上ということになっておりますので、対象とすると非常に広い事業になっていると。一つの補助金の基準としますと、10万円というのは、他の団体の補助金についても一応事業費補助としてはその一つの基準を設けているということでございまして、27年度で申し上げますと、実際に提案がありましたのは５団体ございました。その中の３団体ということで選ばせていただいたということでございますので、この要綱に沿って現在ではもっと提案していただければなと、そのように感じているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員　３点お伺いします。

まず、43ページの総務管理事業ですけれども、ちょっと細かいことですけれども、14の使用料及び賃貸料ということで、ここのところに26年度の決算のときにはＡＥＤのリース料として１万5,552円が計上されておりました。25年度のときにはゼロで、24年度のときにはＡＥＤを幾つかＡＥＤをお借りして10台ぐらい購入したというような経緯があったと思うのですけれども、この２台が今回また消えているのですが、その辺のいきさつを説明していただきたいと思います。

それからあと、44ページの臨時職員の管理事業ということで、これが非常に金額が前年度、前々年度に比べると大きくなっておりますので、その増額の要因といいますか、それについて説明をお願いします。

それからあと、３番目ですけれども、50ページの会計のところですけれども、一番下の２のところの会計管理総務費、その中の11の需要費なのですが、需要費の中でも消耗品費、これが今までは300万円を超えていたわけでありますけれども、27年度は160万円と半額ぐらいになっているのですが、その減額のいきさつをお願いしたいと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

内田副課長。

○内田恒雄総務課庶務・人事担当副課長　まず先に、臨時職員の賃金の増の理由について、その要因についてお答えさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、平成27年度から通勤手当相当分、こちらのほうが賃金として上乗せ支給になるようになりました。そういったことがございまして増額というものが一番大きな要因というふうになります。

それから、ＡＥＤのリース料の関係でございます。なごみの施設のほうが移管になったということの関係で額が変わってきているというような部分でございます。

私のほうからは以上でございます。

○畠山美幸委員長　金井会計課長。

○金井敏明会計課長　私のほうからは50ページの会計管理総務事業、その中の需要費の

消耗品の関係のご質問かと思われますが、27年度につきましては163万8,538円ということで、この金額の中で大体の部分を占めるものというのは、埼玉県の証紙を購入してございます。その金額が150万円でございました。それが27年度150万円ということです。その前の26年度の決算でございますが、そのときには全体のうちの埼玉県証紙の購入で320万円を購入してございます。27年度の去年の決算につきましては、その前の年の購入状況等を考慮し、在庫状況等を考慮して買う枚数というのが半分近くになったということでの状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　佐久間委員。

○佐久間孝光委員　そうしましたら、43ページのＡＥＤのリースですけれども、なごみのほうに移管をされたということですので、そちらのほうでＡＥＤは継続的に管理をしていくというようなことでよろしいのかどうか、それからあと44ページの臨時職員のほうの件ですけれども、通勤手当を支給するようになったということで大幅ということで、これ人数的にはどうなのでしょうか。それからあと、例えばその人数がふえていないというのであればあれなのですけれども、ふえているということの中で、例えば正職員の方ができる仕事と、臨時職員の方ができる仕事というのはある程度限られていると思うのです。そういう中で、実際に業務を進めていく中で支障が出ていないのかどうか確認させてください。

それからあと、会計課のほうですけれども、埼玉県の証紙ということで、25年度も300万円以上のあれを計上されているものですから、25年度はそういう証紙を使うことが多くて26年度も引き続き320万円ぐらいの計上になって、その段階になって大きく在庫ができたので、今回は150万円ぐらいに証紙の購入を控えたということでいいのですか。例えば25年度の場合にそれだけのあれを使ったということであるならば、何で急激にそういうふうに少なくなったのか、その辺の理由がわかれば説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

内田副課長。

○内田恒雄総務課庶務・人事担当副課長　臨時職員の人数の関係でございます。26年度と27年度を比較しますと、人数としまして、26年度が59人、それから27年度が70人と、

こちらのほうは人数も多少ふえておりますので、先ほどの答弁の中で増額の要因としてはこちらのほうも考えられるかと思います。また、業務につきましては、臨時職員につきましてはあくまでも臨時職員の行う業務という形に基本的には限定させていただいているということの中で、支障のないように勤務をしていただきたいということも含めてお願いしているところでございます。ＡＥＤにつきましては、総務課のほうで管理していたなごみの施設については社協のほうに移管しているというものでございます。よろしくお願いします。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

金井会計課長。

○金井敏明会計課長　埼玉県証紙の関係でございますが、今までの例年というのでしょうか、当初予算でご承認いただいた金額で県証紙を順次買っていたわけでございますが、先ほど申し上げましたとおり、在庫も結構あって、急に使わなくなったということではなくて、この証紙につきましては、例えばお客様のほうで会計の窓口のほうで購入していただけるというものでございまして、証紙の使い道等につきましてはいろいろあるわけなのですけれども、確認申請のときに手数料として張っていただいたりですとか、高校入試のときにその入試の手数料ということで張っていただいたりとかするもので、一概にその使用が減ったとかということではなくて、例年同じような割合で出ているものと思われますが、在庫の状況が順繰り順繰りたまってきてしまったので、余り抱えてもということで購入のほうを減らしたものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　佐久間委員。

○佐久間孝光委員　臨時職員のことだけ確認をさせていただきますけれども、そうすると臨時職員の方の割合はふえてきた。正のほうは今のところ横ばい、あるいは計画だと少し少なくなるというような感じでありますけれども、そういう中で業務を進めていく中では支障なく今のところはやっているという認識でよろしいでしょうか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　お答えさせていただきます。

臨時職員の数の増ということについては、本当に毎年少しずつふえている状況にはあるというふうには思っております。今副課長のほうから答弁させていただきました

が、さらに特に臨時職員の数でふえている部分というのは、単純に毎年臨時職員でお願いしている例えば図書館の業務でありますとか交流センターの業務、そういったもののほかに、いわゆる生活指導員さん、こども課関係のさわやか相談員さんや生活指導支援員、こういった方たちの人数もふえてきていると。そういう意味では、ある意味では臨時職員という単純なものだけではなくて、ある程度資格だとか経験だとか、そういったものを有するような職種の方も臨時職員としてお願いをするようになってきているということはあろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員　４点ほどお尋ねいたします。

39ページです。21款町債の衛生費、小川赤十字の利率なのですけれども、前年は0.30％だったのです。今回ここに記入されているのは0.07％、これが違いがないのかどうか確認させてください。

あと、45ページです。13の職員の安全衛生の管理事業の関係なのですけれども、これも前年から比べると、報償費が約10万円、それから委託料も約20万円ほど、今回この下でさらにストレスチェックというようなことが行われているわけですけれども、この事業を通して、職員の安全衛生管理というのですか、そういった点は効果がはっきり出てきているのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

あともう一点、48ページです。20の財政管理事業の中で、電算委託料の財務会計システムの保守なのですけれども、これが去年だと142万5,000円ぐらいなのです。かなり増額されているのです。この増額されている理由についてお尋ねいたします。

あと、もう一点です。51ページ、第２款の庁舎管理事業なのですけれども、これは光熱水費ですね。1,617万6,000円、前年度から比べると140万円ぐらい減額になっています。どういったようなことが行われてこのように減額になっているのか、以上４点お尋ねいたします。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

内田副課長。

○内田恒雄総務課庶務・人事担当副課長　それでは、私のほうから職員安全衛生管理事業の関係につきましてお答えさせていただきたいと思います。

まず、昨年度の報償費の関係でございますけれども、こちらは産業医を契約しておりまして、この報償が主なものでございます。それとさらに、職員のメンタルヘルス研修を行っておりまして、この講師の方への謝礼というものが15万円ほど入っております。こういったことで、メンタルヘルス研修、職員対象の内部研修を行って安全衛生面の対応を図っているというものが１つございます。

それから、委託料の中でストレスチェックの委託料、これが新たな項目として上がってきております。労働安全衛生法が改正になりまして、平成27年12月から労働者が50人以上の事業所につきましては毎年１回検査を行うということが義務づけられたことに伴いまして、今年の３月にストレスチェックというものを職員対象に行ったものでございまして、最初の年でございましたので、健康づくり事業団のほうにお願いしておりますが、やり方も含めて今後いろいろ産業医とも相談していきたいというもので、それをどう生かしていくか、こちらについても検討を進めていきたいというような考えを持っております。

そういったことも含めて安全衛生の効果ということでございますけれども、こういったこと、それから定期健康診断等も行っております。全てそういったことに対して庁内の衛生委員会というところでその結果であるとかその結果を踏まえた対応、そういったものを検証検討しながら、そういったものを安全衛生の面で生かしていきたいというようなことを毎年毎年繰り返して、よりよくしていくというような形で取り組んでいるところでございます。効果としましては、少しでも病気ですとか、そのいろんなものが軽減できればよろしいかなと思うのですが、これが目に見えてこうなりましたよというふうにご説明できれば一番よろしいかと思いますが、今の段階では毎年毎年変わってくることもございますので、なかなか説明が難しいということで、ご容赦いただければと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

前田副課長。

○前田宗利総務課財政契約担当副課長　私のほうから２点お答えさせていただきます。まず、39ページの衛生債の率でございますが、昨年度0.3％ということで低かったのですけれども、今年度は大分上がっているということでございまして、これも毎年借り入れの時期に市場の率の変動によって決まるものでございまして、今年度につきましては市場の率が上昇気味でございまして、この率になってございます。

〔「下がったのだよ」と言う人あり〕

○前田宗利総務課財政契約担当副課長　すみません。0.7ですね。市場の金利と連動していまして、今年度下がっているところでございます。

次に、48ページの電算委託料の保守料でございますけれども、これにつきましては機械の入れかえ等ございまして、新しくなった分につきまして、その保守料が若干上がっているということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

内田副課長。

○内田恒雄総務課庶務・人事担当副課長　もう一点、私のほうからは、庁舎管理事業の光熱水費の減額しているというような、こちらの要因につきましてお答えさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、電気の使用料、こういったものが、通常お昼休みですとか休憩時間に職員のパソコンの電源を長時間離席する際には切るだとか、小まめに電気を消すだとか、そういったものは継続して行っておりますけれども、１つ考えられる要因としましては、燃料費の調整制度というのが電気の関係でございまして、そちらの調整制度の関係が昨年の７月以降からマイナス調整というのが継続しているというものも大きく影響しているのかなというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　すみません。ちょっと補足で回答させていただきます。

財産管理事業の電算委託料、財務会計システムの保守料、こちらについて金額が上がっているということで、財務会計システムの保守ということについては昨年と同じなのですけれども、実はマイナンバー制度に伴う財務会計システムの改修が27年度はございまして、これが84万9,000円入っております。その金額の差が電算委託料のこの金額の差になっているというものでございます。大変失礼いたしました。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　そうしますと、まず46ページの職員さんの安全衛生管理の関係なのですけれども、９月の答弁も聞いていてちょっと気の毒というか、そのように受けるの

だけれども、この辺がしっかりと目に見えてではなくて、こういう形ができて、こういう形でできたのだというような形をつくり上げていかないと、ここに経費かけているのだけれども、なかなか成果が出ないというようなことは、大切な税金を使っているわけですから、その辺はもう少ししっかり担当課として臨んでいくべきだと私は思います。答弁があったらお願いしたいと思います。

それと、全般的にちょっとあれなのですけれども、25年度からクラウド化が始まって、県のその町村の関係のことでいろいろなものが動いてきているわけなのです。ですけれども、この総務課の場合だと今回そう触れていないので、なかなか言えないのですけれども、一応その所管になってくるのは総務課ではないかと思うのですけれども、いろいろこの電算システムが進んでいくことの中で、どういう形で総務課の中で効果が出ているかというようなことです。私が申し上げたいのは、このさっき言った227万4,480円が80何万円増額されていると。マイナンバー云々ということだそうですけれども、こういうことによってどういうことが総務課でいろんなことの手数が省けたとか、そういう形で出ているのかどうか、お願いしたいと思います。

それとあと、51ページの調整云々というのは、燃料費か何かの電気代の中のもとの中の金額がそれだけ27年７月から調整されたのだということでいいですか。燃料費のところです。それをちょっと確認します。

○畠山美幸委員長　３点につきまして答弁を求めます。

内田副課長。

○内田恒雄総務課庶務・人事担当副課長　３点目の燃料費の関係の燃料調整費、こちらは電気代に関するところの調整があったというものでございます。

○畠山美幸委員長　中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　まず、職員の健康管理についてお答えさせていただきたいと思います。ストレスチェックの実施につきましては、副課長からお答えさせていただきましたが、嵐山町ではいち早くこのストレスチェックについては導入させていただいたというふうに考えております。他の町村では、27年度ではなくて、28年度に入って実施をしているというところも多くございます。そういった中で、嵐山町ではいち早くこの体制をつくって、そしてこれについても、庁内のいわゆる安全衛生委員会、この中でこのストレスチェックをどうやっていくかということを協議させていただきました。この中で、今副課長がまだ効果としてなかなか説明ができないと申し上げました

が、このストレスチェックと申しますのは、いわゆる職員の精神的なといいましょうか、そういった心のケアを図っているというのが一番の課題でございます。その中でまず現在やり得るチェックを行って、そしてこれをどう生かしていくか、この第１段階を行わせていただいたと。集団的にといいましょうか、グループ的にこの役場の職員の中である程度心にケアが必要な職員がどのくらいいるか、そういったことを分析させていただいたと。28年度、今年度でございますけれども、その結果をもとにストレスチェックをさらに進めるためにはどうしたらいいかということを衛生委員会の中で話をさせていただいて、より充実させていきたいということでございまして、特にこの心のケアの関係、それから職員の健康診断については臨時職員も含めて毎年実施しております。その中で、必ず再検そういったものが出た職員については、そのまま放置することではなくて必ず再検査を受けてもらう、そしてそれを報告してもらう、産業医の相談を行っていただくということで、これも実際的にはやりっ放しということではございません。そういった点で、ぜひ精神面、肉体面、健康面、職員の健康管理についてはこれからも充実してやっていきたいというふうに考えております。

それから、マイナンバーの関係については、今委員さんのお話がございましたように総務課関連もございますし、一番なのは基幹的な住基、税、こういったところの制度改正といいましょうか、システムの改修というのが一番でございます。これによって総務課関連で何が大きく変わったかということは、はっきり言ってマイナンバー制度で例えば選挙制度、あるいは財務会計制度、こういったものが職務上何らかの影響で効率がよくなったとか、そういったようなものではございません。そういった面での効果という面では、感じられているものはないということでございます。将来的には、このマイナンバー制度については、以前もお話を申し上げましたように、庁内の検討委員会、これは地域支援課と町民課、こちらが主体的になってマイナンバー対策といいましょうか、その制度については検討し、庁内のシステム等の改修も行ってきているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　今課長から職員の皆さんの精神を含めて健康面の話をされました。町に来る我々町民としてみれば、健康な顔で元気な体で皆さんに接してもらうということが一番なわけです。だから、今言った実際に今度この次の段階に移っているという

わけですから、ぜひともその辺もうまく生かして、これは全員受けているという判断でよろしいのでしょうか。そこだけちょっと確認させてください。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　基本的には全員に受けていただくと。これは、役場の総務課の職員が直接その職員にチェック表といいましょうか、それを渡してやるのではなくて、今回ですと健康づくり事業団ですが、そちらのほうから各職員にそのチェック表を送って、そして直接そちらに返してもらうと。その集計結果をもらうという形になっておりまして、個人のいわゆる秘密といいましょうか、そういったものは守られているということでございます。その中で、基本的に受けたくないというようなことがあれば、それについては受けなくてもいいという自由もございます。ただ、基本的には全員受けていただくということで実施しております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員　２点関連性があるものをお聞きしたいというふうに思いますが、主要な施策の51ページ、庁舎管理事業、その中に庁舎の天窓のガラスの交換があります。多分雪害の関係かなというふうに思うのですが、この関係を、まずどんな理由でかけたものなのか、私は今憶測で言ったのですが、聞かせていただきたいと思います。

次に、ちょっと戻るのですけれども、43ページ、こちらを最初に言えばよかったかというふうに思うのですが、総合賠償補償保険料があります。町の持っているもの、さまざまなところが対象となって入っているのかと思うのですが、主にはどのようなところが入っているのか教えていただきたいと思います。

その２点だけお願いします。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　それでは、お答えさせていただきます。

まず、総合賠償補償保険なのですけれども、こちらについては、どの場所、建物だとか、そういったことではなくて、町が主催する事業、あるいは町が管理する施設、そういったところで何らかの町が補償する、賠償責任を問われる、そういった事例に

対して保険金として支払われるというものでございます。一例を申し上げれば、例えば道路に陥没のところがあると、その陥没しているところによって例えばタイヤが傷ついたというような場合、その場合には、町にその責任があれば、その部分に関して保険金が支払われるというものです。また、町が主催するような例えば事業、行事、こういったところで町の管理責任を問われるような事故があった場合、その場合に補償になるという保険でございます。それから続いて、天窓ガラスの修繕でございますが、委員ご指摘のとおりでございまして、あの大雪による被害、それによって天窓が破損したというものでございます。

○畠山美幸委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　お聞きします。

内容的に、補償の内容、私が勘違いしていたのですが。よく専決なんかでございますけれども、この保険料、何かを対象としないところの保険料というのが出てこないかというふうに思うのですけれども、どんなものを想定してこれが出てくるのか、町の規模ですとか、いわゆる町の広さとか、どういうところを考慮してこの保険料が出てくるのか教えていただきたいと思います。

それと、天窓のガラスの件ですけれども、例えば不慮の災害というか、自然現象においてたまたま大雪が降って割れてしまったと。人的に被害がなかったから、不幸中の幸いだというふうに思うのですが、こういうものについての保険というものは入っていなかったのでしょうか。そこのところだけ教えていただければと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　まず、総合賠償補償保険なのですけれども、こちらについては基本単価がございまして、それ掛ける人口です。嵐山町の人口掛ける１人当たり67.2円という金額、これを積算の基礎として総合賠償保険に入っているというものでございます。それから、天窓ガラスの修繕ですが、これは総合賠償補償保険ではなくて建物の保険、こちらのほうが対象になりまして、修繕については保険がおりたということでございます。

○畠山美幸委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　ちょっと聞き取れなかったのですけれども、１点だけ、その天窓の関係ですけれども、一番最後に課長おっしゃってくれた言葉がちょっと聞き取れなかっ

たのですけれども、もう一度お願いできますか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　すみません。もう一度申し上げます。

天窓の修繕に関しては、役場庁舎の建物の火災保険料、こちらのほうが対象になりまして、そちらのほうで全額保険金がおりたというものでございます。なお、そちらの保険料については、庁舎管理事業の中で火災保険料というところでこの建物の保険に入っているというものでございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

松本委員。

○松本美子委員　先ほど質問等がありましたけれども、職員さんの安全衛生管理事業ということでお尋ねをさせていただきますけれども、当初予算と比べますと相当な金額が減額ということで、132万円ぐらい減額ということになっていたと思います。余り受け手がいなかったというふうになっているのだと思うのですけれども、まず再検査や何かの人数等が見つかってくるわけですけれども、これについては何名ぐらいいらっしゃったのでしょうか。

それと、破傷風の予防ということで７人の方が14回受けていらっしゃると。これは何かの原因があったからでしょうか。それと、そういう項目があるので７人の方が受けたと、そういうことでよろしいですか。

それから、その下のインフルエンザ予防ですけれども、これは町全体でもそんなふうなことでインフルエンザ予防は受けてくださいよということがありますけれども、何せ５人というのは非常に少ないなというふうに思っています。この対応といいますか、職員にはどんなふうに周知をして健康を図っていってもらうかということについてはどんなふうになっているのでしょうか。インフルエンザの時期になるとマスクをかけて皆さんが仕事をしていらっしゃるので、風邪を引いているのかな、体調がよくないのかなとか、いろいろ考えるところでございますけれども、この辺の管理につきましてお尋ねさせていただきます。

それから、ストレスの関係につきましてはわかりましたから、今後のことについてしっかりと指導していただきながら、職員さんのストレスがたまらないように、お休みする方がいないようにできる限り調整していただきながらできればいいかなという

ふうに考えていますので、こちらにつきましては答弁等は結構です。先ほど答えていただいたので、わかりました。

それから、次のページの46ページになりますけれども、七郷の郵便局の関係なのですが、嘱託の委員報酬ということで27年度３人ということですが、50万円ぐらいの減額というふうになりますが、この減額理由につきましては、時間の関係なのでしょうか、あるいは兼務の関係がどんなふうか変更になったための減額なのでしょうか、お尋ねします。

それと、49ページですけれども、中ほどに平和事業というものがございます。こちらは、平和事業のパネルということで展示等がありました。私も見させていただきましたけれども、しっかりとこういうものは展示をしながら、二度とこういうことが起きないようにということでやっていければいいのかなと思いますが、受付業務をシルバー人材センターのほうにお願いしてあるようですが、金額も約倍かかっています。というのは、日数が延びたのか、あるいは何かほかに問題点が起きたので、決算では３万2,000円ほどになったのか、その増額の理由、それから何人ぐらいの方がこのパネルを見に来られたのか、受付業務というものがある以上は受付のところでチェック等がなされていたのかということをお尋ねさせていただきます。

それと、次の52ページですけれども、行政バス、その上の自動車の借上料の関係ですが、35台ということなのですけれども、毎年こんな形で出てきますが、この車の車種というのでしょうか、内容につきましては35台はどんなふうな形になっているのかと、それから各担当者で何台かぐらいずつは自分のところの担当でしっかりと使えるようになっていると思うのですけれども、時折足りないとかというようなお話も何となく伺っていますけれども、その辺の対応についてはどんなふうに行っているのかお尋ねし、35台で足りているのかということをお尋ねさせていただきます。

あと、その下の行政バスになってきますけれども、こちらにつきましては武蔵観光さんにずっと委託という形でお願いがしてあるわけですけれども、こちらにつきましては、年間の走行距離ですか、そういうものがどのくらい走っているのか、あるいは有料の関係の方たちがどのくらい利用しているのか、あるいは公的で使って無料の関係がどのくらい使っているのかということをお尋ねさせていただきます。それについても約30万円近くの減額が出ておりますから、委託料が安く済んだのかなというふうな考え方もあるのですけれども、その辺のお尋ねをさせていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

○畠山美幸委員長　以上５点につきましての答弁を求めます。

内田副課長。

○内田恒雄総務課庶務・人事担当副課長　まず、私から職員安全衛生管理事業の関係で健康診断の再検査の職員の関連でございます。申しわけございません。再検査の職員の人数は今手元に数字がございませんので、人数のほうはお答えできないのですが、再検査になった場合の検査費用につきましては自己負担でやっていただいているというような状況でございます。人数のほうは、確認でき次第お答えさせていただきたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○内田恒雄総務課庶務・人事担当副課長　失礼しました。全部で受診者が160人中、要治療以上の再検査、そういった判定が出ている方が57名でございます。人数としてはそういう人数です。

それから、その他の健康診査料の関係で、まず破傷風予防接種、こちらはアライグマの捕獲の業務に従事する職員、こちらの職員につきまして１シーズンに２回、それから１年後にもう一回予防接種を受けていただいているというものの費用でございます。

そして、次のインフルエンザの予防接種の接種料でございますが、こちらは新入職員の研修で福祉施設のほうでの研修に参加していただく新入職員、この新入職員にインフルエンザ等の感染予防のために予防接種を５名ほど受けていただいているというものでございます。

また、職員全体のインフルエンザの感染等の予防につきましては、全職員に対して庁内のほうの連絡の手段、掲示板等を使って周知するとともに、手洗い、うがいの励行ですとか、そういった基本的な周知徹底、そのほか本人、また家族等、インフルエンザの発症、もしくは発症の疑いがある場合の対応、そういったものにつきましても各職員に周知するとともに、体温測定ですとか小まめな報告、そういったものもやっていただくというような対応をしているところでございます。

それから、平和事業の関連でございます。平和事業につきましては、昨年度は戦後70周年ということでございまして、例年パネル展示等の事業を行っていたところなのでございますけれども、昨年は企画展ということで、ふれあい交流センターにおきま

して９月３日から９月６日まで戦争に関係するパネルの展示のほか、さまざまな戦時中のいろんな生活用品、それから町民の方から借り受けた品物、そういったものの展示を行いました。そういったものも展示を行っている以上、持ち去りとかいたずらとかのないようにシルバー人材センターに受付業務のほうを委託したというものでございまして、その分の予算が増額しているというものでございます。そして、ふれあい交流センターの企画展のほうに来場された方の人数でございます。９月３日から６日の４日間で合計150名という来場者でございます。

それから、公用車の関係でございます。公用車の数が足りているのかどうかということでございますが、当然その課の業務、車を使わなければならない業務がどこかであった場合、課の管理している車では台数が足りないという場合には、ほかの課からあいている車を借りるというような形で対応しているところでございます。

それから、各課共通で使える車が車種でいいますとプリウスですとかインサイト、そういった車がありまして、県庁等の出張等でそういった共有で使える車を主に使っていただいているということも含めて、本当に車が全然ないよというような状況はほぼ起きていないのではないかというふうにこちらとしては認識しております。

私のほうからは以上でございます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

前田副課長。

○前田宗利総務課財政契約担当副課長　私のほうからは52ページの行政バスの関係をお答えさせていただきます。距離ということでございますが、距離については手元にデータがございませんので、年間の運行日数と利用団体数のほうをお答えさせていただきます。利用団体数が27年度につきましては95団体ございました。年間の運行日数が100日でございます。委託料につきましては、利用実績によりまして委託料をお支払いしておりますので、この金額となってございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　七郷の簡易局の関係でございますが、こちらにつきましては基本的に委員さんお話しいただきましたように３人体制で、基本的には３人の嘱託員さんでローテーションを組んで、２名体制というのを原則に組ませていただいています。ただ、都合によってはどうしてもお休みといいましょうか、そういったところもあり

ますので、その場合には１人になったりということもあります。基本的にはそういうことでローテーションで回しているということでございまして、特にこれがあったからこれだけ減ったというようなことではございません。

○畠山美幸委員長　では、ほかにあると思いますが、お昼になりましたので、暫時休憩いたします。

休　　憩　午前１１時５９分

再　　開　午後　１時２５分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

松本委員の１回目の質問に対しましての答弁漏れがございましたので、よろしくお願いいたします。

内田副課長。

○内田恒雄総務課庶務・人事担当副課長　答弁漏れがございまして、大変失礼いたしました。私のほうからは平和事業の委託の関係でございます。シルバー人材センターに企画展のほうの関係の委託をさせていただいておりますが、こちらにつきましては４日間、１人の方に９時から５時までの間、会場のほうで受付の業務をしていただいております。予算が26年度に比べますと、この委託業務分が丸々27年度は増額というものでございます。

それからもう一点、公用車の関係でございます。35台のリース車両の車種ということでございます。内訳でございますが、35台のうち軽自動車が20台というものでございまして、軽自動車につきましては軽トラックですとか、あとは箱型の車名でいうとムーブですとかアルト、ミラ、そういったものでございます。それから、普通車につきましては普通貨物、小型貨物、プロボックスであるとか、あとはトヨエースというトラック型のもの、そういった車両が主なものでございます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

前田副課長。

○前田宗利総務課財政契約担当副課長　私のほうからは行政バスの件について答弁漏れがございまして、お答えさせていただきます。

先ほど私のほうで件数等お答えいたしましたが、その分につきましては優良団体の件数ということでございます。これに免除団体がございまして、その件数が52件で、

運行日数が54日ということでございます。トータルいたしますと、運行日数が154日ということでございます。件数としましては147件でございます。また、キロ数でございますが、年間の運行距離数が１万2,458キロでございました。

以上でございます。申しわけございませんでした。

○畠山美幸委員長　中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　七郷簡易局の兼務について補足でお答させていただきます。

予算との比較ということでお尋ねいただきまして、予算額については当初予算で437万7,000円計上させていただいておりましたが、決算は387万5,592円、減額ということになっております。この当初予算については、先ほどちょっとお答えさせていただきましたが、簡易局については常時２名体制ということで勤務をすることを予定しておりました。ただ、３人でそのローテーションを組んでおりましたので、できればこれを４人体制にして常時２人体制をとるということでの予算化を図ったものでございます。ただ、実際には27年度についてはプラス１名というのができませんで、３人体制の中で行わせていただいたということの結果で50万円ほど減額になったということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　それでは、再質問させていただきます。

まず、45ページですけれども、職員さんの関係なのですが、再検査の関連ですけれども、全体的に57人だったということなのですが、こちらにつきましてはもう少し細部についてどのような再検があったのかということをお答えいただければというふうに思います。

それに、アライグマの破傷風の関係ですが、こちらにつきましては７人ということで、資格を持っていらっしゃる方だと思いますが、全員の方で７人という考え方でよろしいでしょうか。

それと、ただいまの七郷郵便局の関係ですが、以前は４人体制だったということだと思いましたので、質問させていただいたのですが、27年度は３人体制で、４人の計画もあったということですけれども、そうしますと３人でやるということは、２人ずつということになりますけれども、１人で受け持った日にちというものはもちろんなかったのでしょうか。あるいは、４人が３人ということになりますと、業務に対して

の支障というようなものはなかったのかお尋ねします。

それと、平和祈念事業につきましてはわかりましたので、結構です。ありがとうございました。

それから、自動車の借り上げの関係ですけれども、数多くいろんな車種についての車が35台の中にはあるなと。それは、共通して使っている部分と、それから細かくて申しわけないのですけれども、担当課のほうには何台ぐらいの車が。課で割ってけばいいのではないかというふうに思うのですけれども、常時使えるというような形のものが課には１台なり２台なりとかいうふうに、専属みたいにあると思うのです。その中でどんなふうに。全部の答えはしていただかなくても大丈夫ですけれども、教えてください。お願いします。

それと、行政バス、その下ですけれども、日数とか団体の確定だとかいろいろなことを答弁していただきましたが、これで例えば一般の団体さんが借りたいということで、だけれどもその日には公的なものに使うというようなことがあってキャンセルというか、そういったお互いにかち合ってしまってというようなことで不便等が今年度はあったのかなかったのか、その辺の調整はどんなふうに行ったのかお尋ねをさせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長　４点につきましての答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　まず、職員の健康診査の関係で、再検査等があって、それがどのような内容だったかというご質問だったかと思うのですけれども、手元にはそこまで細かいことはないのですけれども、職員の健康診査の中で再検査になるというのは、例えば肝機能の障害といいましょうか、これは自分も含めてなのですけれども、例えば脂肪肝だとか、そういったことでちょっと数値が基準より高いよとか、糖尿の疑いがあるよとか、そういったことでの再検査といいましょうか、そういったものが多いかなというふうに感じております。ほとんどが再検査をした結果が特に問題がないとか、あるいは定期的に検査を受けてくださいというような結果になって、重症化といいましょうか、そういう事例というのは去年あたりはなかったのかなと記憶はしております。そういった形での再検査というのが出てくるということです。

それから、アライグマの関係については、資格というよりも研修を受けていただい

て、そして担当していただくというような形になっているというふうに認識しております。

それから続いて、簡易局の関係でございますけれども、３人体制でいて、１人での勤務、そういった状況があったかという、それで支障があったかというお尋ねだったと思うのですけれども、実際には２人体制で組んでおりましても、その中で年次休暇等もありまして、それを１人がとった場合に１人勤務になるというようなケースはありました。そういった日数が月に２日とか３日とか、その程度の頻度であったのではないかなというふうに思っております。ただ、それで特に支障があったとか、特にその日に問題があったということは幸いにしてございませんでした。

それから続きまして、車の借り上げの関係でございます。車の借り上げで、各課に何台ずつ、どんな車種がというお話がございました。それぞれの課に、例えばまちづくり整備課であればトラックですとか、軽ですとかワゴンというような形で配置がされていると。課によってその配置されている台数というのは、台数、車種についてはそれぞれ違っております。そういった中で、必要な課に必要な車の車種を配置をするという形での配備をさせていただいているというところでございます。

なお、先ほど副課長のほうからもお答えがありましたように、例えば会計課、こちらに会計課長おりますけれども、会計課にも１台配置がしてありますけれども、会計課が毎日車を使うかということは余りないことでございまして、会計課の車については、各課が不足している場合には、予約制という形での借り上げというか、対応をしていただいているというような状況で、台数について、特にどこの課が不足して、そして困っているというような状況については、なるべく融通し合って対応しているというのが現状でございます。

それから、行政バスの関係でございますけれども、行政バスは予約制でございますので、予約の段階において、必要な予定日、そちらについてはあいているかどうかということは事前に確認ができますので、そういったことで特にかち合って、どちらかを融通したというようなことは27年度においてはなかったかなというふうに思っております。ただ、行政バスでございますので、27年度はなかったのですが、行政目的でどうしても町の行事等で優先的に使わなくてはいけないというものについては、あらかじめ予定が立っているものについては一般の予約とは別に先に優先的に予定表の中に入れさせていただいているという実態もございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　ちょっと私の聞き方が申しわけなく思っていますけれども、まずかったかなというふうにも感じましたけれども、今の答弁を聞きまして、アライグマの関係ですけれども、私が聞いたのは、資格といいますか、研修等ももちろん受けた人たちだということですけれども、７人が全部その研修をもちろん受けているのでしょうかというふうなことを聞いたのだと思うのですが、この７人については研修が終了して破傷風の予防接種も受けて対応しているということで、確認の意味になってしまいますけれども、よろしいでしょうか。

それと、職員さんの関係になってきますけれども、57人の方と、それから肝機能の関係の方が再検査の方がちょっといるかなということだということで、このために大きな病気というようなものは見つからなかったというようなご答弁だったのでしょうか。あるいは、休養等に入られてしまったというような方も、もちろん27年度はいなかったということでよろしいでしょうか。もう一度お願いします。

それと、郵便局の関係、七郷のことですけれども、１人での勤務の方たちも時折はいたということで、私もそれは実際に伺ったり何かしたときにそういうお話等も聞いていました。あそこは現金等もかなり使うわけですよね、あそこにもありますから。そういったところで１人というのは、非常に大変な思いをしながら業務をしているのかなというふうにはたでは私たち感じましたので、この辺は今年は４人体制はなぜできなかったかというか、そういうことですけれども、なぜできなかったのでしょうかというふうに伺います。２人というふうなことが前提ということであって、金額も50万円からの金額が減額に当初から比べるとなっています。そういう中で３人というふうになって、こちらのほうでは決算で報告してありますけれども、どうしてふやせなかったかということについてお尋ねします。それで結構です。

○畠山美幸委員長　３点につきまして答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　お答えさせていただきます。

まず、アライグマの関係については、講習といいましょうか、研修を受けていただいた方に実施をしていただいているということでございます。

それから、職員の健康診査の関係につきましても、ちょっと手元にはなくてお答え

させていただきましたが、特に重症化で入院をしたとか、そういった方はいらっしゃらなかったというふうに思っております。

それから、簡易局の関係でございますが、基本的に４人体制がいいのではないかということで、２人体制を確保するということ前提で予算を組ませていただきました。４人体制にできなかったというのは、その３人体制の中で簡易局の今やっていただいている３人の皆さんと話をして、何とかとりあえず３人でやってみるというようなお話をいただきましたものですから、３人でやらせていただいたというのが実際でございます。ただ、現実として、委員にご質問いただきましたとおり、１人体制になってしまうということがあったということが事実でございまして、今後につきましては４人体制の中で常時２人体制をとるということを考えて職員の採用をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員　決算書の135ページの小川赤十字病院の補助なのですけれども、既にもうでき上がって診察等が新たに始まっているのかなというふうに思っているのですけれども、実は最近公設あるいは市民病院等で医師の不足というのがかなり叫ばれているわけです。埼玉でも医師不足というのが言われているわけなのでありますけれども、この日赤病院が新たに診療が始まっている中で医師不足というのはないのかどうかお聞きしておきたいと思います。

○畠山美幸委員長　１点についての答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　お答えさせていただきます。

小川赤十字病院、河井委員さんお話しのとおり、新たな病院として、新病院といいましょうか、私も実は行かせていただいたのですけれども、非常にすばらしい施設で建っているなというふうに思いました。ただ、お尋ねの医師不足の関係については、町といたしまして、小川の赤十字病院で診療科でこういった医師不足で困っているというようなお話を聞いているということはございませんので、ちょっとその辺については不承知でございます。ただ、委員さんご指摘のとおり、いろんなところで医師不足で大変な思いをされているというのは、違うところで耳にすることはございますの

で、そういった点では小川赤十字病院においてもそれなりの医師の確保というところでは苦労されているところもあるのかなと。それは推測でございます。実際には、そういった話を聞いているという事実はございません。大変申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

○畠山美幸委員長　河井委員。

○河井勝久委員　聞いていないということなのですけれども、嵐山町も日赤病院に対しては補助負担をしているわけです。そういう中では、ある程度完全にもう病院そのものが十分な稼働をしているというふうに感じ取ってはいるのですけれども、実はこの間ちょっと聞いたのですけれども、患者さんが予約して、それで行ったら、そこで何か待たされて、それで受けられないというふうな、これは紹介もあって行ったそうなのですけれども、受けられないという形で帰されてしまって、それでしようがなしに違う病院に行って診察してもらったらかなり症状が進んでしまっているという話を聞いて、日赤というのはそういうことがあるのかどうかということでは、科によっては医師不足によってそういうことが生じているのかなというふうに聞かれたのですけれども、そういう問題をすると、さまざまな病院で例えばレントゲン技師がいないだとか、麻酔技師がいないとか、そういう関係もあっていろんなことが起きているという話も聞くわけですが、ぜひこの辺のところをもう一度日赤の中で診察科によってはそういうことが生じているのかどうか確かめていただければというふうに思っているのですけれども、よろしくお願いします。

○畠山美幸委員長　要望ですか。回答を求めますか。

○河井勝久委員　回答してください。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

　中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　今河井委員さんのおっしゃられたことについては、総務課としてはそういった話は聞いておりませんので、健康いきいき課等についてそういったお話があるかどうか、内部的にちょっと確認をさせていただきながら、実態については実際どうなのだろうというようなところについては少し調査をさせていただければというふうに思います。

　以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員　45ページ、職員の健康関係なのですが、今年からこういう表にしてもらったので、いろいろ質問が出ているのだと思います。これからもこういうわかりやすいものでやっていただけると、ほかでも助かるなと思います。

それで、質問なのですが、新採用職員雇用時の健康診断料、これ７人で４万9,140円ですから、１人１万円もいかないということですよね。一体どういう検査をしているのかなと気になったもので、ちょっと伺いたいと思います。

それから、その下の臨時職員の関係なのですが、これは先ほどというか、午前中に答えていただいたあれでは平成27年は70人がいると。この健康診断のほうでは36人、約半分の人が受けたということで、あとの半分の方はどうしたのかなと思いましたので、伺いたいと思います。

それから、主治医面談料、これはどういう内容なのですか。差し支えなかったら伺いたいと思います。

それと、ストレスチェックは、これを行った結果、どなたかひっかかった人というのはいるのですか。そういうものではないのですか。ちょっと気になったもので、それとこのチェックは臨時職員の方は受けているのかどうか伺いたいと思います。

それから、51ページの庁舎管理事業で、先ほど庁舎の天窓、これ大雪が降ったと。平成27年度に大雪が降ったかなと思うと、そんなに降らなかったのではないかなと思ったのですけれども、私の記憶違いかどうか確認したいと思います。

それと、その上の排煙装置の関係なのですが、２年前の決算を見ましても、この工事費が出ているのです。その前もありましたよね。そうすると、今後も２年に一遍とか３年に一遍とまた出るのだと思うのです。もっと丈夫なものに交換することができないのか、そういうのを研究されたことあるのか伺いたいと思います。

それと、庁舎で聞くのが一番いいなと思うのですけれども、節電が死語になっているとマスコミなどでも報道されていますけれども、余り嵐山町でも節電の努力というのが最近なくなっているような感じがするのです。ただ、この光熱水費、平成26年と比べると140万円減っているということで、多分天気の影響が一番大きかったのではないかなと思うのです。昨年は８月末あたりから一気に秋らしくなりましたので、その点が一番大きかったのではないかなと。節電の結果ではないのではないかなと思うのですけれども、節電の努力をしているのかどうか伺いたいと思います。

それと、次の52ページ、行政バス、これ答えあったのですか。平成25年が620万円、平成26年が570万円、そして平成27年は600万円と、またふえたのですよね、ずっと減ってきていたのが。これなぜふえたのか、答えがあったのかどうか、ちょっと私聞き漏らしてしまったのかもしれませんけれども、伺いたいと思います。

それと、62ページの入札の関係で、町内町外の企業の落札、仕事の状況を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　大きく５点の答弁を求めます。

内田副課長。

○内田恒雄総務課庶務・人事担当副課長　それでは、新採用職員の健康診断の委託料の関係で、健康診断の検査項目のお尋ねかと思います。こちらにつきましてですが、労働安全衛生規則で定める雇い入れ時の健康診断の項目、こういったものがございまして、ここに主なものとして事業内容で書いてある項目のほかにも細かくございます。ちょっと手元に細かい資料まで持ち合わせていないものですから、今ご説明できないのですけれども、こちらのほうは先ほど申しました労働安全衛生規則で検査項目が定められておりますので、それに従った項目で検査を行っております。

それから、主治医の面談料というものが一番下にございます。こちらにつきましては、現在休職をしている職員の復職に向けまして、事業主としてその職員の主治医に対して復職に関する所見を伺うというもので面談を行ったもの、これに対する面談料というものでございます。

それから、ストレスチェックの結果でございます。ストレスチェックにつきましては、先ほどもご質問があって、課長のほうからも答弁させていただいておりますが、57項目のチェックをした上で最終的に職場全体で高ストレスというような判定が出た者が18名というのが結果として出てきているものでございます。この結果を受けて、今後の方向性とか、そういったものを衛生委員会等で協議して対応等を図っていきたいということに向けた次のステップに向けるということでございます。

それから、臨時職員でございますが、今回のストレスチェックにつきましては、町の臨時職員はチェックの対象ではございませんで、正規職員のみが対象となっております。

○畠山美幸委員長　それともう一つが上から２段目の臨時職員の雇用健康診断が70人というのに……

○内田恒雄総務課庶務・人事担当副課長　失礼しました。臨時職員の健康診断の関係でございます。表にございます臨時職員の健康診断料、こちらにつきまして36人とありますのは、これは新たに臨時職員を雇い入れる際に行う雇い入れ時の健康診断でございます。そのほか雇用している臨時職員につきましては、職員の定期健康診断、こちらのほうを受診していただくということが可能になっておりますので、基本的にはどちらか健康診断を実施しているという状況でございます。

それから、庁舎管理事業の関係です。天窓の修繕の関係でございますが、何年か前の大雪に比べれば積雪量はさほど多くはなかったのですが、27年の積雪につきましては、積もった雪の後に大分湿った雪で、さらに雨が降って、重い雪が北側の庁舎４階の屋根から直接真ん中の天窓のところに落下したということに伴いまして、網入りのガラス８枚が割れたというようなことでございまして、時期的には28年の１月19日から２月１日にかけての期間ということでございまして、雪が重かったことによって窓が割れたという結果となって、それに伴う修繕でございます。

それから、排煙装置の修繕の関係でございます。こちらにつきましては、委員さんおっしゃったとおり以前から何度か修繕をしております。そもそもこちらの庁舎につきましては、建設当初から空調で温度管理等するような、そういうつくりでございまして、この排煙装置というのは文字どおり火災時の排煙用の窓ということで、頻繁にあけ閉めするような、そういったことを想定しているものではございませんで、ただ時期的に窓をあけたほうが効率的に空気の入れかえとか職場のほうの温度調節ができるということも含めて、あけ閉めする時期がございます。それに伴って、一遍に全部壊れるわけではございませんで、場所によって何年かごとに傷んでくるということが起きて、一昨年もあったということでございますけれども、何回かに分けて修繕を行っているというような状況でございます。

丈夫なものに交換できないかとか、そういった研究はということでございますけれども、単純に排煙用の窓ということですので、そんなに頻繁にあけ閉めするということが想定されていない以上は、そのままであれば、このまま使っていると、同じような使い方をすれば、使い方が激しければ、それなりに壊れる可能性も高くなってくると思いますが、今後研究していく必要があるかどうか改めて内部でも検討していきたいということでございます、答えになっていないかもしれませんけれども。

それから、節電の関係のご質問がございました。光熱水費のところで私のほうから

もお話しさせていただいた取り組みとしましては、昼休み中の消灯ですとか、長期に職員が席を離れる際のパソコンの電源を切るですとか、そういったものは定期的に職員に対して行うような周知を行いながら、まず身近なところの節電を呼びかけているということは継続して行っております。あとは、ＬＥＤ化等をトイレなどで行いまして、そういった消費電力の低減等も行っておりますが、可能なできる範囲で行っているというような状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

前田副課長。

○前田宗利総務課財政契約担当副課長　私のほうからは52ページの行政バスの委託料の件と62ページの入札の関係についてお答えいたします。

行政バスの委託料の増減についてですけれども、これにつきましては業務委託の内容が、出来高と言ったらあれですけれども、その利用団体が使った利用状況によって委託料が支払われます。基本的には、その基本運行委託料というのが１回につき２万9,450円というのがございます。それにまた１時間超えた場合には4,500円ですとか、距離を10キロ以上超えた場合には1,000円ですとか、そういったもろもろのものが計算されまして委託料になってございますので、各団体の利用状況によって増減してくるということでございます。

続きまして、入札の状況でございます。平成27年度の入札、契約関係の状況でございますが、30万円以上の工事及び業務委託の件数でございますが、町内の業者に対します契約件数が平成27年度が87件、町外の業者による契約件数が132件でございました。合計で219件ございました。金額につきましては、町内が87件で２億6,279万3,000円、町外が132件で５億8,952万9,000円、合計219件で８億5,232万2,000円でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　51ページの庁舎の関係で、節電をしていけばどうしても排煙装置の窓をあけていくと思うのです、暑くなりますので。そうすると、あけ閉めすれば今後もこの工事というのは出てくるわけで、何らかの形をしていくことが必要だなと思います。今まで研究してなかったということなので、ぜひ研究していっていただきたいと

思います。

それと、行政バスなのですが、そうすると今回ふえたのは、利用者の有料の方が多く利用したので、ふえたというふうに理解していいのでしょうか。違っていたら、違いますということでお答えいただきたいと思います。

それと、入札の関係なのですが、昨年まで委託と工事を別々に答えていただいていたのですけれども、今回は一緒ですよね。別々で答えていただけないでしょうか。

○畠山美幸委員長　２点につきましての答弁を求めます。

前田副課長。

○前田宗利総務課財政契約担当副課長　それでは、２点お答えさせていただきます。

まず、行政バスの増額の件ですけれども、こちらにつきましては委員さんのおっしゃるとおり、利用者団体の利用料がふえたということでございます。

それと、工事でございますが、建設工事と業務委託の内訳でございますが、まず建設工事の内訳でございますが、町内業者に契約したのが34件、金額といたしまして１億4,286万2,000円、町外の業者に委託をした件数が25件、金額といたしまして３億1,196万6,000円、合計で59件でございまして、金額が４億5,482万8,000円でございました。

また、業務委託でございますが、業務委託につきましては、町内の業者の契約件数が53件、金額といたしまして１億1,993万1,000円です。町外の業者に委託した件数が107件、金額といたしまして２億7,756万3,000円、合計で160件で、金額といたしましては３億9,749万4,000円でございました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

清水委員。

○清水正之委員　１点だけお聞きしたいのですが、借り入れの関係です。以前政府債についてはちょっと無理なのだと、借りかえは無理なのだという話がされたのですが、今ゼロ金利政策の中で政府債については借りかえというのは相変わらずというか、借りかえをするということは無理なのでしょうか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

前田副課長。

○前田宗利総務課庶務・人事担当副課長　起債の関係でございますけれども、政府償還

の起債でございますが、国の財政計画等とかで、その償還の額ですとか、そういったもろもろのものが予算的に計上してある関係もございまして、昔からそうなのでございますけれども、繰上償還は国の資金についてはできないというのが通例でございまして、現在もそれは変わっていないものでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　質疑がないようですので、総務課並びに会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　２時０８分

再　　開　午後　２時１０分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして、簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

森委員。

○森　一人委員　主要な施策の説明書の55ページの一番上ですけれども、子育て世帯等転入奨励事業、結構実績があったと推察いたしますが、具体的な世帯数とその内容をまずお伺いいたします。お願いします。

○畠山美幸委員長　１点につきましての答弁を求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長　それでは、子育て世帯等転入奨励金の実績につきまして説明させていただきます。対象世帯につきましては、15世帯の転入がございました。転入人数は44人、大人29名、子供15名でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　森委員。

○森　一人委員　かなりふえていると思うのですが、周知方法とかＰＲ方法、何か変更

した点はあったのでしょうか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長　ホームページ等につきましても新しく子育て世帯用のホームページの作成を行いました。また、パンフレットの配布におきましても、バーベキュー場、また27年度につきましては埼玉県こども自然動物公園や引き続き池袋の北口、また女性会館等々、町外に向けて多く配布するように心がけました。その結果として来たのかなと思います。また、今年におきましてはサイネージなど広く広報しているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員　まず、25ページの下のほうに多子世帯保育料軽減事業ということで110万円計上されていて、歳入の減というのが括弧してあるのですが、ちょっとその意味がよくわからないので、説明していただきたいと思います。

それからあと、47ページの委託料のところで、これは埼玉県町村情報システム共同化事業で、単年度契約分で477万9,000円ということで、その前に比べると、80万円ぐらいですか、増額されているのですが……

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光委員　ごめんなさい。47ページですね。埼玉県の町村情報システム共同化に関して、単年度契約分なのですけれども、これが大体80万円ぐらい増額になっているのですが、その増額の理由をお願いいたします。

それから、次のページの48ページの14の使用料及び賃借料というところで、やはり同じ埼玉県の町村情報システム共同化に関して、これは昨年度も同じ金額が計上されていて、農業関係の行政のクラウド化の利用というようなことで説明を受けたかなと思うのですけれども、もう一度確認をしたいと思います。

それからあと、その下の負担金補助及び交付金、中間サーバープラットホーム利用負担金、これも26年度に比べると大幅に増額をしておりますので、その辺の説明をお願いをしたいと思います。

それからあと、次のページの49ページの13の委託料、この表の中の２番目、内部情

報システム機器及び運営の保守を行う業務、これ保守ということなのですが、これも26年度に比べると、倍額までいかないのですが、26年度が445万円ぐらいだったのが864万5,000円ということになっていますので、この辺の理由について説明していただきたいと思います。

それからあと、これはどこまでお答えいただけるかわかりませんけれども、当初クラウド化を進めることによって年間約800万円から1,000万円ぐらいの経費の節約になるというような説明の中で進めていっている事業だと思うのです。クラウド化は、経費の節減だけではなくて、一番大きいのは危機管理というようなところもあろうかと思うのですが、今幾つか挙げて、質問にはしないですけれども、その下にもシステムの共同化の協議会ということで毎年150万以上のものが負担金として出ているというような状況の中で、経費的に非常にというか、膨らんでしまっているのではないかというような心配がある。特に住基ネットワークとの関係だとか、マイナンバーの関係だとかというのがやり返しみたいなことが随分行われているので、その辺で本当に経費的にそういった節約をされているのかどうか、わかる範囲内で結構ですので、お願いしたいと思います。

○畠山美幸委員長　６個の項目につきましての答弁を求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長　それでは、順次説明させていただきたいと思います。

25ページの多子世帯保育料の減、歳入減でございます。これにつきましては、埼玉県におきまして多子世帯の保育料を減免するという県の制度がございます。３子目につきましては、上限の年齢にかかわらず３人目の子供について減免するという制度でございまして、他の歳入におきましても、こども課のほうで受けていると思います。これにつきまして、地域活性化の交付金が受けられましたので、それを計上させていただきました。よって、保育料の減免ということでございますので、歳出になくて、歳入の減を補う形で補助金として入ってくるものでございますので、歳入の減というふうに表記をさせていただいたところでございます。

続きまして、今年度埼玉県町村情報システム共同化事業の単年度分が477万9,874円ということで、昨年度より810万円程度ふえているということでございます。これにつきましては、平成25年度から町村の共同化の事業が始まりました。町村の共同化シ

ステムを構築するに当たって、嵐山町の中でもそれぞれ各担当課で契約していたものと共同化システムでやっていたもの、そういうものを分けて請求して計上するとさせていただいたところでございますが、平成25年度、26年度につきましては請求の入れ違い等々ございまして、本来は町村課、うちのほうでシステム共同化事業として歳出するべきところを計上しなかったものがございまして、もう一度平成27年度につきましては精査したものを計上するとさせていただきました。特に一番大きかったのが、税務課の固定資産税の分が多分かなり減っていたと思いますけれども、そういうものを大分こちらに振りかえて計上させていただきました。よって、81万円程度ふえたものがございまして、何か制度の変更等々ではなくて、請求を適正化したということによる増額というものでございます。

続きまして、14の使用料及び賃借料の埼玉県情報システム共同化事業の483万5,000円何がしでございます。こちらにつきましては、農業行政システム、あと地方税の電子申告のシステム、障害者福祉システム、障害者自立支援システム、コンビニ収納システム、こちらにつきましては町村会で全部の市町村が行うものではなくてオプションとして入れたものでございまして、これにつきましては使用料が発生するということで個別に使用料及び賃借料を計上させていただいたところでございます。この５システムにつきましては、共同化のオプションということで契約しているシステムでございまして、これを計上しているものでございます。

続きまして、48ページの負担金、中間サーバープラットホーム利用負担金でございます。これにつきましては、平成26年度は全国で中間サーバープラットホームの整備費のみの利用負担でございました。平成27年度からその整備費に加えまして、保守料につきましても負担することになりました。全国で平成26年度は約19億円、平成27年度になりますと108億円と、5.7倍の費用がかかっております。それを町村によりまして、嵐山町におきましては10万人未満ということで、一律558万6,000円という負担金が計上されているところでございます。

49ページの内部情報系の更新作業委託料でございます。これにつきましては、平成26年度は10月からの事業でございまして、約半年間ということで445万8,630円の計上でございました。平成27年度につきましては、４月から丸々１年間の契約でございますので、その約倍の864万5,100円というものでございます。

続きまして、クラウド化におきましての費用ということでございます。マイナンバ

一、町村情報システムのクラウド化ということで、1,800万円から1,000万円ということでございました。理論的に削減効果額が44％あるということで、全体的な理論効果額ですけれども、一定始まったものでございます。また、回収期につきましては15％割引ということで、そういう取り決めがございまして、始まっているところでございます。費用面につきましては、増額はあるかということでございますけれども、その800万から1,000万円の削減額というのはなかなか難しいのでございますけれども、増額というものはなくて、逆に回収期につきましては、この町村会で協議して15％の金額、また他の県の費用総額を比較しながら、安価であろうというものを約18町村の認定のもとで行っておりますので、その辺は効果は出ているのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　佐久間委員。

○佐久間孝光委員　48ページのシステム共同化のオプションの関係ですが、例えばこの利用料ということで、いろんな名目の中で利用していくわけですけれども、それはどういう使い方をしても一定の金額だというようなことになるのでしょうか。

それからあと、19のほうの中間サーバープラットホームに関してですけれども、これは多分西と東で大きなやつがあって、それで危機管理上そういった中間サーバーを設けたほうが何かあったときにいろんな面で安全がさらに倍増されるというような中で出てきたものであろうかなと思うのですけれども、住基の関係と、それからあとマイナンバーのほうの関係というのは、この辺はその中間サーバーの関係はどういうふうな兼ね合いになってくるのですか。だんだんこれからは住基関係はなくなるというか、そっちのほうでマイナンバーのほうに集約されていくのかなと思うのですけれども、その辺で中間サーバープラットホームの役割というのですか、その辺のところが何か変化があるのかどうか。

それからあと、一番最後に費用的な効果に関してですけれども、これは15％ということで、今までは個々にやっていたのだけれども、クラウド化によって、同じものですから、それだけ費用対効果が上がるというような認識で、その当初の考え方に沿って、費用的にはしっかりとその効果が出ていると。ただ、今は初期投資の段階でもありますので、今までなかったものがたくさん出てきますから、そういうふうな形できちんと進んでいるという認識でよろしいのか、お願いします。

○畠山美幸委員長　３点につきましての答弁を求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長　それでは、最初の48ページの使用料及び賃借料の関係でお答えさせていただきます。こちらの使用料、賃借料につきましてはシステムの利用料ということでございますので、増減はございません。使っている間は、この金額がかかっていくというものでございます。

続きまして、中間サーバープラットホームの関係でございます。住基とマイナンバーの関係ですけれども、住基は住基で引き続き動いていくものでございまして、マイナンバーは新たに役割がつくられたところでございます。中間サーバーにつきましては、住基と別に符号をつけたり特定個人情報をつけたりという、そういう作業をするものでございまして、だからといって住基システム関係がなくなるというものではございません。新たにマイナンバーをとることによってできたサーバーでございますので、住基がこれでなくなるということはないというふうに考えているところでございます。

続きまして、町村クラウド化におきまして15％の改修費用の関係でございます。平成27年度におきましても、47ページのところからずらずらと改修作業というのがかなりの額があります。町の制度改正におきまして、今回はマイナンバーがあるために、介護があったり、国保があったり、保育があったり、選挙名簿があったりというのをいろいろ改修費用がございます。これにつきましては、委員さんおっしゃるとおり、今までは各市町村がベンダーさんと１対１で交渉していたところでございますけれども、今回からは18町村が共同でこうなって、なおかつ町村会におきまして、専門家というか、ちゃんとした支出がございまして、他の県との費用の比較も検討して、それで適正だろうということをもちまして、会議でもって決められるというものでございますので、その辺の効果は大変あるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　佐久間委員。

○佐久間孝光委員　最後に、中間サーバーのことだけもう一度確認したいのですけれども、住基のほうの関係に関しては、各市町村でその住民の方たちのあれをきちんとその番号に基づいて整備をすると。それで、マイナンバーに関しては、今度それを少しその横の市町村関係、あるいは国との関係、そういったことの連携を深めていくよう

なシステムであると。単純に言うと、そのような認識でいいのでしょうか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長　住基につきましては、住基ネットというのが今既にございまして、そこには住民関係の情報は全て流れています。中間サーバーにおきましては、その住民情報が全てではなくて、基本的に符号番号というか、住基でつけた個人番号とマイナンバーが管理されているものでございますので、マイナンバーのほうにつきましては住民情報関係がないというふうに言われています。その辺がちょっと違っておりまして、中間サーバーにおきましてはあくまでもマイナンバーにおけるマイナンバーの符号と、それと住民票コードにおける個人番号とが合致するシステムということでございますので、住基ネットは住基ネットで現に存在しますし、住民票から住基ネットのほうには、毎月ですか、定期的に保管しているものでございますので、それとはまた違ったサーバーができていくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員　では、質問させていただきます。

最初に、38ページの上段のほうに広告料が入っているのですが、広報嵐山とホームページのバナー広告ということですけれども、どんな状況なのか、大体見ているからわかりますけれども、どのような収入がどの部分で、広報にはこのくらいで、何件ぐらいでこう、ホームページについては何件で、このくらいの収益がありましたというのをまず教えていただきたいと思います。

次に、54ページ、交通弱者の調査が委託をされて終了したと。ホームページ並びに広報で住民の方にお知らせをしたということになっております。この調査をもとにこれから進めていくのだというふうに思いますが、町ではこの調査結果をどのように捉えているか教えていただきたいというふうに思います。

次に、先ほども55ページの子育て世帯の転入奨励金のことが話に出ましたが、いろんな努力をなさってパンフレットつくってみたり、いろいろやっているのだというふうに思いますが、これを申請した方、この15世帯の方は何が一番、例えば私はここで

見ただとか、こういうふうなところでお勧めされたとか、何か調査されているのではないかなというふうに思うのですけれども、その町の受け取り方を教えていただきたいと思います。

それと、あと１点、60ページに交通指導員の運営事業がありまして、報償が12名で130何万円何がし出ているのですけれども、聞くところによると、欠員が出ても補充がなかなか難しい、私の知り合いのところへ来て受けたのよというふうなことを聞いたのですが、12名で130万円何がしですから、年間で10万円ちょっとぐらいということなのでしょうけれども、現場に立ってみると本当に危険な仕事なのですよね。いつ車が突っ込んでくるかもわからないし、そういうお仕事であって、なおかつただの報償で、危険手当みたいなものはないのかなと。だから、なかなか難しいのではないのか。デスクワークのことではないですから、そういうことも考えているのかどうかを含めてお聞きしたいというふうに思います。

○畠山美幸委員長　４点につきましての答弁を求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長　それではまず、広報の広告料につきまして説明させていただきたいというふうに思います。

平成27年度の広告料につきましては、広報紙が13社で35万円、バナー広告が９社で20万6,000円でございました。昨年度67万6,000円でございましたので、12万円減でございますけれども、昨年度は20社でございましたところ22社ありましたので、応募してきた方につきましてはふえましたけれども、残念ながら広告料につきましては12万円の減となってしまいました。

続きまして、交通弱者についての町の認識とどのように進めていくかということでございます。生活交通に関する基礎調査、これにつきましては北部のバスが廃止されたことに伴いまして、もう一度新たに交通関係につきまして専門家の調査を入れようということで始まったものでございます。アンケート等々を行いながら、あと実態を見ながら基礎調査を行いました。

基本的な方向性でございますけれども、アンケートにおきましても、本当に不便が多いかというと、不便、不満がない方が６～７割いらっしゃいまして、喫緊な即効性を持った対策が必要というものは基本的には見つけられなくて、確かに不便な方はいらっしゃいますけれども、不便、不満がゆっくりと進行しているという状況であると

いうなのが適切だというふうに、そういうふうな結論になりました。つまり何をすればこうなるというのではなくて、ゆっくりと不便、不満が充満していっている状況です。これを打てば解決するということではなくて、なかなか難しい状況であるというふうなのが率直な基礎調査の結果でございます。

特に内容的には、バスにつきましては時間的に限られていますので、バスについては嵐山町ではなくす方向なのではないか、デマンドにつきましても内容的にはいいのですけれども、対象と財政につきまして課題が残るというものでございます。今現在タクシー補助を高齢者に行っております。これにつきましては、利用者については大変評判がよくて、満足度も高いのですけれども、いかんせん全体的に認知されているかというと、その辺が課題であって、対象でない方の認知度を高くして、高齢者になったらこういうタクシー制度がありますよということによってもっと安心感を与えるような施策が必要ではないかということです。

また、ピンポイントに対して利用者をふやしたらどうかということで、今年28年４月から妊産婦外出支援タクシーを始めたり、そういうピンポイントでやっていったほうが今のところいいのではないかという結論で今進んでいるところでございます。また、デマンドにつきましてはもっと詳しい調査をして、本当の利用と財源関係を含めながら新たな対策をしたほうがいいのではないかというのが今回の調査でわかったところでございます。

あと、子育て世帯に対する奨励金でございます。申請していない方につきまして何か調査ということでございます。この子育て世帯支援奨励金は、平成28年度までの３年間の時限の補助金でございまして、これにつきましては更新するかしないかというのも含めて今年度調査させていただいて、その内容を含めて来年度どうしていくかというのを見ようと思いまして、平成27年度におきましては何か調査したりというのはございませんので、今年度やっていこうかなと考えているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長　それでは、交通指導員の危険手当等の関係についてお答えいたします。

現在交通指導員は、昨年度いっぱいで長年務めていただきました隊長、副隊長が退

任されまして、今年度より新たに２名の方に新しく入っていただきました。その方を合わせて現在イベント等の行事の交通指導をしていただく方が５名、それから毎朝学童の登校の見守りをしていただく指導員さんが６名、計11名となっております。イベント等の５名につきましては、年に８回程度イベント等に出ていただいております。１回6,800円の報償となっております。学童の見守りの６名の方には、１回毎朝30分程度立っていただきまして1,000円となっております。確かに委員さん言われるように危険なお仕事だとは思うのですが、今のところ特に危険手当等は考えてございません。

以上です。

○畠山美幸委員長　まだ質疑があるところでございますが、暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　２時３６分

再　　開　午後　２時４５分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き質疑を行います。

長島委員。

○長島邦夫委員　では、何点か質問させていただきますが、最初に、順番に質問しますけれども、ホームページの関係なのですけれども、中を見ていると、余りこの近辺の企業さんではないような、何を目的で載せているのだかよくわからないような企業さんが見受けられるのですが、広告ですから、見る人も非常に多いし、アクセス数もそんなに少ないわけではないので、そこのところの広告のあれをもうちょっとＰＲしたほうがいいのではないか。年間で言うとそんなに高いものではないというふうに思っているので、お勧めをするその方法を何かお考えかどうかお聞きいたします。

次に、交通弱者の関係ですけれども、いろいろお話は聞いたのですが、一部聞き取れないところもあったのですけれども、これはこの後総括質疑のほうでやらせていただきたいというふうに思います。

次に、子育て世帯の方なのですが、子育て世帯ということですから、当然子供さんがいらっしゃるということですよね。でも、世代的に20代の人がいるのか、30代の人がいるのか、40代の人というのはいないと思いますけれども、そこら辺の調査、どういう方が希望なさっているのか教えていただければというふうに思います。

それと、交通指導員の関係ですけれども、お考えはないということですけれども、

たとえ全員希望というか、定員に達していても、そういうふうなものがあるのだということをちゅうちょするのです。そういうことも考えていただいて、万全の体制みたいなものを考えていったほうがいいというふうに思うのですけれども、お考えがありましたら、お答えできるようでしたらお願いしたいというふうに思います。

○畠山美幸委員長　３点につきましての答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、１点目の38ページのホームページでの広告の関係でございます。確かに委員さんご指摘のとおり、町内企業さんの広告掲載がない状況でございます。かなり遠方の企業等々が申し込んでいただいている状況でございます。確かに嵐山町のホームページでございますので、ごらんになる方は嵐山町民の方が大半かというふうには思っております。こういった広告の機会、こういったことを町のほうで取り組んでいるということを再度例えば商工会等、こういったところに改めてお話をさせていただき、より地元の企業さん、こういった方たちの広告を今後ふやしていければよいかなというふうに思っております。

２点目でございます。子育て世帯の転入奨励の関係でございます。この事業につきましては、15歳までの子供さんを育てている家庭及び夫婦どちらか一方が40歳未満のご夫婦ということが対象となっているところでございます。その実際に転入をされた世帯の世代ということでございますが、大変申しわけございません、年齢的なことは統計としてはとっておらない状況でございます。なお、昨年度転入された方を見ますと、15世帯中２世帯が県外から転入をされているというような状況でございます。残りが県内と。近隣、隣接の自治体を含めて県内から13世帯が転入しているというような内容となっております。

３点目の交通指導員さんの関係でございます。冒頭委員さんのほうからご指摘をいただいたとおり、大変仕事の内容としては危険を伴う業務というふうに私どもも考えておるところでございます。この指導員さんにつきましては、設置及び運営に関する規則、こういったものを設けておりまして運用しておるところでございます。当然危険を伴う業務でございますので、まずはご自分の身の安全の確保を図っていただく、こういったことをその勤務の心得としてこの規則の中にうたっておりまして、それぞれの指導員さんに対してもこういったことをまず真っ先にお願いをしているところで

ございます。ただ、そうかといって事故が起こらないとも限りません。不幸にもそういった事故が起こったときのために、傷害保険、こういったものにも加入をさせていただき、こういったものを一つの担保として指導者さんにはご説明をさせていただいているということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　では、１点だけ質問させていただきます。

ホームページのバナー広告なのですけれども、どういう方に勧めたらいいのかというのも今いろいろご検討されるのでしょうけれども、やはり一定企業のレベル以上でないとなかなか難しいかなというふうに思います。商工会というお話が出ましたけれども、嵐山町には花見台という立派な工業団地もございます。そういうところにもう少しアプローチをしていただいて、広告ですから、ホームページを運営するには、どこの会社であろうと、民間であれば広告収入で維持していくわけなので、広告をどこでどう出してもらえるかわかりませんから、ありとあらゆるところを探してやっていただいたほうが町民にもちょっと活気が出てくるのではないかなというふうに思いますので、ぜひそういうところも広めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。お考えをお聞きできればと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えさせていただきます。

こうしたホームページに企業の広告を載せるという目的は、１つには売り上げの増加も当然ありますし、あるいはその企業の知名度アップ、そういったことも当然考えてのことというふうに思います。今委員さんのほうから花見台工業団地に優良な企業がたくさんあるよというようなお話もいただきました。そういったことも鑑みて今後勧めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員　先ほど佐久間委員が質問したこととちょっと重複する部分もあるかもしれませんけれども、47ページ、48ページ、49ページ、この３ページにわたって、今

の電算化といいますか、クラウド化に向けての投資額というのが25年度ですと6,000万円ぐらい。ここに書いてあるのは6,200万円ぐらいなわけなのです。それで、この３ページにわたって書いてある内容的なものというと、選挙権年齢の引き下げとか、いろいろなものがあると思うのですけれども、全てここに記されているものというのはどうしてもやらざるを得ないものなのだということがまず１点確認したいのです。まず、それをお聞きしたいと思います。

それとあと、もう一つ、子育て世帯の転入奨励金、55ページですけれども、これも予算では約500万円の予算があるわけです。前回から比べれば、360万円ということで決算額がふえています。非常に担当課として努力したのだろうなというふうに私も思っていますけれども、まだまだ実際にこの15世帯を超えて入居されているかどうかというのは27年度中ではわかりませんけれども、その辺のところまでは担当課としてはやり切れていたのかなということについて確認したいと思います。

あともう一点、55ページ、本当に今回地域振興課が大変だったということがあらわれているような前年度から繰越明許になっていて、まち・ひと・しごとの支援業務ということで、ここにありますサーベイリサーチセンター営業企画本部というところに支援業務費が出ていますけれども、これをやられた上で、その担当した課としては、これをつくること、この支援業務を受けることによって、どのように課としてはそれを27年度の中で生かしてこれたのか、あったらお聞きしたいと思います。

以上３点です。

○畠山美幸委員長　３点につきましての答弁を求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長　それでは、お答えさせていただきたいと思います。

47ページ、48ページ、49ページの町村情報システム共同化事業でございます。それぞれの内容につきまして、どうしてもやらなければいけないものかということでございまして、まず47ページにございますマイナンバー用ＶＰＮにつきましては、マイナンバーが導入することにつきまして、どうしても必要だというふうに認識しております。また、それ以降のシステム開発の情報提供等々のシステム改修費、これにつきましては全て基本的には補助金がついているものでございまして、国もどうしてもやってもらいたくて、国の補助金をつけて改修をしろというものでございますので、これ

につきましては、やらないと、今後の作業、住民の利便性に大変影響がございますので、やらざるを得ないと。その辺につきましても15％改修というものと他の県の改修費と比較して安価であろうという評価を得て改修しておりますので、これについては十分成果があったというふうに思います。また、改修の制度につきましても、毎月システム責任者会議というのを18町村の担当者が行っておりまして、その改修の内容、制度の概要につきまして情報の共有化も図っているというところでございまして、そういうものにつきましてもかなりシステム化につきましては成果があるのではないかというふうに考えているところでございます。

続きまして、子育て世帯の奨励金でございまして、予算500万円のうち360万円しか使用しないのかということでございます。確かに町につきましても、啓発物の印刷をまた平成27年度から新たに再リニューアルして多くの町外の場所に配っているということをさせていただいております。ただ、この世帯数としては若干ふえていますけれども、13世帯ということでございます。それにつきましては、今年におきましても、埼玉県が行っているふるさと回帰センターへのパンフレットの配布とか、また先ほど言いましたけれども、駅のデジタルサイネージにおきましてももう一度こういうのをやっていますよという広報をして、そういうことを尽くしているところでございまして、まだまだやり切れているかというと、なかなか満足までいっていないかなというのが今のところの担当課としての考えでございます。

また、まち・ひと・しごとの関係でございまして、55ページに人口ビジョン及び総合戦略の委託費を計上させていただきました。これは全額国の補助金をいただいて、国のほうも平成27年度中につくれということで、補助金をいただいてさせていただいたところでございます。この委託料につきましては、アンケートの集計の全てと、また総合戦略に伴う会議録の調製とか、あと長期ビジョンにおきましては人口動態を使いますので、そういう情報収集等を行っていただきました。これを職員が全てやるとなると大変な作業でございまして、また数字を取り扱いますので、漏れのないようチェック体制も含めて委託したところでございます。金額的にはほかの市町村と比べて高額でございますけれども、一斉にこの時期に発注した関係でなかなか金額が下がらなかったというところもございまして、この金額になりました。ただ、内容的には、この委託がなければ、アンケートの集計から、人口推計から全てを町の職員が行うというのはなかなか今の体制では難しかったかなというふうに考えているところでござ

います。

以上です。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　１点目、今副課長の説明で大体わかりました。そうすると、システム改修は全部国の補助金であると。先ほど説明の中で、このオプションなどは役所によって自分の使い勝手がいいものを５件なら５件とか選んでやられているようですけれども、その辺のところを嵐山町役場が採用していくのだというようなやり方までいくためには、地域支援課の中で相当会議を持つのだと思うのですけれども、どのようにそれを選択するまでの会議みたいなものがあったのですか。その辺を１点お尋ねします。

それとあと、子育て世帯の転入については、それなりに効果があったのだろうと。後で固定資産税やらいろいろなもので回収できていくのだと思いますけれども、予算があるから、それはいい制度だと思う。時限が限られている制度だから、なおさら予算まで使ってくる努力というのは課の中で進めていかなくてはならないのではないかと思います。これは、答弁は結構です。

あと、まち・ひと・しごとの委託料ですけれども、ついこの間も総合戦略の検証結果みたいなものが出されていますから、担当課はもちろんだけれども、しっかりとこれを踏まえてこの５年間勝負するのだという形で課が進んでいかないと、これだけの経費かかっているので、その辺のところについても課長のお考えがあればお聞きしたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　２点につきましての答弁を求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長　それでは、私からはオプションの関係につきましてご説明させていただきたいと思います。

48ページの町村情報システム共同化事業の使用料及び賃借料でございますが、これは毎年担当課が使っているシステムの経費でございますので、毎年違うというわけではなくて、この共同化が行っております平成25年10月から30年度まではこのシステムを使うというものでございます。先ほど申しましたとおり、農業行政システム、電子申請システム、障害者福祉システム、障害者自立支援システム、コンビニ収納システ

ム、これにつきましてはこちらの情報共同化システムを請け負っている業者以外にシステムはございませんけれども、町は以前からこの業者で行ったシステムでございますし、システム共同化をしなくてもこのシステムを使っていたということでございますので、引き続き行っていたというものでございまして、新たにこの共同化において新しく導入したというシステムは基本的にはないというものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　それでは、私からは３点目の人口ビジョン及び総合戦略につきましてお答えさせていただきたいと思います。

この計画の策定につきましては、役場庁舎内にあっては、まず町長をトップとし、三役並びに各課の課長が入った組織をつくりまして、全課を挙げて役場を挙げて取り組んできたものというふうに考えているところでございます。また、庁舎外においても、産官学、金労言、さまざまな皆様方のご助言等をいただきました。また、各種団体にもヒアリングを行い、いろんな意見をいただきました。そういったことから考えますと、役場庁舎のみならず町民一丸となってつくった計画というふうに思っておるところでございます。そもそもこの計画については、国の法に基づく計画ということではございますが、この嵐山町が今後、45年後人口が半減してしまうと。こういった将来を何とか少しでも変えていこう、こういった大変な危機感を持って取り組んだ事業というふうに思っております。計画については、こういった形で策定をしたところでございます。計画は策定をしましたが、大切なのはこれからだというふうに思っております。今後５年間、役場のみならず、町民、各種団体等々が力を合わせてこの計画に位置づけた事業を実施していく、こういったことが我々嵐山町役場、町民等々に課せられた義務ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

松本委員。

○松本美子委員　それでは、質問させていただきます。

ページでいきますと54ページで、先ほどの委員さんのほうからも、これにつきましては生活交通の関係、弱者の関係ですので、質問等があったのですけれども、いまい

ちよくこの答弁の関係のことが把握できなかったものですから、これは北部の路線バス廃止に伴って町の生活交通全般に関する調査ということですが、それで分析ということですけれども、調査対象はどういう方たちを対象にしたのかお尋ねをします。それで、大体どのくらいの項目というのでしょうか、何かそういうものがあったと思うのですが、それでイーグルバスさんが請負をされたということなのですけれども、まずその辺を少しお尋ねさせていただきます。

それと、次のページの55になりますが、嵐山まもり隊で支援事業ということで、３団体というような予定だったのでしょうけれども、これが３団体できたと思います。そういった中で、１団体につきまして、３人以上は団体１つとして認めるということでしたけれども、これは１団体が何名ぐらいずついらっしゃったのでしょうか。予定どおりバッジとか帽子とか、そういったものにつきましては消耗品は貸与できたのでしょうか。

それと、次の56ページになりますけれども、地域コミュニティ推進事業ということで、下のほうに地域コミュニティ事業というものがありまして、これはもう絶対的に必要で、なおかつしっかりと地域でのコミュニティーができ上がっていれば、いろんな分野で守りにもなるでしょうし、お互いにとてもよいことだというふうなことは承知しております。そういった中で21団体、27年度には団体数がふえてきているということですが、基本的にどういった方たちに、例えば区なら区のほうにできていないところに対しての対応とか、できているところについてはどのような事業内容で実施しているのかとか、いろいろそういうふうなのがあるわけですけれども、まずは１団体が何名ぐらいずついるのかということと、それからできていないところに対しての対応、そのことにつきましてお尋ねします。どんなふうに27年度は対応してきたのかということです。

それから、60ページなのですけれども、交通指導員の関係ですが、交通指導員のところで12名だということで１名が欠員になっていますというようなご答弁でしたけれども、これにつきましては、イベントの関係のところの５名が１名少ないのか、あるいは登校の関係の６人だというところが１名減なのか、いずれにしても朝の登校に関しては、子供さんの関係は安全を守るということで非常に重要になって、そこが対応できていないということになると大変困るかなというふうに感じましたので、お聞きいたします。

それと同時に、減だからといってそのまま置くというような状態では困ると思うので、募集に関しては、この交通指導員さんにつきましてはどんなふうに募集をかけているのでしょうか。

それと、その次のページ、61ページになりますけれども、人権対策の推進事業ということになりますが、職員研修につきましては、これはわかります。企業研修の関係をお尋ねさせてもらいますけれども、こちらの企業研修につきましては、嵐山町の企業でしょうから、何社ぐらいを対象にして、それに対する企業者は何企業ぐらいの方が参加をなされたのかお尋ねをいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長　５項目につきましての答弁を求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長　それではまず、生活交通とまもり隊とコミュニティーの関係につきまして私のほうから説明させていただきたいと思います。

生活交通調査につきましては、まずアンケートをとらせていただきました。これにつきましては、12歳以上の2,000人の方からアンケートをとりまして、941部、48.1％の回答がございました。回答項目につきましてはかなり多くさせていただいて、全体ですが、95問の問いをさせていただいて、中には飛ばすものもあるのですけれども、全体的には95項目につきまして質問を行ったところでございます。また、人口分布や今までのイーグルバスの乗降客数等々も含めて検証を行ったものでございます。

続きまして、まもり隊でございます。平成27年度につきましては、ご存じのとおり３団体でございました。それぞれメンバーにつきましてはいろいろばらつきがございまして、２団体が６名ずつ、１団体が３名ずつでございました。計15名の登録が27年度はございました。

続きまして、コミュニティ事業でございます。平成27年度は21団体がコミュニティ事業を行っております。なかなか全地区にコミュニティーが広がっていない状況でございます。その上のほうの地域コミュニティ協議会というのを行って、毎年１回は検証というか、行っております。その中でコミュニティ事業をやっていて、何か課題があるとか、そういう情報交換をするとともに、毎月１回の区長会議におきましては、今年度でございますけれども、今まで広報で載せさせていただいたかわら版等をつくって、コミュニティーではこういう事業をやっていますよというのを全区長さんに配

布して、コミュニティーはどうですかという説明等も行って区長会等で周知を行っているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁漏れなのですけれども、55ページの２番目のまもり隊のグッズの関係です。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長　大変申しわけございませんでした。グッズの関係につきましては、基本的に消耗品として計上させていただいているのは、作業に伴います軍手であったりチップソーであったりするものでございます。グッズとしては、帽子につきましては90個購入させていただいて、まもり隊の方には配布させていただきました。バッジを当初考えていたのですけれども、それよりも実際に使う作業する消耗品のほうがいいだろうということで、チップソーや軍手を配布させていただいたところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長　それではまず、交通指導員の関係についてお答えさせていただきます。

交通指導員さんは現在朝の学童見守りの６名なのですけれども、以前７名いらっしゃったのですが、その中で中島屋さんのところに立哨していただいておりました松本さんが亡くなられた関係で現在その部分が欠員になっております。ただ、中島屋さんのところにつきましては、現在登校する道路は菅谷６区のほうから学校側のほうに渡られる子供さんが１名なのです。その関係で今保護者の方が毎朝一緒に渡っていただいているという状況でございます。

次に、企業研修の関係でございます。企業研修につきましては、花見台工業団地の管理センターを会場に毎年開催しておるところですが、ここのところずっと平成23年度から人権啓発企業連絡会の代表幹事であります会社の持ち回りで会社がかわるのですけれども、昨年度は東洋製罐の福田さんという方に講演をいただきました。参加数につきましては、31名の参加をいただきました。募集につきましては、花見台工業団地の管理センターと商工会のほうに通知等をお願いいたしまして、花見台に関しまし

ては花見台工業団地の企業全社に出しております。商工会につきましては詳細には把握しておらないのですが、申しわけないのですが、その部分は把握しておりません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　答弁漏れ、60ページ、４番目の質問の交通安全指導員の募集の方法です。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長　募集につきましては、今回につきましては現在の交通指導員さんの知人とか知り合いの方で適任の方はいらっしゃるかということでお話を伺ったものが１つ、それからあともう一人の方は役場の職員の中から、走友会というランニングのクラブがあるのですが、その中からこういう方がいるのだけれどもというお話をいただきまして、声をかけさせていただきました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　それでは、何点か再質問させていただきます。

弱者の関係につきましてはわかりましたけれども、アンケートの内容についていろいろなことがあったということです。それに基づいてこれからということですから、しっかりと無にしないようにこれには今後取り組んでまいることでしょうから、ぜひともお願いしたいと思います。

それと、まもり隊の関係なのですけれども、３団体で、それぞれにしますと全体的には15名だということですけれども、主に草むしりや何かの関係もこの方たちがやっていらっしゃるのかなと思っているのですが、もしやっているようでしたらば、どの辺のところをやっていただいているのかなということを思っていますので、お尋ねをさせていただきます。

それと、地域コミュニティーの関係で21団体ということでありますけれども、それぞれ事あるごとに調査の関係とかいろんな方にお願いをしながら取り組んできているということですから、取り組めなかったところについての指導というか、もう少し活発にお願いをしていって、自然災害とかいろんなことが今もう起きておりますよね。雪なんかも降っていますし、地震もありますし、そういったときにはやはり地域的なものがしっかりしていないと大変かなということが主にあると思うのです。それなので、両隣の関係につきましても、健やかに生活ができていくようにするためにも地域コミュニティーはしっかり取り組んでいったほうがいいと思っていますので、できて

いなかったところについてもう少し後押しをしてあげられるといいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、企業の研修ですけれども、花見台につきましては全社にお願いしたと。それから、商工会につきましてはちょっと把握はできていないのだということですけれども、それでも対象としますと人数的な従業員さんの関係がありますから、何人ぐらいからの企業がいるところを対象にしていて、31名だか31社だかわからなかったのですけれども、31だということですが、１社何人ぐらいの従業員さんがいるところを対象にしているのでしょうか。

それと、商工会さんの関係ですけれども、それに関係してくると思いますが、地元ですので、もう少し商工会さんにもお願いをして、せっかく東洋製罐さんの講師さんが来てしっかりと講演をしているわけですから、せっかくの講演ですから、無にしないように、私から思いますともったいないと思いますので、大勢の方に賛同していただけるようにぜひともその辺の努力も、27年度もしたのだと思いますが、これからのことにもつながるかもわかりませんが、質問の内容は、商工会さんの関係をもう少し27年度はっきりとできなかったのかということが１点、それから31名の方は花見台関係だけが31名だったのでしょうかというのと、１社何人以上の従業員さんを対象に企業研修会の講演会をなさったのかということです。

以上です。

○畠山美幸委員長　項目としましては、大きく３点です。答弁を求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長　それでは、嵐山まもり隊の関係につきまして説明させていただきたいと思います。

平成27年度に登録していただいたまもり隊の活動場所でございますけれども、武蔵台の緑地と遊歩道と平澤区画整理地内の公園でございます。それぞれ公園の除草や歩道の除草、植栽の手入れ等々を行っていただいているものでございます。全て除草関係のまもり隊の活動でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　次に、青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　それでは、２点につきまして私のほうからお答えさせていただきます。

まず、１点目のコミュニティーの関係でございます。委員さんお話しのとおり、少子高齢化の進行に伴い、ご近所同士の関係が希薄になってきつつある今、地域のきずな、こういったことをいかに深めていくか、強めていくかということは大変重要かというふうに思っております。地域支援課が担当しておりますこの地域コミュニティ事業、この事業もそういった方策の一つとして大変意義あるものというふうに思っております。現在全ての行政区のほうで行われているわけではございませんが、先ほど副課長から答弁を申し上げましたとおり、区長会等、直接区長さんにお話しすることも当然ございます。そういった機会を捉えて実施のほうをお願いしていきたいというふうに思っております。ただ、この地域コミュニティ事業だけがコミュニティーの醸成につながるというふうには考えておりませんで、地域支援課以外でも他課でさまざまな事業を行っております。そういったいろんな事業一つ一つが地域コミュニティーを醸成するというふうに私どもは考えておるところでございます。

３点目の企業研修の関係でございます。こちらにつきまして先ほど副課長のほうから答弁をさせていただきましたが、まずお声がけをさせていただいた対象といたしましては、花見台団地の工業会に所属をしている全社に対して従業員何名以上ということは設定をしてございません。工業会に所属をしている全社に対してご案内をさせていただきました。それと同時に商工会さんにも会員に周知をしてくださいということでお願いをさせていただいたところでございます。当日私も参加をさせていただいておりましたが、企業の方は仕事を抜けて参加をしていただいたわけですが、制服を着ていらっしゃる方が何名かいて、同じ企業から複数名参加していただいているところもあるなというふうに見受けました。残念ながら花見台工業団地の全社から参加をしたということではございません。今後より多くの企業の皆様に参加をしていただく、また商工会も何名かいらっしゃったというふうに記憶をしております。会員さん多数いると思います。ぜひともせっかくの機会でございますので、参加をしていただきたいというふうに思います。

なお、余談でございますが、この研修会当日は東洋製罐、吉見町に工場がございますが、そちらにお勤めの方が講師としておいでいただいたところでございますが、話の内容としては、実は東洋製罐は仙台に工場を持っております。その仙台で東日本大震災のときにこういった大きな被害があったのだと。それに対して社を挙げてこういった取り組みで災害を乗り越えたのだと。こういった話を中心にされ、大変有意義な

話だったというふうに記憶をしているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　そうしますと、まもり隊の関係ですけれども、それぞれの団体さんがしっかりと頑張っていただいたなというふうに思いました。武蔵台、あるいは平澤とか、場所的にはそういう場所の草むしりをしたということですけれども、日数的にはどのぐらいの日数をやっていただいたのでしょうか。

それと、企業の研修会なのですけれども、このときには講演をいただいたのみで、参加者に対してはアンケートとか何かいろんなそういったものはとったというようなことはなかったのでしょうか。その２点です。

○畠山美幸委員長　２点につきまして答弁を求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長　まもり隊の活動でございますけれども、各団体それぞれでございます。毎週２～３回やっているところもございますし、月に２～３回というところもございます。団体のうち２つの団体につきましては、毎週のようにやっていただいているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長　企業研修のその後のアンケートはというご質問ですが、アンケートは実施してございません。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員　初めに、決算書の27ページ、国庫補助金が収入未済額が大変多いのです。どういう理由なのかを伺いたいと思います。

それから、85ページの人権対策での執行率が71％ですので、ちょっと低いなと思うのですけれども、予算をとり過ぎた結果なのか、事業を何かできなかったのか、その内容を伺いたいと思います。

それから、説明書で今までも出ていますけれども、54ページのバスのアンケートの件なのですが、不満、不便がないというのが６割いるということだったのですけれど

も、そうだろうなと、そのぐらいはいるのだろうなとは想像つくのです。問題は、不便、不満な人がどのくらいいて、その人への対応というのが大事になってくるのではないかなと思うので、不便、不満な人、そういうふうに答えた人はどのくらいいるのかお聞きしたいと思います。

それから、次のページの子育て世帯の関係なのですが、この事業を見て、嵐山はいい事業をやっているなということで、15世帯42人と言ったのかな。人数を間違っていたら訂正をお願いしたいのですが、44人の方が転入してきたのか。そうすれば事業の効果というのが非常に大きいなと思うのですけれども、その辺を調査しているのか、また嵐山町のどこが気に入ったのか、調査していたら伺いたいと思います。

それから、56ページの行政区運営事業になると思うのですけれども、区の要望というのはどの程度27年度は達成できたのか。いろいろあったと思うのですが、それを伺いたいと思います。

それと、61ページの人権対策での関係で部落解放同盟に補助金を45万円支出しているわけですけれども、これ全額支出して返ってきていないわけですよね。どんなものに支出をしたのか、できるだけ多くお答えいただきたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　以上６点についての答弁を求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長　それではまず最初に、決算書の27ページの国庫支出金の未収入金額につきましてお答えさせていただきたいと思います。

６月の繰越明許計算書のほうにも出させていただきましたけれども、今年度繰り越している補助金のうち交付決定があったものにつきまして収入未済額として計上させていただいているところでございます。１つ目が地方創生加速化交付金、これが4,496万1,000円、続きまして地方公共団体情報セキュリティー強化対策費補助金、これが645万円となっております。この合計等々が5,141万1,000円でございます。地域支援課の分につきましては、この２点が主でございます。

続きまして、３点目のバスのアンケート結果の不満等の内容についての回答でございます。不満の関係につきましては、交通や通学時の不満や家族のお出かけの不満や買い物等の不満というのをお聞かせいただきました。例えば通勤通学の不満につきましては、「不便、不満がある」が８％存在しています。その不便と思うの１番が鉄道

が不便ということが一番多くなってございます。鉄道不便の状況につきましては、嵐山町で鉄道会社のほうに要望はしているところでございますけれども、なかなか本数がふえないということでございますので、その部分に対しては苦労しているところがあるというふうに思っておるところでございます。買い物の不便につきましても、６％につきまして不便、不満があるということでございまして、その不満に感じているところの一番多くは、買い物施設まで遠いという、そういう内容でございました。先ほど言いましたとおり、不便、不満がありますけれども、緩やかにそれが進行しているということでございますので、ピンポイントで何かをすればいいということではなくて、今後の行政について、ピンポイントでやればこれがこうなるというふうな、そういうことではなくて、成果としてなかなか難しいものもございますけれども、まず先ほど何回も申し上げましたとおり、高齢者の送迎タクシーにつきましては大変評判がよくて、使っている方も評判がいいということで、これを使っていない人にも周知をさせていただいて、高齢者になってもこういう制度があるので安心してくださいというようなことをまず最初にやったらどうですかというのが一番の要因でございまして、あとはピンポイントに、先ほどの平成27年度から始まりました妊産婦タクシーとか、そういうピンポイントな制度をまず打っていって、この緩やかな対策についてやっていくというようなのが今現在行っているところでございます。

続きまして、子育て世帯転入奨励金につきまして回答させていただきたいというふうに思います。昨年度は、15世帯44人の転入がございました。どのようなアンケートをとって、嵐山町のどこがいいのかとか、この制度があるから来たのかというアンケートをとったのかという質問でございます。先ほど申しましたとおり、こちらにつきましては28年度までの制度でございまして、これにつきまして今後どうするかというのを今年度検証しようというふうに考えているところでございます。ただ、来ていただいた方には大変好評でございまして、嵐山町のイメージとか、そういうのはかなり大きくなっているところでございます。もちろん転入されてきましたので、長く住まれると思いますけれども、より嵐山町に好印象というか、高評価を持っていただくような制度であったかなというふうに町のほうでは考えているところでございます。

続きまして、区からの要望でございます。平成27年度につきましては区からは36件の要望がございました。実施したものにつきましては18件、県に要望したものが４件、一部実施したものが１件、今後検討していくものが１件、実施がなかなか難しいとい

うものが１件、予算により検討しているものが11件でございました。一番多い担当課というものがまちづくり整備課の道路関係の要望でございまして、それが25件、続いて交通安全系の地域支援課への要望が７件、環境農政課５件等々でございます。

私からは以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長　それでは、２点お答えさせていただきます。

まず１点目、人権対策費の執行率の関係でございますけれども、この大きな理由としましては、団体等の主催する研修会、特に宿泊研修に関しまして数が減っております。参加する数が減っておりますので、その関係が大きかったものと思われます。

２点目ですが、部落解放同盟嵐山支部への補助金の執行の内訳でございますが、昨年度一番大きかったものは、同盟さんの全国集会がございましたので、こちらに２名支部のほうから参加されておりますので、そのときの飛行機代等の旅費が大きかったものと思われます。そのほかにも、これは毎年のものですが、県、それから郡のほうへの負担金、そのほかにも研修会等への参加費が主なものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　金額で、解放同盟の支出の件なのですが、全国集会への旅費、これはどのくらいかかったのですか。県、郡の負担金についても金額をお聞きしたいと思います。それと、研修会の参加費用、３つお答えいただいたので、それぞれの金額をお聞きします。

○畠山美幸委員長　では、大きく１項目につきまして答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長　それでは、お答えさせていただきます。

個別の内訳の資料を持ってこなかったもので、大まかでございますが……

〔「後でいい」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　では、後ほど答弁いただきたいと思います。メモでお願いします。

清水委員。

○清水正之委員　町の考え方なのですが、56ページに集会所、自治会館の修繕等が載っているのですが、それぞれの自治会というか、区がこれを守って維持していくというふうに考えたときにどの程度まで町が援助してくれるというか、出してもらえるものなのかお聞きしたいというふうに思います。

それから、駅の駐輪場の話なのですけれども、これを町有化していくという考え方は町ではあるのでしょうか。もしあったらお聞きしたいというふうに思います。

それから、62ページなのですけれども、防犯モデル地区という形で菅谷の７区と川島が指定されていると思うのですが、どのような形でこれをほかに普及してくのか。２つはモデル地区ですから、どの程度この犯罪そのもの、犯罪になるのかよくわからないですが、どういう状況が改善をされたのかお聞きしておきたいと思います。

それから、70ページから統計の話が出ているのですが、例えば国勢調査なんかについては統計結果というのはいつごろ出るのですか。もう既に出ているものなのでしょうか。

それから、121ページですけれども、勝田の防火水槽を１基撤去したわけですね。これは、要望があって撤去したということなのでしょうか。どういう状況で撤去したのか、またその水利そのものがほかに確保されているという状況なのでしょうか、お聞きしたいと思います。

それから、決算書のほうなのですが、73ページの企画費の負担金補助及び交付金の不用額が出ているのですが、これは予定されているところに補助金等は渡ったのですか。

それから、もう一つ、176ページの防災費のところの備品購入、予算執行がされていないのです。そういう面では、防災費ということなのですけれども、例えば自主防災組織からの要望というのは何もなかったのですか。必要なものというのが全部行き渡っているのでしょうか。

以上です。

○畠山美幸委員長　７点について答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

まず、１点目でございます。集会所の改修の費用でございます。委員さんご案内のとおり、この集会所の補助金に関しましては、地区集会所設置費に対する補助金交付

要綱、こういった交付要綱を町のほうで規定をいたしまして、実施をしておるところでございます。この中で、補助対象事業といたしましては、住民の集会及び社会教育活動等、公共的利用に供する目的で区が設置する集会所の新築、改造、修繕、こういったものを対象とするというふうにうたわれておりまして、今回修繕があったわけでございますが、修繕につきましては、補助率が２分の１、限度額100万円、こういった内容で補助を行っておるところでございます。町の考えとして、どの段階でやっていくのかというお話でございますが、基本的には区の要望に応じた形で、区のほうでこういったものは修繕を行って、さらに施設の効用を高めていこう、こういった区の判断があり、町にご要望いただき、予算を確保し、補助をしていくというようなことでございます。今後の考え方でございますが、確かに現状では持っていない区もありますが、多くの行政区で集会所を持っておるというような状況でございますが、将来人口減少社会が必ずやってきます。そういった中にあって、今のような形でそれぞれが集会所を運営維持をしていくのかどうかということは大変大きな問題があるというふうに考えております。

若干道を外れてしまいますが、先日ある会議に出席というか、同席をさせていただいたのですけれども、菅谷４区、６区の集会所を会場に行ったわけでございます。そのときにエアコンが実はちょっと不調でございまして、大変暑かったのです。そのときにその修繕をというような話が一方ではありました。ただ、その一方で、そういう考えも一つあるけれども、例えば菅谷であれば、ふれあい交流センターがあるではないかと。区で持たなくても、そういった施設を今後使っていく、そういった施設を区として有効に使っていく、こういった考え方も一つにあるのではないか、こういった発言を出席者の中でされた方がいました。確かにそういった考えも一つにあるかというふうに思います。今後この集会所の運営等については、それぞれの区において恐らく検討というのでしょうか、いずれ検討しなければならない時期は来るのではないかなというふうに思っています。ちょっと答えになっていないかもしれませんが、１点目は以上です。

では、次でございます。駐輪場の関係でございます。現在駅の東口に３カ所駐輪場を設置しているところでございます。その駐輪場の公有地化を図っていく考えがあるかというようなご質問かと思います。場所も場所だけに、例えば購入する場合には多額の財源も必要になってくるかと思います。当然公有化するとすれば、そういった財

源が一番のネックになるかなというふうに思います。現状では、特に公有地化に関して検討したということはございません。駐輪場については、そのあり方自体、今後の課題なのかなというふうには思っております。

３点目でございます。平成27年度新規事業として始めました防犯モデル地区事業でございます。こちらにつきましては、菅谷７区並びに川島１、２、３号等でございましたが、この２つの地区で実施を行いました。委員さんのご質問は、この事業を行うことによって何が変わったか、このような内容かというふうに思います。この実施結果につきましては、町の広報紙にも２ページで記事を掲載させていただきまして、それぞれの区長さんにインタビュー形式で行いまして、事業を実施していただいてどうでしたかということで伺っております。それを見ますと、お一人の区長さんは、例えば防犯パトロール事業、防犯パトロールにしてもこれまで継続してやってきて、言葉は変ですけれども、マンネリ化していたと。そういったことが今回この事業を行うことによって、例えば菅谷７区なら７区にどういった危険箇所があるか、こういったことを地区の皆さんで現地踏査をして、ここは危ないよね、そういった場所を地図に落としていただいて、危険箇所マップというものをつくっていただいたわけでございますが、そうした危険箇所を皆さんで把握をすることによって、自分の住んでいる地区にはこういった危ない場所があるのだということを再認識をしたと。それによって、この防犯パトロールをやる意義、こういったものを区民の皆さんが改めて知った、このようなお答えをしておりました。そういった意味では、大変大きな成果があったというふうに考えております。これは一例でございますが、長くなりますので、次に行きたいと思います。

○畠山美幸委員長　青木課長、今後ほかの町への普及についても。

○青木　務地域支援課長　失礼しました。昨年度行いました事業につきましては、先ほど申し上げましたように、町の広報紙で町民の皆様方にこんなことをやりましたというお知らせをいたしました。また、区長会議におきまして、途中経過を含めて最終的な実施をした結果、こういったものを区長会議で発表していただき、全ての区長さんにお知らせをさせていただいたということでございます。そういったことから、実施することによる効果等々を全ての区長さんがわかっていただいたというふうに思っております。やることによって大きな意義があるのだ、こういったことを今後も引き続きお知らせをしていきたいというふうに思います。

次の統計と最後の決算書の関係につきましては、後ほど副課長のほうから答弁を申し上げます。121ページの勝田の防火水槽の撤去でございます。

〔何事か言う人あり〕

○青木　務地域支援課長　すみません。勝田の防火水槽についても副課長のほうから答弁を申し上げます。

私からは以上でございます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長　それでは、国勢調査の公表の関係につきましてご説明させていただきます。

人口速報が今年の２月26日に公表されたというふうに思います。その後、抽出速報が６月に出ました。これは全国と県と20万以上の都市の男女別、年齢別、あと労働力関係の数字が出ました。これは、嵐山町は残念ながら該当になっておりませんので、抽出というか、抽出速報でございました。基本集計で嵐山町が入っている人口確定の公表につきましては、10月を国としては予定しております。就業状況、世帯状況につきましては、就業状況につきましては29年４月、世帯構造につきましては29年９月というふうに順次公表するそうでございます。また、就業地、通学地による人口就業状況統計につきましては、これも29年６月というふうになるそうです。よく使う移動人口につきましては29年１月と、そういう順で公表していくというもので、国のほうからは報告を受けておるところでございます。

企画費の負担金補助及び交付金の不用額でございます。こちらにつきましては、総務課と地域支援課がございまして、地域支援課分につきましては主に子育て世帯転入奨励金の執行残が140万円ございました。また、こちらにつきましては地域活性化として、比企地域で比企地域人の流れ創出事業補助金というのを国のほうに申請して、これにつきましては３月補正のほうで計上させていただきましたけれども、該当にならなかったということで不用額としてさせていただきました。これが100万円ございまして、これで合計240万円ございます。こちらが地域支援課では主なものだというふうに考えているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長　それでは、勝田の防火水槽につきましてお答えいたします。

勝田の防火水槽につきましては、老朽化に伴って漏水をしておる状況でございました。でありますので、地元から要望がございまして、撤去をさせていただきました。かわりの水利につきましては、近くの消火栓で対応したいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長　あと、防災費の関係、青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　申しわけございません。防災の備品の未執行10万円でございます。こちらにつきましては、昨年度玉ノ岡中学校に太陽光パネルを設置をしたわけでございます。補助事業で行ったわけでございますが、町単独事業といたしまして、そのモニターを設置するということで予定をしておりまして、実はこの10万円につきましては予算流用をさせていただきまして、年度内に実施をということで考えておりました。ところが、業者さんとのやりとりの中で年度内に執行ができないと。設置ができないということで、流用はしたものの実施ができず、４月になってから設置をさせていただいたということでございまして、実施については28年度実施ということでさせていただいたものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　清水委員。

○清水正之委員　１つは、駐輪場の関係なのですけれども、駅利用者の要望がとりわけ一般質問でもしましたけれども、トイレの要望が多いのです。だから、借地でもいいのですが、土地が明確に確保できれば、そういう方法もあるのかなという形に思うのです。そういう点では、土地を新しくほかに求めるというのはなかなか難しいと思いますけれども、今駐輪場で利用している土地の一部が町有地として買えれば、そういう方法もあるのかなというふうに思うのですが、いかがですか。

それと、もう一つ、先ほどの関係で、防災費の関係ですけれども、予定としてはそういう予定であったということもあるのですが、防災組織だとか、そういった備品の要望というのは改めてないわけですか。その２点だけお聞きをしておきたいと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　駐輪場とトイレのお答えをしたいと思います。

駅周辺のこの整備の問題については、直近でやる仕事と将来にわたって考えていく仕事と、こういうことになると思うのですけれども、現在の駐輪場は東側は無料で町が設置をしていると。西側については、民間の駐輪場がある一方、駅前の特にエレベーター付近に乱雑な駐輪場が地域に迷惑をかけていると、こういう状況にあるわけなのです。将来的には、この駐輪場とトイレは池袋の方面に向かって各市町村はどういうふうに取り組んでいるのかというのをつぶさに見させていただきました。方向とすると、駐輪場というのは利用者の責任において、要は費用の負担において運営がされているというのがもう一般的になってきていると。よく言う三井のリパークだとか駐輪場専門にやっている業者もありますけれども、駐車場と駐輪場というのは利用者がその負担において運営がなされているところというのが池袋のほうに向かっていくと一般的と。駅周辺の駐輪場の行政が行う対策というのは、駅前に乱雑に自転車を置くことによって利用する方の安全が脅かされる、あるいは美観を損ねる、こういった対策を行政がどうやるかというふうなことに対しては行政側が条例を設けて、一定の期間に撤去しないものについては行政が撤去して一時預かりをして、そして駅前をきれいにしていくと、そういうふうなことに大体なってきているというふうなことでございまして、嵐山町が今行っている東側の駐輪場の対策については、方向としては、東武に借りている土地が一般の方から借りている賃借料の半分以下、３分の１に近いぐらいの金額なのです。これを拡張しながら民間のものについてはお返ししていくというふうなことが一旦は過去の町の調整会議の中で決定をしておりまして、そういう流れの中で今東側の駅広にある鉄塔周辺の駐輪場、これについては明星食品に電力を供給する地下埋設工事が行われていくと。そういう中で、東京電力が所有者の方と話をつけて、そういう今の駐輪場から電力を供給する用地に変わっていくというふうなことのようです。町は、そういったことを頭に置きながら、現行の駐車台数が現実的にどのくらいあって、どのくらいの面積が必要なのかというのを地域支援課のほうは調査をして、それがなくても十分間に合うだろうというふうな調査結果なのです。そうすると、今のそういった現行のものを維持しながら、先ほど申し上げた駅西側における課題、それと情報発信拠点の建設、それから橋上駅舎の下の部分、小川町のほうに

向かっていく旧下りホーム、この辺の活用等も含めて、嵐山町として駐輪場の対策はどう講じていくのか、今ある課題を解決しながら将来の嵐山町の理想的な形を求めていこうと、こういうことになっておるわけです。

それから、トイレについては、どこも委員さんご案内のとおり本当にきれいになってきました。今、島ホーム、上り下りのホームのところにあるトイレも男女別で本当にきれいになりました。ご利用になっていただく方はお気づきになっていると思いますけれども、見違えるほど本当にきれいになりました。その一方で、町が管理しているトイレはその逆、そういう状況でして、早く町のほうでも情報発信拠点の建設とあわせてこのトイレの問題も解決をしていかなければなりません。このトイレについては、複数維持していくのではなくて、１カ所に集中をして、そしてきれいに管理していく、これが嵐山町のイメージアップにもつながっていくことだろうと、こういうふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長　それでは、自主防災組織の資機材等の要望はなかったのかとのご質問でございますが、それに関しましては、自主防災組織育成事業の中の自主防災組織活動事業の補助金という形で対応させていただきました。27年度は、７つの自主防災組織から資機材等の要望がございまして、ガソリン缶詰、またハンドマイク、それからジャッキ、それからアルミのリヤカー、それから簡易トイレ、ブルーシート等を購入したという実績がございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　質疑がないようですので、地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　４時０７分

再　　開　午後　４時１９分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして、簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員　２点だけお伺いします。

まず、24ページ、14款の社会福祉費負担金ですけれども、負担基準額があって、それで999万2,877円、これは昨年度に比べますと倍額ぐらいになっているのですが、これは対象となる世帯数が伸びた、あるいはまた経済的な弱者がふえたというようなことが原因として考えられるという捉え方でいいのでしょうか。

あと、もう一点、67ページ、13の委託料、下から５行目の負担金のところの地方公共団体情報システム機構、これに関して説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○畠山美幸委員長　２点につきましての答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　私のほうからは24ページの社会福祉費負担金につきましてお答え申し上げます。

こちらにつきましては、説明に書いてありますが、保険税軽減世帯に属する一般被保険者数に応じたということで、財政支援が全体で1,700億円ということで国全体であります。そのうち嵐山町分につきまして999万2,877円が交付となりました。委員さんおっしゃいますとおり、弱者がふえたということで、弱者というか、軽減する方の数がふえたということで、昨年より約倍増加しているという状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

贄田副課長。

○贄田秀男町民課戸籍・住民担当副課長　67ページの19番、負担金の地方公共団体情報システム機構509万円についてお答えいたします。

マイナンバー制度が始まりまして、通知カード、個人番号カードの発行事務をこの地方公共団体情報システム機構に委託しました。その発行事業に係る費用を国から

10分の10の補助を受けまして支払ったものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　佐久間委員。

○佐久間孝光委員　今の67ページのほうだけ確認させてもらいますけれども、このシステム機構というのはもともとは住基ネットワークの整備の形の中で設立されたものかなと思うのですけれども、それがマイナンバーということで、その辺の関連で29年度からスタートするための準備というような捉え方でいいのですか。そうすると、今まで住基であって、それでまたマイナンバーが加わるので、例えば負担金としてこれ以上さらにマイナンバーの形でお世話になっていくので、増額されるというような考え方はしなくていいということですね。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

贄田副課長。

○贄田秀男町民課戸籍・住民担当副課長　佐久間委員さんの言うとおり、そのとおりだと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員　同じく67ページ、４番の住基ネットワーク事業の委託料、これも前年と比べると今説明があったような形で255万5,814円というような金額で増額になっているわけです。それで、この中で期間が全部うたってあるわけなのですけれども、一応もうこれで済んでいるのだという解釈でよろしいのでしょうか。要するにこれで終わりと。この期間があるでしょう。例えば上段から５段目ぐらいのところにある住基ネットのタッチパネルの装置の初期導入委託料というのがあるではないですか。27年11月30日から28年１月29日という期間があって、40万6,080円発生しているのだと。要するにこの部分だけでもうこれは終わりですよというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　住基ネットワーク事業につきまして、委託の関係でお答えいたします。例を挙げていただきましたけれども、住基ネットタッチパネル装置、これは初

期導入委託ということで、個人番号カード導入に伴いまして、システムの更新とかタッチパネルの切りかえを行ったわけなのですけれども、期間的にはこの時期に行いまして、今後継続して使っていくものでございます。マイナンバーカードにつきましては今後継続、住基ネットにつきましては、住基カード発行機撤去等をしてございますので、こちらのほうは委託のほうはかかりません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　そうすると、なかなかこの辺がわからないところがあるのです。具体的に今触れられたので、この40万6,080円について、引き続き使っていく部分もあったり、撤去するので、このうちは幾らもう終わりですよということにはならないような気がするのです。では、40万6,080円のうち今後も継続して出てくるのは幾らですかということではどういうことになるのですか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

贄田副課長。

○贄田秀男町民課戸籍・住民担当副課長　ここに示させていただいた期間というのは、例えばこの初期導入委託料の機械を導入する契約期間をこの時期に入れさせていただいたということで、１月29日に設置が終わりましたという意味でここに入れたものですから、その機械をずっとこれから使っていくのですけれども、このそれぞれの短い期間はそのときに設置しましたという期間という意味でここに表現させてもらったのですけれども、以上です。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　どうしても入れなくてはならないものなわけです、マイナンバーが導入されることによって。課としてこの中に入ってくるものというのは、ずっと羅列されていますけれども、今後もこの費用が発生していくというふうな形になっていくのか、もう一つあわせて、こういうものが入ったことによって担当課としては仕事的にも非常に効率が上がっているとか、そういうことについてはどうなのでしょうか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

贄田副課長。

○贄田秀男町民課戸籍・住民担当副課長　作業的には、このマイナンバー制度が入ってからふえているのですけれども、例えばこのタッチパネルを２台設置させていただい

たことによりまして、マイナンバーの交付をするときには待たずに済むというような形で、できるだけ軽減するように機械は設置させていただいております。

○畠山美幸委員長　ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員　23ページの表の中の住基カード20件、単価500円で１万円と。これは本人がマイナンバーカードではなくて住基カードをあえて求めてきた人数なのですか。マイナンバーが住基カードのかわりを務めるのですよという説明はした上で、でもこっちが欲しいのだということでなったものなのですか。ちょっとそこを確認したいと思います。

それから、66ページの一番下なのですが、ＴＫＣが閲覧用の住民リストをとったということなのですが、これはどういうふうな活用をされたのでしょうか。

それから、80ページの国民年金の件なのですが、この一番下の表ですけれども、被保険者の数が3,594人だと。昨年が3,834人で、260人減っているわけですよね。この年金者の被保険者が減っているというのは、納められていないから減ってしまったのか。この免除者も減っているのですよね、100人以上。免除者は減っているのに、さらに被保険者が減っているのですから、もう少しこの数はふえると思うのですけれども、この減っている理由を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　以上３点についての答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　私のほうから住基カードの件数につきましてお答えいたします。

こちらに20件ということで記載してございますけれども、マイナンバーカードは１月から交付されました。住基カードにつきましては、27年の12月までの期間の交付でございます。この間にインターネット等を通じましていろいろ電子申請をする方、あるいは身分証明書としてどうしても使いたい方という方の申請でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　贄田副課長。

○贄田秀男町民課戸籍・住民担当副課長　66ページ、電算委託料の閲覧用全住民リストについてお答えいたします。

株式会社ＴＫＣには住基システムを委託しておりまして、年に一度４月１日を基準にこの閲覧リストを作成しております。この作成したリストを１年間使用するわけで

すが、平成18年の11月から住基法の改正によりまして、誰でも見ることができないということになりまして、国や地方団体が事務の遂行のため、または世論調査とか統計調査とか、そういうときにだけ閲覧できるということで、年に何回かそういう申請がございますが、そのときに閲覧を１世帯200円でさせていただいております。また、国や地方団体のときには無料ですが、そういう利用をしております。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　それでは、私のほうから年金の関係でお答えさせていただきます。

被保険者の減ということなのですが、人口のほうも減っておりますので、対象者の方が減っているような状況になっております。被保険者が減っている関係で免除申請のほうも減っているのだと思うのですが、申請免除が特に去年に比べて少なくなって減になっているのですが、昨年と比べて免除率も36.4％ということで、昨年が38.1％なのですが、1.7％の減ということで、全体的に被保険者が減ったのが原因ということでご理解いただければと思います。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　住基カードの関係で、12月までにどうしても必要だったという方がこれだけとったということで、わかりました。

それで、マイナンバーカードの発行が全国的に何かできなかったというニュースが出ていましたけれども、嵐山町もそういう事態もあってこういうことになったのかなと思っていたのですけれども、そうではなかったということですね、とりあえずの理由は。そのマイナンバーカードの発行は、やはりおくれはあったのかどうか、ちょっと確認しておきたいと思います。

それから、66ページ、閲覧用の関係はわかりました。ＴＫＣとしては、取り寄せた、それで活用した後はそのリストというのはどういう処分をしているのか、ちょっと確認しておきたいと思います。

それと、80ページの年金なのですが、人口減で説明し切れるのかなと、260人も減っていますので、新たに年金をもらう方というのは、あるいは年金を支払うという方は……新たに支払う人はそんなに多くはないのか。でも、そこまでの差がつくのかと

考えると、もう少し調査が必要ではないかなと思うのですけれども、人口減だけで言えるのかどうか、再度確認です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　私のほうからマイナンバーの関係をお答えさせていただきます。

発行がおくれているということは、全体的に発行がおくれたということでよろしいですか。当初１月から全国的にマイナンバーカード交付ということでしたけれども、国全体にかかわりまして、若干システムの導入というか、納品時期等おくれた理由もありまして、嵐山町は１月20日前後あたりから発行ができるようになりました。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

贄田副課長。

○贄田秀男町民課戸籍・住民担当副課長　閲覧リストについてお答えいたします。

前年のリストにつきましては、町民課は翌年度の５月ごろに町民課だけで戸籍等いろいろな廃棄文書を直接衛生組合でもって捨てるのですけれども、その中にこのリストも入れて廃棄しております。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　それでは、年金のことでお答えいたします。

被保険者の状況を見ていただきますと、１号被保険者というところに強制と任意とあると思うのですが、強制というのは27年度の対象者の数ですので、20歳から60歳までの人数ですので、これは先ほども言いましたけれども、人口減によるものが影響しているのではないのかなというところになります。

以上です。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　マイナンバー、私は反対なのですけれども、ただニュースで発行がおくれているということは、申請をしてもなかなか申請者のところに届かないということがあったらしいのです。私はそういうつもりはないので、申請するつもりはないのですけれども、ただそういう事態は嵐山町も起きていたのか、ちょっとそこを確認し

たかったのですが、わかりますか。

○畠山美幸委員長　１点についての答弁を求めます。

贄田副課長。

○贄田秀男町民課戸籍・住民担当副課長　確かに２月、３月には、そういういつごろ届くのだという電話をいただいて、通常でしたら２週間とか３週間で届くのが１カ月以上かかるという場合もございました。ただ、それも４月、５月ごろには通常に戻ったかと思います。２月、３月はちょっと混乱した時期があって、なかなか届かないということは事実ありました。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

松本委員。

○松本美子委員　それでは、質問させていただきます。

まず、23ページになりますけれども、戸籍住民基本台帳の手数料の関係ですけれども、こちらにつきましては個人でもちろんとりに来る人も多いと思います。そういった中で、有資格者の方がとりに来るという部分があると思うのですけれども、特に有資格者の関係についてお尋ねをしますけれども、どのくらいの有資格者の方が例えば戸籍の抄本とか、あるいは住民票の閲覧とか、そういうものがあると思うのですが、有資格者はどういった資格の方がとりに来られたでしょうか、まずそこが１点です。

それと、82ページになりますけれども、後期高齢者医療の関係なのですけれども、こちらに人間ドックの委託料というものがありまして、２万円で59人の方が事業内容といたしましては受けたということですけれども、この59人に対しまして、申込者は全員の方が受けられたのかということを１点お尋ねをします。

以上です。

○畠山美幸委員長　２点についての答弁を求めます。

贄田副課長。

○贄田秀男町民課戸籍・住民担当副課長　８事業の方の職務上請求の件数でよろしいかと思います。住民票につきましては、弁護士さん、司法書士さん、行政書士さん、土地家屋調査士さん、また社会保険労務士さんの方々から27年度は151件の請求がありました。全体では1.71％です。戸籍につきましては、弁護士さん、司法書士さん、行政書士さん、土地家屋調査士さん、あと税理士さんの方で、合計が288件、全体では

6.66％の請求がありました。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　人間ドックのお申込みの関係でお答えいたします。

こちらにつきましては、本人の方、あるいは代理の方ということで、59名全員の方が受診されました。

以上です。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　そうしますと、戸籍の関係ですけれども、有資格者の方が随分多いなというふうに思っています。そのところで、もちろん窓口ではしっかりと水際対策というようなものも行っているというふうに思っておりますけれども、何点かどんなふうなことできちんと対応しているのかお尋ねさせてください。お願いします。それから、人間ドックのほうはわかりましたので、結構です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

贄田副課長。

○贄田秀男町民課戸籍・住民担当副課長　窓口での対応ということでよろしいですか。職務上請求という用紙を持ってきていただいて、さらにそこでその方の資格書を見せていただいてという感じで受け付けております。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　窓口のところに有資格者の方が来ますよね。そのときに例えば代理で来ましたよとかというものもあるかもしれないし、自分自身が資格者ですから、資格書明書ですか、それを持ってとりに来たりなんかすると思います。それを窓口ではきちんと調べているかというか、その辺のところが伺いたかった。そこでどんなふうにきちんと対応しているのか。マニュアルみたいなものが多分あると思います。

○畠山美幸委員長　贄田副課長。

○贄田秀男町民課戸籍・住民担当副課長　当然確認はいたします。代理の方もその事務所の代理という資格書をちゃんと見せていただいて、この職務上請求ということがもうその人の資格の用紙ですから、これをまず持ってきていただいたということと、そこに事務所名が書いてあり、さらにその本人が来るか代理の方が来るかわかりません

けれども、写真入りの資格書を見させていただいて発行しております。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員　１点伺うのですけれども、82ページに健康診査業務委託料というのが541万4,170円と出ているのですが、国保連合会に委託しているみたいなのですけれども、ずっと毎年やっていたみたいなのですが、具体的にはどのような事業をやっているのかということと、人間ドックもやっているのだけれども、これは後期高齢者医療ではなくて、町の事業としてこれをやっていくということの意味というのはどこら辺にあって、具体的にこの予防事業がどの程度できたのか伺いたいのですけれども、これは町がやっていくということですよね。後期高齢者医療の予防事業については町がやっていて、後期高齢者医療については埼玉県でやっていくということなのですよね。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　それでは、私のほうからお答えいたします。

健康診査業務委託に関しましては、国民健康保険の特定健診のようなものでして、連合会のほうに委託しまして、内訳を言いますと、健康診査費用が571人分で525万80円、受診券作成料が2,155枚で２万946円、データ管理料２万6,778人で８万334円、データ手数料571件で６万2,810円、合計で541万4,170円。それから、人間ドックの関係は、これはどちらも後期高齢者医療なのですけれども、これの関係は、38ページの諸収入の雑入のところを見ていただきたいのですけれども、後期の特別調整交付金ということで、人間ドック、保養施設、健康相談等ということで、100％ではないのですけれども、負担していただいています。人間ドックの関係は92万4,000円ということです。

〔何事か言う人あり〕

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　38ページの諸収入の雑入のところ、調整交付金でその分はいただいているのです、人間ドックの分として92万4,000円。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長　勝手にやらないでください。答弁はよろしいですか。質問あります

か、渋谷委員。

○渋谷登美子委員　この健康診査業務委託というのは、2,328人いるうちの571人が国保の特定健診みたいな形で受けられたということですよね。そして、そのほかに人間ドックのほうは118万円で54人でしたか。そして、これはやられたということで、これに関しては後期高齢者医療のほうから雑入で調整交付金という形で入ってきているということで、それは町の事業ではなくて、後期高齢者医療の事業を形を変えてここでやっているという形になるのですか。後期高齢者医療に関しては特別会計ではやらなくて、町民課でそれに関してはやっていて、医療自体は後期高齢者医療でやるけれども、健診なんかは町民課のほうでやっていくという形だということでいいのですか。そうすると、そこに関しては予防事業で、その結果というのは町に反映されてきているのですか。ここのところがよくわからない。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　お答えいたします。

健康診査の委託は、連合会で受診券を作成して、実際にその健診は健康いきいき課のほうでお願いして、国民健康保険と同じようなイメージで健康いきいき課のほうでお願いして、医療機関に委託してやっていただいているような状況です。それから、先ほど漏らしてしまったのですが、健康診査業務委託に関しても38ページの20款４項１目の諸収入、受託事業収入、民生費受託事業収入というところで健康診査受託事業収入ということで447万8,218円いただいていますので、つけ加えます。

以上です。

○畠山美幸委員長　渋谷委員。

○渋谷登美子委員　私が気になっているのは、この人間ドックとか健康診査業務委託が結局町の事業に反映してくるのは健康いきいき課の事業で反映してきて、それはどこが把握するのですか。この75歳以上の医療を把握しているのかというのは、75歳以上の医療に関しては、健康に関しては町民課が把握する形になっていますよね、現在。だけれども、健康いきいき課のほうでそれについては同じように医療機関に委託しているので、それについては健康いきいき課が把握しているということなのですか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　健診の結果については、いきいき課のほうで把握していると思います。町民課のほうでは、お金の支払い関係をしております。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

清水委員。

○清水正之委員　住基カードの関係なのですが、ここで発行機を撤去するということですから、基本的にはもう発行しないというふうになると思うのですけれども、この間の住基カードの発行枚数と町に入ってきたお金、それから住基カードに費やした費用というのは出るのですか。ここで聞くのは申しわけないのですが。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えいたします。

住基の関係で町に入ってきたお金というのが合計いたしまして35万9,000円、住基に使われたネットワーク機器の購入とか使われたお金につきましては4,952万2,362円でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　再質問どうぞ。

○清水正之委員　35万9,000円というのは何人分なのですか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　住基カード718名分です。

以上です。

○畠山美幸委員長　清水委員。

○清水正之委員　この4,952万円というのは、住基カードが始まってからの累計の金額ということでということでいいのですね。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　13年度に住基ネットシステムの移行開始業務を始めまして、そちらから平成27年度までの合計でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　質疑がないようですので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　４時５８分

再　　開　午後　５時００分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、文化スポーツ課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして、簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員　１点だけお伺いします。

22ページ、13款の使用料及び手数料というところで体育施設使用料、その中で鎌形野球場使用料が、件数が伸びているところはたくさんあるのですが、多分ほとんど町内の無料で使えるような団体さんが使っているのかなと思うのですけれども、この鎌形の球場は20万円ぐらい前年度に比べてふえているのですが、どんな団体が使っているのか教えてください。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　鎌形野球場でございますが、確かに件数のほうは25件ほどしか伸びておりません。ただ、近年、町外、また都内からの野球の団体等が鎌形野球場を非常に使い勝手がいいということで、たくさん見えております。鎌形野球場につきましては、一般の町民の方が利用される場合は１時間700円なのですが、町外利用の場合、倍の1,400円になります。そうしますと、例えば10時から17時まで使うとして、７時間使うとして1,400円の７時間ということで、１日使うと大体9,800円ということで、ただそれだけのお金でも、高速を使っても嵐山に来たほうが、ああいう野球場の施設というのは都内なんかの本格的な施設を使うのに比べれば全然安いという

ことで、結構そういうので利用がふえているのが件数以上に使用料のほうが伸びている理由でございます。

○畠山美幸委員長　佐久間委員。

○佐久間孝光委員　そうすると、野球場ですから、余り年配の方が使うということは考えづらいのかなと。そうすると、使っている方たちは、多分若い方たちが使っているので、せっかくそういう形で嵐山まで来ていただいた若い方に対して、そこのところを使っていただくだけではなくて、なるべく何か町のことをもっと幅広く知ってもらったり、関心を持っていただいたり、人間関係をつくっていったりというようなアプローチというのは、担当課としてはされたのでしょうか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　具体的には、特にはしておりません。皆さん車で団体で来られて、野球をやって、終わったら帰るという形で、嵐山町のほかをどうこうという形はないので、また結構大きい子たちのチームなので、例えば嵐山スポーツ少年団と交流するとか、そういう形もないものですから、特に嵐山町での交流というのはしておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長　佐久間委員。

○佐久間孝光委員　せっかくそれだけお金も時間もつくって来てくれたので、できればそういう形でやっていったほうがいいのかなというふうに思うのですけれども、今後その近くに、体験学園でしたか、そういうような学園なんかも進出して今グラウンドの整備をしているようなこともありますので、嵐山町にとって本当にある意味で大きな可能性を秘めた方々になろうかと思うので、そういった少し何らかの関連をつけていくような方向性で今後やっていくというようなお考えはありますでしょうか。

○畠山美幸委員長　村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　佐久間委員からいいお言葉をいただきましたので、申請の申し込みですとか使用料の支払い等で接触する場合もあるかと思いますので、町としてもいろいろバーベキュー場の近辺ですとか整備も始めておりますので、そういうご紹介等を機会を設けて、あるときにはそういう形で紹介ができればと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

森委員。

○森　一人委員　２点ほどお伺いします。

まず最初に、主要な施策の説明書の21ページになると思いますが、南部交流センター使用料になります。85件ということで、前年度より件数は増加していると思うのですが、金額が減っているので、どういった要因なのか確認させていただきたいのと、あと60ページになります。工事請負費の北部交流センターの太陽光発電の設備等設置工事で蓄電池、蓄電システム一式とありますので、これは災害対応なのかどうか、その点について詳しく教えてください。お願いします。

○畠山美幸委員長　２点につきましての答弁を求めます。

強瀬交流センター所長。

○強瀬明良文化スポーツ課交流センター所長　21ページの南部交流センターの使用料、件数と金額でございますが、あくまでもこちらに載っている件数というのは申請書の枚数、１枚の申請書で１回から４回まで申請することができます。そういった中で件数はふえている。しかしながら、金額は減っていると。あとは、使用料の免除団体等もございますので、子供さんの利用等は無料という形になっておりますので、そういうことも含めて件数はふえているけれども、金額は減少ということが考えられます。特に27年度は北部を改修していたと。そういう中で、子供さんの行事が夏休みとかちょうど使えなかったものですから、南部へ行ったということも考えられます。

次に、60ページの太陽光発電の工事関係でございます。蓄電池が15キロワットというふうになっております。昼間発電したものを蓄電池にためておくと。そして、災害時には使うと。ちょっと私も調べてみました。この15キロワットの蓄電池どのぐらい使えるのかということで、部屋の明かり150ワット、冷蔵庫200ワット、エアコン200ワット、テレビ150ワットということで、合計700ワットとしますと、フル充電してあれば21時間ぐらいは使えるというふうに聞いております。

以上です。

○畠山美幸委員長　森委員。

○森　一人委員　21ページの交流センターの件なのですが、理由がわかりました。自分も使ったことがあるのですが、大変利用しやすい施設で、ただこういうことを言って

いいかわからないのですけれども、ちょっとトイレに難がございまして、今後また南部をどんどん活性化していくためにトイレ改修のお考えなんていうのはまだあるのでしょうか。そこを１点聞かせてください。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　南部交流センターだけでなく、鎌形周辺を散策される方もいらっしゃると思うので、そういう方の利用に資するようにはしたいとは思うのですが、やはりトイレというのはお金のかかる施設でございますので、予算も含めて、できるだけ本格的な華美なものはできないかと思うのですけれども、予算要求する中で、例えば便器を洋式に変えるですとか、入り口部分をもっと密閉性を持たせるですとか、男性、女性の方も使いやすいような施設になるように来年度等も含めて予算要求等をできればしていきたいと考えております。

○畠山美幸委員長　ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員　22ページの海洋センターのプールと体育館、この金額が10万円ほどふえているのですが、どういう努力をしたので、こういう結果になったのか伺いたいと思います。

それから、38ページの下のほうでパソコンの活用講座、これもふえているのです。どういう努力をしたのか。逆に町民講座は半減なのです。理由を伺いたいと思いますが。

そして、その下の交流センター商工会の負担分、これ若干ですけれども、ふえているのです、負担金が。商工会からもらうお金、年ごとにふえるということで、こういう結果になっているのか伺いたいと思います。

それと、交流センターの関係で56ページあたりからありますけれども、北部交流センターが改築されて２カ月間ですよね、27年度は。利用度、利用状況について、改築前と後での違いを伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　以上大きく３点にわたっての答弁を求めます。

萩原副課長。

○萩原政則文化スポーツ課生涯学習担当副課長　海洋センターの使用料が上がった件についてお答えいたします。

まず、プールですが、平成26年度と平成27年度を比べますと、利用者数から申し上げます。平成26年度、有料の利用者数について申し上げます。子供が1,396人、大人が927人、26年度の金額が32万5,000円でございます。27年度につきましては、有料の大人の方が986人、子供が1,448人、合計2,434名で、金額が34万2,000円でございます。１万7,000円金額が増加しております。約10万円の増加ということですので、まだほかに海洋センターの夜間の利用はほぼいっぱいでございます。日中の利用についてはまだあきが大分ありますので、ここの部分、平成27年度にフロアカーリングの団体が体育館を新たに使用することとなりました。そこの部分で幾らか金額が上がっているかと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　38ページの雑入のところでございますけれども、まずパソコン活用講座、こちらにつきましては１回2,000円ということで、平成27年度は427名の参加がありました。平成26年度は383名の参加でしたので、この参加人数がふえたことによっての雑入、パソコン活用講座参加料が増になっております。

次に、町民講座の参加料が減となっている件ですけれども、平成27年度は平成26年度に比べて講座数は１つしか減っておりません。26年度は16講座、27年度は15講座なのですが、講師料がかかる外部講師ですとか材料費がかかるような講座を減らして、割と気軽に参加できる講座をふやしたという形ですので、講座の数、また参加者数等はそう大きく変化はないのですけれども、講座参加料のほうは減っております。

それと、商工会負担分でございますけれども、これが年度ごとに違うというのは、水道料金と電気料金、これにかかった分に対しての面積案分で商工会さんに負担していただいておりますので、昨年度よりは5,287円増という形になっております。北部交流センターの利用度の違いは、強瀬所長より答弁いたします。

○畠山美幸委員長　強瀬交流センター所長。

○強瀬明良文化スポーツ課交流センター所長　北部交流センターの利用状況ですが、１月いっぱいというか、工事が終わりまして、２月、３月は貸し出しを行いました。２月の利用回数は47回、延べ人数にいたしますと1,286人、３月については67件、5,416人と。北部の場合、大きなホールがありますから、大きな団体の利用が入ると急激に人

数がふえてしまうといったようなこともありまして、単純に比較はできないと思うのですが、私の感触ですが、以前に比べますと、体を動かす体操とか踊りとか、そういった方は、鏡の部屋を整備したものですから、ふれあいを使っていた団体が北部を利用しているという傾向にあるというふうに思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　プールと体育館で10万円ふえているわけなのですね。どんな努力をしたのかなと思ったのですが、体育館の関係で特別な団体が利用したという説明があったのですけれども、その団体が利用するようになったので10万円ぐらい多くなったのですか。プールも若干ふえていますから、プールとその体育館の団体の関係でということなのですか。そういう面では、努力したわけではないということなのですか。ちょっと言い方は悪いのですけれども、しているのですか。

それから、38ページのパソコンなのですが、何で人数がふえたのだろうなと。なかなかパソコン講座の参加者がふえていなかったですよね、ここ数年。それが今回ふえたというのは不思議だなと思うのです。何かわかったら伺いたいと思うのですけれども、ずっとこれは減っていて、もうパソコンも大体の人が学び切ったのかなという感触を持っていたのですけれども、どういうことかわかったら伺いたいと思います。

町民講座なのですが、１講座減ったといっても、とにかく半減ですから、なぜこう減ったのかを担当課としては分析しないと次に生かせないと思うのです。我々もではこういうふうにしたらどうかという提言もできないわけなので、分析ができていないのであれば後でしてもらいたいのですけれども、とりあえず今どうか伺いたいと思います。

それと、北部交流センターなのですが、大きなホールがあるから、利用するときにはどっとふえるということで、これは利用前と比較すると、例えば前年の２月、３月と比較すると、どの程度の増減があったのか、もしわかったら伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

萩原副課長。

○萩原政則文化スポーツ課生涯学習担当副課長　まず、プールの26年度と27年度の開館日数ですが、両方とも39日間で、プールを開いた日数は同じでございます。プールの利用人数ですが、若干ふえていますが、天候の影響が一番大きいかと思います。26年

度と27年度を比べたときには、ほとんど多分変わらないと思いますけれども、雨等の天候によって人数がふえたというふうに思われます。

もう一点、何か営業はしていますかということですが、新たにふえたのは、フロアカーリングをする団体がふえました。スポーツ少年団の指導者の講習会等もフロアカーリング等を行っておりまして、あと比企のスポーツの担当者の実技研修でもフロアカーリング等を今進めているところでございます。あと、町のふぁいぶるクラブという団体さんがフロアカーリングの道具を持っていたりしますので、その団体さんが週２回利用するようになりました部分が大きいのかなというふうに思われます。特に体育館を使う営業活動、何かしましたかということは、特に町のほうではしておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　まず、パソコン活用講座はなぜふえたかという分析、実際これがこうだからというのはわからないのですが、平成26年度から27年度に変えるときに、まずコース数を人気のあるコースに22コースから16コースに減らしております。また、講座数自体も37講座から27講座に減らしております。その辺で人気のあるところでふえた可能性があると。また、このパソコン活用講座は嵐山町の町民だけを対象にしている講座ではなく、近隣の町村も対応しております。実際には平成27年度嵐山町在住の参加者の方は106名なのですけれども、隣の小川町が149名で一番多いというのもありまして、その辺でよその近隣の町村での周知の仕方によっても若干変わった可能性があるかと思われます。

それと、町民講座の参加料なのですけれども、担当といたしましては、先ほども言いましたけれども、外部講師等で１回の参加料が高い講座だと住民の方に負担になるので、例えば骨盤体操ですとかフィットネス体操、これも外部講師でお一人2,500円ずついただいたりしておりました。また、男の料理教室のほう、こちらは材料費を使うので、３回の材料費で3,000円いただいております。18人の方がいて、26年度は５万4,000円とか、そういう金額をいただいております。そういうのを27年度は減らして、町内の安い講師料でやっていただける方ですとか材料費が余りかからない講座等に変えて27年度は講座を組んだ関係で、材料費が減ったことが講座が縮小したという

のではなくて、やり方自体を変えて参加しやすいものに変えたという傾向がございます。北部については、強瀬所長よりお願いします。

○畠山美幸委員長　強瀬交流センター所長。

○強瀬明良文化スポーツ課交流センター所長　前年度の26年度の利用人数が２月は1,058人でした。そして、27年度が1,286人ですから、228名ほどふえております。そして、３月につきましては5,416人、これが27年度の３月です。そして、26年度の３月というところは2,353人となっています。ですから、3,000人ほどふえています。人数的には以上です。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　60ページ、防犯カメラが今回北部交流センターに29万5,000円何がしで２台設置されました。これについては、この防犯カメラのシステムが何らかの効果といいますか、実際夜間が大分なくなったりする中なのでしょうけれども、効果的なものがあらわれているのかどうか教えてもらいたいです。

それと、143ページ、放課後子ども教室事業なのですけれども、これについては各小学校どの程度の子供たちがここに集ってきているのかお尋ねしたいと思います。

それと、145ページですけれども、この図書館事業の中であります図書館システムのソフトの使用料124万4,160円、さらには図書等の購入事業にあります図書館専用システムの使用料51万3,216円、これは26年度もあるわけですけれども、この事業については何年続いていくものなのか、実際的にこの図書館事業をやっていく中でどのような効果が上がっているのか、どういう類いのものに使っているのかということを教えてもらいたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　３点につきましての答弁を求めます。

強瀬交流センター所長。

○強瀬明良文化スポーツ課交流センター所長　それでは、60ページの防犯カメラの関係ですが、北部交流センターとふれあい交流センターの入り口部分に防犯カメラを設置いたしました。カメラ、そしてビデオレコーダー、そして室内にはモニターがついております。24時間録画しております。そして、10カ月分ぐらいは記録が残せるというシステムになっております。夜間等、無人の状態で施設を貸すわけですので、防犯面を考えまして設置いたしました。

次に、143ページの放課後子ども教室ですが、参加状況を申し上げますと、平成27年度につきましては、菅谷小学校の子供さんが32人、志賀小の方が２人、計34名でございました。参考に28年度の状況を申し上げますと、菅谷小学校24人、志賀小学校３人、そして今年は七郷小学校からも３人ほど参加していただき、合計で30名の方が参加している状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　清水副課長。

○清水聡行文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館副課長　それでは、私のほうから図書館システムのソフト使用料と図書館専用システムの使用料ということについてお答えさせていただきます。

図書館システムのソフトの使用料につきましては、契約が本年９月30日までということでありますけれども、引き続き再リースということで１年間延長する予定でございます。このソフトにつきましては、図書館の全てのものを蔵書されているものの管理と、あとは貸し出し、返却等の処理等で使用するソフトになります。専用システムの使用料につきましては、現在図書を主に購入しているＴＲＣセンターとのやりとりです。専用のウエブサイトということで、そこでベストランキングのお勧めや教科書と関連するような本の検索などができるようなシステムを利用するということの使用料ということになっております。

以上です。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　防犯カメラですけれども、記録がされている。決算ですから、28年の３月までですか。何らかの手当てをしなくてはならないようなことがあったのかどうかということが１つ、それと放課後子ども教室ですけれども、かつては文教厚生常任委員会でも、志賀の子が少ないとか、七郷の子は誰もいないとかという中で、やる場所、ふれあいセンターが中心になっているかと思いますけれども、そういったことも28年度の中では何らかの工夫がされたのかどうかお尋ねしたいと思います。

それと、図書館のほうの専用システム、これはウエブということはインターネットということですよね。そういう中では、そういった専用システムを使用するということだけでもこのような費用がかかっていると。いろいろな専門書から含めて選択できるようなかなり優秀なソフトなのだというようなことでよろしいのでしょうか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

強瀬交流センター所長。

○強瀬明良文化スポーツ課交流センター所長　60ページの防犯カメラシステムでございますが、設置したのが３月末だったものですから、工事期間が３月７日から３月25日という期間で設置いたしました。今現在までその映像を確認するような事案は発生しておりません。

そして、放課後子ども教室でございますが、こちらにつきましても、空き教室等を利用したらとか、現実的に学校の空き教室を利用しているところを使って放課後子ども教室を実施しているところ、あるいはうちのほうのように公民館を利用して実施しているところ等さまざまな状況なのですが、生徒数の非常に少ないような学校等におきましては、その学校だけではできませんので、公民館を使うというような部分もあります。嵐山本町においても、どこかの学校でやるというときとほかの小学校から来ている子供さん等もいて、現状のままで様子を見ていくしかないのかなというふうに考えております。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

清水副課長。

○清水聡行文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館副課長　先ほど委員さんがおっしゃったとおりでございます。専用のウエブサイトということで、ここで購入データのやりとりをするための専用のＩＤパスワードを使用してのやりとりということで、これぐらいの費用がかかるということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　１点だけ。放課後子ども教室です。今学童に行かない子供たちもいたり、いろいろな家庭状況があるのです。ですから、これだけのコーディネーターさんに１年間42万円ということで費用が使われているわけなので、もう一ひねりしたような工夫をしていけるといいのかなというふうに私も思っていますけれども、答弁は結構です。これで終わります。

○畠山美幸委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　２点ほどお聞きします。

最初に、148ページのひとり１スポーツの関係で、ノルディックウォークの関係の

講師の関係が昨年も載っていまして、今年も載っています。大分充実してきたのかなというふうに思うのですが、このノルディックウォークについて、どのようにこれから進めていくのか、金額的には大したことないですけれども、これは講師だけで、どこかで何かやっているのかと思いますけれども、それをちょっと聞かせていただきたいと思います。

それと、150ページ、一番下の17款に公有財産の購入費ということで土地の購入費が上がっています。上の14款の土地の借上料、それが幾らか下がっているので、何かそこら辺の一部を購入したか何かなのかなと勘ぐってはいたのですが、はっきり聞いておいたほうがいいかと思いまして、今お聞きしますが、よろしくお願いします。

○畠山美幸委員長　２点につきましての答弁をお願いいたします。

萩原副課長。

○萩原政則文化スポーツ課生涯学習担当副課長　まず、ノルディックウォークについてご説明します。スポーツ教室につきましては、３年をめどに順繰り回しております。平成27年度、ノルディックウォークは３年目になりましたので、28年度からはノルディックウォーク教室は実施しておりません。27年度が最終年度でございます。

続きまして、150ページの土地購入費でございます。こちらの土地については、平成26年度に土地開発基金で購入した土地を27年度に買い戻したものでございます。土地の借上料との差ですが、26年度に買ったものでございますので、この差は26年度から差が出ております。26年度と27年度はこの土地は借りておりませんので、影響ないのですが、３年に１回賃借料の見直しをしております。27年度につきましては見直しの年でありまして、金額を約１割、単価の見直しをさせていただいて、借り上げをしましたので、前年から比べると約１割減になっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　最初に、ノルディックウォークのほうを聞きますけれども、３年度事業で27年度まででしたということですが、効果としてどんなものが。継続的にやっていくような、そういうところまで行ったのか、個々にお願いをしてしまって、その後嵐山町で何か歩くあれをまだこれからも企画していくのか、個々に任せてしまって、もうそれでおしまいになってしまうのか、ひとり１スポーツ、一人のスポーツ、自分のスポーツということですから、ちょっとそこら辺の境目がなかなか難しいかと思う

のですけれども、お聞かせいただければというふうに思います。

それと、土地の購入費なのですけれども、実質的には勘ぐってきただけのことなので、購入はどこをなさったのか、そこだけ教えていただければと思いますが。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

萩原副課長。

○萩原政則文化スポーツ課生涯学習担当副課長　まず、ノルディックウォークですが、５月の町民スポーツの日にランランマーチを開催しています。そのときにノルディックポールをお持ちの方はポールを持っての参加ということを進めております。また、最近よく目にするかと思うのですけれども、ポールを持って散歩されている方もいらっしゃいますので、成果は出ているのかなというふうに思われます。

続いて、土地の購入でございます。こちらは、鎌形野球場の土地を土地開発基金で購入したものの払い戻しでございます。平米当たり1,000円で購入させていただきました。面積は合計で625平米でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　ノルディックウォークのほうだけ質問させていただきますけれども、他の町村でも非常に効果が出ているのではないかなと思います。やっている方も多いですし、よその町村でもいろいろな大会をやったり、またスポーツクラブが講師をしますよ、生徒を募集しますよというようなこともよくやっています。だから、効果が非常にあるのではないかなというふうに思いますし、町もこれから今言ったようにランランマーチには町の企画としてやりますと。ほかに何かお考えがあったら聞かせてください。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　今副課長が答弁いたしましたが、それ以外にも昨年から町では健康長寿プロジェクト、こちらのほうに取り組んでおります。10キロ、５キロコースを設定してウォーキングマップも使っておりますので、ただ歩くのとポールを持って背筋をよくして歩くのと、よりよい健康方法になるということで、そういうのも推奨しておりますので、健康長寿プロジェクトは今年度も継続して複数の課でまたがって事業をやっておりますので、またそういうところでもぜひお知らせしたいとい

うふうに考えております。

○畠山美幸委員長　ほかに。

松本委員。

○松本美子委員　それでは、２点ほど質問させていただきます。

まず、146ページですけれども、指定文化財の関係なのですが、まず看板の作成ということでありますけれども、これは６条とかというふうに記憶があるのですが、場所についてはどこでしょうか。それと、どういった内容の看板でしょうか。それと、指定文化財ですから、どのような文化財の関係のものか、看板等の委託料の関係ですが、たつみ印刷のほうになさるのでしょうか。

それと、ただいま長島委員さんのほうからも質問等が出ていましたけれども、まずノルディックの関係につきましては、講師謝礼の関係ですが、このノルディックの関係について、参加人数が多いというか、何かそういう関係があるのかわかりませんけれども、１日でこの事業に対しては２人の講師をお願いしていると。それから、そのほかについては１人ずつだということですけれども、この２人にしたわけといいましょうか、理由といいましょうか、そういうようなものはどんなふうに１人にしたり２人にしたり１日をお願いしているのか、それともちろん計算するとわかりますけれども、町内の方だというふうに決算がしてありますから、多分そうだと思いますけれども、改めて伺いますが、こちらのほうの講師の関係ですが、ナイターの関係はわかりますから、結構ですが、３件ですか、吹き矢の関係もありますので、以上です。

○畠山美幸委員長　吹き矢教室のこともお聞きするのですね。ページ数では２点になりますけれども、答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　では、146ページの委託料、指定文化材看板作成委託でございますけれども、委員ご指摘のとおり６カ所、６基の看板を作成しております。つくりましたのは、将軍沢の明光寺ですけれども、ここの平成23年に指定した仏像の写真入りの説明板です。それと、平成16年に指定いたしました蛇坂、学校橋を渡ったところですけれども、蛇坂の水神と、あと志賀のこの役場をおりたところの観音堂の石仏群、それと広野大下の三差路の石仏群、杉山の六万坂の石仏群、これと大蔵館につきまして、もうしばらくつくっていなかったのですが、いろいろ発掘調査等で新しい知見も出ておりますので、新たにつくって全部で６基作成させて、その後直営で職

員で立てました。看板については以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

萩原副課長。

○萩原政則文化スポーツ課生涯学習担当副課長　講師のまず人数ですが、ノルディックウォークは２人で、スポーツ吹き矢は１人、どうして２人にしたのですかというところからです。ノルディックウォークは、歩き方の指導の後に実際に町の中を歩きました。１列で歩きますので、真ん中と前というように交通に支障がないように、また歩き方の指導ができるように複数人とさせていただきました。吹き矢教室につきましては、交流センターの会議室というか、室内ですので、１人でお願いしております。参加人数ですが、ノルディックウォークは14名の参加がございました。吹き矢教室につきましては、13名の参加がございました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　文化財の関係ですけれども、６カ所ということですが、ちなみに何年ぐらいたっているのでしょうか。それの立てかえでしょうか。何年ぐらいたったので新しく看板を立てましたかと。それから、ノルディックの関係については14人の参加者だったということですけれども、これは男女についてはどうだったのでしょうか。それから、吹き矢の関係も同じです。

以上です。

○畠山美幸委員長　村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　指定文化財の看板でございますが、明光寺、蛇坂、志賀観音堂、広野大下三差路、六万坂につきましては初めての設置です。今まで指定をしておったのですが、なかなか説明板を立てられなかったものですから、新たに５カ所作成させていただきました。また、大蔵館につきましては設置してから約20年ほどたって、新たに少し大きなものに図入りでさせていただきました。

次に、スポーツ教室の男女比なのですが、今手元に資料がございませんので、何名何名ということはわかりません。申しわけありません。

○畠山美幸委員長　ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員　２点ほど質問させていただきます。

説明書の146ページ、147ページなのですけれども、146ページの指定文化財の関係ですけれども、有形無形それぞれ文化財があるわけですけれども、とりわけ樹木や何かが枯れたりなんかして消滅していくもの、あるいは仏像、ほかにもあるのだろうと思うのですけれども、民間での盗難というのは何件ぐらいあるのでしょうか。

それから、無形文化財の関係では、ここにそれぞれ獅子舞等も書いてあるのですけれども、この継続保存、これが困難になってきているようなところというのは後継者の問題や何かであるのでしょうか。それを１つお聞きしておきたいと思います。

それから、147ページの文化財の発掘の関係で、ガス漏れ警報器使用料というのが金額では2,400円なのですけれども、これを文化財の発掘で使わなければならなかったというのは何だったのでしょうか。例えば場所や何かでメタンガスや何かが発掘で出てしまって、それで危険を感じるとか、あるいはほかのガスがたまたまそこに埋設されている管や何かを切ってしまって問題になったとか、そういう関係での使用料だったのでしょうか。発掘の際にガス器具を使うというのはちょっと考えられないのですけれども、その辺は何だったのでしょうか。

○畠山美幸委員長　村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　まず、指定文化財の関係でございますけれども、天然記念物等で生き物の特に樹木等で枯れたりということがというお話だったと思うのですが、指定文化財に関しましては、13の委託料の表の一番下に手白神社大杉樹木診断業務委託というのがございます。これにつきましては、地元から、もともと手白神社の大杉、参道の階段の両脇に２本立っているのですけれども、左側の杉が斜めになっているから、ちょっと心配なのだというお話を総代区長さんから受けました。樹木ですので、我々素人だけでは判断できません。実際に20年ほど前にも一度樹木医さんに見ていただいたのですけれども、そのときには、もともと斜めに生えて、むしろ右側の杉のほうが生育がいいので、左はちょっと押されているようだねというお話をいただいたのですが、その際には特に処置等はしなくてもいいということでした。

今回、株式会社渋谷造園土木、これ川越市の樹木医さんなのですが、こちらのほうで見ていただきました。目視ではなく、多点式応力波速度測定、また貫入抵抗測定等という形で機械を使って実際に手白神社の大杉を見ていただいたのですが、外からの目視ではわからなかった実際空洞率が50％以上の箇所もあるということで、街路樹であればこれはもう危険で、いつ倒木してもおかしくないという樹木医さんの判断をい

ただきましたので、地元のほう、また神社の関係者の方々にも相談いたしました。隣に倉庫のようなものもあるので、被害が及ぶ可能性もあるということで、どうするかということは、まず管理者は手白神社の方々ですので、そこでご相談いただき、ご相談いただく前に私が説明に伺ったのですけれども、その結果危険だから左の杉は切ることにしたいというご相談を受けました。指定文化財ですので、町の文化財保護審議会にも諮りまして、実際そちらのほうも審議委員の皆さんに見ていただいた上で、もともとちょっと危険だというのはわかっておりましたので、最終的にこの大杉に関しては、左の杉は伐採はいたし方なかろうと。ただ、２本のうち１本を切るので、指定解除ではなくて、現状変更という形で処理をいたしております。

その他、仏像ですとか盗難がというお話でございますけれども、指定文化財に関してはありませんが、私も確認しておりませんが、どこどこのお堂で何かいつの間にか仏様がなくなったとかというのは嵐山でも聞いておりますし、近隣県内でもそういうのは、最近無住のお寺が多いですので、あるようでございます。

それとあと、無形文化財の継続困難な事例でございますけれども、県指定になっております越畑の獅子舞、こちらのほうは近年ずっと休止状態が続いております。地元でももともと越畑の子供たちだけという形でということでしたので、子供の数も少なくて指導者も高齢になったということで、今休止している状態でございます。

あと、ガス漏れ警報器でございますけれども、これは文化財の発掘した後の整理作業をする文化財整理室というのが七小のグラウンドの横に平屋の建物があるのですけれども、そこに流しがあって、ガス台があるので、そのガス台に伴うガス漏れ警報器リースで、月200円のものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　河井委員。

○河井勝久委員　手白神社の大杉につきましてお聞きしたのですけれども、樹木ですから、その年齢によって自然に枯れてしまうものとか、あるいは道路をつくるから支障が出たとか、いろんな問題が出てくるのだろうと思うのですけれども、かつて嵐山一番ということで大きくこの樹木が指定されてきたと思うのです。その辺では、もうかなり年数がたっているものですから、そういうので台帳や何かから消えていったものは、わかればで結構なのですけれども、どのくらいあるのでしょうか。

それから、無形文化財の継承の関係なのですけれども、子供たちも減っていくし、

それぞれ教える人たちも高齢化しているということでは残念な結果も出てくるのだろうと思うのですけれども、これらの問題というのは、一部の指定の地区だけでやっているという形になってくると、なかなか継承も出てこないのかなと思って、たまたま嵐山駅のあそこでもパネルで獅子舞なんかも出ているのですけれども、それがなくなってしまったら、そういう意味であそこに掲示しておいても残念な結果になるのかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺はどういうふうに今後考えていくのでしょうか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　樹木につきまして、町一番のときのがその後どうなったかというのは、一番のもの自体は文化財という指定ではないので、その後のことは申しわけありませんが、把握しておりません。

それと獅子舞等の文化財ですけれども、越畑のほうは休止しておりますけれども、古里の獅子舞保存会、これは古里地区全体で取り組んでいただいております。古里獅子舞保存会は、古里地区住民全員が会員という形で頑張っていただいておりますし、祭りばやしのほうも全58戸でやっていらっしゃるということで、地域で古里の場合は獅子舞も祭りばやしもやっていただいております。ですので、地域づくりという中でこういう民族文化財についてもいろんな形で継承していければ、こういう古里のような形で継承していければいいかなというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

清水委員。

○清水正之委員　59ページの上なのですが、ちょっと記憶で申しわけないのですが、北部交流センターのオープニングセレモニーについては雨で中止になったという記憶があるのですけれども、この６団体に謝礼金を出したというのはどういう経過なのですか。

それともう一点は、決算書のほうなのですが、決算書の217ページなのですけれども、公有財産の購入費で予算執行をしているのですが、補償を出していないというふうに思うのですけれども、補償のほうが予算執行されていないのです。杉山城址かなというふうに思うのですけれども、この補償のほうの関係についてはなかったのです

か。どういういきさつなのか教えてもらいたい。

以上２点です。

○畠山美幸委員長　２点について答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　まず、主要な施策の59ページ、北部交流センターのオープニングイベント出演団体の謝礼でございますけれども、こちらにつきましては１月30日にイベントをやる予定でございましたが、残念ながら雪の予報のために中止という判断をいたしました。こちらの６団体でございますけれども、このオープニングイベントを予定するに際しまして、事前に食材等も用意していただきました。また、来場者数や売り上げ見込み等も全くわからない状態で出店をこちらからお願いして準備していただきましたので、残念ながら当日は中止という形になっておりましたが、それまでの準備等、また食材等も買っていただいたことに対しての報償ということで、イベント自体は中止になりましたが、支払いをさせていただいております。

次に、決算書の217ページの公有財産購入費でございますけれども、こちらは杉山城の土地の購入費でございます。清水委員ご指摘のとおり、補償等は一切ございません。

以上です。

○畠山美幸委員長　清水委員。

○清水正之委員　そうすると、杉山城址の場合は、土地はあったけれども、立ち木等についてはなかったということで、予算はとったのだけれども、その部分については執行しなくてもいいということなのですね。立ち木等は一切その購入した土地の上にはないと。補償の部分についてはないという認識でいいのですね。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　この国指定史跡の土地の買い上げに際して国からの指導がございました。杉山城はご存じのとおり木がたくさん生えております。杉山城に限らず、史跡の土地の買い上げの場合、立ち木補償はしないと。補償する場合は、その前に持ち主、もともの地権者が伐採をして敷地内から除去すると。そういうのであればという形なのですが、補償料よりもご自分で伐採をしてその土地から材木を運び出すほうがはるかに高額な費用がかかるということで、立ち木自体の補償はせずに立ち

木ごとの土地の購入費ということで、補償は一切ないということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　質疑がないようですので、文化スポーツ課に関する部分の質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○畠山美幸委員長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　６時００分）

決算審査特別委員会

９月２８日（水）午前９時３０分開議

議題１　「認定第１号　平成２７年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（１２名）

１番	吉　本　秀　二　議員	２番	森　　一　人　議員
３番	佐久間　孝　光　議員	４番	長　島　邦　夫　議員
５番	青　柳　賢　治　議員	６番	河　井　勝　久　議員
７番	川　口　浩　史　議員	８番	清　水　正　之　議員
９番	松　本　美　子　議員	１０番	安　藤　欣　男　議員
１１番	渋　谷　登美子　議員	１２番	畠　山　美　幸　議員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

大　野　敏　行　議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長 監査委員会 書記長兼務	村　田　泰　夫
主査 監査委員会 書記兼務	新　井　浩　二

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　　長
安　藤　　實	副　町　長
石　井　　彰	健康いきいき課長
太　田　直　人	健康いきいき課社会福祉担当副課長
馬　橋　　透	健康いきいき課健康管理担当副課長
竹　内　恵美子	健康いきいき課主席主査
内　田　淳　也	健康いきいき課主席主査
山　下　次　男	長寿生きがい課長
岡　野　富　春	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
近　藤　久　代	長寿いきがい課包括支援担当副課長

藤　永　恵　子	長寿いきがい課主席主査
菅　原　広　子	長寿いきがい課主席主査
植　木　　弘	環境農政課長 農業委員会事務局長兼務
青　木　正　志	環境農政課みどり環境担当副課長
新　井　益　男	環境農政課空家対策担当主幹
杉　田　哲　男	環境農政課農業振興担当副課長
飯　塚　　毅	環境農政課主査
山　下　隆　志	企業支援課長
小輪瀬　一　哉	企業支援課企業支援担当副課長
菅　原　浩　行	まちづくり整備課長
中　村　　寧	まちづくり整備課管理建設担当副課長
金　子　政　己	まちづくり整備課区画整理担当副課長
久　保　雄　一	まちづくり整備課主席主査
永　嶋　　稔	まちづくり整備課主席主査
深　澤　清　之	上下水道課長
藤　原　　実	上下水道課管理担当副課長
川　上　　力	上下水道課施設担当副課長
清　水　延　昭	上下水道課下水道担当副課長
金　井　敏　明	会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一	教　育　長
藤　永　政　昭	教育委員会こども課長
簾　藤　久　史	教育委員会こども課学校教育担当副課長
溝　上　智恵子	教育委員会こども課学校教育担当指導主事
佐々木　寿　志	教育委員会こども課学校教育担当指導主事
高　橋　喜代美	教育委員会こども課子育て支援担当副課長
奥　田　定　男	教育委員会こども課嵐山幼稚園長
簾　藤　賢　治	教育委員会こども課学校給食センター所長
加　藤　憲　史	教育委員会こども課主席主査
藤　野　美　佐	教育委員会こども課主査

新　井　孝　行		農業委員会事務局次長
都　築　葉　子		農業委員会事務局主席主査
柳　　勝　次		代表監査委員
吉　場　道　雄		監　査　委　員

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長　皆さん、おはようございます。

ただいま出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

（午前　９時２３分）

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長　ここで、報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎認定第１号の質疑

○畠山美幸委員長　日程第１号　平成27年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に文化スポーツ課に関する部分までの質疑が終了しております。本日は、健康いきいき課に関する部分の質疑から行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

森委員。

○森　一人委員　主要の施策の説明書の73ページになります。

社会福祉協議会補助事業ということで、多分大幅な減額は、旧なごみに移動しての利用者減の部分もあるかと思いますが、その理由と、あと地域密着型結婚相談事業を始めているのだと思いますが、事業実績といいますか、詳しく内容をお聞きできたらと思います。お願いします。

○畠山美幸委員長　２つにわたっての答弁、お願いいたします。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　それでは、お答えを申し上げます。

73ページの社会福祉協議会補助事業でございます。昨年より金額が減っている理由なのですけれども、こちらのほう職員の事務局長給与分という形で、27年度から再任用の職員が事務局長ということになりましたので、その人件費分が減っているということで、金額的には減になっております。

また、結婚相談事業の関係なのですけれども、27年度の実績で見ますと結婚の登録、そちらのほうの登録者数なのですけれども、男性が10人、女性が３人ということで登録をしていただいたということでございます。第４の日曜日、午前中なのですけれども、９時半から12時まで、エンゼルサポーターという方が６名いらっしゃるのですけれども、２人ずつ毎月第４日曜日に相談を受け付けているところでございますけれども、27年度に関しましては、13件の相談を受けたということで実績を聞いております。

ちなみに28年度になりますと、登録は男性16人、女性５人という形でふえているところでございますが、見合いの設定というのも行いまして、27年度は３組行ったのですけれども、残念ながらちょっと成立には至らなかったという結果を聞いております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　森委員。

○森　一人委員　エンゼルサポーターが６人ということで、そのサポーターさんの男女比といいますか、どのようになっているか、お伺いします。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

６人は、男性３人、女性３人ということでございまして、元民生委員をやられた方とか、元役場の職員とか、そういう方を委嘱しているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員　31ページと89ページ関連ありますので、31ページの埼玉県の長寿埼玉モデルの普及促進事業、500万の県の支出金ということで補助金でいただけたわけです。そして、それが89ページに反映されていくのでしょうけれども、健康づくり事業……89ページの５の健康づくり事業ですよね。全体では1,857万8,510円支出されているわけですけれども、この中で、聞いている話では150人ぐらいの参加者があって、

非常に成果が上がっているというようなことをやっている方からも聞いているのだけれども、この事業は27年度で行われて、どのような成果、それから効果というものが上がっているのか、それを１点聞きたいと思います。

それから、もう一つ、92ページなのですけれども、予防費の予防接種事業です。これも委託料として予防接種の分が3,880万9,000円が上段に、さらに下段のほうには前年度繰越明許分ということで752万1,000円と分けてあるわけですけれども、これは恐らく下の表ところの別表に、二重線で引いてあるところから区分されているのだろうというふうに思われるのですけれども、そういう理解でいいのかどうか。

以上、２点お尋ねいたします。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

馬橋副課長。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　まず初めに、最初の健康長寿埼玉モデルについてお答えいたします。

「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト」ということで昨年度行ったわけなのですけれども、主な成果といたしましては、まず体組成計の数値から見ますと筋肉量の増加、それから腹囲の減少というものが見られました。それから、血液検査の中では中性脂肪、血糖値の減少が見られました。

それから、医療費についてなのですけれども、期間中の１人当たりの総額を比較したところ、対象簿に比べて参加者は、月平均476円ですけれども、低くなりました。参加者の中からは、期間中に血圧等の薬を飲まなくなったとか、整骨院へ通う回数が減ったなどの声も聞かれました。

続きまして、予防接種の関係をお答えいたします。委員さんおっしゃいましたとおり、上の表の予防接種業務委託は定期接種の部分で、下の前年度繰越明許の部分は法定外予防接種の委託料ということで、別表下の二重線でくくったところで分けてあります。

以上です。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　そうすると、その健康づくり事業、全般的には150人ぐらいの参加があって、大体最後までみんな乗り切ってきた展開だったかどうか。

それと、あと92ページの予防接種、私これ何で聞いているかというと、窓口払いの

代替事業の中で予防接種が入っているわけです。そういう中で、では上段が、例えばこれが定期接種だというふうになると、二種混合から高齢者の肺炎球菌まで上段にあるでしょう、それが定期接種だということでいいのかな。

○畠山美幸委員長　書いてあるではないか。

○青柳賢治委員　いやいや、それだとおかしいよ。法定外予防接種の委託料というのも上の括弧のところに書いてあるわけなのだよ、その辺はどういうふうに解釈したらいいのでしょうか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

馬橋副課長。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　まず初めに、埼玉モデルの参加者についてお答えいたします。

参加者は、146名の参加をいただきまして、ほとんどの方が最後までやられたのですけれども、そのうち143名の方が今現在も継続をしている状況です。

続きまして、予防接種事業に関してですが、法定外予防接種の委託料ということで上のほうにも書いてあるのですけれども、実際は法定接種というものと法定外接種ということで区切られてはいるのですけれども、町が契約していない病院等で受けた場合も、法定外予防接種ということになってしまうのです。ですので、例えば予防接種の種類としては定期接種でも、実際は法定外接種という名目で支出するということがあります。ですので、明確にはこの予防接種が定期接種、この予防接種の種類が法定外接種ということで、一応見た目は分かれているのですけれども、実際に定期接種の中でも委託医療機関以外で受けると、それは法定外接種。例えば町で契約していない医療機関で受けたりですとか、あとは定められた定期接種の期間をわずか過ぎて受けた場合も、一応法定外接種というくくりになりますので、その辺でちょっとまざっているというところがあります。

よろしでしょうか、以上です。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　そうすると、この健康長寿埼玉モデル、これはもう143人も継続できたということだから、すごい効果が保険料の面でもあらわれているということなので、いい事業だったなというふうに評価したいと思います。

それで、あと予防接種の中で私がちょっと確認したいのは、子供のために打ってい

る、嵐山が勧めている予防接種あるでしょう、定期接種ではなくて。そういったようなものの金額というのはどのくらいですかと言うと、出ますか。

〔「種類ごとにでしょうか」と言う人あり〕

○青柳賢治委員　いや、合計でいいです。嵐山町が子供たちに勧めている、例えば下の段でいくと中３のインフルエンザなんかは、これは27年で初めてできたやつだと思うのです。

〔「前からあるよ」と言う人あり〕

○青柳賢治委員　前からあった。

〔「ありました」と言う人あり〕

○青柳賢治委員　あった。それで、あとロタとか、こういったものを嵐山町は勧めているわけです。そういったものが幾らですかというのは出ますか。3,880万円と750万円のうちの幾らですよというのが出れば、教えていただきたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

馬橋副課長。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　少しお待ちください。

〔「出なければ後でもらえれば」と言う人あり〕

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　すみません、ちょっと計算……

○畠山美幸委員長　計算してから、後ほど答弁ください。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　はい。

○畠山美幸委員長　ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員　最初に、89ページの簡易なことなのですが、これは保健衛生総務事業の中で一番最後のほうに、補助金で食品衛生組合に３万円出ているのですが、補助金ですから何かやったものについて補助するということだと思うのですけれども、内容的には大体わかるのですけれども、詳しく教えてください。

２つ目が、これも簡易なことなのですけれども、90ページの一番上から２行目なのですけれども、地域通貨の商品券ということなのですけれども、何かプレミアム商品券の関係かなというふうには思ったのですが、教えていただければと思います。

それと最後に、同じく90ページです。その上にも書かれているのですが、いわゆる

タニタの社員食堂の健康セミナー、そのような関連が、その下にもタニタの関係でタニタ健康プログラム業務、それとそのもっと下に備品購入でタニタ健康プログラム用機器の一式ということで購入されていますが、タニタということで、タニタという言葉を使っているのですが、この会社はすぐれているというふうにいろいろなところで最近聞くのですが、どのような効果を期待して、この事業を進めているのかをお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長　３点でよろしいですか。

○長島邦夫委員　はい。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

初めに、89ページの食品衛生組合の３万円の補助金に関しましてですけれども、こちらのほうは食品衛生組合の会員に、薬品等の配付という形で行っているということでございます。

続きまして、90ページの上段の地域通貨商品券の関係でございますけれども、こちらのほうは健康プロジェクトの中で、8,000歩歩くということがあるのですけれども、その歩数が優秀だったりということで表彰をする関係上、商品券を差し上げたということでございます。歩数ランキングだとか筋肉量がふえただとか、または体脂肪が減ったとか、そのような上位者に商品券としてお渡しをしたということでございます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

馬橋副課長。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　それでは、タニタの関係を説明いたします。

今回の事業は、歩く、鍛える、食べるということで、３つのキーワードをもとに進めてまいりました。歩くという部分と食べるという部分で、タニタさんの企画がかなりすぐれていたので、それを採用するということで今回契約させていただきました。上のタニタ社員食堂セミナーということなのですけれども、こちらにつきましては、こちらの事情なのですけれども、県のほうの補助金をいただく関係で、ちょっと明細を分けさせていただいております。実際は、タニタ健康プログラムという中に含まれてもよかったのですけれども、県のほうで、分けて申請すれば補助金をいただけると

いうことがありましたので、この分はちょっと分けて記載させていただきました。ということでタニタに関しましては、食べることは当然、野菜を多くとろうということで進めている事業を、タニタ社員食堂ということで全国的にも広めている会社なのですけれども、それに加えて歩くことというところでタニタ製の活動量計、こちらを使って体の筋肉量ですとか体脂肪ですとか、その辺も管理できるというメリットがありましたので、今回契約させていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　では、最初から再質問しますけれども、食品衛生の関係なのですけれども、よくその方たちは、もちろん保健所の管轄で、検便等いろいろ必要なものが必ずあるかというふうに思うのですけれども、そのようなものの補助ではなくて薬品の配布なのですね、それを１つ聞きたいと思っています。

あと、地域通貨の関係はわかります。ちょっと地域通貨というと、どこかのお店の商品券とか何かということなのですか、何かちょっとわからないので、やっている方向はわかりますけれども、いいことだなと。これもさっき31ページの埼玉長寿モデル普及促進事業、その関係だと今少しおっしゃいましたよね。その関係に絡むのかということ、もう一回教えていただきたい。

それと、このタニタの関係も食べるというところで、それを重要視している３要素の中の一つですというふうなことで、タニタがすぐれているから使っているということですが、総合的にここの食べるだけではなくて、歩く、鍛えるというところもタニタを採用したことによって、さらに広がっているというふうにも今の答弁聞こえたのですが、もう一度お願いできればというふうに思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

初めに、89ページのほうの食品衛生組合の関係でございます。こちらのほう薬品ということでございまして、食品衛生の関係の薬品全般的なものを配付している。その希望者ということで言っていると思うのですけれども、そのようなことで聞いております。

また、90ページの地域通貨商品券でございますけれども、こちらのほうは商工会の

ほうが発行している商品券ということで、こちらのほうで購入をさせていただいて、健康プロジェクトのほうのそういった成績上位者に配付をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

馬橋副課長。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　タニタの関係をお答えいたします。

先ほど、歩く、鍛える、食べるというふうに言ったのですけれども、その鍛える部分につきましては、この表にも載っておりますけれども、シンコースポーツ株式会社というところで運動指導業務、こちらのほうを委託しておりまして、その筋力トレーニングの部分に関しましてはシンコースポーツのほうで行っております。タニタに関しましては、個人個人のデータの管理ですとか、それから歩くところの活動量計の管理、それからさっき言った食べること、食生活の食事指導の面、その辺をやっております。

以上です。

○畠山美幸委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　では、最後に１つだけ。最後の、今タニタの関係ですけれども、確かにタニタ健康プログラム業務の中に、データ分析結果報告ということもありますから、これは対象者とすると、さっき言った長寿モデルの参加者等が使っているということでよろしいのですか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

馬橋副課長。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　委員さんのおっしゃったとおりでございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員　21ページの健康増進センター使用料についてなのですが、27年度から増進センターを貸し出すことになったわけですよね。９万100円という収入なのですけれども、どの程度貸し出しができていたのかを伺いたいと思います。

それから、38ページの中間からちょっと下の雑入の重度心身障害者医療高額介護合

算分返還、これは昨年なかったかな。ちょっと今なかったような気がしたのですが、その下の過払い分の返還というのが、過払い分の返還というのは前にもあったのですけれども、どういうシステムで一旦多く払ってしまうのか、その流れをちょっと伺いたいと思います。

それから、73ページの行旅病人・行旅死亡人措置事業なのですが、この表にあるのは、これは同一人物なのですか。ちょっと事件性があったので、医師の検案書などもつけたということなのですけれども、どういう内容なのかを伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　以上、３点の答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

初めに、21ページの増進センター使用料でございます。９万100円ということで収入が入ったわけですけれども、こちらのほうは貸し館という形で１階と２階、計４つの部屋を貸したわけでございますけれども、件数にしまして、全てで154件お貸ししているわけですけれども、その中には減免の部分も含まれているのですけれども、こちらのほう合計で154件という形で貸し出しをしております。こちらのほうの内容としては、エアロビだとか健康体操だとか、そのような団体に貸し出しをしているというところでございます。

続きまして、73ページの行旅病人・行旅死亡人の関係でございますけれども、こちらのほう昨年の８月に菅谷地内で死亡されている方がおりました。それで、８月でございまして、一応もう何日か経過をしているところでございまして、判別というのがちょっとはっきりしないということで、警察のほうも身元のほうがはっきりしないということの結論になりまして、こちらのほう行旅死亡人という形になりました。こちらのほう同一、１人の方の行旅病人死亡人という形の記載でございます。なお、この金額的なものは、全て県のほうから雑入という形で収入的には入ってきてございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長　それでは、私のほうからは38ページ、雑入の関係につきましてお答えいたします。

重度心身障害者医療高額介護合算分返還につきましては、こちらは介護サービスと

医療サービスを受けている方で、高額介護サービス費を含めた高額合算という制度があるのですけれども、医療分につきましては、ご存じのとおり障害者の方は償還払いという形で一旦立てかえでしていただいてお返しするのですが、その合算の制度というのが、毎年８月から７月までの１年間で介護サービスと医療サービスを受けた内容を合算して、それぞれの医療分と介護分で案分をして、さらにまた制度としてお返しする制度があるのですけれども、その分で既に重度医療費でお返しをしている分を、本来はそこを毎月で調整できればいいのですけれども、片方は年間の制度、片方は毎月の請求ということでちょっと調整ができないものですから、一旦お支払いはしているのですけれども、その合算分として出てきた案分の医療費分というのは、既に重度医療で返している部分で二重になってしまうものですから、それは町のほうに入れていただくというような形で処理をしております。

それから、重度医療費の過払い分の関係でございますが、こちらにつきましても支給後に高額等の保険給付が確認できた場合には、要は過払いという部分がございますので、その分についてお返しいただくという内容になってございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員　76ページの臨時福祉給付金事業なのですけれども、委託金が106万466円です。８％になったからという形でやっているのですけれども、これはシステム的に恒常的に改修できるものなのか。８％から10％になる確率が高いわけなのだけれども、それもまた臨時福祉給付金事業として出てくるのかどうかわからないのだけれども、これどういうふうな形で制度的にやっているものなのか。恒常的に利用できて、自分たちではできないので、これだけの金額を支払わなくてはいけないかということ、１点伺います。

それと、これは町民課の事業だったのですけれども、後期高齢者医療保険事業のうち健康診査業務委託事業というのは、実際には健康いきいき課が行うということで、この場合の事務管理は健康いきいき課で全部行っていたのか。医療機関にお任せしたままで、結果についてはどちらが管理していたのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　２点につきましての答弁を求めます。

太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長　臨時福祉給付金の関係でございます。

昨年度、27年度につきましては、秋に臨時福祉給付金を支出してございますが、システムにつきましては、国のほうで毎回その臨時福祉給付金を支給するに当たって、対象者の区分ですとか状況が変わりますので、その都度改修をする必要がございます。

表のほうで二段分けしてございますが、嵐山町につきましては65歳以上高齢者向けの臨時福祉給付金につきましては、実際の給付金そのものは28年度で支給しているのですけれども、３月中に高齢者向けのシステム改修をしまして、対象者もやはり高齢者で、65歳以上非課税というような状況でございますので、そういったシステム的な内容を変えなければ逐一継続して使えないものですから、その都度改修して委託をしているという状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

馬橋副課長。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　健康診査についてお答えいたします。

実際こちらの後期高齢の健康診査につきましては、町民課が保有しております国保連合会のシステムを使いまして抽出しております。事務につきましては、健康いきいき課のほうで請け負っておりまして、結果につきましても健康カルテという、こちらで保有しているシステムのほうに入力しております。

以上です。

○畠山美幸委員長　渋谷委員。

○渋谷登美子委員　臨時福祉給付金事業なのですけれども、補助金自体が1,590万で、システム改修が106万という形で、全額補助なのでしょうけれども、こういうふうな形で金額が出ていくという形で、毎年毎年必ずそういうふうになっていくということですよね、年齢が変わっていくから。そういうふうなシステムになっているということですよね、その確認です。

それともう一つ、健康診査業務委託事業ですけれども、そうするとこれに関しては健康いきいき課で把握していて、町民課のほうで後期高齢者医療事業のほうには反映されないというふうな形で見ていいのですか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長　臨時福祉給付金事業につきましては、10分の10国の補助という形になってございます。

委員さんご質問のとおり、その都度改修していくものについては、その費用につきましても事務費ということで、10分の10の補助をいただく形になってございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

馬橋副課長。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　後期高齢の健康診査の関係なのですけれども、町民課のほうに反映されないということが、ちょっと意味がよくわからなかったのですけれども、結果につきましてはこちらで全て把握しておりまして、その内容については町民課の、報告しているかということでしょうか。反映、ちょっとすみません。

○畠山美幸委員長　渋谷委員。

○渋谷登美子委員　後期高齢者事業なので、後期高齢の事業を担当しているところがどのような事業になっているかというのがわかっていないと困るのかなと思うのですけれども、それについては後期高齢者事業との関係で、町民課との連携があるのですか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

馬橋副課長。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　連携はしております。

○畠山美幸委員長　ほかに。

松本委員。

○松本美子委員　それでは、何点かになりますけれども、質問させていただきます。

まず、75ページになりますけれども、難病患者の関係なのですが、見舞金の関係が出ていますけれども、前年度よりも金額的には減っているわけです。もちろん人数等も減ってきているというふうに思いますけれども、そこのところは何人で、63万ぐらい減っているのかな、そのところにつきましてお尋ねします。

それと、ちょっと戻ってすみませんが、前のページで74ページですが、補装具の給付金というものがありますけれども、こちらにつきましては子供、大人と問わず、どうしても必要だということで補装具このようになってくるのだと思いますけれども、人数的にはどうなのか、どのような方たちが補装具等が必要になられているのかお尋

ねをします。

それと次のページ、76ページになります。上段でございますが、地域福祉人材育成事業ということでございますけれども、去年度等もこちらがありましたが、地域福祉の人材育成につきまして助成金等が出ているわけですけれども、金額が少しですが、30万程度だと思いますけれども、ちょっと減額になっていると。これにつきましては、内容的に福祉関係にお勤めの方なのか、資格者に対して助成金が出ているのかと思うのですが、もう少し内容的なものを教えていただき、社会あるいは介護あるいは精神関係の福祉士の方に、何名ぐらいずつに当てはめて出ているのかお尋ねします。

それと、その一番下ですけれども、臨時給付の関係ですが、こちちにつきましても確認で結構ですけれども、補助金等対象の関係が2,651名というふうに私は思っていたのですが、間違っていたらすみませんが、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○畠山美幸委員長　以上で。

○松本美子委員　いえ、もう少しありますので、すみません。

それから、生活習慣病って怖い病気で、たくさんの方たちがかからなければ一番いいのですけれども……

○畠山美幸委員長　ページ数は。

○松本美子委員　90ページ。なかなかそういうわけにはいかないと思います。そういった中で、生活習慣病になられた方の健診後の相談というようなことだと思いますけれども、どのような生活習慣病、三大病等もあるかもしれませんけれども、内容的にはどういう病気で、何名ぐらいの方がこれに該当して相談を受けていらっしゃり、また町のほうでは指導しているのかお尋ねします。

それと、もう一点は確認で結構ですけれども、次のページの関係ですけれども、一番下の下段ところに備品購入ということで、購入費が７万7,544円出ていますが、当初予算ですと64万6,000円ということになっておりましたが、それはエアコンを調理室のほうに設置したということでよろしいでしょうか。

それと、93ページになりますけれども、がん検診の関係なのですけれども、そちらの表のほうには細かく出ておりますから、受診者とか、いろんな分野ではわかっています。そういった中で、クーポン券の関係等が出ておりますけれども、例えば乳がん検診であれば49人が受診者だということですが、これは該当者全員がこのクーポン券を支給、あるいはそのほか大腸がんにしてもあるわけですが、クーポン券対象者が全

員受けられたのでしょうか。

それからもう一点、すみません、多くてちょっと申しわけないのですけれども、95ページになりますが、言語聴覚士の資格の業務の関係なのですけれども、18回を実施、事業をやっているわけですが、社会法人の昴のところで、こちらにつきましては去年度もありましたけれども、人数的には何名ぐらいで、年齢的にはお幾つぐらいの方だったかということにつきましてお尋ねをさせていただきます。

以上です。ちょっと多くてすみません。

○畠山美幸委員長　以上、８点につきましての答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

初めに、75ページの難病患者の関係でございます。こちらのほうは65件ございまして、１人8,000円という形でございます。65人に8,000円という形で、52万円ということでございます。

続きまして、74ページの補装具給付の関係でございますけれども、こちらのほうは新規に交付をした分と、修理をした分ということでございまして、新しく交付をされたのが19件ございます。修理が17件ございました。交付につきましては、車椅子、補聴器、足が不自由な方には装具とか、また眼鏡等をいろいろ交付してございます。また、修理に関しましても、こちらは補聴器を直すとか車椅子を直すとか、そのような形で修理17件ございました。

続きまして、76ページの臨時福祉給付金の人数でございます。2,651人ということで、委員さんがおっしゃるとおりでございまして、支給人数2,651人でございます。今回この臨時福祉給付金の交付に関しましては、支給率に換算しますと91.6％でございました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長　人材育成の関係でございます。

人材育成につきましては、対象となる要件としまして、まず資格がございます。資格につきましては、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、視覚の視能訓練士、手話通訳士、介護支援専門員、看護師、准看

護師、介護職員初任者研修修了者となってございます。この中で、新たな勤務を始める方、あるいは従前勤務をしていましたが、家庭の事情等で一旦退職し、また改めて同じ業界、業種に復職をした方。もう一つが、仕事をしていて自己研鑽によって資格を取得した方の３つの定義がございまして、新たな勤務と復職をされた方につきましては、助成額は５万円でございます。自己研鑽による資格取得につきましては３万円でございます。

27年度の内訳でございますが、総件数は８件でございました。資格取得、それから新規就職という形で、いずれも４件ずつということで、資格を取得された方につきましては12万円、復職ではないのですが、新規就職ということで４件で５万円ですから20万円ということで、合計32万円となってございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

馬橋副課長。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　まず初めに、90ページの生活習慣病予防事業の健診後の健康相談についてお答えいたします。

委員さんの質問によりますと、どのような病気でということだったのですけれども、その細かい資料をちょっと持ち合わせておりませんので、人数だけとりあえず報告させていただきます。健診後の健康相談につきましては４回開催いたしまして、延べ80人の方が受けられております。

続きまして、91ページの備品購入費の関係についてお答えいたします。こちらにつきましては、当初据え置き型のエアコンを設置する予定で予算を組みましたが、業者の方に見ていただいたところ、それを設置しても全然効果がないということが判明いたしましたので、実際はその据え置き型のエアコンを購入するのは控えました。実際この７万7,544円につきましては、乳幼児の体重計を購入しております。

続きまして、93ページ、がん検診のクーポンについてなのですけれども、クーポンにつきましては、それぞれマンモグラフィーにつきましては40歳から５歳刻み、それから子宮がん検診につきましては20歳から５歳刻み、大腸がん検診につきましては40歳の方を対象にクーポン券を発行しておりますので、対象の方全てが受けたということではないのですけれども、その中で希望された方がクーポンを利用して受診したということになります。

続きまして、95ページの言語聴覚士派遣業務につきましてお答えいたします。こちら子供のすくすく相談ということで言葉の相談をやっておりますけれども、年間60人の方が受けられました。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁漏れがあります。90ページの生活習慣病の指導はどういう指導をされたのか。それと、今の言語聴覚士のところの対象年齢はということ。

馬橋副課長。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　健診後の健康相談の指導内容ということなのですけれども、こちらにつきましては、その方の病気に応じまして生活指導、栄養指導、運動指導を行っております。

○畠山美幸委員長　一番下の年齢。言語聴覚、対象年齢。答弁を求めます。

馬橋副課長。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　すみません、言葉の相談の対象年齢につきまして報告いたします。

こちらにつきましては、就学前がほとんどなのですけれども、実際には１歳、２歳、３歳、４歳、５歳までのお子さんが今年度受けられております。

以上です。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　では、再質問させていただきます。

そうしますと、76ページになってきますけれども、人材育成の関係ですが、町内に就職をなされた方がどのくらいいるのかなということ。それに、介護あるいは社会福祉士、それとか精神とか、そういった分野に資格者でいるわけですが、何名ずつぐらいの方たちが、こちらの事業に対して職場で一定資格が取れたりできたのかなというのをもう一度お尋ねします。

それと、生活習慣病の関係なのですけれども、年４回やって延べ人数で80人というふうな答弁だったのですよね、今。それで、栄養指導だとか運動指導だとかということですけれども、これは私の勘違いだったのだと思うのですが、対象者の関係が出てきて、そこの中から運動の、そういった予防事業のほうに参加したのかなというふうな解釈をしたのですけれども、その辺は違うのでしょうか。健診の結果、対象者ができて、そこから80人という答弁でしたから、延べ80人の方が４回ずつのところを参加

して、栄養とか運動の指導をしてもらったりしたのかなというふうに思っていたのですけれども、ちょっとごめんなさい。もう一度すみません、そこのところの分野を整理していただければありがたいのですけれども。

それから、エアコンの関係は91ページですけれども、よくわかりましたので、当初の関係だとエアコンというようなお話だったので、これが備品購入という形でつけられたのかなと思いましたのでお聞きしましたけれども、乳幼児の体重計だということで、わかりました。

それと、93ページのクーポン券の関係です。これは、年代というようなものは、予算や何かでも今までもありましたから承知いたしておりましたけれども、その辺の何歳から何歳までがクーポン券対象ですよというふうな答弁だけだったというふうに思いました。私がお尋ねしたのは、例えば乳がんの関係ですが、40歳から50歳ぐらいまでの間で何人ぐらいの対象者がいて、受診者は49名でしたよと、こういうふうにお尋ねしていたわけなのですけれども、改めてお尋ねをします。クーポン券の対象人数、それから受診者数、その辺をお願いします。

言語聴覚はわかりましたので、ありがとうございます。

○畠山美幸委員長　３点につきまして答弁を求めます。

太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長　人材育成でございます。分けてお話をしますが、新規就職の方で４名いらっしゃいましたが、町内２名、町外２名となってございます。

それから、資格取得が４名でございますが、こちらは町外が３名、町内が１名です。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

馬橋副課長。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　健診後の健康相談につきましてお答えいたします。

健診後の健康相談につきましては、先ほど病気の内容につきましては、ちょっと細かくわからないということでお答えしたのですけれども、こちらのほうで要指導項目というものがありますので、そちらにつきましては把握しております。脂質、糖質、それから血圧、肝機能、腎機能、尿酸、貧血、心電図、眼底、こちらの項目につきま

してある程度の数値を超えた方について、こちらで通知をお出しします。その通知をお出しした中から、希望された方が参加するという形になっております。こちらにつきましては、広報でも記載しておりますので、たとえこちらで把握していない方でも、希望すれば参加できる仕組みになっております。

○畠山美幸委員長　引き続き答弁を求めます。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　続きまして、クーポン券の関係ですけれども、すみません、人数につきましては把握しておりません。

受診率につきましては、全体の受診率は把握しているのですけれども、こちらのほうは子宮がんにつきましては19.4％、それから乳がんにつきましては20.7％、それから大腸がんにつきましては14.7％、これが27年度の受診率です。

以上です。

○畠山美幸委員長　３番の対象者人数というのはわからないという答弁でよろしいでしょうか、もう一度すみません。

馬橋副課長。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　クーポン発送の人数につきましては把握しておりますが、こちら今手元にないということです。

○畠山美幸委員長　では後ほど。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　はい、後ほどお答えします。すみません。

○畠山美幸委員長　まだ再質問ありますか、松本委員。

○松本美子委員　今の件で、後で教えていただければ、出していただければ結構ですし、それから生活習慣病の関係ですけれども、こちらも……

○畠山美幸委員長　では、ちょっと再質問ということで、これで３回目です。電源入れてください。

○松本美子委員　ではすみません、３回目の質問になりますけれども、生活習慣病の関係が延べ人数でしたらば80人ということですけれども、これも男女別というものもあると思うのですけれども、人数把握がきちんとできていなかったところも、もしわからなければわからなくて結構ですから、後で出してください。それに、クーポン券の関係もそのように対象者を、すみませんがお願いいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

馬橋副課長。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　健診後の健康相談の人数につきましてご報告いたします。

こちらにつきましては、男性40名、女性40名ということで計80名となっております。年代別につきましては、40歳から64歳、こちらが男性４人、女性11人、計15人。65歳から74歳が男性22人、女性22人、計44人。75歳以上の方につきましては男性14人、女性7人、計21人となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

清水委員。

○清水正之委員　74ページなのですけれども、この介護給付と訓練等給付の274人というのは、介護認定をされている人がどのくらいいるのでしょうか。とりわけ身体介護だとか家事援助だとかという部分では、どのくらいの人数になっているのでしょう。

それから、78ページなのですけれども、ホームヘルプサービスをやっているのですが、社会福祉協議会というのは全員が資格を、サービスをやっている、サービスをしている人ですね。

〔「長寿課」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　長寿ですね。

○清水正之委員　ごめんなさい。では、ちょっと決算書のほうなのですけれども、105ページなのですが、負担金と交付金なのですけれども、これ社協に出した部分と、ふれあい事業だと思うのですが、不用額が出ているのです。これ多分社協で不用額が出るはずないので、ふれあい事業でこれだけの金額が余ったというか、そういうことなのですか、ちょっとお聞きをしておきたいと思うのですが。

それと予防費なのですけれども、役務費が予算執行されていないのですが、これ予算執行しなくても済んだということなのですか。

○畠山美幸委員長　予防費は何ページになりますか。

○清水正之委員　ごめんなさい、135ページです。役務費については、予算執行がされていなかったと、これは使わなくても済んだということでいいのですか。

○畠山美幸委員長　３点につきましての答弁を求めます。

太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長　１点目の介護給付でございます。

委員さんがおっしゃるのは、介護保険法上の介護認定ということだと思いますが、そちらの認定を受けているかどうかの把握はしてございません。こちらの介護給付につきましては、障害者サービスの介護給付費という形になってございまして、参考までに身体介護ということでいけば、身体障害者の方が１名、知的障害者の方が６名、精神障害者の方が２名の実人数９名がサービスを受けているような状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　それでは、105ページの決算書のほうなのですけれども、負担金補助の関係の不用額なのですけれども、こちらのほうは大きいところで障害者生活支援事業が380万円、また臨時福祉給付金の320万円等が不用額ということになってございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

馬橋副課長。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　135ページの予防費、役務費の件についてお答えいたします。

こちらにつきましては、当初がん検診事業等で郵送料を予定しておりましたが、こちら総務課の一般経費のほうで郵送しましたので、実際は使っておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長　再質問、清水委員。

○清水正之委員　今話があったのは74ページですけれども、話としてはわかるのです、表を見れば。これは、274人については介護認定がされているかどうかというのは、わからないということでいいのですね。

○畠山美幸委員長　１点、質問の答弁を求めます。

太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長　委員さんおっしゃるとおり、介護認定

の状況については把握してございません。

以上です。

○畠山美幸委員長　再質問ありますか。

○清水正之委員　いいえ。

○畠山美幸委員長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　あと、答弁を求めます。

馬橋副課長。

○馬橋　透健康いきいき課健康管理担当副課長　青柳委員のご質問、先ほど子供の予防接種の委託料いかほどかということの質問なのですけれども、こちらにつきまして集計がつきましたので、お答えいたします。

定期接種につきましては、子供分がおよそ2,643万9,000円でございます。法定外接種につきましては726万7,000円、これ実際は扶助費のほうの支払いもありますので、細かい数字が出てまいりますけれども、おおよそでお答えいたしました。

以上です。

○畠山美幸委員長　質疑がないようですので、健康いきいき課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。35分までといたします。

休　　憩　午前１０時２６分

再　　開　午前１０時３５分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、長寿生きがい課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対して簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員　質問いたします。

78ページです。嵐山おたすけサービス事業運営費補助金、これが100万ですけれども、主要説明書でいくと今回初めてになるのかなと思います。それで、この100万円

が使われたことによって、どのような効果があらわれているかどうか、１点お聞きします。

それと、あともう一つ、隣の79ページのデマンドですけれども、これも120万ぐらい前年比ふえておりますけれども、大分利用勝手がよくなっているとか聞いております。これも、担当課としては相当程度のね、普及している状況であるのだということを把握しているかどうか、お尋ねします。

○畠山美幸委員長　以上、２点につきましての答弁を求めます。

近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長　まず、おたすけサービスの効果についてお答えいたします。

おたすけサービスにつきましては、平成24年度から県の地域支え合いの仕組み推進事業ということで、県の補助を受けて３カ年実施してまいりました。そして、平成27年度に県の補助が終了した時点で、町のほうの補助に切りかえてございます。

おたすけサービスの利用者なのですけれども、登録者数が、利用会員が平成26年度は106人であったのが、平成27年度は134人、協力会員が平成26年度が48人であったのが、平成27年度57人と増加してございます。やはり人数がふえてくるということがありまして、町として運営費の補助をすることによって、この事業を活性化させていきたいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、私のほうからは高齢者の外出支援事業、デマンド交通事業の関係でお答えをさせていただきます。

支払い金額も、昨年度に比べますと大分ふえているという状況でもございます。こちらにつきまして、先ほど始まる前に、ちょっと資料のほうを実績ということでお配りさせていただきましたものでございますが、こちらを見ていただきますと、全体ですけれども、下のほうに27年度の計と26年度の実績というのが一番下にございます。それを比較していただければわかると思いますが、まず左のほうで２列目といいましょうか、27年度申請者数、こちらのほうも589人で、515人に対してふえております。それから、申請率もふえております。

それから、その右の３月末の利用者実数でございますが、516人ということで、前年度422人よりふえてございます。実人数の利用率についても87.6％ということで、こちらもふえております。

その右側ですけれども、申請者のうち券を使用しなかった人数につきましては73人ということで、増減はなかったというようなことですけれども、未使用率にしますと、今年27年度は22.4％で、26年度が14.2％でございましたので、そちらのほうは下がっていると、使用していただいたのかなというふうに思っています。年度の総利用枚数につきましても１万175枚、前年度26年度が8,168枚で、大分ふえてる状況でございます。

その右見ていきますと、全ての券を使い切った人ということなのですけれども、27年度は44人でした。26年度は74人ということで、こちらのほうの全部を使い切った人については、若干でございますが、人数的には減っているような状況でございます。

こういったような状況がございまして、全体を見ますと、各地域ごとにもふえているような状況ということでございまして、担当課のほうとしましても、こちらのほうについては広報等、いろいろな周知を図っておりまして、申請者の数もふえてきているというようなところで、今の段階ではまだ試行というような形で行っているわけですけれども、今後も実際の開始に向けて、もう少しこうしたほうがいいというようなことをまた検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　おたすけサービス、これも100万というのはかなりいい金額だと思うのです。それで、今効果がそれぞれ、協力会員、利用会員も27年もふえているという状況だそうです。

それで、この辺の利用勝手というか、この制度の使い勝手のようなものというのは、実際ある程度高齢者の支援サービスということですから、重要な事業だと思います。使い勝手などについては、使っている人からどのように言われているようなものがあるのか、わかりましたら教えてください。

それともう一点、デマンドは確かにこれですばらしい表が出ましたけれども、ありがとうございました。それで、これを私ここで、やっぱり決算なものですから、対象者、これがやはりどんどんふえてくわけです、今後は。そして、この表見ると26年度

実績と比べても、27年は150人ふえているわけです。そうすると、なおかつ申請率というのが放っといてこれから上がっていくのでしょうけれども、試行と言いつつ、もうこれも大分経過年数たっているわけです。そういう中では、対象者の中にこのサービスがやはり望まれるのだけれども、まだよくわからないとか、使えないとか、そういうこともあるのではないかと思うのだけれども、そういうことについては、この27年度決算の中に当たって、担当課としてはどのように考えていますか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長　おたすけサービスの使い勝手ということでお答えをいたします。

おたすけサービスの利用対象者っておおむね65歳以上の生活支援が必要な方ということなのですけれども、特に同居の家族がいても、やっぱり頼めない部分があったりという場合は利用ができるようです。

それで、包括のほうで利用者のお話を聞いているのは、主に介護サービスを利用している方なのですけれども、介護サービスの訪問介護では利用できないようなお庭の草むしりだとか、それから窓拭きだとか、そういうものを併用して利用しているということで、そのあたりは助かっているという話を聞いております。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、デマンドの関係でお答えさせていただきます。

ちょっと欄外なのですけれども、先ほどの表の下を見ていただきますと、対象者数には免許所持者829人も含まれていて、この事業に対しましては、免許の所持者は一応除くということになっているのですが、こちらの全体の所持者の人数はわかるのですが、この表ですと地区ごとの所持者がわからないものですから、それは差し引きしてございません。全体では829人がこの中から減りまして、実際の申請率としますと、27年度につきましては44.2％というような状況になってございます。

これも、先ほど委員さんがおっしゃいましたとおり試行ということですけれども、大分長くなってきまして、その周知については大分図られてきているのかなというふうに思っております。ただ、その内容等につきまして、このデマンドのやり方といい

ましょうか、いろいろな方法があるかと思うのですが、嵐山町につきましては一応初乗り分の助成をしているということですけれども、ほかの市町でもデマンドでやっていますが、松山市さんなんかもやってますけれども、ここことは違うような方法でやっていますので、そういうようなことも検討いたしまして、嵐山町ではどういったような事業としてやっていくのがいいかということも、今後考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　そうすると、おたすけサービスですけれども、これは協力会員というふうになられる人も、多くいるのにこしたことはないわけです。そういった協力会員をどのようにしてふやしていくような努力がされたのか、27年で。その辺についても聞きたいと思います。

それと、きょう配ってもらったこの実績表ですけれども、そうすると申請するべき人の２人に１人周知されているということですよね、44％だから。ですから、あとはこの地区の中でも特に申請率の低いところ、こういったところへどういうふうに担当課として40％ぐらい、平均に近づけていけるような努力が必要だと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○畠山美幸委員長　近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長　お答えいたします。

協力会員の増加、ふやす努力ということなのですが、まず社会福祉協議会にこのサービスの調整をするコーディネーターさんが１人おります。この方がいろいろなところに声をかけて募集をしている、お誘いをしているというのが１つと、それから平成27年度は町の長寿生きがい課の窓口、ここが今コバトンお達者倶楽部で毎日歩いて元気な方が来るのですけれども、そこのところに募集のチラシを置きまして、職員のほうからも、こういうのがあるのでどうですかということでお声がけはさせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　デマンドの関係でお答えさせていただきます。

先ほど申請率が44.2％で、２人に１人に周知ができているというようなお話ですが、周知については２人に１人ということではなくて、大体に周知ができているのかなというふうに思っています。ただ、その中で申請が44.2％だったということだというふうに思います。

それから、この表を見ていただきますと、申請率が低いのがやっぱり在の地区といいましょうか、古里、吉田、それから大蔵、根岸というようなところが10％未満のような申請率になってございますので、そういったところの申請者の方をふやしていくということが必要になってくるかと思いますが、ちょっと前にもお答えをさせていただいたかなと思いますが、この地区の在のほうですと、やっぱり自分でも多分免許証を持っている方が多いですとか、二世代、三世代の一緒に住んでいる等、そういった家族内で乗せていってもらうとか、そういったようなことが多かったり、また地区のコミュニティーみたいな形で、隣近所で一緒に乗せていってもらうとか、そういったことも多々あって、こういったことになっているのかなというようなこともございます。ただ、それについてもなるべく多くの方に申請していただくことがいいと思いますので、その辺についてまたＰＲといいましょうか、周知のほうはしていきたいというふうには思っています。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員　今のデマンドに関して１点というか、それだけ聞きたいと思いますけれども、そうするとこれから高齢化進んでくると、その対象となる人はふえていく。ただ、それと同時に免許を取得している方の割合というのも少しふえてくるのかなと。だから、人数がふえる分だけ、この予算がどんどん膨らんでいくということではなくて、幾らか緩やかなカーブを描いて、それで少しふえていくだろうというような予想を立てているのかどうか。

それから、あともう一点は、全て券を使い切った人が、対象者がふえているにもかかわらず74から44に減っているということは、今お配りをしている券の枚数がそれなりに適正なものというふうに思っていいのか、そこだけ確認させてください。

○畠山美幸委員長　デマンドについての２点の質問に対しまして、山下長寿生きがい課長、答弁をお願いします。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、デマンドの関係でお答えをさせていただきます。

確かに今後これから、まだ2025年問題とかございまして、どんどん高齢者の方というのはふえてくのかなと。それもありますが、確かに免許証をお持ちの方の高齢者もふえていくのかなという形で、全部がこういうふうな形でふえていくということではないと思いますが、ただ、対象が75歳以上の方ということになってございますので、ある程度はやはりそういったことで免許証を返納というような方も多くなって、対象者はふえていくのかなというふうには考えてございます。

それから、２点目の使い切った方が少なかったということで、適切な枚数が交付されているかというようなことでございますけれども、確かにそういったことが言えるのかなと思いますが、一部ではアンケート等とってみますと、もう少し枚数をふやしてもらいたいというような声は大分ございます。

それから、その利用については、今は送迎を除くと１回につき１枚の利用となりますが、２枚利用にしてもらいたいというような要望といいましょうか、意見のほうも出ているような状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員　説明書の78ページの高齢者スポーツの関係なのですけれども、何回もいろんなところで質問したことあるのですけれども、実はゲートボール場、これの人数がもうかなり減ってしまっていて、やられているところを見るのが本当にまれだというような形です。それで、今嵐山町で実質ゲートボールをやられている地区は、何カ所になっているのでしょうか。

それで、それぞれ地区でやめてしまった人たちは、高齢者というのはふえているわけですから、その人たちは実質的にはどのような形で次のスポーツや何かに移ったり、あるいは全く遊んだような形になってしまっているというふうになっているのでしょうか、そこら辺をちょっと聞きたいと思います。

○畠山美幸委員長　高齢者スポーツの件につきまして２件、山下長寿生きがい課長、答弁お願いします。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、お答えをさせていただきます。

高齢者スポーツの関係ということで、ゲートボールをやられている地区といいましょうか、どのぐらいあるかということなのですけれども、正確にちょっと把握をしてございません。ただ、例えばこれは去年の10月に、秋季スポーツ大会ということでゲートボール大会は行われたようでございますが、そのときには８チーム参加してございました。ですから、最低でも８チーム以上はあるのかなというふうに思います。大変申しわけございません。

それと、高齢者はゲートボールをやめてほかに何か、今は主流は多分グラウンドゴルフになってきているというふうに思ってございます。こちらの先ほどの10月の参加チームを見ますと、グラウンドゴルフでは30チームが参加してございますので、ゲートボールをやめてグラウンドゴルフのほうに移行しているという地区が多いのかなというふうに思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長　河井委員。

○河井勝久委員　そうすると、グラウンドゴルフに変えてきているという今課長の答弁ですけれども、そうするとグラウンドゴルフというのは、ゲートボールから比べるともう３倍ぐらいの敷地面積を必要とするのではないですか。それでいうと、今の町民グラウンドか何かが一番の大きな、そこは利用できているのでしょうか。

それから、今までゲートボール場というのは、町でそういうものを提供しているというわけではないだろうと思いますので、それぞれの地区では土地所有者から土地を借りたりしてやっていたところが多いのだろうと思うのです。そうすると、それはほとんど返却されてしまったのか。また、ある程度その土地がその後どういうふうになっているのか、荒れ地になってしまったのか、その辺のところは把握できているのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えさせていただきます。

グラウンドゴルフをやるには大きな面積というか、そういうのが必要で、Ｂ＆Ｇの総合グラウンドということでよろしいのでしょうか、のほうの利用はできているかということなのですけれども、そちらにつきましては、これは正確に把握はしてございませんが、使いたいというような形で申し込みをすれば、そちらのほうは利用が可能

なのかなというふうには思っていますが、各地区でそれなりに工夫をされて、多分ゲートボールやっていたところを、それだけでは多分小さい地区もあるのではないかと思いますが、私が今話す遠山地区では、それのほかにもちょっとあいているところがありますので、それを含めてグラウンドゴルフをやっているというような状況もございますので、そういうような形で利用しているのかなというふうに思います。

そのほかの土地を借りてやっていたのが多いかなということで、その後の使い道については、大変申しわけありませんが、ちょっと把握はしてございません。

以上です。

○畠山美幸委員長　河井委員。

○河井勝久委員　わかりました。私、グラウンドゴルフの関係に切りかえている人が多いというふうに感じるのですけれども、なかなか人数が集まってやっているという姿見られないので、町民スポーツのときにはあれだけのチームが集まってやってきているのですけれども、にわかづくりのような形も見られるのです。

今後の話をするのはどうかと思うのですけれども、例えば高齢者のスポーツの問題については、例えば新たな方法というのは考えていけるのでしょうか。それによって、また新たな高齢者の参加の人たち、あるいは地域間のコミュニケーションもできてくるのだろうというふうに思っているのですけれども、その辺はどう考えているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今後の高齢者のスポーツというようなことでございますけれども、恐らくは当分の間はグラウンドゴルフが主流といいましょうか、そのような形でいくのかなというふうに思いますが、新たなことについても、また社会福祉協議会のほうと相談していきながら、今後の状況については考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

松本委員。

○松本美子委員　それでは、質問させていただきます。

まず、21ページになると思いますけれども、活き活きふれあいプラザの関係ですが、

こちらのふれあいプラザの使用料等が１万2,000円出ていますけれども、こちらを利用なされた団体さんというのでしょうか、何団体ぐらいでどのような方たちが利用なされたのかということ。

それから、その下の同じく利用料の関係ですが、これには１日券あるいは半年とか１年券とかというふうな券があるわけですけれども、内訳をお願いいたします。

それと同じなのですけれども、78ページになってくると思うのですが、１日の平均の利用者数というものが29.82というふうに出ておりますけれども、こちらにつきましては、一般的に支払いをして入れる方がどのくらいなのか。それとか講座の関係等で、今無料の関係の方が入っているのかなと思いますけれども、そのことについては、どのくらいの方が１日一般者、あるいは講座関係が無料で入っていくのかお尋ねします。

それに、下段から79ページの上段になりますけれども、高齢者就業促進事業の関係で、公益団体の法人ですけれども、シルバーさんのほうに728万円ほどのお金が補助金として出ているわけですけれども、こちらにつきましては、皆さんお元気でお働きになっている方がかなり多いというふうに伺っています。登録人数もかなりの人数だというふうには伺っていますけれども、男女別ではどのくらいの登録者がいらっしゃるのでしょうか。

それと、大変聞きづらいような感じもするのですけれども、時間給で分かれているというふうにお話は伺っていますけれども、その段階が何段階かあるようですが、そこのところも教えていただければというふうに思います。

もう一点すみませんが、先ほど青柳委員さんのほうから質問等がありましたけれども、デマンドの関係ですけれども、一覧表を出していただきましたので、おおむねはわかりますが、子供の利用の関係で、いずれにしても75歳以上で乗り物には乗れないというような方についてですけれども、特に利用状況の関係になりますが、１人で住んでいる方が多く利用しているのか、あるいは家族はいますけれども、該当するので利用している方のほうが全体的に多いのか、おわかりでしたらで結構ですけれども、教えていただければと思って質問をさせていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長　以上、４点につきましての答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　私のほうからは、３点ほどお答えさせていただきます。あと１点につきましては、岡野副課長からお答えさせていただきます。

まずは、21ページのやすらぎの関係でございます。プラザ利用料で、どのような団体が使ったかというようなことなのですけれども、どういう団体というのはちょっとあれなのですが、町内の団体ということで22回ほど使っていただいていまして、それが１万1,000円です。町外の団体が１回使って1,000円ということで、１万2,000円ということになってございます。ちょっと団体の内容といいましょうか、どういう団体というのは把握していません。申しわけございません。

それから、利用料の内訳ですけれども、これは入館料ですけれども、１回券の方が、町内が200円なのですが、3,574人、71万4,800円、町外が400円の388人で15万5,200円です。それから、半年券を買われた方が、町内でこれは8,000円ですけれども、８人で６万4,000円、それから１年券、町内でこれ１万2,000円になりますが、37人おられまして44万4,000円ということで、この金額になってございます。

それから、利用の関係でございますけれども、27年度につきましては9,083人の方が利用していただいていたのですけれども、その中でいきいき課のほうの関係で健康長寿埼玉モデル事業というのをやってございまして、その方がトレーニングジムを使う場合は無料ということなのですが、それが９月から２月までの間行われておりましたので、その間にモデル事業での入館者が1,318人でございました。そうしますと、7,765人の方が一般のといいましょうか、普通の入館者ということになってございます。

それから、デマンドの関係でございますが、利用状況ということで、その家族構成というようなことだと思うのですけれども、ひとり暮らしか家族があるような方なのかということなのですが、申しわけありませんが、そこまではちょっと調べてございません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　答弁求めます。

岡野副課長。

○岡野富春長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長　お答えいたします。

私のほうからは、シルバー人材センターの会員数の内訳についてです。男性が199名、女性が62名、合計で261名となっております。

また、時間給につきましては、まことに申しわけないのですけれども、把握しておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長　78ページのトレーニング、１日利用の29.8人の件のところが。

〔「それ答えました」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　答えた。では、質問どうぞ。

松本委員。

○松本美子委員　それでは、なぜプラザのほうの関係をお聞きしているかということなのですけれども、モデル事業の関係の方たちがトレーニングにかなりの人数が来ていらっしゃいますよね。そういった中で一般的に入場した方たちが、人数がふえてうれしい反面、余り運動の機械ですか、なかなかそういうものが使えなくて待っている状態があったりなんかするのですけれども、その辺で利用、そういう町の事業だから無料ですよと、私たちは同じ施設を使って同じことをやるのにお金がかかるのに、待ったりなんかしたりして思うようには使えないのですけれども、その辺は町は、事業ですからどんなふうに考えているといっても私も聞きようがないのですけれども、利用者の方がちょっとそんなような話をするのですけれども、その辺の考え方についてはどう思っていらっしゃいますか。どう考えていますか、これからもずっとですよね。ですから、一般的に200円払った人が、今度モデル事業の人たちも入ってきているので、機械も余り使えなくなってきている。それでは、片方は無料ですよね、片方の人たちはモデル事業に入っていないから、言われてもお金を払うわけですけれども、何となくおかしいというか、何とかしてくれないかなとか、ちょっとそんなような声が出ているのですけれども、その辺の考え方はどんなふうに考えていったらいいでしょうかというふうな聞き方しかないかな。すみません、それでちょっとお聞きします。

それから、シルバーの関係につきましては、登録の関係だけが現在はわかっていて、時間の給料に関してはわからないというか、今現在手元にないので、答弁ができないというとり方でよろしいですか、もう一度ここについてお聞きします。

○畠山美幸委員長　２点でよろしいですか。

○松本美子委員　何か言ったっけ、ちょっと忘れてしまった。

○畠山美幸委員長　１番目と３番目の今質問だから。

○松本美子委員　１番目は、これは……ちょっと待ってください、整理します。

１番目の質問については、使用料と利用料と言いましたが、使用料について和室の関係の使用料だと思うのですが、この関連は町内が22回で、１団体が22回使ったというふうに私解釈しているのですけれども、違いますか。何団体だか答弁をいただけなかったのかな。町外の方が１回だということだったかなというふうに思ったのですが、もう一度、町内ではこれは何団体というふうな把握はできていないのですか。

○畠山美幸委員長　町内22団体。

○松本美子委員　22回は使用はしてます、あちらは。何を使用しているかわかっていますけれども、ちょっと……

○畠山美幸委員長　では、もう一回答えてもらいます。

○松本美子委員　それで大丈夫だと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、お答えさせていただきます。

やすらぎの使用料の関係でございますけれども、これは委員さんおっしゃるとおり和室を使ったときの使用料ということになっているのですけれども、町内で団体の方が22回使ったという状況ではございますが、何団体が使ったと把握していないのですけれども、先ほど言われたとおり、私も多分１団体であったかなというふうにはちょっと覚えているのですが、すみません、はっきりは調べてございません。それと、町外で１回ですので、１団体だということだというふうに思います。

それから、プロジェクトに参加している方が無料で、一般の方がお金を払ってというようなこと、どのように考えているかということなのですけれども、このプロジェクトの事業に参加をしていただいて、トレーニングというような形もその項目の中に入っているというようなことで、特典ではないのですけれども、やっぱりこういう事業に参加していただくための一つの方法としまして、ここでやっていただければ、それについては無料で使えますよというような考えのもとで、それをすることによって、今後このプロジェクトが終わった後もそういった方がまた引き続き利用していただければ、やすらぎがそういったことで、また利用者の数がふえるのではないかというようなこともありますので、そういうことでやらせていただいたのですが、確かに一般の方が混んでいて使えないよというような声もございましたが、途中から機械のほうもプロジェクトのためにふやしたというような状況もありますので、その辺について

はうまくあいている時間といいましょうか、なかなか難しいのでしょうけれども、そういった時間にご利用いただくように、あそこにインストラクターさんいらっしゃいますので、比較的すいている時間はこういう時間だよとかというのも言っていただいて、利用していただいているというような状況かなというふうに思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　シルバーさんのことでちょっと調べてもらったことで。

○畠山美幸委員長　岡野副課長。

○岡野富春長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長　先ほどの時間給の件ですけれども、今調べさせていただいていますので、もう少々お待ちください。

○畠山美幸委員長　後ほどお願いします。

再質問、どうぞ。

松本委員。

○松本美子委員　今のふれあいプラザの関係、やすらぎさんなのですけれども、私ちょっとしつこく言って申しわけないのですけれども、なぜこういう話をしているかといいますと、あそこでは入館するときが、一般的に見ると町内が200円で、町外が400円です。それで、機械を使う方たちは、モデル事業のこと考えないでほかの一般の方たちのことだけでも、機械のほうは無料なのですよね、200円なら200円、400円なら400円お支払いすれば。それで、カラオケがありますよね。カラオケをやる方たちは、入館したほかに使用料の１曲100円がかかるわけです。そのことが、前から介護老人施設だと、養護施設だというにもかかわらず、私たち年寄りは入るのに金かかって、それから歌を歌ったって100円かかる。もっと若い方たちは、入るのはどっちも年寄りもみんな同じ金額なのに、大変な金額をかけて機械を入れていただいても無料なのだと。そういうジレンマがありまして、それで今回がモデル事業ですか、そういうものがまた入ってきたということで、ますますお年寄りは端のほうで静かにじっとして、お風呂もなくなってしまいましたから、余計にそういう感覚を持ってきている方たちが多くなりまして、それで行ってもしようがないからというか、つまんないからというか、そういうような声があるのです。ですから、決算ですから28年度のこと、今後のことというわけにはいきませんけれども、その辺の少し検討していっていただければいいのではないかなというふうに思って、３回ほど質問させていただきました。

ぜひともそんなふうに、要望になってしまったらちょっとすみませんけれども、決算に関係ないと言われればそれまでなのですけれども、少し頭の中に入れておいていただければいいかなというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

○畠山美幸委員長　まだわからない、シルバーの。まだわからない。

ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員　77ページのやすらぎの件なのですが、ちょっと細かいのですけれども、昨年この管理の関係で、植木の管理で要望が出ていたのです。今年なくなっているのですけれども、どういうことでなくなったのかということと、次のページの老人クラブ連合会への補助金がふえているわけです。団体数がふえたから、この補助金がふえたのかを伺いたいと思います。

それと、その下の緊急通報システムの借り上げ料なのですが、今利用者の人数と、これがあって助かったなという通報数、そういう助かったなというお話があれば伺いたいと思います。

それと、次の79ページのデマンドの件なのですが、いろいろお聞きいただきましたので、重複部分は避けたいと思うのですけれども、昨年の答弁で対象者が1,253人いて、そのうちの515人から申請がありましたという、ちょっと私のほうにメモがあるのです。今年の場合は対象者は何人になるのか。2,162人、昨年と全然違うではない、昨年1,253人ですよ。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員　内輪でやってしまったけれども、どういうふうにこれを見たらいいかなというのを、そこちょっとお聞きしたいと思います。

それから、80ページの介護保険利用料助成事業なのですが、ここもふえているのです。介護度別の利用状況をちょっと伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　以上、５点でよろしいでしょうか。

○川口浩史委員　はい。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、私のほうから４点ほど、残りの１点を近藤副

課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、やすらぎの植木の管理ということでございますが、26年度はやすらぎの北側にございます植木の枝おろし作業を実施したということでございますけれども、27年度につきましてはそういったことがなかったものですから、支出はございませんでした。

それから、78ページの老人クラブの補助金の関係ですが、団体数がふえているのかということでございますが、団体数につきましては、昨年と変わらず19団体でございます。ただ、その中身といいましょうか、補助金を……大変失礼しました。18団体から19団体に１団体ふえてございました。申しわけございません。ということでの増額でございます。

それから、デマンド交通の関係でございます。昨年と対象者の人数が違うのではないかということでございますが、先ほどお配りをさせていただいたものは、この除外をされている運転免許所持者の人数まで、こちらのほうの表には入ってございます。それを差し引くと、大体そういったような数字になってくるのかなと。去年申し上げたのは、それを引いた数字で申し上げたものということでございます。

それから、80ページの介護保険の利用料助成の関係でございますけれども、これにつきましては保険料段階１段階の方で、町民税非課税世帯で所得及び年金収入額が80万円以下の方、これが30％の助成率ということでございますが、３月の末までの延べ人数ということで669人、1,826件分のお支払いでございます。

それから、２段階の方、３段階の方、こちらにつきましては10％ということになるのですけれども、延べで350人、970件でございます。合わせますと、合計で1,019人、2,796件の助成をしているということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　答弁求めます。

近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長　緊急通報システムについてお答えいたします。

平成27年度の緊急通報システムの登録者数は73人となっております。通報の状況なのですけれども、通報件数が20件、うち誤報が１件です。うち救急搬送されたのが１件となっております。

詳細につきましては、こちらの比企消防本部のほうからの情報提供になっておりますので、詳細については情報提供がありませんでした。

以上です。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　老人クラブの関係ですけれども、そうですか、１団体ふえたのですか。なかなか老人クラブの団体が減る一方で、ふえるということがなかったのですけれども、貴重なことです。どういう経緯でふえたのか、もしご存知でしたら伺いたいと思います。

それから、80ページの介護保険の利用料助成なのですけれども、前年と比べて、全体でふえたわけですけれども、この保険料段階１、２、３。１と、２、３は同じで。これが、この方がふえているのだと思うのです。ちょっとどのくらいふえているのかを伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　２件につきましての答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

まず、老人クラブの関係でございますけれども、ふえたのは、広野２区でふえたというふうに記憶しておりますが、そのふえた理由といいましょうか、経緯につきましては、申しわけございませんが、把握してございません。

それから、利用助成の関係でございますが、昨年、26年度と比べてどのくらいふえたかというようなことでございます。まず、１段階でございますが、26年度につきましては551人で1,684件、それから２段階、３段階でございますが、251人の784件、合計しますと802人で、2,468件ほどの助成をしてございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　質疑がないようですので、長寿生きがい課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

〔「答弁……」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　わかりますか、シルバー。シルバーだっけ、答弁求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　今シルバーさんのほうに確認をさせていただいたのですが、すぐ送っていただけないということで、大変申しわけないのですが……

〔何事か言う人あり〕

○山下次男長寿生きがい課長　この場では、ちょっとお答えができないということでございます。申しわけございません。

○畠山美幸委員長　承知しました。後で資料を下さいと言っていますので、よろしくお願いします。

では、以上で長寿生きがい課の部分につきましての質疑を終結いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩です。

休　　憩　午前１１時２７分

再　　開　午前１１時３０分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境農政課並びに上下水道課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして、簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員　１点だけお尋ねします。

103ページです。川のまるごと再生事業、28年、私たちも今回そこまでちょっと現地調査で行けなかったのですけれども、委託料として埼玉県中央部森林組合、相当の本数、伐採等も含めて事業できたわけですけれども、当初これ植えるときも小学生の何人かで植えたというのも聞いていますし、この事業というのは、昔の嵐山を再生するという事業なわけです。それなので、この辺のところの事業の担当課として、効果はどの程度に期待しているのか。これはまだ３月の話だから、これから長い長期的な展望はあるでしょうけれども、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○畠山美幸委員長　１点でよろしいですか。

○青柳賢治委員　はい。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　お答え申し上げます。

そもそも川のまるごと再生事業につきましては、昔の嵐山渓谷が命名された当時の昭和の初期の景観を復元するというのが一つの目的になっております。したがいまして、すぐに昔の景観が取り戻せるというものではないかと思いますが、植栽、伐採等、そういう事業を通じてこの嵐山渓谷の昔の姿、そしてひいては嵐山町名の由来というところの歴史についてまで、そういった広い範囲で、子供たちを含めて町民の方に知っていただくという、そういう教育的な効果というものもあろうかと思いますし、時間が経過するにしたがいまして環境が整ってくれば、教育的なものだけでなく観光というような面でも広がりを見せてくると。当然環境教育にも有意義なものとなってくるかと思います。しばらくそれにつきましては、時間がかかるのではないかというふうな認識を持っております。

以上です。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　これは27年の事業で３月あたりの事業になってきますので、今課長答弁されたように今後に期待がかかる事業になると思うのですけれども、その辺のところの嵐山町の小学校の子供たちとか、環境教育というの出たのだけれども、今後のことになってしまうとちょっと予算になってしまいますので、どうなのでしょう、子供たちを加えた事業としてどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　お答えします。

具体的な、すぐにというプランは今現在はちょっと持っておりませんけれども、先ほど申し上げましたように、さまざまな効果が期待できるということでございますので、今後私どもの担当課だけでなく教育委員会等とも連携をしながら、十分検討させていただきたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　この川のまるごと、現地調査ではもう一カ所、まちづくり整備課のと

ころで我々行ってきました。この辺は、一体に半島を捉えた、連携した課がまたがることでつながっていると思いますし、大事な事業だと思いますので、一応またこれは総括でやらせていただきたいと思います。結構です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

森委員。

○森　一人委員　主要な施策の97ページになります。

96、97にまたいでおりますが、公害対策総務事業になりますが、ここには嵐山町内の大きな企業名も出ております。調査委託を踏まえて、大事な企業と近隣の住民への対応ということで、町としてこの件をどう捉えたのかを聞かせていただければと思います。

○畠山美幸委員長　答弁求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　お答え申し上げます。

企業と、それからその周辺の住民ということで、幾つかのこうした問題が提起されております。町としましては、どちらも同じ町の町民であるという立場から、どちらに傾くというわけでもないのですけれども、公平に、原則的な環境問題を解決していくと。しかも企業と周辺住民との間で、十分な信頼関係を構築するためのお手伝いをさせていただくというのが町の立場かなというふうに考えておりまして、そのためのさまざまな基本的な調査ですとか、あるいは調整というものをさせていただいているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員　では、質問させていただきます。

ちょっと細かいところもあるのですけれども、３点か４点なのですが、最初に主要な施策のほう、96ページの一番下です。水質調査等は122条等で見ているのですが、私見損なって、魚類の調査２カ所と書かれていますが、どんな調査結果だったか教えていただきたいというふうに思います。

２点目でございますけれども、次のページの97ページに、ごみの減量化推進事業があるのですが、その中に、この減量に対して実施された事業ということになると生ご

みの処理機だけしか載っていないのですが、ごみの減量化についてほかのところにもあるのかどうか。ごみ処理機がやっぱり減っているのです。関心が薄いのかなというふうに思うのですが、昨年が９基で、今年、27年度が４基ということなので、この辺をどのようにお考えなのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

次に、中間管理事業のことでお聞きするのですが、32ページに県の補助が788万5,600円、それで101ページのほうに同じ金額が支出されています。農地の有効利用の観点から大事な事業だというふうに思いますが、まだ始まったばかりで、これから毎年、毎年いろんな地区を回っていくのだというふうに思いますが、この考え方、同じお金が入って同じものが支出されている、そこら辺の含めてお聞きしたいというふうに思います。

それと、やはりＰの32に、これは林業振興費の補助金が里山と平地林事業で300万入りまして、それで103ページの支出のほうに、委託で103万4,000円と出ています。この小千代山については、119ページのほうにも事業は載っているので、あわせてお聞きしたいというふうに思いますが、平地林事業、今までは普通の個人のお宅が持っているものについても依頼があったかというふうに思うのですが、この小千代山だけに限って載っていますけれども、ほかの依頼はなかったのか。また、随分300万という金額で非常に大きいのですが、これで大体小千代山の整備というのは終わったのか。逆に、119ページのほうに小千代山の緑地管理ということで載っておりますが、これはただ冬場の雑木の手入れ等なのか、逆にこれが12月21日からということになると冬場の仕事なのです。夏場に、あそこの管理は何もしていなかったのかどうか、ちょっとお聞きできればというふうに思うのですが、そこら辺の考え方をお願いいたします。

○畠山美幸委員長　４点の関係しましての答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　それでは、私のほうからは中間管理事業と、それから里山・平地林再生事業についてお答え申し上げまして、その後、水質魚類の調査とごみの減量化については青木副課長、それから小千代山の整備につきましては杉田副課長のほうから答えさせていただきたいと思います。

まず、中間管理事業でございますが、32ページの歳入と、それから101ページの支出、歳出でございますけれども、こちらにつきましては中間管理事業を通じまして農地の利用の最適化を図っていくということで、担い手の方に集積、集約をしていくと

いう事業でございまして、これは町を通じて地域に、あるいは土地の所有者、耕作者に配分をする補助金の事業ということでございまして、町を通過する補助金ということでございます。収支につきましては、全く同じ額ということでございます。

同様に、里山・平地林再生事業につきましても、これは昨年まで、27年度までは埼玉県の事業でございまして、これも町を経由して支払われるということでございます。若干歳出のほうがふえておりますのは、町の若干の事務費等でございます。

小千代山の詳細につきましては、杉田課長のほうから後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長　96ページ、河川水質の魚類調査の件なのですが、こちらの比企河川の合同調査ということで、松山を含めまして、郡内の河川に関係ある市町村で、合同で年に４回やっております水質の調査とあわせまして、魚類のほうを年に１回やっております。こちらは、もう数十年継続的にやっておりまして、河川の水質等の変化に、どのような魚類の変化があるという貴重な資料となっていると思います。

続きまして、97ページのごみの減量化につきましてですが、減量化の事業ということで、こちらの事業だけではなくて、美化清掃や槻川をきれいにする会等の事業をあわせてやっております。しかし、ごみ処理機の補助件数は、年々減っているのは事実であります。実際昨年度もご指摘をいただいたのですが、広報等で啓発はさしてもらっているのですが、町内の方、嵐山だけではないと思うのですが、ある程度そういう意識が高い方というのが、もうなかなか発掘できない状態でいるというのは事実だと思っています。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁求めます。

杉田副課長。

○杉田哲男環境農政課農業振興担当副課長　私のほうから、小千代山の関係につきましてお答えさせていただきます。

こちらのほうの小千代山の伐採につきましては、森林公園観光さんが実施をしております西側の町有地の倒木、また枯損木等の伐採事業として今年度実施をさせていた

だいたものでございます。300万円の補助金につきまして、町単部分を２万4,000円追加いたしまして、発注をさせていただいているものでございます。

個人のお宅の森林のほうの伐採ということでございますけれども、こちらにつきましては先ほど課長がお答えさせていただきましたけれども、竹林並びに枯損木等の伐採につきましては県営のほうで、県のほうの発注ということで、27年度につきましては実施をさせていただいてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　では、すみません。最初から行きますが、魚類の調査のほうは、やはり非常に関心をどなたでも持つのです。調査結果というのを私は今まで聞いたことないですから、どんな結果になったのか。例えば昔であれば、何にも気にしないで河川のお魚食べていたのですけれども、最近どなたも気にするような状況なので、やはり結果がどうだったのか、ちょっとお聞きできればなと思って。難しいことであれば、また後で結構ですけれども、お願いしたいなというふうに思います。

それと、ごみ処理の関係ですけれども、先ほど槻川をきれいにする会と何かお話がありましたけれども、そこはごみの減量化とはちょっと違うというふうに思うのですが、やはりごみはふえていくのです。それで、関係ないですけれども、事業系のごみなんかも家庭用で出されるようなことなんかがあって、生ごみというか、総合的にごみの減量化についてどんなふうに考えているのかなというふうに。生ごみは、処理機はこれはわかるのですけれども、どんなふうに考えているのかなというふうにお聞きをしたのです。総合的にお聞きできればというふうに思います。

それと中間管理のほうと、あと今言った平地林事業、県からの補助金をいただいて、それで町の事業というか、県の事業として捉えてやっているのか、そういうふうな感じなのではないかなというふうに思うのですけれども、特に中間管理のほうに合わせて聞きますけれども、これから例えば町のほうで今年度こういうところを予定する、ああいうふうに予定をする。その場合にも、県のほうからこれについて出されたものをそっくりそのまま県の事業としてやるということで、町はそこに全然何も携わってこなくなってしまうのですか。幾ら県の補助金でも、町の考え方で何かやっているのではないかなというふうに思うのですが、そこのところだけ再質問させていただきます。

○畠山美幸委員長　３点につきましての答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　それでは、私からはごみの減量化についての考え方ということでお答えさせていただきます。

ごみの減量化につきましてはさまざまな取り組みがございまして、なるべくごみを出さない、それから再使用する、あるいはリサイクルするという３Ｒという方針に従って行っているところでございますけれども、総合的にどのようにということですけれども、これはやはり取り組みとしては、予算化して出てくるものは、このような具体的な形で出てくるものになってしまいますけれども、そのほかにごみの収集のカレンダー、あるいは広報等を通じて減量化、分別、リサイクルについての周知をこれからも根気よく続けていくということになろうかというふうに考えております。

それから、中間管理の事業についてでございますけれども、副課長のほうからお答えさせていただきます。

○畠山美幸委員長　答弁求めます。

杉田副課長。

○杉田哲男環境農政課農業振興担当副課長　それでは、私のほうから中間管理事業につきましてお答えさせていただきます。

中間管理事業につきましては、これ補助金のほうの内容といたしまして、所有者の方が貸し出す場合の協力金というものと、地域合意に基づきます集積協力金という２種類の補助金の内容がございます。

これにつきましては、県の農林公社が借り受けをいたしまして、そのエリアの地域の担い手への貸し出しということで、10年以上を基準に制度としてあるものでございますけれども、嵐山町といたしましては、今現在土地改良区域内を中心に事業のほうを進めさせていただいているものでございます。27年度につきましては、勝田地区、志賀地区等々がその地域の該当になったかなということで、こちらにつきましてはらんざん営農さんが主として、担い手さんとしてエリアが大きかったものですから、そういったところでの事業の推進というものがございました。

これにつきましては、その区域の中につきましては農林公社が借り受けをするものですから、小作料につきましては統一の単価、田んぼであれば幾ら、畑であれば幾ら、中心的には田んぼが中心でございますけれども、というふうな制度になりますので、

エリアを限定しての事業の推進という形をとらせていただいているものでございます。ですから、エリア以外の農地のほうの貸し出し、貸し借りにつきましては、農業委員会で実施しています農地バンクを活用していただきながら、所有者と担い手への橋渡しということで今現在推進をしているものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長　魚類調査の結果なのですが、昨年は河川で２河川、市野川と都幾川で、計４カ所やっております。

結果として、確認するところでは、重要種または移入種、特定外来生物など、どのくらいの数がいるかというのを実際にとってはかって数を数えております。市野川ですと、重要種としましては、昔はいっぱいいたと思うのですが、シマドジョウやナマズ等が確認されております。また、都幾川ではスナヤツメ、またはシマドジョウ、ムサシノジュズカケハゼという重要種が確認されております。

以上です。

○畠山美幸委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　今の魚類の関係から行きますけれども、どんなものが生息しているかということも調査をしているということで、その魚の状態どうこうということではないわけですか、もしそういうのがあったら教えていただきたいと思います。

次に、ごみの減量化のことですけれども、ここに印刷製本費、資源回収のところにはそれが載っていないですから、多分ここのところでこういうものはカレンダーですか、ああいうのもこの印刷製本費に入っているのではないかな。そういうところの中に啓発等も、住民の方にして全般的に、そういう啓発を行っていますよと。個々においては、今やっているのはごみの処理機の設置だけというふうなことで受け取りましたが、徐々に減量化について生ごみの処理機だけですけれども、さらに考えられるものがあれば進めていくという考え方でよろしいかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それと、中間管理のほうの関係なのですけれども、今言ったように勝田と志賀が対象になってその年度はやっていると思うのですが、また今年度違うところでやっていますよね。考え方によると、農地を持っていてもこっちである程度見つけないと、中間管理にお願いしたからといってそんなに簡単に、全て中間管理が見つけてやってく

れるのではないよ、そんな考え方でいくと大目玉というか、自分の意に反して見つからないよなんていう話も聞くのですが、町として中間管理を県の事業だということで進めていくということになると、そういうところの啓発というのも大切なのではないかな。杉田さん私と同じところにいて、そういう考えを言った人もいるので、それはわかっていると思いますけれども、そういうところをさらに進めていくには、これからの方針をお聞きできればというふうに思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　それでは、お答え申し上げます。

まず、ごみの減量化についてでございますが、啓発は進めておりますけれども、具体的な策として町がかかわれるもの、支援をして補助金等でかかわれる事業ということになりますと、今現在やっているような事業でございまして、有効な新たな方法等があればまた調査をして、率先して取り入れて進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、中間管理の事業でございますが、これについては県のといいますか、県の農林公社の事業でございまして、貸し手といいますか、農地をお持ちの方が貸したいけれども、中間管理が、公社のほうで何でも扱ってくれるわけではないというふうなご心配かと思うのですけれども、これにつきましては、先ほども杉田課長のほうから答弁申し上げましたように、嵐山町ではある程度地域を決めて、具体的にはブロッククローテーションを行っておりますけれども、そのブロッククローテーションの単位を一つの基準にしまして地域を定めて、そしてその地域の中で貸し手、借り手の合意をいただくという地域合意をいただいて、そして事業を決定し進めていくというようなことで、町はその貸し手、借り手と、それから県の公社との間で地域合意をとるための調整役といいますか、そういうところで町の責任を果たさせていただいております。

それから、委員ご心配のご指摘のような内容につきましては、農業委員会のほうで毎年遊休農地等の調査を実施しておりまして、所有者の方の意向調査等も行っております。その中でもこうした項目が出てまいりますので、そういう機会を通じて、農家の方には丁寧に説明をさせていただいているということでございます。地域合意を得られた、その地域単位の事業というものは昨年から始まりましたけれども、今後も計画的に町内全域に、全域といっても土地改良を実施した農地でということになります

が、進めていく計画でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長　魚類の件なのですが、長島委員のおっしゃるとおり魚類の生息地等の継続的な把握、または河川環境の監視をするとともに、それ等の改善策を実施する参考資料とするための事業としております。

以上です。

○畠山美幸委員長　では、ここで休憩……

〔「質問だけしていい」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　では、質問だけどうぞ。

○川口浩史委員　95ページの畜犬登録事務の関係ですが、この機械器具の借り上げ料が減っているのですけれども、その理由を伺いたいと。

それから、その下の斎場・霊柩車の負担なのですが、これが大幅にふえているのです。理由を伺いたいということです。

それから、次の96ページ、温暖化防止事業で太陽光ヒートポンプ、潜熱回収型、潜熱はふえているのですけれども、ほかは減っている。ヒートポンプもふえているのか、太陽光が大きく減っているのです。大体希望者というのが落ち着いてきたので、こういう数字になったのかをちょっと伺いたいと思います。

それから、その下のアライグマの件なのですが、これは今まで業者に頼んでいたのを嘱託職員にしてきたということです。その影響なのですか、48頭というのは少ないなと思うのですけれども、年間125頭で、今回は48頭ということなのですが、ちょっとこの表の見方もあわせて伺いたいと思います。それと、消耗品は何に使ったのか伺いたいと思います。

それから、97ページの不法投棄物処理事業がふえているのですけれども、今不法投棄はふえている傾向というふうに見ていいのでしょうか。

それから、98ページの上の表なのですけれども、吉見の関係でこの前伺って、焼却ごみの運搬はこの中でどれとどれとどれだということを、それをちょっと伺いたいと思います。

それから、117ページ、都市下水路の関係で、この上の表の一番下の新田沼都市下

水路の水質検査、昨年12カ所だったのですけれども、今回は６カ所に半減しているわけなのですが、６カ所で十分なのかどうか。

それから、その下の使用料、賃貸料、町道菅谷56号線、その線下ですから、何で町道の線下で借り上げ料が出てくるのか、これは毎年出ているわけですけれども、改めて見たら不思議だなと思いまして、ちょっとこれがどうして出るのか。

それから、その下のマンホールの交換ですけれども、この交換事業によって飛ばないマンホールになったのかを伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　以上、８点につきましての答弁は休憩後に行いたいと思います。

暫時休憩いたします。再開は１時30分からです。

休　　憩　午後　零時０２分

再　　開　午後　１時２４分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質問のほうが終わっておりますので、答弁からといたしたいと思います。

答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　お答え申し上げます。

まず、１番目の質問の犬の登録でございますが、機械器具の借り上げ料２万4,883円につきましては、これは登録したデータを管理するパソコンのシステムのリースのリース料、これが５年間のリース契約が終わりまして、再リースに係る契約料でございます。

それから、続きまして霊柩車の関係ですけれども、こちらは斎場の焼却炉の改修に当たっておりまして、その分が増額となっております。405万5,000円ございます。

続きまして、温暖化防止の関係の太陽光発電の件数が減っているというご指摘でございますが、件数は平成24年が43件、25年が53件、26年39件に対して、27年は11件というふうに、確かに減少しております。その原因としては、確かなことはわかっておりませんけれども、この普及率、年齢別で見ますと20代から30代にかけてが10％を超える普及率となっておりますが、年齢が加算されるごとに低くなっておりまして、一番低くなると５％を切っております。全国平均でも６％台の普及率となっておりまして、嵐山町においては６％まで達しておりませんが、新築の物件に関しては、ほぼ６

％に近い数字となっているということでございますので、既存の家屋に新しく設置するという件数は、確かに頭打ちになっているのかなという傾向がうかがえます。

続きまして、アライグマ等の駆除でございますが、こちらは26年度につきましては業者に委託も行っておりました。捕獲頭数は、１年間で185頭でございました。27年度につきましては、年間125頭の捕獲でございます。このうちの48頭につきましては、嘱託職員をお願いした１月から３月の期間にとれたということでございます。

それから、消耗品等は何かということでございますが、この決算の中の17万2,000円分に関しては、新たに10基の箱わなを購入しております。その他、わなの中に設置する餌代等がかかっております。

続きまして、不法投棄の関係でございますが、こちらにつきましては、件数は26年度から９件ふえております。ただし、25年度にさかのぼりますと20件、今より21件多くなっておりますので、件数については年によって若干ばらつきが見られるかと思います。ただ、こちらにつきましては、どういうものが捨てられるかによりまして処理する単価が大分変わってまいります。昨年の場合ですと家電製品、あるいはもうかなり古い時期に捨てられていた瓦れき等が、草刈りをした後に出てきたというようなものもございまして、処理単価が若干昨年度の場合は高かったということがうかがえるかと思います。これも不法投棄の傾向としては、件数そのものは若干増減があるものの、そう大きくは動いていないというところでございます。

それから、焼却ごみの運搬の関係でございますが、こちらの表の中にあるものは年度をまたぐ契約となっておりますので、このような２本立ての契約とさせていただいておりますけれども、この中には焼却ごみ、それからプラスチックごみ、その他全て回収するごみが含まれた数字でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　お答え申し上げます。

まず、３点ほどあったかと思うのですが、新田沼都市下水路水質検査につきましては清水副課長より回答申し上げたいと思います。私からは、使用料及び賃貸料及びマンホール交換工事に関しましてお答え申し上げます。

まず、菅谷56号線下水道管渠埋設用地借上料2,500円ということなのですけれども、

菅谷56号線の道路改良工事に伴いまして、雨水マンホールといいましょうか、管の一部なのですけれども、個人の所有地にかかっていることがわかりまして、平成10年ころから合意しているということもありまして、定額で2,500円の借り上げ料でお願いしているところでございます。

続きまして、都市下水路のマンホールぶたの関係でございますが、新田沼都市下水路の上流部、枝線マンホール、菅谷３号線、中島新聞店の近くの交差点なのですけれども、さすがに50年代に布設された雨水管ですから古いもの、老朽化しているということ。また、交差点部であって交通量も比較的あった影響もあり、マンホールの周辺といいましょうか、舗装部の亀裂であったり、そのマンホールぶた自体ががたつきや何かがあったものですから、飛散防止型、対スリップ効果の高いマンホールぶたに交換しているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　私のほうからは、新田沼都市下水路の水質検査料の減少の理由についてお答え申し上げたいと思います。

平成26年度、27年度、２カ年にわたりまして、こちら新田沼都市下水路の水質検査を行ってきたところでございますが、平成26年度につきましては、その目的が水質の汚染の高い場所の原因を突きとめるところと、そこの場所の水質の改善を目的としたものでございますので、最初にその原因箇所がわからないときには、新田沼都市下水路本線を全箇所行っております。それが平成26年度で、10カ所12検体の水質検査を行ったところでございます。

その結果、駅より西側、旧国道から駅までの間が高いことが判明いたしましたので、平成27年度につきましては、その部分だけの６カ所８検体の採取を行いまして、さらに原因箇所の絞り込みをかけて行ったところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　地球温暖化の太陽光発電の件だけではなくて、４つの補助金が出ているわけですよね、昨年もちょっと聞いたのですけれども……

○畠山美幸委員長　何ページですか。

○川口浩史委員　96です。これだけの設置をして、CO_2の削減がどのくらいできているのかというのはわかりますでしょうか。

それから、アライグマの件なのですが、125頭のうち48頭が嘱託職員。そうすると、そのほかの80頭ぐらいは業者に頼んだということなのですか。その予算は、そうするとどこに載っているのかなというふうに思うのですけれども、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

不法投棄はわかりました。焼却ごみの運搬なのですが、プラスチックごみも全部入っているということなのですけれども、焼却ごみの私が一番聞きたいのは、吉見町までだと1.5倍かかるということでした。そうすると、その金額は幾らになるのだろうなと思ったのですけれども、焼却ごみだけだとここではわからないという、そういうことなのでしょうか、ほかと一緒になってしまうということなのでしょうか。その場合、焼却ごみとプラスチックごみは、ここは一緒なのですよという、そういうのがわかったらというか、それをちょっと伺いたいと思います。

それから、117ページの新田沼都市下水路なのですが、ちょっと今よくわからなかったのですけれども、昨年のを見ますと水質検査を12カ所と書いてあるのです。今の説明ですと、検体数が12というふうに説明したように聞こえたのですけれども、ちょっとそれ同じものなのかどうか確認と。そうすると、ここは大変高い大腸菌が出ているということで、これ一般質問でもありましたけれども、これからカメラを入れて調査をするのだということですよね。昨年の答弁で、100ミリリットルで30万個の大腸菌が出ているというふうに答えているのですけれども、やはり今回も同じくらいの大腸菌数が出ていたのかどうか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

それと、町道56号線の下水管なのですが、2,500円ですから、これは借りているほうが安くて済むなとは思うのです。ただ、個人の所有地のところを布設しているということですから、その個人の方が何か開発をしたいといった場合に大変困ってしまうと思うのです。やはり買い上げたほうがいいと思うのですけれども、ちょっとその辺は検討されたことがあるのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　以上、６点につきまして答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　それでは、私からはアライグマの捕獲に関する部分のお答えを申し上げまして、そのほかの部分につきましては青木副課長のほうから答えさせて

いただきます。

アライグマの、嘱託職員による以外はどうなっているかということでございますが、こちらにつきましては、アライグマのわなを取り扱う従事者、資格を持った、見識を持った人間がわなを扱うことができます。そういう形で、町民の方に被害があるところに関しては、わなを貸し出しております。その捕獲された後の処理につきましては、町の職員が回収をさせていただいております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長　私からはCO_2の削減ということで、27年度およそ56.5トンのCO_2の削減が見込まれております。

それと、焼却の費用の件なのですが、あくまでも概算なのですが、設計と契約の比率等を計算しまして、可燃ごみと廃プラを合わせた金額が、およそ２社で2,100万円程度となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　お答えいたします。

新田沼都市下水路の検査箇所数なのですが、こちらは昨年が10カ所。こちらは、10カ所というのがマンホールの数になっておりまして10マンホール、10カ所のマンホールでそれぞれ、２カ所のマンホールに枝線が合流している部分がございますので、その１つのマンホールは検体数が２カ所というカウントになりますので、２検体をとるマンホールが２カ所ございますので、10カ所で12検体ということになります。同じく今年度も６カ所８検体でございますので、同じ２検体をとるマンホールが２つあるということになっております。

それと、昨年度30万ＭＰＮパー100ミリリットル、こちらなのですが、これが浄化槽で処理水の排水基準の数字となっております。浄化槽で処理した水は、必ず大腸菌群数が30万ＭＰＮパー100ミリリットル以下でないと排出はしてはいけないということになっております。

それで、結果なのですが、これを確かにはるかに超える100万ＭＰＮパー100ミリリ

ットル以上のところはございました。そこが一番この新田沼都市下水路の水質問題で原因になるかなと考えられる箇所だと、今調査をかけているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　お答えいたします。

町道菅谷56号線の関係なのですけれども、もともとは開発がもう既にかかっていて、個人の土地だったようなところに家が何軒かありまして、そこのところの町道の改築で、それに伴う雨水管というのですか、一部マンホールがかかっているところがわかったと。そういうところで経費的にも、今委員さんもおっしゃっていましたけれども、マンホールとか管等の修繕をかけますと、恐らく何百万というふうな形のお金に返ってきてしまうかなというふうに考えますので、借地のほうでこのままお願いできればというふうには考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　焼却ごみの運搬料が大体2,100万円と、そうすると吉見まで持っていくとなるとこの1.5倍ということでいいのかどうか、ちょっと確認ですが。

それから、117ページの水質検査の件なのですが、昨年は30万個という説明だったのですけれどもね、これは浄化槽の限度だということで、では実際は昨年も100万個ぐらい出ていたわけなのですか。この変動というのは、ふえているのか減っているのか、ふえているのであればもう至急やって、カメラ入れてここだとわかったら対策とらなければいけないと思うのです。昨年から１年間、ほぼほっぽっていたわけですので、非常にまずいなというふうに思うのですけれども、昨年からの経緯というか、増減をちょっと伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　２点につきまして答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　焼却ごみ等の運搬でございますが、一般質問のときもお答え申し上げましたとおり、このままの量、形で運ぶということではないということを前提として、まずお話をさせていただきますが、仮にこのままであれば、そのとおり1.5倍強になるということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　お答え申し上げます。

昨年度も同じく100万を超える数値は出ております。ただし、26年度は最初の時点ですので、あちこちで出ていたのです。それを27年度にさらに絞り込みをかけて、もっとどこが発生源なのかというのを絞り込むために、やはり去年すぐには対処できなかった理由となっております。今年度は、28年度は来月にでももうカメラを入れまして、すぐに原因を突きとめて改善措置をとるように努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○畠山美幸委員長　ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員　３点ほど伺います。

まず１点目ですけれども、97ページの水質等調査委託にかかわって森委員から質問がありました明星食品のことに関しては、町は住民と事業者と公平、中正の立場で信頼関係をつくるような形でかかわっていくというお話でした。ですけれども、実際に現在見てみますと、住民の方は事業者に対して煤煙を出さないような仮処分を申請しているというふうに聞いています。訴訟になっていくというのは、私も何度も訴訟しているのでわかるのですけれども、それまでの準備ってすごくあるのです。この辺で止まったら訴訟しない、この辺で止まったら訴訟しない、そういうふうな順番があるのです。それにもかかわらず訴訟になっていったということで、これは町側としては信頼関係をつくるというふうな形のものがすごく損なわれたのかなと思うのです。実際に私も文教厚生委員会の請願があって、これはちょっと大変だなというふうなことは思ったのですが、町としてのかかわり方として、住民の側に立ってやったということは余りなかったのかなと思うのですが、そこら辺で訴訟にまで発展していったような去年の、一昨年の状況というのは何が問題だったのか、伺いたいと思うのです。訴訟になっていくというのは事業者にとっても大きなマイナスなので、それを防いでいくやり方というのがあったと思うのです。

その次、97ページの先ほどのごみ収集運搬委託料なのですが、ウェイストと新埼玉環境センターの委託費というのは全部で6,582万ほどになります。そのうち可燃ごみ

だけ加えると、日数的にいくと２分の１になりますよね。２分の１になりますと3,291万になります。ということなのです。実際には、これは2,100万円というのはどういうふうにして出されたのか。可燃ごみ、資源プラ、廃プラ、そして缶と瓶をここが請け負っているわけですよね。重量割合でいくのか、体積割合でいくのか、それとも実際に回収するための日数とか、それから人件費割合とかあると思うのです。これは、6,582万のうちの2,100万円というのは随分、３分の１になってしまったなと思って見ているのですが、どういうふうな計算でそれをなされたのか、伺いたいと思います。

次、103ページです。川のまるごと再生事業ですけれども、これに関して聞きますと、埼玉中央部森林組合という形が全部請負業者なのですが、槻川周辺樹木環境保全業務委託で、刈り払いが3,675平方メートルになっています。そして、その中でその横ですかね、そこになるのでしょうねと思って、ヤマツツジやイロハモミジを植栽していったという形になっていますけれども、これは実際にはどのような形で、植栽の場というのはどのような場所に行ったのか。再生事業では、刈り払いをしたところに行ったのであるとすると、以前植えていたものも全部刈り払いされたということになるということだと思うのですけれども、今回の現地視察では植栽の場所まで行っていないのですけれども、そこの点について埼玉中央部森林組合との話し合いというのはどのように話し合いがあって、イロハモミジだとかヤマツツジ、イロハモミジが全部終わったのですね、ほとんど。それについてはどういうふうな形で川のまるごと再生事業の実際の植栽を依頼したのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　以上、答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　それでは、私が最初の質問にお答えさせていただきまして、あとの２番目、３番目につきましては、担当副課長から答えさせていただきます。

まず、企業と住民と事業者との信頼関係を築けなかったという、町はどういう努力をしたのかということでございますが、町はできる限り被害を訴えている住民の方の要求といいますか、要望に対して実際の現地の調査を行う、あるいは必要なデータを提供する。そして、事業者へは働きかけを行う、調整をお願いするというような形で、町は誠心誠意対応をさせていただきました。結果的に、住民の方から事業者に対する信頼がいただけなかったという結果になってしまったということだろうというふうに

認識をしております。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長　ごみ収集の件ですが、可燃物その他の収集運搬の費用なのですが、これ積算はその台数、１台幾らで可燃物が何日、金属が何日、ガラスが何日ということで日で計算しておりまして、可燃がほぼ30％と、あと廃プラで30％で計算しております。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

杉田副課長。

○杉田哲男環境農政課農業振興担当副課長　私のほうから、川のまるごと再生事業につきましてお答えさせていただきます。

こちらは、槻川周辺の樹林環境保全につきましては刈り払いということになってございまして、こちらから、バーベキュー場から飛び石を渡りまして対岸に行きまして右側の傾斜地のところの刈り払いで、主といたしますとササというか、シノが大半でございました。もとが用材林の植林地ということもございまして、主たる樹木につきましては、杉であったりヒノキであったりというものが、幹周りで大体20センチ程度のものがありましたけれども、主といたしましてはササが中心的なものになってございます。

イロハモミジと、今度は植栽のほうの関係でございますけれども、こちらにつきましては飛び石を渡りまして、川のまるごと再生事業のほうで散策道を整備させていただきましたけれども、あの川の対岸につきましては、おおむね3.5メートルのモミジで、それ以外の刈り払いをさせていただいたところであったりとか、奥のトラスト３号地の周辺、そちらにつきましてはおおむね1.8メートルほどの苗木のほうを植栽させていただいてございます。植栽のほうの間隔につきましては、これ林業事務所の専門家のほうのご意見と地質等を見ながら、場所的には遊歩道のところにつきましては20メートルから30メートルぐらいのスパンで植えさせていただいてございまして、それ以外の箇所につきましては、おおむねこの程度でいいのではないのかなというふうなところでの植え込みの位置を確定させていただいてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　渋谷委員。

○渋谷登美子委員　まず、明星食品の関係ですけれども、97ページになりますと、これは８月19日が飛来物の調査が第１回目、そして第２回目が、排気口の分析調査が９月４日。そして、明星食品の周囲の分析調査が22日から３月18日で、この段階になると請願にかかっているので私たちもわかるのですけれども、実際に相談があったのは１月とか２月とか３月だったと思うのです。それで、請願の状況をやっているとき、請願審査においても非常に町の対応が悪いということが言われていました。町の対応が悪くて、なぜこんなに調査が遅いのかというふうな形とか、こんなことを調査してもらわなくてもいいのだけれども、実際に調査状況自体が自分でもできるような調査だったではないかというふうな形で行われていたので、この調査のあり方自体に、日程的にも問題があったのかなと思うのですけれども、もっと早目に調査をしていく、そういった予算というのは、これ４万9,000円とか９万6,000円とかですから、本来ならば課長決裁でできるような調査ですよね。それをなぜこんなに時間がかかってしまったのかなというふうに思っていまして、これに関してはもっと早目に付着物の分析委託とかいうのはやっていたらば、こんな状況にはならなかったのではないかなと思うのです。その点については、なぜこれ調査をするまでに時間がかかってしまったのか、それについて伺いたいと思います。

特に信頼関係をつくっていく上では、分析とか事実を確認していくということが一番最初ですよね。一番最初の部分がとても遅かったというふうに考えられるのですが、その点についてどのようにお考えになっているのか、お考えになった結果このような時期になったのか、伺いたいと思います。

それと、小川地区衛生組合の問題ですけれども、30％と言われましたけれども、今嵐山町全体でいきますと焼却ごみは週に２回ですよね、廃プラスチックは違うとして。あと、可燃の粗大ごみというのは月に１回ぐらいありますけれども、そうすると30％ではなくて、回数とかでいくと、少なくとも４分の2.25だから50％よりは多いと思うのですけれども、何でそんな30％になっていくのか。回収の計ということですよね、それで30％ということの理由がわかりません。週１回というのだったら、資源プラだったら週１回なので25％です。ほかに、ペットボトルや何かはまた別の業者が来るわけですから、そういうふうなことを考えますと、この数字というのは明らかに３分の

１にはならなくて、2,100万円というのは非常に金額としては少ないと思うのです。半分で見ても3,291万円ですよ、その中に生ごみも入っていたりいろいろして、それにプラス燃える粗大ごみとかあるわけですよね、それも加えるとどう考えても４分の2.25だからおかしいなと思うのですけれども、30％という数字にはならない。体積割合とか、それから重量割合でいってもこれは、体積割合でいくと廃プラが多いから、資源プラがあるので少なくはなるかなと思ったのですけれども、でも実際にごみを換算するときは、体積ではなくて重量割合でいきますよね、重量割合でいくと、これはちょっと30％の出し方というのは異常だなと思うのですけれども、どうですか、その点について再度伺います。

それと川のまるごと再生事業では、バーベキュー場あたりの傾斜地はほとんど杉とヒノキだったということですけれども、実際に歩いてみていないのでわからないのですけれども、杉とシノとヒノキで、そしてその中に飛び石の近くが3.5メートルのモミジで、その切ったところは1.8メートルのモミジということでしたけれども、実際にこれに関しては、今までにあったようなものというのは杉とかヒノキというのは、これは川のまるごと再生事業の昭和の時代のものではないから伐採したというふうな形で考えていいのでしょうか。それに関していえば、傾斜地の部分でそれをやっていったときに、傾斜地のある程度のものというのかな、土どめとかそういったものはどのような形でなされていったのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　それでは、私のほうから最初の質問に対する２回目のお答えでございますが、この表にあります３回の調査の期限、日時を見ますと、確かにばらつきがあってということ、ご指摘のとおりかと思いますが、実は最初に住民の方から相談をいただいたのは５月の時点でございました。そこから、住民の方あるいは企業双方にこちらからも働きかけを行いましたし、この間に、この表には出てまいりませんけれども、企業側からの調査も入っております。

それから、年度末にかけてのこの間には、住民の方から県の公害調停のほうに協議の場が移ったという経緯もございました。そういう形で、町がその間かかわりを持てなかったという時期もございました。そういうようなこともありまして、法令を根拠にできる町の対応といいますか、必要な調査はきちっとできているというふうに考え

ております。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長　燃えるごみの率の関係なのですが、台数で申し上げますと、燃えるごみが年間208台、金属類が48台、ガラス類が48台、有害ごみが12台、廃プラスチック類が48台、資源プラスチック類が104台、ペットボトルが48台、アルミ缶が48台、茶色瓶が12台、無色瓶が12台、粗大ごみが24台、これが設計の１社当たりの回数になっております。この台数を割りますと大体30％で、逆算をさせていただいた数字でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

杉田副課長。

○杉田哲男環境農政課農業振興担当副課長　私のほうから、川のまるごとにつきましてお答えさせていただきます。

杉、ヒノキに関しましては用材林ということで、地域の大平山周辺の他の山林につきましても、間伐ないし、もう更新がされてないという部分もございまして、そういった意味からそういうものにつきまして、この植栽をするエリアに関して伐採をさせていただいたということでございます。抜根はしてございませんので、幹の根元から伐採ということでございますので、特に土どめに関してはさせていただいてございません。ただ、苗木の植栽につきましては下の土質もございますので、岩のところに植えても根が張ることがございませんので、先ほど寄居林業事務所のほうの職員ということでお話しさせていただきましたけれども、現地のほうを見させていただいて根の張れる、倒木等が倒れることのないような地形を選ばせていただきまして、植栽のほうはさせていただいてございます。植栽に関しては、一応支柱を３本立てさせていただきまして、苗木のほうの添え木というふうな形をとらせていただいてます。

以上です。

○畠山美幸委員長　渋谷委員。

○渋谷登美子委員　明星食品の関係ですけれども、５月に相談があったということですよね。その間に企業側の調査があったということで、企業側の調査を信頼したという

ことで、とても住民の側の方が、町に対して不信を持ってしまったわけです。そうすると、町のほうでこういうふうな場合に関しては、企業側ということではなく中立の立場をとる場合は、初めから町が調査を第三者に委託するということが本筋ではないかと思うのですけれども、その点については、なぜそういうふうな形で企業のほうを出してきたのか、その点について伺いたいのです。

企業というのは、この企業が問題だと言っているときに、その企業の調査を最初にお願いするということだと、やはり町としては、住民の側としては、これはちょっと町が企業に肩入れをしているというふうな印象を持つのは、どうしようもない部分かなと思うのです。その点について、なぜそういうふうな形になって、それで５月から８月まで４カ月もありますよね、その４カ月の間に企業との話し合いがあったということですけれども、これについては私は課長決裁でできる金額であったと思います。実際にこの程度の金額のことも課長決裁ができなくて、そしてもって町が企業との信頼関係でやっていくという場合には企業のほうを重視して、住民側を重視しなかったというふうな形になったのかなと思う。これだけ大きなことに発展してきているわけで、これは事業者側にとっても物すごくマイナスだと思うのです。それで、公害調停は９月の段階ですよね、なさったのは。９月か10月の段階だったと思うのです。そうすると、その間に町としては、８月までの公害調停に持っていかれるまでの間というのは、すごく長い期間があったと思うのです。やっぱり町だったらもうだめだから公害調停にしようという感じで、公害調停でだめだったから請願にしようと、請願は公害調停とほとんど一緒だったのですけれども、そしてその結果、訴訟になっていったわけです。これって、町というのは公平性を保つというふうな立場にはなかったのかなというふうに思うのですけれども、特に町長とお話をしたときに、たくさん法人税も払っていただいている優良な企業であるというふうに言われたことに関して、すごく怒っていらしたということも確かにあって、優良な企業だからそこを信頼するということと、住民にとっての生活環境の場というのとは、ちょっと違うかなと思うのです。その点について、なぜこんなになったかというのに関していえば、私はもっと町は中立に信頼関係をつくるためにやっていったということではなく、ちょっと何か手落ちがあったのではないかなと思うのですけれども、その点については町長と副町長はどのようにお考えになるのか、お考えになってこういうふうな事態になっているのか、伺いたいと思います。

次ですけれども、ごみの収集運搬事業ですけれども、これに関していうと、ここに関して2,100万ということですか、その30％で、１社が。私これだと、確かにガラスに関しても缶に関しても、これは１台で来ているところが多いと思うのです。実際の事実的な形で、これが瓶に関しては別のところに持っていきますから、町の事業というのか、これどうなのかなと思って見ているのですけれども。では、ガラスとか瓶とかそういったもの、廃プラに関してもそうですけれども、48でしょう、ペットボトルが。何でこんなになってしまうのだろうと思うのですけれども、可燃ごみに関して、私はすごく大きな量があると思うのです。それにもかかわらず30％という計算の仕方というのが、どうなのですかね、今までの事業者との契約のあり方の中で、実際にこういうふうな契約で車が動いているのかどうか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　２点につきまして答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　企業と個人という話……

〔「住民です。個人じゃないです」と言う人あり〕

○岩澤　勝町長　ですけれども、応接室での話の件もちょっと今委員さんから出ましたけれども、公平感に欠けているのではないかという話だったのですけれども、その話が一番の出発点だったのです。それで、そのときも話しましたけれども、町は個人も法人も全部町民という話をしたのです。企業にとっては、こういうような企業でございます、ご承知のとおり。それで、個人にとっては、嵐山町ではどの個人も全く同じような形でやらせていただく、これが大前提だということで話をさせていただきました。そこのところで、そこの場ではご理解いただけたのかなと思ったのですけれども、後で書面のあれを見ますとそういう状況になかったのですけれども、話とすると、私とするとそういう話をさせていただきました。ですので、どこのところにウエートを置いて、どっちのところも軽視をする、そういうことはありませんでした。それが第１点。

それからもう一つ、時間がかかり過ぎたのではないかということですけれども、担当課を中心に相手方との話をしたり、そして企業と話を聞いたり、お互いにこちらから聞いたことを企業に話したり、企業から言ったことがこういうことですというようなことを話したりというようなことで、その間に検査をするしない、しないというこ

となのか、ちょっと、検査をするというような、どこのところの検査、企業ではない検査機関はどこがいい、どういうことだというようなことで、ちょっと時間的に戸惑いといいますか、ロスの時間はあったかもしれませんけれども、そこの点は嵐山町の事務のほうとしても学習効果、これからに生かすべきところもあるかなというような感じはしております。

結果として、こういう形になってしまったというのは、委員さんおっしゃるような状況かもしれない。それは、反省をしないといけませんけれども、今までの中で、あえてまた申し上げますけれども、どちらにウエートを置くとか、どちらがどうだとかいうようなことというのは、私は言ったこともありませんし、そういうふうに今までも考えてきたことはありません。私の考えはそういうことです。

○畠山美幸委員長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　渋谷委員さんから副町長もということですから、この明星の問題について、町が環境農政課を中心にかかわってまいりました。

結果を見れば、いろいろ我々としても教訓にしなければならないことというのは多々あったと思いますけれども、職員は本当に住民に対しては真摯に、誠実に対応していただいたなというふうに思っています。ただ、受け取る側がどういうふうな受け取り方をしたかは別として、町の職員として法律にのっとり、条例にのっとり、そして今申し上げましたような町の職員という立場で、本当によくやっていただいたというふうに思っています。

それから、その企業に対しては、渋谷委員さんからも申し出がございました。住民がこれだけ困っているのだから、きちっと対応してくれよと。町として、そういう企業に対して、飛散した飛散物質のことですね、そのほかにもあるのではないかと、いろんな飛散物質について検査をしっかりやってくれと、そういう依頼もしましたし、地域からの求めに応じてさまざまな検査を実施しました。ただ、町としては法律に基づく環境基準以内であるというふうなことで、法的には公害ではないだろうというふうなことですけれども、今後のことを考えて、企業として社会的責任を果たしていただくためにも町と環境保全の協定を結ぶ、委員さんからもご提案をいただいて、そういう方向で企業と調整に入っているということでございまして、今回のこの事案を考えますと、いろいろ我々としても勉強させていただいたし、今後の対応については、さらに適切に対応していきたいと、このように考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長　この内容で運用していっているのかということなのですが、実際は可燃物の収集と、その他の収集で大変さは違ってくるとは思うのですが、それを一括して契約していただいておりますので、それでやっていただいているのが実際でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

松本委員。

○松本美子委員　それでは、何点か質問させていただきます。

96ページですけれども、先ほど川口委員さんのほうから質問がありましたけれども、アライグマの関係なのですけれども、こちらにつきましては嘱託の職員さんの関係で、１月から３月までに48頭ということで、そのほかは年間で125ですけれども、77頭に関しては、これはわなを仕掛けられる資格者ということで、この方たちが仕掛けたと。そういう形で、それを借りて、回収は職員がしたということですが、この資格者に対しましては、頭数も随分とっているわけですけれども、ボランティア活動ということでよろしいでしょうか。

それから、99ページの下段なのですけれども、農業の振興事業ということになりますが、一番下にありますけれども、負担金補助及び交付金という形でありまして、耕作放棄地対策事業補助金ということで５万5,000円ほどあるのですけれども、こちらに対しましては農業委員さん関係が独自に対応していったのか、あるいはどちらのところに補助事業を出して、草刈りなのかわかりませんけれども、どのくらいやったのかお尋ねします。

それと、101ページになりますけれども、一番上段になりますけれども、委託の関係ですが、有害鳥獣の関係ですけれども、事業内容につきましてはカラスだとかスズメとかイノシシというふうになっておりますけれども、非常にイノシシの対策が重要になっておりまして、作物が荒らされております。そういう点では、大変困ったなというところなのですけれども、これの捕獲の関係は小川の猟友会嵐山支部というところにお願いをしたということですが、大分この猟友会の方も少なくなって、高齢化に

なっているという説明等もいただいたことがあったと思いますが、何人ぐらいの方が携わって請け負いをしたのか、お尋ねをいたします。

それと、一番下ですけれども、青年就農給付金支給事業ですけれども、当初でいきますと150万円だったというふうに思いますけれども、実際には決算で75万ということですが、こちらにつきましては何歳ぐらいの方が、１人分というふうになるのかなと思いますが、どのような仕事に対して、どこへ就農したのかお尋ねします。

それと、103ページになります。上段のほうですけれども、多面的機能の支援事業ということで、こちらの補助金の関係ですけれども、こちらにつきましては農村の環境整備ということが目的かもしれませんけれども、そうした中でのり面等の草刈り、あるいは水路というふうには承知いたしておりますけれども、どこの場所を実施したのか。また、補助金に関してはどこの団体というか、個人だかわかりませんが、出したのでしょうか。それと、どのくらいの実績を行ったのかお尋ねをします。

以上です。

○畠山美幸委員長　以上、５点につきまして答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　お答え申し上げます。

まず、96ページのアライグマの駆除でございますが、１月から３月につきましては嘱託職員を含めた、先ほど申し上げましたように、それ以前は資格を持った人が扱えるわけでございまして、町が持っているわなを貸し出すということを行っております。これが１月から３月、嘱託員を雇った期間においても、有害、実際に被害をこうむった農家の方から依頼があれば、その都度扱える人間に貸し出すということを行っております。そうした方たちは、全てボランティアで行っていただいております。ボランティアといいますか、実際に被害に遭われた方がお使いになるということでございます。

それから、99ページの一番下の耕作放棄地対策事業の補助金でございますけれども、こちらにつきましては、これは農業委員会が役場の近くになりますけれども、耕作放棄地の解消のモデル事業として行った事業でございまして、志賀の堂沼のところからこちらに入ってまいります、こちらから向かって左側のところの圃場になりますけれども、ここの耕作放棄地を刈り払ってコスモスを植栽したという事業でございますけれども、農業委員会に支払われた補助金でございます。

○畠山美幸委員長　面積どのくらいかわかりますか。

○植木　弘環境農政課長　面積は、2,500平方メートルでございます。畑地でございます。

私からは以上です。あとは担当副課長からお答え申し上げます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

杉田副課長。

○杉田哲男環境農政課農業振興担当副課長　私のほうから、有害鳥獣駆除につきまして、まずお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、委員さんのほうのご指摘のとおり、小川の猟友会嵐山支部でございます。実人数といたしまして、16名の方に活動していただいてございます。実績でございますけれども、カラスが64羽、スズメが19羽、ハトが23羽ということでございます。残念ながら、イノシシのほうにつきましては有害鳥獣駆除での実績はございませんでした。

続きまして、青年給付金でございます。こちらにつきましては、嵐山町大字千手堂に在住の方でございます。こちらのほうで、主に野菜を中心に農業のほうを従事させていただいてございます。年齢につきましては31歳の方でございます。

続きまして、多面的でございます。こちらにつきましては、今現在北田土地改良区をはじめに古里地区の団体、また七郷北部土地改良区を中心とした地域住民の方との団体、また嵐山中部土地改良区を中心とした地域等の団体ということで、各改良区、改良組合があるところを中心に、その地域の方々と実際に除草作業であったり、水路の普請であったりということでございます。その団体に、面積に応じて補助金のほうを交付するものでございます。

内容につきましては、各地域の特性がございますので、七郷北部のほうのエリアの方につきましては、ため池の堤の除草作業であったり、また畦畔と水路の普請だったりということで、大規模なしゅんせつ等の作業につきましては、団体から地域の土木業者さん等々に発注するものもございますけれども、重立った事業の推進につきましては各地域での除草作業であったり、道普請等の作業の費用でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　４番目の青年就農のところで、千手堂在住の方というのわかったのですけれども、どこの場所で。すみません、答弁を求めます。

杉田副課長。

○杉田哲男環境農政課農業振興担当副課長　千手堂在住で、圃場につきましても千手堂地内の圃場でございます。

○畠山美幸委員長　再質問ありますか。

松本委員。

○松本美子委員　それでは、質問させていただきますけれども、アライグマの関係なのですけれども、新しく消耗品の関係で10基分を新たにしたということですが、貸し出し状況はどのくらいになっているのかということに関連しまして、ちょっとよくわからなかったのですけれども、こちらの嘱託員さんも１月から３月、これから資格者の研修を受けて、資格者の方も一緒に合同でということで、125頭ということなのだと思っていますけれども、こちらに関しては資格者なのですけれども、要するにとるのには資格がない人はこういうわなというか、そういうものはかけられないという考え方でよろしいのでしょうか。それが１点、すみません。

そうしますと、この資格を持っていない方でやっていただきたいなという人だって、荒らされて困るからという人もかなりいるわけですけれども、その辺の対応は、わなを仕掛けるときには役場のほうへ言って、専門者が行ってわなを仕掛けてあげると、そういう感覚というか、そういう考え方でよろしいでしょうか。

それから、農業振興に関してはわかりました。コスモスもそういう点で2,500平米で、農業委員会そのものが圃場地区としてやったということでしたので、わかりました。ありがとうございます。

それと、青年就農の関係ですが、千手堂のお一人の方が千手堂で野菜をつくっているということですけれども、せっかく予算があったわけですけれども、もう一人は見つからなかったというか、申し込みがなかったというか、町のほうでは働きかけが、ＰＲが少し少なかったのかわかりませんけれども、決算ですから、その辺はどんなふうに分析をしているでしょうか。

それと多面的の関係なのですが、こちらにつきましては、いろいろな団体さんが一緒にやっていると。ある面ではこの改良区のほうで今ほとんどのところが、個人で農作業をやって自分の土地でもやっている方のほうが少なくて、ほとんどの方が貸してしまっておりますよね。そういう中で、個人の耕作している人の対応がどうしてもおくれていると。こういう団体さんは団体さんの借りているところが非常に多いですか

ら、そちらのほうにいただいた費用も費やしてしまって、細々とですけれども、個人で頑張ってやっているという、そういう人たちのところに対しての補助金制度というものは、この多面的については補助金はないのでしょうか、そこを聞きます。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長　アライグマの関係についてお答えいたします。

まず、現在おりが町で56基ございまして、今現在使ってもらえているのが、正確な数字はわからないのですが、大体40基以上の貸し出しは通常しております。大体２週間から一月程度貸し出しておりまして、先ほど課長のほうからも申しましたとおり従事者研修を受けた方に関しては、基本的に自分でおりをとりに来ていただいて、自分でかけていただいて、餌等の管理、ふた等の管理をしていただいております。

また、従事者研修を受けていない方で家にアライグマがすみついてしまっているとか、農作物に被害があるという方に関しては、町の職員なり嘱託職員が行ってかけて、とれた場合は連絡いただいて、町の職員なり嘱託職員のほうで回収に行っております。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

杉田副課長。

○杉田哲男環境農政課農業振興担当副課長　１点大変失礼しました。訂正をお願いいたします。

圃場の関係でございますけれども、先ほど千手堂地内というお話をさせていただきましたけれども、大変失礼しました。平澤地内でございます。直売所の右手のところのちょっと高台のところの圃場で、栽培をしている方でございます。

こちらの方につきましては、青年就農給付金につきましては、準備型というものと開始型というものがございまして、この方につきましては開始型で、ほかで研修をしていただきまして嵐山町に来て就農したということで、１年間で150万円というふうな交付があるわけでございますけれども、下期ということで75万円のほうを交付させていただいているものでございます。今現在、多種多様な農業の方法ということで、有機栽培であったりとか、自然農法であったりとかということでの転入で、窓口のほ

うにご相談に見える方もいらっしゃいます。あくまでも青年給付金を受けるにつきましては、県等で指定された研修機関での研修を受けていただくものが準備型、そういったものを経て就農を開始される方が開始型というふうな形でちょっと制約がございますので、これは県のほうの関係機関と協議をしながら、こちらにつきましては新規に始める方につきましては有利な方法を模索しながら、こういったものを活用していければなというふうに考えてございます。

続きまして、多面的のほうでございますけれども、こちらにつきましては先ほどお話をさせていただきましたけれども、地域の道普請等々でやるものに関しましては、例えばそのときのお茶代、ジュース代であったりとか、また活動に来ていただいた方に刈り払い機のチップであったりとかということでのものも交付をさせていただいてございます。用途につきましては、制限はあるものの各団体において取り決めをしていただきまして、先ほど担い手のほうが農地のほうは集約するということで、畦畔等の除草作業のほうも負担になってまいりますので、そういったところにつきましては、地域でそういった形にご協力をいただきながら活動していただきたいということでの補助金のほうの内容でございますので、参加する方にはそういった形で補助金のほうを活用していただければというふうに考えてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　ちょっとごめんなさい。最後になると思うのですけれども、いろいろよくわかりました。

一番最後の多面的の関係なのですけれども、今答弁していただいた分野についてはわかっています。私が先ほど質問したのは、例えば北田にしても七郷北部、中部改良区そういった団体のところに土地を貸してつくっていただいています、ほとんどの方が。ですけれども、それから外れて、ここの分野のどこかに入るわけなのですけれども、自分の土地ですから自分で耕作している人がいるわけです。そういう人たちは、別に個人ですから、なかなか話が来ないということなのです。それで、こういった水路の関係でも、それから草刈りの関係にしても、やりたいのですけれども、こういう補助金関係が団体のほうには入ってきますけれども、個人には入らないのだけれども、そういうものはどうなっているのでしょうかねということから始まったので、私も少し今回しっかりと聞いていかなくてはと思って聞いているのですが、その辺の対応の

仕方というか、町のほうの団体さんについての補助金出すときの指導というか、その辺をちょっと申しわけないのですけれども、聞かせていただければと思います。

○畠山美幸委員長　２点について答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　お答え申し上げます。

多面的の事業でございますが、こちらにつきましては各土地改良区や土地改良組合等の団体が、この補助事業を受ける受け皿となっていただいているということでございます。個人に対する補助ではございません。

それで、また実施する事業の内容でございますが、個人の農地の畦畔等を草刈りするとかということではなくて、例えば公益的な水路ですとか、道路ののり面ですとかそういった部分、あるいは水路の中のしゅんせつ、あるいはため池周りですとか、そういった公共の部分です。この部分の維持、管理のために使っていただくというのが、この補助金の趣旨でございます。あくまでも個人ではなく、受け皿としてこういった団体に活動していただいているということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

清水委員。

○清水正之委員　先ほどの耕作放棄地なのですけれども、モデル事業でやったということなのですが、かなり見受けられるのですが、これをモデル事業でやったということは、これを広げていくということになるのかなと。農業委員会がやったということなのですが、これを広げていく考えというのはあるのでしょうか。あるとすれば、どういう形で広げていこうと考えているのですか。

それから、決算書なのですけれども、ずっと見てきたのですが、未執行の部分があるのです。

○畠山美幸委員長　ページ数は。

○清水正之委員　これから言います。

○畠山美幸委員長　先言ってください。

○清水正之委員　139ページ、賃金、臨時職員だと思うのですが、予算をとっていながら使わなかったと。というのは、要らなかったのかというふうに思うのですが、あと委託料も未執行になっていると。委託をするべきところをしていなかったのかなとい

うふうに思うし、149ページについては工事請負、公有財産というか、賠償ができなかったからなのか、工期までに行かなかったのだということなのか、これどういう予定をしてたのか、それをちょっとお聞きしたいのです。

○畠山美幸委員長　３点でいいですか。

○清水正之委員　いいです。

○畠山美幸委員長　３点につきまして答弁を求めます。最初は99ページでいいですね。

植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　それでは、初めに99ページのモデル事業でございますけれども、26年度から農地バンクという制度を始めました。なるべく耕作放棄地をつくらないようにということで、未利用の農地は使える方に使っていただきたいということで農地バンクを始めたわけですけれども、この農地バンクの制度の周知促進という意味も一つございます。

それから、この耕作放棄地を今回の事業で、実際にかなり荒れている農地をきれいにしたわけですけれども、これもその後地権者の了解をいただきましてバンクに登録をして、そして今現在は使っていただいているというような状況でございまして、この耕作放棄地を解消するための事業ということですと、国にもいろんな事業が用意してございますので、またそういったものも活用していきたいとは考えておりますが、あくまでも農地バンクの制度をさらに広げていきたいというのが一つの狙いでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁求めます。

青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長　139ページの賃金と委託料の件なのですが、賃金に関しまして、こちらのアライグマの臨時職員を当初考えておりました。しかし、なかなか人材が見つからなかったのが現状でして、あと業務内容を考慮いたしまして、賃金ではなくて、年度途中に嘱託にさせていただきましたので、この賃金が残ってしまったというのが現実でございます。

また、委託料のほうなのですが、昨年度もちょっとお話をさせていただいたのですが、空き地の管理事業ということで、25年までは空き地に草等が生えてしまって、管理していただく人にこちらから依頼等をして、町を通してシルバー等に作業していた

だいていたのですが、一昨年度からそれではなくて、町のほうでも空き地の荒蕪地を全部管理がなかなかできないこと、あと空き家の調査等もありましたので、その空き家と一体と考えまして、直接の委託料ではなくて、こちらのほうから空き地等の草刈り等は直接所有者等に依頼して、所有者から直接業者と契約していただくということにさせていただきましたので、こちらの分の委託料が残ってしまっているのが現状です。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁求めます。

杉田副課長。

○杉田哲男環境農政課農業振興担当副課長　私のほうから、149ページの不用額につきましてお答えさせていただきます。

これにつきましては、補正でお願いさせていただきました加速化交付金による千年の苑事業の駐車場用地、それに伴います工事請負費ということでございます。これにつきましては加速化交付金の査定の中で、ハード事業につきましては、事業採択の基準がちょっと好ましくないということでございますので、繰越明許はせずに、そのまま不用額となっているものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　再質問ありますか。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　質疑がないようですので、環境農政課並びに上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。55分までといたします。

休　　憩　午後　２時４５分

再　　開　午後　２時５５分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、企業支援課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

森委員。

○森　一人委員　１点だけ伺います。

主要な施策の説明書の105ページ、特産品開発支援事業50万円とありますが、これは商工会と観光協会と合同といいますか、いろいろ開発し、考えながらいろいろやっている事業だと思いますが、事業内容というか、言える範囲で結構なので、教えていただければと思います。お願いします。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、お答えをさせていただきます。

105ページの特産品開発事業の関係でございます。こちらに関しましては、27年度から新規事業として始まったものでございます。補助率が３分の２、上限が50万円という形になります。27年度に関しましては、研究開発、機械器具導入経費の部分で申請が１件がございました。

申請者に関しましては、嵐山町特産品検討委員会から申請が出されました。こちらに関しましては町の商工会さん、それと観光協会さんの役員さんが合同で委員となって、特産品の開発に当たっていくという内容でございました。

27年度の内容に関しましては、特産品を開発するのに当たっての会議を開催しております。そして会議の中では、どんなものがいいだろうかというふうな検討をした結果、最終的に嵐山町産小麦を使った、小麦に関しましては「さとのそら」を使った、嵐丸をモチーフにしました嵐丸菓子を開発したいという内容でございました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員　２点質問しますが、最初に104ページの一番下ですが、中小企業近代化資金の利子補給についてお伺いをいたします。

利子補給ですから、事業主さんがお金を借りて、それについての補給をするというふうな考え方だというふうに思いますが、この年度の件数、それと借りているお金によって随分違うかと思うのですが、多い方で大体どのくらいの補給をなさっているのか、お聞きしたいというふうに思います。

それと、106ページの観光施設等管理事業、13の委託料の中にいろいろなところが

載っておりますが、観光施設等の除草の委託というところの中に歴史の里公園が入っています。この期間が５月から11月の30日ということで、何回この歴史の里をやっているのか。１回か２回だというふうに思うのですが、今現在ももうかなり伸びているような状況です。それで、以前は私も、この近辺に座っている方も、そこの除草にもボランティアで参加したこともございますが、今は話もかかってこないし、そういう連携が何か切れてしまったのかな、それともお話をしておいたのだけれども、事業主の主体になっている人がやらないということになってしまったのか、そこら辺をちょっとお聞きをできればと。もったいないなというふうに思うものですからお聞きをするのですけれども、よろしくお願いいたします。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、私のほうから104ページの利子補給の関係につきましてお答えをさせていただきます。

こちらの利子補給の関係でございますけれども、中小企業金融支援事業といたしまして、商工会さんのほうに利子補給金額100万円という形で町のほうから補助をしているものでございます。

まず最初に、件数の関係でございますけれども、27年度94件分の補給がされております。そして、一番多いところというふうな内容でよろしかったかと思いますけれども、こちらに関しましては一覧表で見ますと、会社名は控えさせていただきますけれども、利息としまして690万ほどに対して補給額として５万円というふうな形がとられております。

以上でございます。106ページにつきましては、副課長のほうから説明をさせていただきます。

○畠山美幸委員長　小輪瀬副課長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業支援担当副課長　それでは、歴史の里公園の委託料の関係につきまして、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

歴史の里公園につきましては、除草委託、シルバー人材センターのほうに、ほかの施設もあわせて委託をしておりまして、年２回の除草を実施しております。時期については、７月か９月末ごろに実施をしていただいているかと思います。以前は、地域の方にご協力をいただいてという議員さんのお話だったのですが、今現在ではシルバ

一人材センターのほうに委託をいたしまして実施しておりまして、地域の方にお手伝いをいただいているということについては、実施をしておりません。ただ、非常に桜堤から都幾川の上流のほうにはバーベキュー場もございます。いい場所にございますので、この立地を生かして、歴史の里公園についても多くの方に利用していただけるように考えていきたいなというふうな考えは持っております。

以上です。よろしくお願いします。

○畠山美幸委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　最初に、利子補給の件を再質問しますが、１社で、もっとたくさん借りている方もいるのではないかなというふうに思ったのですが、690万ということでさほど大きい金額ではないので、その大きい金額ではなくても５万円の利子補給、690万円と言ったのですよね、1,690万円ではないですよね。その点ちょっとあれっと思ったものですから、もう一回確認をしたいと思います。

それと歴史の里公園なのですけれども、ほかのところもそうですけれども、そうでなくてもたくさん草木が伸びるのは早いのです。だから、もったいないというふうに思うのです。せっかくその方が、うちはもうできないというふうなことであればあれですけれども、私はどなたが代表者だったのかよくわかりませんけれども、手伝ったこともございます。そういうものはなるべく生かしていただいて、そうでなくても観光協会なんかでやっている水辺再生のところの草刈りでも、僕なんかも行ってもいいのけれどもねなんていうふうな話もたまには聞くこともあります。ですから、そういう人のあれを無駄にしないように、そうでなくても町のほうには、あそこの草刈りはいつやってもらえるのだとか、相当いろいろお話が行くのだと思います。企業支援課だけではなくて、まちづくりにも行くでしょうし、いろいろなところへ行くと思います。せっかくですから、そういうあれは切らさないようにしていただいて、やっていただいたほうがいいのではないかなというふうに思うので、再度お伺いをいたしたいと思います。

できたら、最後のは副町長にお話いただければありがたいです。

○畠山美幸委員長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、最初の利子補給の関係につきましてお答えをさせていただきます。

先ほど690万円余りというふうにお答えさせていただきましたけれども、これに関

しましては支払い利息の額でございます。ということでご理解をいただければと思っております。

よろしくお願いします。

○畠山美幸委員長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　歴史の里公園の管理のことですけれども、現状は、今課長からご答弁申し上げましたけれども、この歴史の里公園ができたときに、委員さんお話しいただきましたように地域からご協力をいただいて、そして地域の方も含めて町内の多くの方がボランティアで、関越のアクセスができました、小川方面に。そこにあったマンジュシャゲ、ここに移植をしたり、その後、年に何回かボランティア活動でもって管理がなされてきたというふうに承知をしております。ただ、ちょっと年数がたっておりますので、改めてそういった方がご協力いただけるかどうかということはあるのですけれども、考え方は委員さんおっしゃるとおりでございますので、我々も守りたいというふうなことも町も推奨をしていますので、町民の皆様方のご協力をいただきながら、何とかそういう今委員さんからのご趣旨に合うような形で話が進められれば、これは最高なことでございますので、ぜひ研究をし、前へ進んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員　２点ほどお聞きいたします。

説明書の105ページ、地域限定プレミアム商品券の発行なのですけれども、これかなり盛況だったというお話でこれまでも報告されてきたわけなのですけれども、この商品券が、いろいろと不平不満があったという話も聞いているのですけれども、実際どういう形で使われてきたのかということだけお聞きしたいと思います。これ大型店も含めて利用できるということだったのですけれども、町内店の利用割合、これは特に大型店を除いてどのくらいの割合であったのか、１点聞きたいと思います。

それから、次のページの106ページでありますけれども、観光総務事業の関係、埼玉県外国人観光客誘致推進協議会でありますけれども、具体的にどういう形で議論をされて協議会ができているのでしょうか。大変埼玉での外人観光客というのは、余り来ないのかなというように、東京は別ですけれども、目玉になるような観光というの

がないと思うのですけれども、嵐山町がこれにどういう形で加わっているのか、あるいは町の観光協会が一緒に携わっているのかどうか、その辺を聞いておきたいと思います。

○畠山美幸委員長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、最初に105ページ、プレミアム商品券の関係につきましてお答えをさせていただきます。

昨年度プレミアム商品券のほうを商工会のほうからで企画をいたしまして、発行をさせていただきました。委員さんおっしゃいますように、特に購入できなかった方等からご意見等を頂戴いたしたわけでございますけれども、販売後の商工会との協議によりまして反省会を開催いたしまして、販売の方法はどうだったか等々につきまして、いろいろと協議をしたところでございます。反省点を踏まえて、もし仮に次回販売があるときには、もうちょっと皆さん公平といいますか、不満が出ないような方法をなるべく考えて販売をしようというふうな結論に達したところでございます。

そして、内容に関してでございますけれども、販売のほう完了いたしまして、まず大型店がどのぐらいの利用があったかという内容でございますけれども、こちらに関しましては換金の額、利用された額に関しましては7,004万5,000円という額が出ておりまして、その他店舗との比率にいたしますと54.3％という数値でございます。

そして、大型店舗に対しまして小型店舗のほうでございますけれども、金額にいたしますと5,890万円でございます。比率で申し上げますと、45.7％という比率でございます。

続きまして、106ページの外国人誘致の関係につきましては、副課長のほうから説明をさせていただきます。

○畠山美幸委員長　小輪瀬副課長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業支援担当副課長　それでは、106ページの埼玉県外国人観光客誘致推進協議会につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

こちらの協議会につきましては、平成26年に埼玉県の観光課が音頭をとりまして、県内の市町村と、あと県の物産観光協会が加入して発足をしております。委員さんおっしゃるとおり、埼玉県は外国人観光客が少ないのではないかと。おっしゃるとおりで、埼玉県もその辺、今インバウンドということもございます。外国人を取り込んで地域の発展につなげようという取り組みの一つでございまして、まさにこれから強化

をして、外国人のお客さんを呼びたいというために設立された協議会でございます。

今現在、平成27年度なのですけれども、31の市町村と県の物産観光協会が加入をしております。行っている事業内容につきましては、外国人向けのフェイスブック事業、あとは外国人向けのＰＲパンフレット等を作成しております。ＰＲパンフレットにつきましては、英語、中国語につきまして制作をしていただいております。

以上です。よろしくお願いします。

○畠山美幸委員長　答弁漏れが、１番目のプレミアム商品券の町内外で購入した方の割合がもしわかりましたら。聞いたよね。

〔発言する者あり〕

○畠山美幸委員長　書いてあるの、書いてある。さっき町内外の割合と言っていたような、いいのね。ごめんなさい、大丈夫です。

河井委員。

○河井勝久委員　それでは、プレミアム商品券についてお聞きいたします。

私は、大型店合わせて町内の店舗で、いわゆる利用はどのくらいだったのかということなのですけれども、先ほど課長の話では大型店が54.3％ということで、その他で5,890万円、45.7％ということでありますけれども、その他というのは小型商店等が全部入るのだろうと思っているのですけれども、これ全て町内店舗だったのでしょうか、そこのところを聞いておきたいと思います。

それから、観光誘致の関係で、先ほど副課長のほうからの答弁の中で、埼玉県というのは外国人が来てもらうほどの観光はちょっと厳しいのかなと思っているのです。物産という形でも、さほどないのかなというふうに思っているのですけれども、これだけの31の市町村がこれに入っていて、フェイスブックだとかＰＲパンフということでやっているということなのですけれども、ＰＲパンフなんかはどういう形のＰＲパンフなのでしょうか。それから、これには町の観光協会がどういう形でかかわっているのでしょうか、それを聞きたいと思います。

○畠山美幸委員長　２点について。

小輪瀬副課長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業支援担当副課長　それでは、外国人誘致推進協議会の関係につきましてお答え申し上げます。

パンフレットの種類につきましては、重立った各観光地を紹介して、それにその地

区の食べ物等を一緒にまとめてあるような、Ｂ６ぐらいのサイズで冊子になっているものでございます。それぞれ県の東部、北部、西部、南部という形で４つぐらいのエリアに分けて、それぞれの地域の重立った観光エリアを紹介しているというようなパンフレットになっております。

町の観光協会とのかかわりなのですが、直接は観光協会がこの協議会のほうに加入しているということではないのですが、何かフェイスブックの事業、またはパンフレットの作成のときには、役場の企業支援課から観光協会のほうに、こういう内容でいいだろうかということで相談をしながら、この協議会の行っている事業について進めているという状況になっております。

以上です。よろしくお願いします。

○畠山美幸委員長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、私のほうからプレミアム商品券の関係でございます。

町外というお話がされたかと思うのですけれども、先ほど説明させていただいた店舗に関しましては、全て町内の店舗でございます。

よろしくお願いいたします。

○畠山美幸委員長　河井委員。

○河井勝久委員　町内ということですね、わかりました。

それでは、観光の関係なのですけれども、ＰＲパンフという形で、私見たことないのですけれども、実は嵐山町の紹介というのはどんなものが載っているのでしょうか、そこだけを聞いておきたいと思います。

○畠山美幸委員長　小輪瀬副課長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業支援担当副課長　協議会がつくっているパンフレットの中の嵐山町の取り扱いなのですけれども、嵐山渓谷が載っております。位置とか、そこに行くまでのアクセスだとか、そういったものを若干丁寧に記載していただいております。

以上です。よろしくお願いします。

○畠山美幸委員長　ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員　初めに、104ページの子育て高齢者応援リフォーム補助事業ですけれ

ども、件数は何件くらいあったのでしょうか。80万円から出ているので、正直こんなにあったのかと思いますので、ちょっと伺います。

それから、105ページのただいまのプレミアム商品券なのですが、この結果、地域経済、嵐山町の経済をどのくらい押し上げたかというのはおわかりでしょうか、伺いたいと思います。

それと、106ページ、観光費でこれから質問しますけれども、監査の一人が観光協会の会長をしていますので、余りしっかりした監査ができなかったというふうには思うのですけれども、それはいいとして、12の役務費の浄化槽検査手数料、これはその下の委託料の表の一番上の観光トイレ３カ所と、この中のどれかのトイレという理解でよろしいのでしょうか。この表の中で処理ができなかったのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　以上３点、答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、最初に104ページの関係でございます。

リフォームの補助金でございますけれども、まずこちらの件数でございますけれども、件数のほうは７件の申請をいただきまして、そのうち１件取り下げがございました。最終的に６件の補助をさせていただいております。金額にいたしますと、委員さんおっしゃいました額になるわけでございますけれども、件数にしますと６件という形でございます。

続きまして、105ページのプレミアム商品券の関係でございます。地域経済のほうの押し上げ効果はどのくらいあったかというふうなものでございますけれども、実績の報告として国に上げております額のほうがございまして、市町村が算定した新規の消費誘発額、こちらにつきましては4,752万3,000円という額を算定して報告をさせていただいております。

以上でございます。106ページにつきましては、副課長のほうからお答えさせていただきます。

○畠山美幸委員長　小輪瀬副課長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業支援担当副課長　それでは、106ページの浄化槽検査手数料につきまして、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、企業支援課のほうで管理をしております３カ所のトイレ、

笛吹峠、桜堤、歴史の里公園、この３カ所のトイレの浄化槽の検査の手数料でございます。この浄化槽の検査につきましては、法定に基づいて実施するものでございまして、浄化槽の保守管理委託とはまた別のものということで、執行のほうをさせていただいております。

以上です。よろしくお願いします。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　リフォームの関係なのですが、６件で80万からの補助なのですか、そうすると１件当たり10何万円になります。平均しますと、かなり大きなリフォーム工事をしていたということなのですか。平均ではなくて、一番大きな工事ではどのくらいの補助をしたのでしょうか、伺いたいと思います。

プレミアム商品券はわかりました。

浄化槽の関係なのですが、検査をしたのは、そうするとその３カ所のうちのどこになるのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、お答えをさせていただきます。

６件の申請をいただきまして補助をさせていただいておりますけれども、この中で子育て高齢者応援リフォームという形でございまして、内訳としますと高齢者向けのリフォームに関しては５件で、子育て向けのリフォームに関しては１件の申請がございました。

額に関してなのですけれども、申請のときに私どものほうに工事額というものを出していただいております。全体の工事額で見ますと、額の一番大きな家庭では、リフォームというような形で251万6,400円という額のうち、こちらの場合町内業者さんでございましたので、20万円の補助額にプラスして25％の上乗せをさせていただいております。ということで、25万円の補助額という形になっております。

106ページに関しましては、副課長のほうからお答えをさせていただきます。

○畠山美幸委員長　小輪瀬副課長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業支援担当副課長　それでは、浄化槽検査手数料の関係なのですが、実施をしているのは歴史の里公園と笛吹峠のトイレの２カ所ということで、よろしくお願いしたいと思います。

○畠山美幸委員長　ほかに。

松本委員。

○松本美子委員　それでは、質問させていただきますけれども、105ページなのですが、下段ですけれども、長年交流がある町民のために消費者行政の推進ですけれども、相談をなさって、町のほうで企画を立てて相談員さんを設け、相談を受けているということになっておりますが、この内容につきましては30件ほどあったということですけれども、特に振り込めとかだまされやすかったり、いろいろなことが相談内容にはなってくるのかなと思います。それについて答弁をいただければというふうに思いますけれども、お願いをいたします。

それと、107ページの上段なのですけれども、嵐山町にはマスコットキャラクターということで、ゆるキャラの関係で大活躍ということで浸透し、町外からもいろんなご意見等が出てきているところだと思っていますが、これのイベントの報償の関係ですが、お一人お願いし７万2,000円ほどの報償費等が出ておりますが、この方も大変かなとは思いますけれども、どのようなイベントに今年は参加しているのか、男女の関係はどうなのか、何回ぐらいどこへイベント会場のほうに行って、一緒に楽しくゆるキャラでやっていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

それと、もう一点なのですけれども、116ページですが、先ほどの子育て高齢者応援リフォームの関係と同じような、こちらは耐震の関係になるのですけれども、お尋ねさせていただきますが、古い木造住宅ということで、こちらには110ページに載っておりますけれども、耐震の調査とか、あるいは改修とかということで、金額等の補助額が違ってくるというふうに思いますけれども、内容的には現在この事業内容に関係する古い木造住宅を過去町で調査したと思いますので、申しわけないですが、改めてどれぐらいの件数があったのか、すみません、お尋ねを……

○畠山美幸委員長　松本委員に申し上げます。

今の耐震ところは、消耗品費とか負担金になっていますので、耐震とは関係ないところなのですけれども、建設関係には。

〔「耐震化事業になっているよね」と言う人あり〕

○松本美子委員　だから、耐震化の事業になっているからよろしいのかと思ったのです。

○畠山美幸委員長　建物の件数とか、今そういう質問でしたよね。

〔「耐震化推進事業だからいいんですよね」と
言う人あり〕

○畠山美幸委員長　耐震化推進事業だけれども、消耗品費と。

〔「内容を聞いているのだからいいんだよ」と
言う人あり〕

○畠山美幸委員長　では、すみません。続けてください。

○松本美子委員　では、もし私の質問が違っていれば答弁は結構ですけれども、私としましては耐震化促進事業と書いてありますので、今申し上げたものが該当するというふうに思いましてこういう質問をさせていただきましたので、よろしくご答弁ができましたらお願いいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長　以上、３点につきまして答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、私のほうから、１つ置きまして107ページのゆるキャラのイベント、そして116の委員さんおっしゃいました木造住宅の関係につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、こちらのゆるキャラのイベントの関係でございます。イベントの関係でございますけれども、27年度合計しますと59回のイベントが行われております。そのうち役場、町で保管しています嵐丸君が出動したものが46回ございまして、もう一体、商工会さんのほうにございます嵐丸君が出動したのが13回でございます。そして、こちらの決算のほうに出てまいります報償のほうの関係でございますけれども、こちらはうちのほうに在職しております臨時職員さんにお願いしているものでございまして、46回のうち35回ほどこちらはお願いをして、報償費として上がっているものでございます。こちらの臨時職員に関しましては、嵐丸君の付き添い、アテンドと呼ばせていただいておりますけれども、付き添いをして嵐丸君をリードしていくという役目であったり、アナウンスをして周りの雰囲気を盛り上げるという役目であったりします。やはり多いのがどうしてもイベントでございますので、土曜日、日曜日に勤務していただくというパターンが多くございます。

それと、嵐丸君の中に入っていただいている方にも、１回につき3,000円という額で支払いをさせていただいておりますけれども、このイベントの関係、やはり休みの

日に開催するものが多くございまして、なかなか日程の調整ですとか、苦慮している部分もあるものでございます。

そして、耐震の関係でございますけれども、今回決算に上げさせていただいておりますのは、耐震化に伴う申請としては出ておりませんで、こちらの消耗品として家具の転倒防止ということで、こちらは家具を転倒しないように固定する金具の取りつけをしていただいておりますけれども、ボランティアで埼玉土建一般労働組合比企西部支部のほうに、消耗品費として材料代だけお支払いをしているものでございます。

私のほうからは以上でございます。

失礼しました。先ほど耐震性の関係で木造住宅の件数というお話がございましたけれども、こちらに関しましては28年の３月31日に調査した数字で、2,801件でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　小輪瀬副課長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業支援担当副課長　それでは、105ページ、消費生活相談の関係につきまして、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

相談件数30件ございました。中身を見ますと、インターネット関連のものが多いのかなと。あとは、海外の宝くじだとか、あとは太陽光発電に絡んだ相談、あとは中古車の売買に絡んだ相談等、いろいろ多岐にわたっております。その30件の方を相談員のほうで受け付けをいたしまして、処理結果としましては、相談員のほうで業者と相談者の間に入りまして交渉を行うという内容になるのですが、あっせんのほうに入りました件数が５件です。そのほかの25件につきましては、情報提供もしくは助言、アドバイスのほうを相談者に与えているという内容になっております。

説明につきましては以上です。よろしくお願いします。

○畠山美幸委員長　再質問どうぞ。

松本委員。

○松本美子委員　それでは、ただいまの消費者行政の関係なのですけれども、30件中、特にあっせんの関係が５件ほどあったということですが、このあっせんをしたのはどのような内容で、どこにどういうふうなあっせんをしたのでしょうか。１点すみません。

それから、ゆるキャラ、マスコットキャラクターの関係ですけれども、中に入って

実際に動く方に対して3,000円は支払っているということですけれども、これは暑いときには、なかなか暑くて大変だろうなというふうに感じてますけれども、体調を崩したとか、そういったようなことはなかったのでしょうか。

それと、こちらについてはお一人の方が主に入られたのですか、それともそのときそのときなのでしょうか。報償費の関係は臨時職員さんで、先ほどの答弁のとおり付き添いとか、あるいはアナウンスの関係だったということだったと思うのですけれども、中に入る方につきましてもう一度すみませんが、お尋ねをさせていただきます。

それと、耐震化の促進の関係ですけれども、ちょっと全然アタックがなかったということで、こんなに地震や何かも起きて自然災害も多かったりしていますので、せっかくの事業ですから、補助金だけでは到底太刀打ちができず自費の部分が非常に多いということがまずあって、できないのかなというふうに思いますけれども、今年は残念だったなというふうなのが１点です。それについて、来年度にはしっかりとＰＲや何かもしながら……

〔「感想言わなくていいよ、質疑で」と言う人あり〕

○松本美子委員　大変な古い木造の関係につきましては、しっかりとやっていただければありがたいかなというふうに思っています。

それと同時に、古い木造に対しては築50年よりか前につくったものに対応するというふうだったと思うのですけれども、現状でもそれは関係なく、今年27年度もそのような方向でやっていくのでしょうか。

○渋谷登美子委員　ちょっと討議。

○松本美子委員　何でしょうか。

○渋谷登美子委員　すみません、質疑のときに感想は述べないように、そういうやり方していただけませんか。

○畠山美幸委員長　皆さんやっています。

○松本美子委員　皆さんが全員でやっていますけれども。はい、ではすみません。そのことにつきまして……

○渋谷登美子委員　ちょっとこれは……

〔「委員長がやって、委員長の采配」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　皆さんそうやっているからさ、１人だけ注意はできないよ。
○渋谷登美子委員　そんなにこれずっとやっていたら、これは大変で。
○畠山美幸委員長　でも、ちょっと短目にお願いします。
○松本美子委員　以上のことですけれども、答弁をしていただきたいと思います。
○畠山美幸委員長　答弁お願いします。
　山下企業支援課長。
○山下隆志企業支援課長　それでは、最初にゆるキャラの関係につきましてお答えをさせていただきます。
　中に入る方、これは女性に今のところお願いをしてございます。特に夏場でございますけれども、どうしても外の温度も暑いわけでございまして、私どももかなり気を使ってございます。外に出る時間をなるべく短くして、涼しいところに短時間で一旦入って休憩をとるというふうなことを小まめにやるようにいたしまして、なるべく体調を崩さないようにというふうなことで実施をさせていただいているところでございます。
　そして、耐震の関係でございますけれども、残念ながらここ数年、申請等をいただいてございません。相談はあるのですけれども、なかなか実施に結びつかないという部分がございます。これに関しては、やはりなるべくわかりやすくＰＲをしていくというふうなことで、今協議を内部でもさせていただいております。もっともっとＰＲをさせていただく予定でございます。
　そして、耐震の該当してくる年次の関係でございますけれども、こちらは昭和56年５月31日以前の建築確認に基づいて建築された一戸建ての住宅、または兼用住宅という内容になってございまして、この耐震の基準の日以前に建てられた建物が対象となるものでございます。
　私のほうからは以上でございます。
○畠山美幸委員長　小輪瀬副課長。
○小輪瀬一哉企業支援課企業支援担当副課長　それでは、消費生活相談のあっせんの内容なのですけれども、先ほど申しましたとおり５件ございまして、そのうちの１件はインターネットの契約の関係でございました。今結構議員の皆さんも経験があるかもしれませんけれども、いろいろなインターネットの接続業者がございまして、切りかえないか、切りかえないかと電話勧誘を行っているというような状況がございます。

中には、経費について曖昧な説明をして、いざ切りかえたら請求金額がかなり大きかったというようなケースもございまして、この件についてもまさにこのケースで、切りかえたら金額が説明と違っていたというような内容について、消費生活相談員が接続業者と相談員の間に入りまして、契約の切りかえの解除を行ったというようなケースでございました。

以上です。よろしくお願いします。

○畠山美幸委員長　ほかに。

清水委員。

○清水正之委員　105ページの中心市街地なのですけれども。

○畠山美幸委員長　何ページですか。

○清水正之委員　105ページですけれども、補助金で出しているということは、事業費補助なのだろうなというふうに思うのです。ただ、そうはいっても会議は開いているのだと思いますから、まずその構成員、具体的にどういう事業をやっているのか、この活性化委員会が出したというか、どういうものが問題に今なっているのか、今後どういうふうにしようとしているのか、その辺がわかったら教えてもらいたいのですが。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、お答えをさせていただきます。

105ページの中心市街地の活性化事業補助金の関係でございます。こちらに関しましては、中心市街地の活性化推進委員会というものが商工会内部で組織されております。こちらに支出をしているものでございます。

具体的な事業ということでございますけれども、これに関しては、まず街路の美化運動、美化清掃活動です。それと、らんざん駅前朝市の開催、そしてらんざん駅前夕市の開催、嵐山さくらまつりの開催、そしてレンタルボックスの運営という内容でございます。若干年度によって、やる内容も工夫していただいておりますけれども、例えばらんざん駅前朝市等につきましても、どうしても駐車スペース等を考えますと場所もかなり制約される部分がございます。実行委員会の中でもいろいろと協議をしていただいて、皆さんに多く来ていただこうというふうなことで、工夫はしていただいております。

問題というふうな部分でございますけれども、こちらに関しては内部の検討委員会

の中で、もう少し活性化につながるのにはどういうことをすべきかというふうな部分の協議を今後は進めていただくという予定ではおります。

以上でございます。

失礼しました。構成員の関係につきまして追加をさせていただきます。

○畠山美幸委員長　構成員はいいそうです。再質問のほうで答えてあげてください。

どうぞ、清水委員。

○清水正之委員　商工会にも町は補助金を出していますよね、商工会の内部の検討委員会という形で補助金を出すということは可能なのですか。それで、そのほかに内部の検討委員会に補助金を出すということは可能なのですか。何か商工会の部会に出すような感じがするのだけれども、内部にあるきちんとした団体に、補助金を町から商工会というものに出していますよね。そのほかに内部の検討委員会に、改めて違う補助金を町から出すということは可能なのですか、それが１つ。

それから、これ補助金ということですから、推進委員会の委員の費用弁償というか、委員に出す報償費ではないから事業費補助ですよね、事業費に対して200万補助するということなのですか。それともこれ定額補助なのですか。そういう面では、何か補助金のあり方としておかしいなという感じがするのですが、例えばさくらまつりだとかというのは中心市街地に入るのですか。何かもっと違う話し合いができていいと思うのだけれども、本当にあそこの駅前を中心にした、旧254沿いを含めて中心市街地どうしようかというのが話し合いの中心にならないと進んでこないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

先ほど内部の検討委員会というお話をさせていただきましたけれども、こちらに関しましては昨年監査委員さんの指摘をいただきまして、もともと内部で組織されていた委員会を独立して、検討委員会としての扱いとさせていただいたものでございます。27年度から独立をした中心市街地活性化推進委員会として、補助金を支出させていただいております。

それと、事業補助ではないかというふうな内容でございましたけれども、こちらは町のほうとしますと、中心市街地活性化推進委員会のほうに市街地を中心とした活性

化を目的として補助をしているものでございまして、事業に対してという内容の目的ではございませんけれども、実際に委員会のほうで行っているものに関しては、事業として活性化を目的に起こしているという解釈でいるところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　清水委員。

○清水正之委員　では、改めてメンバーをお聞きしたいというふうに思います。

そういう面では、委員会を改めてつくり直したというか、再構築をしたというか、そういうふうになるのだと思いますけれども、やはりさっき言ったように菅谷の地区を中心としたものを改めて構築していくのだと、そこが話し合いの中心にならないと、また委員会の中心にならないと、なかなかアイデアも出てこないのかなというふうに思うのですが。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

まず、構成員に関してでございますけれども、これは商工会長を中心といたしまして、各部会の代表者の方に委員として参画をしていただいているものでございます。それと、中心市街地の地域の方もおりまして、これは協力団体という形をとっておりますけれども、地域の方にも代表者として出ていただいております。

○岩澤　勝町長　ちょっといいですか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　補足させていただきます。

中心市街地の委員会というのは、一番最初のときには、商工会の商業部会というのがあるのですけれども、そこのところで地域の活性化ということで始まったわけですけれども、それだと今おっしゃったような形の商工会の内部の組織ということもあります。そして、これについては監査委員さんからご指摘もありまして、ちょっとという話もありました。

それで、事業費補助というのもあるのですけれども、それ一つこの事業をやってくださいと、町が応援するとかなんとかというのではなくて、中心市街地を活性化するのだという大きな考え方のもとで、独自にこのところで考えてやってもらおうと。そ

れで、その委員会に商工会のほかに、中心市街地をやっていくその組織に応援をしていこうという形で、今課長から話がありましたような形で方向を決めて進んできている、そういう状況でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　質疑がないようですので、企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。４時10分までといたします。

休　　憩　午後　４時０１分

再　　開　午後　４時０９分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

また、委員の皆さんにも申し上げます。簡潔な質疑をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員　まず、39ページのほうです。雑入のところでありますけれども、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金ということで、これはもともと2,692万円ぐらいですか、そういう補助であったわけでありますけれども、約2,000万強は業者のほうに直接補助するというような形で、最終的な補助の金額だと思うのですけれども、それに関連いたしまして113ページの道路照明灯施設設置事業。この中で、二酸化炭素排出抑制対策事業の中で、ＬＥＤ照明灯導入調査業務委託ということで637万2,000円ということで、600万強が嵐山のほうの補助として来たわけですが、これはこういうものをつくるために624万5,000円というのが補助の対象として来たのか、あるいはたまたまこういうものをつくることが必要で、発注したときに同じような金額になってしまったのか、それが１点。

それと、あとはその下の14の使用料というところで、リースの対象として1,698灯、３月分とありますが、これが全部終わったのかなという認識しているのですけれども、

そうすると月々約50万円ということで、年間約6,000万円のリース料がかかるという認識でよろしいのか。

それと、あとは先ほどの業務委託のところと関連するのですが、道路照明灯の設置工事、200万ちょっとかかっていますけれども、こういったことに関しては今回の補助というものは、ほとんど出なかったという認識でよろしいのか、それだけお願いします。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長　それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、113ページの二酸化炭素排出抑制対策事業のＬＥＤ照明灯の調査導入業務ということでございます。こちらの補助金につきましては調べる、この導入調査についての補助金は行政に対する補助金で、先ほどご説明がありました取りつけ工事費に関しては、取りつけ工事をする業者に対する補助金ということで、２種類の補助金に分かれている事業でございまして、導入調査業務につきましては、もともとこちらのほうで予定をさせていただいた調査費に対する調査が、限度額は決まっているのですが、10分の10の事業費補助ということで補助の申請をして、補助を受けたものでございます。

それから、続いて14番の使用料、賃借料でございますが、こちらについては1,693灯分の１カ月分、３月分を46万8,720円でございます。ご指摘のとおり年間につきましては、これが12カ月分ということになりまして、それの10年間のリースということで契約をさせていただいております。

それから、15番の工事請負費でございますが、こちらにつきましてはＬＥＤの補助事業につきましては、あくまでも対象になりましたリースの1,698灯をつける工事に対しての補助ということでございまして、こちらの15番の工事につきましては、町の単独事業でつけさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員　ありがとうございました。

○畠山美幸委員長　ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員　109ページの道路の修繕工事なのですけれども、一番下にあるところ

の舗装修繕工事で、菅谷256号線ほか４路線とあるわけです。ここに川島のところも入っているのですけれども、恐らくこれは深谷―嵐山線のところかなと思われるのですが、私も工事の細かいことはわからないのですが、表層工だとか路盤工とか工事の内容があるわけなのです。その辺の工事が行われる一番の、どういう工法でいくかというようなものがどういうような基準になって、表層工とかそういうのになるのか、その辺をちょっとお尋ねしておきたいのです。それが１点です。

それと、あと116ページ、これは武蔵嵐山駅の東西連絡通路ですけれども、これは7,743万6,000円事業費がかかりました。これは、この間も現地調査で見ているわけですけれども、非常に近隣にもないような駅だよねということで、見た議員さんも感心していました。それで、私やはりこの武蔵嵐山駅の中には嵐丸ひろば、この後こども課でもありますけれども、そういうようなものもあったり、いろいろなにぎわいにつながってきているのではないかと思うのだけれども、東西連絡通路ができたことによって、担当課としてはどのようなにぎわいができたかなというふうに捉えているか、その辺をお尋ねしたいです。それが２点目。

あと、それから120ページです。駅西公園の遊具設置工事とかあずまや、この辺も大体３月までかかっているわけなのだけれども、実際その状況を見ていると草がぼうぼうになった、そういう時期もあるのだけれども、３月だから、どのような形でこれを効果的に使っていくような考えでいらっしゃったのか。それが３点目。

もう一つ、その下の川のまるごと再生事業、これは今回も新埼玉環境センターで工事をやられたわけです。これもかなり効果があって、多くの人たちが訪れて嵐山渓谷のにぎわいをつくっているのではないかと思うのですけれども、この辺の工事の効果といいますか、その辺を担当課としてどのように捉えているか。

以上４点お尋ねします。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長　それでは、まず１点目の109ページの舗装修繕の工法の検討ということのご質問かと思います。

こちらにつきましては、既存の道路の傷み具合を現地のほうで確認をして、路盤まで直す必要があるのか、それとも表層だけ、要はアスファルトの部分だけを直す必要があるのか、それを現地のほうで目視で確認をして判断できるものと、あとは実際に

部分的に舗装の一部をとって中の路盤まで確認しなければいけないか、それはまた状況と、あとは手持ちの資料とか、そういったものの中で現地のほうを確認して、工法については検討をさせていただいております。

それから、116ページのラッピング工、駅の東西連絡通路の工事の関係でございますが、こちらにつきましては県の補助事業をいただきまして、にぎわいの創出、観光の振興といった形で、東西連絡通路だけで物事を考えるということではなくて総体的に、観光とかそういったものとリンクをさせていくような考え方の中の１つの事業として、させていただているというふうに認識をしております。

そういった中で、川のまるごと再生事業というのは別事業ではございますが、そういったものと一緒にうまく相乗効果で進んできているのではないかなというふうには感じておりますし、今後もそういった形で取り組んでいければいいのかなというふうに思っております。

続きまして、駅西公園の関係でございますが、完成したのは３月末で、その後の実際の利用方法をどのように考えていたかということでございますが、こちらにつきましては、駅の連絡通路にございます嵐丸ひろばの附属施設ということではないのですけれども、そちらとお互いにうまく相乗的に利用ができるようにという考え方のもとで整備をさせていただいた公園というふうに考えております。そちらにつきましては、嵐丸ひろばの利用者が屋内と屋外とで別々に子供たちと触れ合えるようにという考え方でつくらせていただいているものでございますので、そういった形で整備をさせていただきたいと思いますし、完成後は５月号の広報のほうでも、そちらにつきましては嵐丸ひろばと一緒に使えるような形で、幼児を対象にした公園ということで整備ができましたということで、ＰＲのほうをさせていただいております。

それから、続きまして川のまるごと再生事業でございますが、こちらにつきましては先ほど駅のラッピング工事のところでも話をさせていただきましたが、町が全町的に取り組んでいく中でＰＲができていければいいのかなと。観光協会であったり町であったり、あとは地元の団体、委員の方々にも整備につきましては携わっていただいておりますので、その後の利活用につきましてもそういった方たちとうまく協力をし合いながら、取り組んでいける場所が整備できたのかなというふうに感じております。

以上です。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　109ページの工事が、具体的に川島のミニストップがある前の道路の手前ぐらいまでのところの工事だったのです。それで、実際にあそこはかなり通りが激しいですから、大型の自動車も通ると。そうすると、非常に道路沿いに店舗があるわけです。飲食店なんかがあるわけです。そういったところが結構うるさかったと。場所がちょっと違ったら申しわけないのですけれども、そういうことがあったのです。それは３月までで終わった工事だったのですけれども、そういったものというのはある程度近隣にある建物だとか、そういったことまで考慮した形で通常行われているのだと私は思っているのですけれども、その辺についてお尋ねしておきたいと思うのです。

それと、あと嵐山駅の東西連絡通路、これは非常に嵐山の町がよそのほかの駅にも誇れるような駅だと私は思っております。ですから、今課長がおっしゃったようにそういったこと含めて、川のまるごとをあわせたような相乗効果といいますか、今後もやるべきだと思っております。これは結構ですから。

それで、駅西公園の工事だけ。せっかくできて、今はきれいになっているのかどうかちょっとわからないのだけれども、今まであるようなフィットネスのような公園と違った、やっぱりきめ細かい頻繁な管理が必要ではないかというふうに私は考えますが、担当課としてはその辺のところをどのように考えていらっしゃったのか。

以上、２点で結構です。

○畠山美幸委員長　菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長　それでは、まず川島のミニストップの前の工事ということでございますが、ミニストップの県道ですよね。

〔「そうです」と言う人あり〕

○菅原浩行まちづくり整備課長　県道につきましては、こちらは県道の工事でございますので、すみませんが、内容について町のほうでお答えはちょっとできないかなと。ただ、県道につきましても舗装の工事の検討方法とかは同じだとは思うのですけれども、実際この施工の内容につきましては、ちょっとこちらでは把握をしてございませんので、もし必要があれば県のほうにまたいろいろ細かい話を伺って、こちらのほうから問い合わせをしてみたいと思います。

それから、駅西公園の管理につきましては、委員がご指摘のとおり児童、小さい子供たちが使う公園でございますので、普通の公園と言うとちょっと語弊があるかもし

れませんけれども、よりきめ細かな管理が必要だということはご指摘のとおりだと思います。こちらにつきましては、去年初めて整備をした工事でございまして、１年間どういった形で利用の形態があるとか、苦情があるとか、そういったものは今年１年いろいろ経験できましたので、それに基づきまして来年度については、予算要望の段階で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員　では、質問します。

最初に、Ｐ39に雑入で駅前広場使用料12社と書かれているのですが、ちょっとここがよくわからないものですから、どこの場所で、どういう内容で雑入が入ってくるのか、お聞きをしたいと思います。

それと、あと１点が114ページの橋梁の関係なのですけれども、まず最初の下側の橋りょう点検業務委託ということで11カ所記載されています。点検の結果はどうだったのでしょうか。即直す必要があるのか、十分しばらく耐えられるようなのか、それとも全て直さなくてはならないか、その結果を教えていただきたいと思います。

それと、上に橋りょう修繕詳細設計業務委託ということで、高城橋が上にも下にも入っているのですが、ちょっと違いを、こういう内容ですよというのを教えていただければというふうに思います。

２点、お願いします。

○畠山美幸委員長　菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長　それでは、まず駅広の雑入の関係でございますが、すみません、12社の具体的な社名というのをちょっと今控えていないのでわからないのですが、内容といたしましては、タクシープールとは別に駅の広場の中に、迎えに来てすぐ帰ってしまうということではなくて、例えば花見台の工業団地の送迎バスですとか。

〔「東ですね」と言う人あり〕

○菅原浩行まちづくり整備課長　はい、東側です。東側の駅前広場です。そちらのほうで、業者の方が定期的に送迎に使うような、そういったものにつきましては台数を届け出をしていただいて、駅の広場のところである一定の時間といいますか、時間を決

めて定期的に使われる場合については届け出をしていただいて、使用料という形で徴収させていただいているものでございます。

続きまして、114ページの橋梁点検の関係でございますが、橋梁点検の結果ということでございますけれども、橋梁点検につきましては、判定を１から４までの段階で判定させていただいております。１番につきましては、こちらにつきましては良好な状態ということでございます。それから、２番につきましては現状で特に支障はないのですけれども、定期的な点検と、それから維持補修がこれからも必要であるということで、予防保全段階というような呼び方をさせていただいているものでございます。それから３段階目、こちらにつきましては早期措置が必要ですよという早期措置段階というものでございまして、すぐに支障が生じる可能性はないのですけれども、できるだけ早いうちに対応をしておく必要があるという状態ですというものでございます。それから、第４段階というものにつきましては、橋梁に支障が生じると、すぐに対応が必要である。すぐに対応するか、もしくはすぐに対応できないのであれば通行どめにする等の措置が必要だという４段階で判定をしてございます。

27年度の11橋につきましては、健全な状況というのはゼロでございました。それから、２段階目の予防保全段階というのが８橋、それから早期措置段階というのが３橋、それから、緊急措置段階というものはございませんでした。点検の結果については以上でございます。

続きまして、修繕の３橋でございますが、こちらの修繕につきましては、長寿命化計画というのを町のほうでは平成23年に計画をつくりまして、そちらの計画に基づきまして、平成26年度にまず３橋の修繕を定期的に進めていこうということで、その設計をさせていただいたものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　橋梁の点検の業務委託のほうなのですが、１から４の段階に分かれていますので、良のところが１と言ったでしょうか、ちょっとここのところ聞こえなかったのですけれども。一番最初に言った良のところの、それをもう一回お聞きします。

それで、早期の対応のところは、即交通どめにしたりなんかしなければ危ないですよというところはなかったと。早期のところが３カ所あるというふうなお話だったですけれども、早期に改善したほうがいいですよというところが、どことどこになるか

教えていただければと思うのですが。

以上で結構です。

○畠山美幸委員長　菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長　まず、先ほどの区分ということでございますけれども、第１段階は健全ということでございます。特に問題がないということで、そちらがゼロ。予防の保全段階が第２段階ということで、こちらにつきましては道路の機能には生じていないけれども、予防保全の観点から今後の定期的な点検と事前の修繕とか、そういった対策が必要ですよということでございます。

それから、３段階目が早期措置段階ということで、現状ですぐに支障が生じる可能性はないのですけれども、現状のまま放置することなく、できるだけ早いうちに対策をとる必要があるというのが３段階ということでございます。先ほど申し上げました４段階というのは緊急措置段階ということで、こちらにつきましてはすぐに対応が必要だという状況でございます。

それで、３の早期措置段階が必要だというふうに判定があった橋梁でございますが、こちらが二瀬橋、それから川袋橋、それから入会橋の３橋でございます。

○畠山美幸委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　３カ所ということで、早期ということで即ということではないでしょうから、私も新年度の予算は今ちょっと見ただけでよくわからないのですが、この３カ所は危険性が伴うということでありますから、特に二瀬橋なんかは相当交通量が多いですから、そのようなところもどのようにお考えになっているのか、いつごろというふうなことではなくても、結果を見てどのようにこれから進めていくのか、お話しできる範囲で結構ですから、お願いできればというふうに思います。

○畠山美幸委員長　菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長　まず、３橋のうち二瀬橋につきましては、平成28年度の予算で詳細な調査と設計ということで予算のほうを計上させていただいております。

それから、川袋橋と入会橋につきましては、点検の段階で修繕方法につきましても検討させていただきましたが、こちらにつきましては28年度のほうで施工のほうを予定してございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員　先ほどの116ページの武蔵嵐山駅の連絡通路ですけれども、工事請負に関しては東武谷内田が請け負っていて、武蔵嵐山駅管内に関しては全て東武谷内田が請け負っているのが現状だと思うのです。その中で、これでは東西通路内部建築工事と電気設備工事一式で7,743万6,000円となっています。実際に電気工事と内部建築工事とは、どのくらいの経費があったのかと。ラッピングに関しては、エレベーター一式で165万2,400円です。その部分と内部工事と、全体のラッピングは幾らかかったのか。これどういうことなのかなと思っているのですが、エレベーター出入り口のラッピング工一式というのは、エレベーターの入り口だけなのか、それとも全体の通路のラッピングは幾らになっているのか、伺いたいと思うのです。

それで、防犯カメラも設置されていたので、防犯カメラについては実際にどのくらいかかっているのか。維持費も含めてどのぐらいになっていくのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長　駅の工事の割合ということでございますが、ちょっと細かく整理をしていなくて申しわけないのですけれども、ラッピング工事が全体の直接工事費という形であるのですけれども、こちらにつきましてが経費を抜きで約500万円の工事でございます。

それと、あとは内装工事のほかに電気工事があるということでございまして、電気工事につきましては直接工事費で、全体で750万ほどかかってございます。経費につきましては、それの約倍ぐらいかかるのかなとは思うのですけれども、それから防犯カメラにつきましては約300万の工事でございます。

それと、先ほどご質問ございました駅連絡通路のエレベーター出入り口の外壁ラッピング工事というのは、東西両方にエレベーターがありまして、通路の中がきれいになって今度実際にエレベーターおりてくると、外に出たときにエレベーターのドアだけラッピングと合わせた形できれいになっているので、一応そこはエレベーターに乗るときも周りと同じような形になるようにということで、外側の出入り口につきまして、ラッピングのほうを後で追加した工事でございます。

それから、防犯カメラにつきましては買い取りの工事という形で、工事の中で実際

に買ってつけているものでございますので、維持管理費という形になりますと、今の段階では電気料がかかっているというだけでございまして、必要に応じて町の職員が、例えば映像を確認する必要があれば映像の確認に行くと、そうでない間につきましては自動的に録画がされているという状態でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　渋谷委員。

○渋谷登美子委員　今おっしゃってくださった内容でいくと、6,193万円がどこの金額になっているのかわからないのです。電気工事は750万円ということですよね、ラッピングは500万円、それでカメラが300万、エレベーターの金額は165万円で、これに関していえば別口になっていますから、ラッピングが全体で500万円だったら、この内装工事というのは6,193万円ぐらいということになるのか。電気工事自身も750万円のということですよね、内容的にはすごく金額的には安いのですけれども、これどういう工事費になっているのかということと、建築管理についてはどこがどのように行ったのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長　手持ちの資料で大変申しわけないのですが、今お答えさせていただいた金額というのは、あくまでも工事に直接かかっているお金で、そちらにつきましては現場のほうの段取りをしたりだとか、管理をしたりだとかという経費がかかるわけなのです。そこの部分までは、経費というのは全体の中で5,600万かかっているのですけれども、それを各工事に割り振ってちょっと計算はしていないので、直接工事費が全体で5,600万、細かくやっていくと先ほどの金額を積み重ねていくと5,600万円になります。

それで、その中に今度経費というものが6,000万ほどございますので、そちらを合わせていただいて……

○渋谷登美子委員　7,700万だよね。

○菅原浩行まちづくり整備課長　直接工事費が5,600万で……

〔何事か言う人あり〕

○菅原浩行まちづくり整備課長　経費が700万円と500万円と600万円で1,800万円ぐらいかかるのですかね、その経費を直接工事費に割り振れていないので、ちょっとそういった数字になってしまっているのですけれども、工事の内容といたしましては金属工

事があって、塗装工事があって、それからあと内装の板を張りかえる工事があって、それとその他の雑工事、それからもともとあった壁等を剥がしたりするものが解体工事、それから壁のラッピング工事、ラッピング工事というのは新しく張り直した壁に今度ああいったプリントをする、壁の工事とはまた別の工事になります。それがラッピング工事と。それのほかに電気工事、それからサイン工事、あとは監視カメラをつける工事という形で細かく分けて、それぞれにつきまして金額を申し上げますと、金属工事ということで壁、天井の下地工事、これが直接工事費で1,150万円、それから塗装工事ということで、天井につきましては塗装してございますので、そちらの工事が125万円、それから内装工事ということで、壁の張りかえ、下地とかの張りかえが496万円、それからその他の雑工事ということで130万円、それから解体工事費で240万円、壁のラッピング工事ということで480万円、それからデジタルサイネージということで740万円、それから案内等のサイン工事が約50万円、それと電気工事ということで照明器具、それからそれの配線工事等の電気工事が800万円、それからカメラの工事が290万円、それらの合計を合わせますと工事費が5,621万8,000円。それに経費のほうが共通仮設費ということで、現場のほうの安全対策ですとか準備等の経費につきましては、こちらの共通仮設費のほうが380万円、それから現場のほうの管理をする経費ということでございます。そちらのほうが現場管理費ということで540万円、それから実際の工事をする会社のほうの運営の経費とか、そういったもろもろの一般管理費というような形で整理をさせていただいている経費が680万円、合わせて7,400万円になり、それに消費税という形の金額で、こちらの7,743万6,000円というふうになっているのが細かい内訳でございます。

○畠山美幸委員長　渋谷委員。

○渋谷登美子委員　工事の金額というのが私にはよくわからないのですけれども、何か全体的に高額ではないかというふうに言われていて、それで東武谷内田ですから、当然東武のことは、武蔵嵐山駅は全部東武でやるというふうになっていますよね、ほとんど東武谷内田になっているのだけれども。そうすると、この積算というのは嵐山町がやったのか、東武谷内田がやったのか、どちらになってくるのか。管理に関しては、どこが管轄したのか伺いたいと思うのですが。

○畠山美幸委員長　菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長　まず、こちらにつきましては、契約については一般競

争入札という形でさせていただいていますので、特に東武谷内田でなくてはいけないということではないのですけれども、ただ鉄道の管理をしますので、東武鉄道のほうで指定をしている安全管理の担当者、そういった資格を持っている必要があるということでの条件というのはつけさせていただきました。

それから、設計につきましては町のほうで設計をさせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

松本委員。

○松本美子委員　それでは、質問させていただきます。

まず、113ページになると思うのですが、１番目の上段で単独事業になりますけれども、３カ所ほどのグリーンベルトの関係についてお尋ねしますけれども、メーター数は少なくても金額的には多かったり少なかったりというふうにこちらの表の一覧表に出ていますが、この内容につきまして、請負業者はそれぞれ３社違いますけれども、内容が大分違っているのかどうなのかお尋ねします。例えば一番上の476.5メーターにつきましては440万8,000円、それと真ん中ですけれども、507.0メートル、これはメーターが多いのですけれども、144万円ですから上の段に比べますと随分安いというふうになりますが、どのような工事の内容で仕上げたのかお尋ねします。

それと、その下の道路照明灯の管理の関係になりますけれども、修繕料等が208万ほど出ていますが、こちらにつきましては、修繕ですから内容はどのようなものだったのか、お尋ねさせていただきます。

それと、その下の工事請負費の関係になりますけれども、こちらにつきましては照明灯の設置工事だということですが、26基というふうに思いますけれども、こちらは地区のほうの要望に27年度はどれぐらい対応できたのかということでお尋ねします。

それと、120ページになりますけれども、真ん中ほどですが、駅西の公園の遊具の関係なのですけれども、工事請負の関係が遊具一式というふうになっておりますけれども、918万ほどありますが、内容をお尋ねさせていただきます。どのようなものを幾つ、どれだけつけたのかということです。

よろしくお願いします。以上です。

○畠山美幸委員長　４点につきましての答弁をお願いします。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長　それでは、私のほうから区画線の関係と、それから照明灯の修繕の関係と、あと要望の関係をお答えさせていただいて、駅西の遊具の具体的な内容につきましては、中村副課長のほうから答えさせていただきます。

それでは、まずグリーンベルトでございますが、こちらにつきましては実際にその場所、場所におきまして区画線と、それからグリーンベルトを設置したわけではなくて、道路標示が横断歩道が一緒にあったりとか、中心線が一緒にあったりとか、そういった施工している内容による差で、こういった金額の差が出てきているものでございまして、施工距離の中で施工している内容が違うということでございます。

それから、修繕の内容でございますが、こちらにつきましては道路照明灯が切れているとか、あとは器具の交換、それから電球の交換、こちらのほうは修繕をさせていただいている内容でございます。

それから、要望の内容でございますが、こちらにつきましては平成27年度から28年度のほうで２件要望がクリアできなくて、27年度には26設置させていただいていますけれども、28灯設置の要望がございまして、２灯分につきましては28年度のほうで対応させていただいているという状況でございます。

それでは、駅西の遊具の内容につきましては、中村副課長のほうからお答えさせていただきます。

○畠山美幸委員長　中村副課長。

○中村　寧まちづくり整備課管理建設担当副課長　それでは、駅西公園の遊具の詳細についてご説明させていただきます。

先ほどのご質問でもありましたとおりのお答えで、児童を対象にした公園ということで、全部で遊具を５基設置してございます。内容は、１つ中心となるのが複合遊具でございまして、こちらはジャングルジムのようなものに滑り台が２カ所ほどついている複合遊具がございます。そのほかに振り子のような、小さい子供とお母さんがともに乗って、ゆらゆらと揺りかごのように乗る遊具が３つほどついています。もう一つは、小さなあずまやというか、おうちなのですが、子供が中に入ってお店屋さんごっこですとか、そういったごっこ遊びをできるようなものを１つ設置して、合計５基の遊具を設置いたしました。

以上、答弁です。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　そうしますと、グリーンベルトの関係につきましては今答弁があったように、それぞれが内容的に少しずつ違って工事がしてあるので、こういった金額の差が出てきているということでよろしいわけですね。それについてこれ以外で、ここにはちょっと載っていないのですけれども、反射鏡とか、あるいは防護柵とか、そういったようなものについての設置とか、そういうものについての考え方というか、必要性はなかったのでしょうか。

　続きまして、それと駅西の公園の関係ですけれども、そちらにつきましては安全性はもちろんですけれども、点検とかそういうものも必要になってくると思うのですけれども、どんなふうに管理をなさって１年間過ごされてきたのかお尋ねします。

○畠山美幸委員長　２点でよろしいですか。

○松本美子委員　はい。

○畠山美幸委員長　菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長　それでは、まず区画線工事の関係でございますが、こちらでカーブミラーとか防護柵とか、そういったものの必要性があったか、なかったかということでございますが、こちらにつきましては現地のほうが、まず路面標示が必要だということで現地の選定をさせていただいたところで、防護柵とかカーブミラー等の設置は不要という考え方で整備をさせていただいたものでございます。

　それから、駅西の新しくできた公園の遊具の点検ということでございますが、こちらにつきましては、今嵐山町におきましては定期的な点検という形では、特に遊具のほうの点検は行っていないのが現実でございますが、ただ年に最低１回は公園の中を点検しているという形で今対応させていただいておりますので、あとその他につきましては、利用者の方から等の通報について、その都度対応させていただいているという状況でございます。

　以上です。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　グリーンベルトのほうにつきましてはわかりました。要望等がなくて大丈夫だというふうな判断で、グリーンベルトのみを今回は実施したということですから、わかりました。

　それと道路照明の関係ですけれども、１度ちょっと再質問のところで抜かしてしまったのですけれども……

○畠山美幸委員長　先ほどの質問にはなかったので、申しわけないのですけれども、もし再質問があるのなら駅西の件でお願いしたいです。

○松本美子委員　では、すみません。駅西公園の遊具の関係ですけれども、こちらにつきましては点検等は現時点でどこもやっていないのだということで、なるべく遊具に関しては取り外しの関係が進んできたかなというふうに私感じておりますし、実施したかと思います。そういう点で、安全性というものが一番大切になってくると思うのですけれども、子供たちのことですから、特に児童ということになりますと危ないということが前提になりますので、やはり点検はしっかりと今後も実施したほうがいいのではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○畠山美幸委員長　要望は、申しわけございませんけれども、答弁はできません。

ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員　116ページの先ほどの嵐山駅の工事、競争入札だったということで、参加業者は幾つぐらいあった中での東武谷内田が選ばれたのか、伺いたいと思います。

それから、117ページの区画整理、平沢、東原、今回補助金が大きくふえているのです。工事は終わっていると思うのですけれども、いや、これがあったのだよということであれば、どんな工事だったのか、内容をちょっと伺いたいと思います。

それと道路照明灯、私も質問しようと思っていたのですけれども、大変明るくなってよかったという声を何人かの人から聞いていますので、一応伝えておきます。委員長には、余計なことを言うなと怒られると思うのですが。

○畠山美幸委員長　では、２点につきましての答弁をいただきたいと思います。

菅原まちづくり整備課長、時間も押していますから。

○菅原浩行まちづくり整備課長　それでは、まず駅の東西連絡通路の入札の件数ということでございますが、こちらにつきましては１件でございます。

それから、平沢区画整理事業で工事を実施したものがあるかということでございますが、こちらにつきましては街路を１路線整備をさせていただいております。

以上です。

〔「東原は」と言う人あり〕

○菅原浩行まちづくり整備課長　東原につきましては、測量調査だけでございます。工事のほうは全て完了してございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　東原は道路の建設をしたということ、ちょっと場所どこなのか、東武さんだよね。

それと駅の競争入札、私も記憶があって、競争入札であったのですけれども、東武谷内田だけではないかと質問したと思っているのですけれども、これが競争入札と言えるのかということです。１社しか参加していないものですから。いいです。

○畠山美幸委員長　１問についての答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長　それでは、工事の場所でございますが、平沢土地区画整理組合の事業地の中で１路線、東原につきましては工事は実施してございません。事業につきましては、登記をするための測量調査のほうを実施させていただいて、換地の計画のほうの委託業務を行っているということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

清水委員。

○清水正之委員　路肩の除草をやっているのですが、ここにある面積で１級町道と主要２級町道のどのくらいの範囲になるのですか、これだけの量というのは。かなり草が生えているところが多いなという感じがするのですが、手が行き届かない部分もあるかなとは思うのですが。

○畠山美幸委員長　ページ数は。

○清水正之委員　ページ数109ページ。

111なのですが、これよくわからないのだけれども、菅谷の254路線というのは多分旧254なのかなというふうに思うのですが、これを土地開発基金で買い戻したと、これは県から買い戻したということなのですか。もしそこだとすれば、これをどういうふうに改修していこうと考えるのか、お聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長　ページ数もう一度お願います、今の２番目。

○清水正之委員　111。

○畠山美幸委員長　111の。

〔「公有財産購入費、17」と言う人あり〕

○清水正之委員　それから、都市計画道路なのですけれども、これ測量委託でやったので終わっているという判断でいいのですか。この都市計画道路については測量が終わったということで、横断、縦断なんかも全部とったのですか、線形だけの測量なのですか、その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

○畠山美幸委員長　３点につきまして、答弁。

　菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長　まず、路肩の管理でございますが、幹線道路の大体どのくらいが守備できているかということでございますが、ちょっと具体的に資料を持ち合せてございませんので、はっきりとした数字は申し上げづらいのですが、およそ半分ぐらいの路線は対応できているのかなと。ただ、実際に行き届いていない感があるというのが、実際には年に１回対応しているのが原則で、特にひどい場所につきましては何とかやりくりをして２回、場合によっては職員が対応しているというような状況でございます。

　それから、菅谷の254号線、こちらにつきましては清水委員がちょっと勘違いなされたような形で、254線というのは旧254号線ではなくて、あくまでたまたま嵐山町の菅谷の中で番号を振っていったら254号になった場所というのが駅西公園の脇の道路、こちらにつきまして以前に先行取得した公園の入り口部分の道路を先に平成17年に購入したものを、今回買い戻しをしているものでございます。

　それから、都市計画道路の測量委託の内容でございますが、こちらにつきましては都市計画決定の見直しに伴いまして、まず大分時間がたっていますので現況の測量と、あと線形の検討をしている状況でございまして、先ほどご質問がございました具体的な横断測量ですとか、そういったものにつきましては現在警察や、県道の管理をしている県土整備事務所のほうとの協議が終わりまして、そういったもろもろの協議が終わった後に、今度また改めて設計をするための現地の測量の調査をするという段階でございます。

　以上です。

○畠山美幸委員長　清水委員。

○清水正之委員　今ちょっと聞いていて、109ページなのですけれども、職員が草刈りする場合もあるのですか、それが１つ。何か時間中に職員が、委託が間に合わないのでしているというのはどうなのかなと。それも、全体的には半分ぐらいという話の中

で、どうなのかなというふうに考えますが。

都市計画道路なのですけれども、そうすると線形だけの測量は前もやりましたよね、それとは少し違う部分というのがどこか出てくるのですか。今回の測量というのは、どこがどういうふうに違うのですか。

○畠山美幸委員長　菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長　まず、職員の対応につきましては、恒常的に職員が対応しているわけではなくて、緊急に応じてどうしてもやむを得ない場合については、そういった対応をさせていただいていることはございます。ごくまれということで、ご理解をいただければと思います。

それから、都市計画道路の線形につきましては、以前見直しを進めたのは、明星食品が移転をする際に、現在決めてある都市計画道路をできるだけ北側のほうに寄せるという検討をしたときのものでございまして、今度は川島地区の土地利用の計画につきましては産業系の土地利用、そういった形で産業なり、流通なり、工業団地の誘致のために、その幹線となる都市計画道路の線形を見直すための、もう一度改めた線形の検討をするための委託を出したものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　清水委員。

○清水正之委員　私が描いているというか、あの工業団地の用地そのものを真ん中に、都市計画道路が入るという線形でいいのですか。

○畠山美幸委員長　菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長　ご指摘のとおり、イメージ的には産業団地の中のメーン道路になるようなイメージで結構かと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　質疑がないようですので、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。５時10分までといたします。

休　　憩　午後　５時０３分

再　　開　午後　５時０９分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、こども課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員　１点だけお伺いします。

24ページ、これで児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金ということで、対象経費総額ということがありますけれども、この名目は今まで26年度までは、このための教育・保育の給付費というようなことで上げられていたかなと思うのですけれども、それと同じものかどうなのか。

それで、対象経費総額というふうな記載になっていますが、今までは実支出額ということで、金額的にも今回は３億を超えていますけれども、今までは２億4,000万ちょっとぐらいの計算だったかなと思うのですけれども、その辺がちょっとシステムだとか、そういうのが違ったのかどうか。

それから、あとその下のところに括弧書きの中で「教育認定子ども」という言葉が何度かこの中にもずっと出てくるのですけれども、その辺の定義についても説明をいただきたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　まず最初に、子どものための教育・保育給付費負担金についての名称の関係でございますが、これは同じことでございます。

続きまして対象経費総額、これも今までは実支出額総額ということで、同じ意味合いでございます。

また、「うち教育認定子どもに係る施設型給付費分」につきましては、１号認定、幼稚園とか認定こども園、それにかかわる部分のものが新しい制度で入りましたということで、このような内容が幾つか昨年度から出てきております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　佐久間委員。

○佐久間孝光委員　そうしますと、同じような捉え方ということであれば、昨年に比べると約6,000万ぐらいふえていて、負担金のほうも3,000万弱ぐらいですか、ふえているのですけれども、その辺の理由について説明をいただきたいと思います。

○畠山美幸委員長　藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　それでは、お答えいたします。

一応増額になった理由としましては、国で示されている基準の公定価格というのがあるのですけれども、これは大体約７％ぐらいなのですが、その辺が上がったと。

もう一つは、処遇改善加算費というのが大きく上がったということで、これが約13％ぐらい上がったということで、昨年度に比べますと額的には大きく増額になっているというふうに考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員　ありがとうございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

青柳議員。

○青柳賢治委員　３点質問します。

84ページ、これは社会福祉協議会のほうに請負業ということで、地域子育て支援拠点運営業務委託ということで750万、27年４月１日から１年間分で出ていますけれども、これがほぼ丸々１年間、この決算ですと稼働して動いた形になるかと思います。そういう中で、何かその運営上問題点になるものは特になかったのかどうかということについて、お尋ねしておきたいと思います。

それから、125ページ、10番のさわやか相談員運営事業です。ここのところも嘱託員報酬が１人で、平成27年度相談員の実績が388件で152万7,500円。今度その下に行きますと、７番で賃金が臨時職員１人、73件、157万1,736円というのが計上されているわけですけれども、この相談件数もかなり大幅に違っているわけです。この賃金的なものを含めて、いかがなものなのでしょうかねということです。

あともう一点、一番最後の段ですけれども、14番の小中学校の学年費補助事業です。これが、平成26年の事業費から約半額になっているということで、27年度１年間経過したわけですけれども、これに対して父兄の側とか、特に学校関係の中で何か出ているような意見等、現場の考えとかがありましたら、この状況どうだというようなこと

がありましたらお尋ねします。

３点、お願いいたします。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　最初に、84ページの嵐丸ひろばの運営上の問題点はということでございますけれども、社会福祉協議会のほうから特に問題となるような、そういった話はございませんので、順調に運営はされているかなというふうに思います。

続きまして、125ページのさわやか相談員の関係なのですが、嘱託は１人ということで、これは菅谷中学校に配置されている方でございます。臨時職員賃金のほうが、玉ノ岡中学校に配属されている方でございます。嘱託と臨時と違いはということになるのですが、菅谷中学校の相談員さんが当初は臨時職員でやっていただいたのですが、３年を経過したということで、町のほうでは一応臨時職員さん３年以内というような規定がありまして、これ学校のほうではぜひともこの相談員の方に続けてほしいと強い要望がありましたので、臨時職員から嘱託ということで、同じような賃金というのですか、報酬で、このまま嘱託員として今続けていただいているということで、名称のほうが変わっております。

相談件数の違いに関しましては、やはり菅谷中学校、玉ノ岡中学校ということで、各中学校のほうに１人ずつ配置されていますので、生徒数とか、そうなれば保護者数というのも違いますので、その辺で相談件数も違ってきてしまうのかなというふうには思います。また、これは延べ件数でございますので、１人の方が10回、20回と相談に行けば、それだけこの数字も上がるということになりますので、そういった違いかなというふうに考えております。

最後の小中学校の学年費の関係で、保護者なり学校側から意見があるかというようなお話ですけれども、また特に強い要望というのは、私の耳には入っておりません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　非常に何というか、順調に嵐丸ひろばが運営されているのだというふうな理解でよろしいのですかね。それはわかりました。

そして、さわやか相談員のほうの、確かに１人で10回行けば10人とか100人になり

ます。ただ、極端にこんなに違うわけです。だから、菅谷中学校に常駐で１人、玉ノ岡中学校に１人というその仕事の業務は分担されているのだというような形の解釈でよろしいのかどうか、確認させてください。

それと、あと小中学校の学年費の補助なのですけれども、これは当然こども窓口の、27年の10月からなってありまして、当初の予算でも、これで済んでいるわけですけれども、一つ例えば中学生ぐらいですと医者に余りかからないのですよね、幼児だとか乳児だとかというのはかかるのかもしれないけれども。そういう点では中学生の状況は、この決算ですと２万円から１万円になっている決算になっています。その辺の、中学生のほうからもそういうのは特に、何らかの要望は聞いたようなことありませんか。

２点だけお願いいたします。

○畠山美幸委員長　藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　それでは、最初のさわやか相談員の関係なのですが、一応各中学校に１人配置という形でずっと今までやってきておりまして、そのまま同じように続けてやっているという状況でございます。

小中学校学年費の関係なのですが、実際にどういうふうに保護者の方が思っているかわかりませんが、要望だとか何かそういった声は、私のほうでは一度も話は聞いておりませんので、そんなに問題はないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員　ちょっと多いのですけれども、そうでもないかな。83ページの学童保育、ここの１点目として、ＡＥＤはこれ何台借り上げたのでしょうか。

それから、学童保育の補助金がふえているわけですけれども、学童を希望する子供さんが多いということなのでしょうか、人数でお願いしたいと思います。

それから、次の84ページ、こども医療費の関係で、昨年よりふえているわけなのです。これは、町長がよく言っていたコンビニ診療が原因なのか、あるいはこの後というか、特別会計で国保をやりますけれども、国保も医療費がふえているのです。普通の医療費がふえているように、子供の医療費もふえているというふうに見ているのか、ちょっとそこを伺いたいと思います。

それから、85ページの保育の関係で、待機児童の人数について伺いたいと思います。

それから、124ページの奨学資金貸し付けの関係なのですが、返済が滞っているという方がいるのかどうか、伺いたいと思います。

それと、学校関係なのですけれども、ちょっとページ数は、学校関係ですので全般にわたります。いじめ、不登校など、各学校ごとにお聞きしたいと思います。

それから学力、私は前から学力テストはやめたほうがいいという考えを持っているのですけれども、ただ、学力といった場合、学力テストしかないのですかね、ほかであれば一番いいのですけれども、特に七小が今後統合の対象になってくるわけです。ちょっとそこをにらんで、各学校の学力がどのようになっているのか、伺いたいと思います。

それと、どなたでしたか機構改革で来年度少し変えるということなのですが、こども課というのはかなり幅広いです。担当課長として、これだけの幅広いものを見切れるのか、見切れないとは言えないのだろうけれども、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　７点でよろしいですか。

○川口浩史委員　はい。

○畠山美幸委員長　藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　それでは、私のほうから順次、答弁させていただきます。あと、私と指導主事のほうでちょっと答弁させていただきますので。

まず最初に、83ページのＡＥＤでございますが、これにつきましては学童保育室にＡＥＤのほうの設置をさせていただいております。これは各学童、菅谷の場合は２つありますので２つなのですが、あとは志賀、七郷の４学童教室というのですかね、そこに各１台ずつ置いてあります。

続きまして、補助金額増の理由、これにつきましては先ほどもちょっと申したのですけれども、処遇の改善事業分というのもありまして、それとあとは常勤の勤務年数が、菅谷の学童保育室というのは長く勤められている方がおりまして、その基本額というのを超える部分が多かったと、要は給料がちょっと高額になるわけですが、そういう形でちょっと増額分が多いという形になっております。

それと人数のほうは、菅谷学童保育室が56人、菅谷第２学童保育室が40人、志賀学童保育室が41人、七郷学童保育室が52人でございます。

続きまして、84ページのこども医療費の増額の理由的なものをお聞きになられたかと思うのですが、正式にうちのほうで、例えばその分析ということをしているわけではございませんが、比較的お医者さんにかかる人もふえている可能性はあるのかなというのが一つと、あとはジェネリック医薬品という薬の関係があるのですが、これが数年前に近隣のほうで、この窓口払いの廃止をしたときに、薬剤師さんのほうからちょっとお話を聞いたのですけれども、廃止したと同時に、薬のほうもジェネリックではなくて高いほうの薬を選ぶ人が、ほとんどそういうふうになってきたと。要は薬代もかなり上がったのではないかという話を、その近隣の薬剤師さんはしていたそうですので、その辺の影響ももしかしたらあるのかなというふうには考えております。正式にこちらのほうでの分析はしておりませんので、確かな増額という理由はちょっとわかりませんけれども、想定ではかかる方がふえた分薬代なんかでも、そういうところでは余計にかかっている可能性があるのかなというふうには感じております。

続きまして、85ページの保育のほうの待機児童の数なのですが、平成27年度は21人でございました。

続きまして、奨学資金の貸し付けの返済の滞納者といいますか、そういった方がいるかどうかということなのですが、今現在は１人でございます。

いじめ、不登校の関係と、学力テストのほうの関係につきましては、指導主事のほうから答弁させていただきます。

最後、課が幅広いので、見切れるかみたいなお話があったのですが、今私も子育て支援というほうは課長になって、課長という立場で初めて携わっているのですけれども、かなり難しいといいますか、いろいろと説明を聞いてもなかなか理解はしにくい点はございまして、そういう意味ではちょっと個人的には大変だなという感じは持っておりますが、皆さんの協力をもとに、何とか学校教育のほうは指導主事の先生に助けていただいたりとかできていますので、何とかやり切れているかなという感じで、私も一人でここにいると、全てのことは多分答えられないとは思うのですけれども、皆さんの協力によって何とかなっているかなというような感じでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　６番目の答弁は、指導主事どちらが。

〔「先に７番言っても大丈夫なのですか」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　７番が、今こども課の話だったので、いじめ、不登校、各学校ごとというのと学力テストの関係と、２つ残っているのですが。

〔「学力先に」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　学力のほうを先にお答えいただけますか。

〔「よろしいですか」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　では、佐々木指導主事。

○佐々木寿志教育委員会こども課学校教育担当指導主事　では、学力について報告をいたします。

　どの程度細かく……余り言ってしまうというところがありますけれども、町の傾向ということでよろしいですか。

○畠山美幸委員長　はい、町の傾向で。

○佐々木寿志教育委員会こども課学校教育担当指導主事　町の小学校と中学校ということでよろしいですか。

〔「いや、各校で」と言う人あり〕

○佐々木寿志教育委員会こども課学校教育担当指導主事　公表しないことになっているので数字は出せませんが、よろしいですか。

○畠山美幸委員長　どうしますか、各学校の。

○佐々木寿志教育委員会こども課学校教育担当指導主事　例えば県の平均と比べてやや上回りましたとか、少し劣りましたとかという表現でよろしいですか。

〔「菅小がそういう、個別で出せる」と言う人
あり〕

○佐々木寿志教育委員会こども課学校教育担当指導主事　はい。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐々木寿志教育委員会こども課学校教育担当指導主事　では、お願いします。

　菅谷小学校の４年生、国語なのですけれども、平均正答率ということであると、県を少し下回った結果になりました。というような感じでいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐々木寿志教育委員会こども課学校教育担当指導主事　次に行きます。算数なのですけれども、こちらもやや下回ったというところです。

　次いいですか、菅小５年生、国語ですが、こちらもちょっと下回っております。

同じく５年生、算数なのですけれども、こちらも下回っております。

６年生も、国語、算数ともに下回っております。ただ、というところで補足なのですけれども、これ28年度のテストなのですけれども、27年度も下回る結果でしたが、その下回っている幅というのでしょうか、それはうんと縮まりました。なので、菅谷小学校として見れば、学力は上がってます。ただ、県の平均というところと比べてしまうとそういう結果ではありますが、小学校自体としては上がっています。

では、次行きます。七郷小学校ですが、４年生の算数、国語、５年生の算数、国語、６年生の算数、国語とも県平均、または上回る傾向というふうになっております。よろしいですか。

志賀小学校行きます。志賀小学校につきましても、４年生、５年生、６年生、算数、国語、平均またはやや下回る傾向です。ただ、下回っているところもそんなに大幅ではございません。やや下回る傾向にあります。

中学校よろしいですか。中学校ですが、菅谷中１年生です。国語と数学になります。こちらも、どちらもやや下回る傾向です。２年生の国語と数学と英語、３教科ございますが、こちらもやや下回っています。３年生、これも国、数、英とありますが、国語と数学はやや下回っています。英語は上回っています。これも、昨年も菅谷中学校はやや下回る傾向の教科多かったのですけれども、その幅というのでしょうか、それは縮まっておりますので、学校として見るのであれば上がっております。

玉ノ岡中学校になります。玉ノ岡中学校は、１年生の国語、数学、２年生の国語、数学、英語、３年の国語、数学、英語、全て上回っております。

町全体としましては、そのでこぼこをならすとほぼ県の平均レベルというところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　ありがとうございます。

次に、溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会こども課学校教育担当指導主事　お待たせいたしました。いじめ、それから不登校の状況についてお話をさせていただきます。

各校の数字等々につきましては個人情報といいますか、そういったこともございますので、過去９年間の小中学校別のいじめの発生件数、それから不登校の件数について申し上げます。

まず、いじめにつきましてですが、平成19年度、小学校においては２件、中学校においてはゼロ件、平成20年度、小中学校ともにゼロ件、平成21年度、小学校ではゼロ件、中学校では１件、平成22年度、小学校において１件、中学校ではゼロ件、平成23年度は小中ともにゼロ、平成24年度は小中ともに１件、平成25年度、26年度につきましては小中ともにゼロ件、そして昨年度、平成27年度につきましては小学校において11件でございます。中学校において１件となっております。

今申し上げました平成27年度のいじめ発生件数が大幅に増加したことにつきましては、平成26年度の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の一部見直しという文科省からの通知が出ておりまして、いじめの認知にする考え方が大幅に変わった、示されたということがございます。ささいなことでも、小さなものから数字として読み取っていき対応していくということで、大幅に数字が上がったものと思われます。

続きまして、不登校についてです。不登校につきましても、同じく平成19年度から過去９年間を申し上げます。平成19年度、小学校において１件、中学校において19件、平成20年度、小学校では１件、中学校では17件、平成21年度、小学校では６件、中学校で14件、平成22年度、小学校で５件、中学校で13件、平成23年度は小学校で５件、中学校で６件、平成24年度、小学校において３件、中学校８件、平成25年度、小学校で４件、中学校で10件です。平成26年度、小学校で５件、中学校で９件、そして平成27年度、昨年度は小学校で２件、中学校で14件となっております。

現在のところ、小学校における不登校児童生徒数２人おりますが、うち１名は改善傾向を示しております。なお、中学校における不登校数14名につきまして、１名は改善傾向を示しているということになっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　83ページの学童なのですが、そうすると学童数が大幅にというか、若干の変動はあっても大きくふえているということではないということなのでしょうか、ちょっと確認です。

こども医療費は、いろんなジェネリック医薬品を逆に使わないということを聞いてちょっと驚いたのですけれども、そういったことも要因で負担がふえているということで、わかりました。今後どうするか、研究したいと思います。

保育園の85ページの待機児童21人ということで、結局この入れなかった人がその後どうなったかという追跡はされているのですか。入れないのだからもう見ていないよということなのか、ちょっと伺いたいと思います。

それと奨学金の関係なのですが、１人の方が滞納になっているということで、どういう状況なのか、差し支えなかったら内容をご説明いただきたいと思うのですけれども、ちょっとそれ聞いてから言います。

それと学力の関係で、やはり七小はいいのかということをなるほどなと思ったのですけれども、その七小が今後統合の対象で、いつか私もしなければならないなというふうには思ってはいるのですけれども、学力だけを見ると、やっぱり人数が多くなると、なかなか先生の目が行き届かなくなってしまうのかなというふうに思って見させていただきました。これはいいです。

いじめについて、これも各学校ごとに聞ければよかったのですが、ちょっとそれはできないということだったので、それは理解しました。いろいろ不登校、いじめというのがあるという状況をつかみまして、先生方も苦労されていると思うのですけれども……

○畠山美幸委員長　感想は述べなくていいですから。

○川口浩史委員　感想ではない。ＳＳＷ、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談室、そういったことできちんと市としていっていただきたいということで、要望ですので、これは。

○畠山美幸委員長　要望もありません、質疑だから。

〔「じゃ質問で、ひとつやっていただけるかどうか」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　何、もう一回。

○川口浩史委員　さわやか相談室やスクールソーシャルワーカーなんかで……いじめ、不登校への対応は。

○畠山美幸委員長　だって今対応しているではない、ハードな。では対応について。では、４点でよろしいでしょうか。

４点についての答弁求めます。

高橋副課長。

○高橋喜代美教育委員会こども課子育て支援担当副課長　それでは、私からは最初の２

点、学童保育と保育の関係につきましてお答えをさせていただきます。

まず、学童保育の補助金が大幅に増加している菅谷学童保育室でございますが、こちらにつきましては対象児童がふえたということもございます。先ほど課長のほうから56人とお伝えさせていただきましたが、１学童の適正な人数は40人程度とされております。そのため、27年度までは菅谷学童クラブということで１単位として活動しておりましたが、28年の４月からは、学童本体としては菅谷学童保育室なのですけれども、支援単位というのがございまして、単位数としては菅谷学童クラブＡとＢということで、２つに分かれて28年度からは活動しております。そういったことで、菅谷の学童保育に預けている人数がふえている状況というのは１つございます。ただ、金額的にふえた大きな原因としましては、これも先ほど課長のほうからお伝えさせていただきましたが、支援員に対する処遇改善事業というのが、国のほうの補助金が27年度からつきまして、この部分に係る費用が、特に菅谷の学童につきましては経験が大変豊富な支援員さんの方が見ておりますので、それに係る賃金が結構かかっておりまして、一時金等の処遇改善費を出してその改善事業を行ったということで、国のほうから280万円程度の補助金が例年よりも多くもらえましたので、菅谷学童につきまして補助金がふえた理由となっております。

続きまして、85ページの保育につきましてですが、待機児童数21人のその後の調査につきましては、１人１人聞き取り調査をしたわけではありませんが、育児休業の延長ですとか、東昌保育園で一時預かりをしておりますので、一時預かりに預けていらっしゃるお子さんもいますし、またお勤めをなさっている職場で、例えば病院さんですとかだと、その病院さんが持っている保育室がありますので、そういったところに一時的に預けたり、またファミリーサポート事業もございますので、そういったもので対応していると考えております。

私からは以上です。

○畠山美幸委員長　次に、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　それでは、私のほうからは奨学資金の貸し付けの滞納者の状況のほうにつきまして、お答えさせていただきます。

１件ということで、今この方は町外にお住まいになっている方なのですが、２カ月に１度の年金支給日のときに一応徴収に伺って、２カ月に１回行ったときには、１万円なのですが、返納はしていただいております。ただ、ある程度やっぱりもう高齢に

なってきている方ですので、２カ月に１万円という金額ですと年間にすると６万円ですので、今後どういった対策といいますか、何か考えなければいけないのかなというふうには思っているのですけれども、その借りていた本人の方も、ちょっとなかなか収入がないのかわからないのですけれども、親のほうが、自分で返すから子供のほうには言わないでくれというような感じのところもありまして、年金支給日に大体徴収に伺って、今親のほうから返していただいているという状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　最後の質問、佐々木指導主事。

○佐々木寿志教育委員会こども課学校教育担当指導主事　不登校児童生徒の対応ということだったのですけれども、丁寧に対応しているというふうに報告受けていますので、今すぐに改善とはいかないかもしれませんが、見守っていただきたいなというふうに思っています。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　保育園の待機児童なのですが、育児休業の延長や一時預かりということで、88ページに一時預かり促進事業というのが載っているわけです。東昌保育園ですか、これ。ただ、昨年より減っているのです。一時預かりというのは、全体的にはふえている、私はあきがないのではないかなというくらいに思っていたのですけれども、割と入りやすいという理解でよろしいのですか。ちょっとそこだけ確認で伺いたいと思います。

それから、奨学資金なのですが、年金生活者の方から、子供さんとの関係でそういうことでの支払いであれば、私からすると余り無理はしないでほしいなというふうに思います。

○畠山美幸委員長　感想。

○川口浩史委員　感想ではない、質問です。

○畠山美幸委員長　どういう質問、無理はしなくて……

○川口浩史委員　しないでやってほしいと。いかがですか。

○畠山美幸委員長　取り立てにということ。

○川口浩史委員　そういうことです。

○畠山美幸委員長　２点につきましての答弁を求めます。

高橋副課長。

○高橋喜代美教育委員会こども課子育て支援担当副課長　それでは、最初に一時預かりのことにつきまして、お答えをさせていただきます。

88ページの特別保育対策等促進事業費におきまして、一時預かり促進事業が26年度よりも金額が減っているけれども、一時預かりについてどうなのかということでございますが、こちらにつきまして、補助金につきましては利用園児がいますと、保護者の方が利用料をお支払いしますので、その補助金の基本額から利用料を差し引いた金額を補助金として出しますので、利用した園児が多かったことによりまして、27年度の補助金額は若干減っております。ということは、利用した園児が26年度に比べ、27年度は若干ふえたということでございます。27年度の利用者は、延べで1,557人でございました。これを保育士２人で見ていただいております。ただ、この一時預かりも必ずしも預けやすい、頼めばすぐに見てもらえるかというと、そういうことではないので、この２人の保育士さんで対応できる人数しか預かれませんので、希望する日数を全て預けられるわけではないと思っております。なので、待機児童が発生しないよう保育の整備が早急に必要となってくるかと思います。

そして、一時預かりにつきましては、こちらは補助金が町のほうから出されておりますが、それにつきましては国、県からも３分の１ずつの補助金が出されているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　奨学資金の貸し付けの徴収なのですが、今でもこちらとしては無理しているつもりはございません。年金が出たときにお返ししますということで、そちらの方の意向で徴収はしておりますので、ただ先が長いので、ちょっと課題はあるかなというふうには今考えているところではございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

松本委員。

○松本美子委員　それでは、質問させていただきます。

まず、123ページの下段のほうでございますけれども、教育委員会の事務局総務事業ということで、印刷製本費というのがあるのですが、こちらにつきましては勘違いだったら申しわけないのですけれども、社会科の副読本「らんざん」というものを印

刷したのかなと思います。それが500冊ということですが、この利用についてはどのような形で副読本は利用なさっているのか、お尋ねします。

それと、次のページの125になりますけれども、さわやか相談員のこと先ほどから出ておりましたが、３年経過したということで、今回からは嘱託員になりましたということですが、先ほどいじめとか不登校の場合を全部報告していただきましたけれども、その中で相談の内容ですけれども、なかなか相談員さんだけでは無理なために、親あるいは学校全体というか、担当の学年の教諭とか、あるいはそういった点での話し合いをして解決したとか、あるいは解消できなかった問題が起きていたかということにつきまして、菅中、玉中ですけれども、あったかどうかということをお尋ねさせていただきます。

それから、139ページですけれども、一番下段になりますが、中学生の社会の体験チャレンジということで、とてもいい事業だなというふうに思っていますけれども、こちらにつきましてはどのような内容で、今年度どんなふうに生徒さんのほうに呼びかけたり、生徒のほうの希望があったりしたのか、お尋ねをします。

それと、141ページの最後になりますけれども、園児の送迎の関係でバス運行でございますけれども、臨時職員さんが３人で対応しているということですが、こちらにつきましてはどのようなローテーションを組んで、時間帯もあると思いますけれども、それから臨時ということになりますと、先ほども話が出ていましたが、３年が最高ですよということになっていると思いますが、こちらの臨時職員の職員さんに関しましては何年ぐらい運転をしていらっしゃるのか、また運転ですから危ないということもありますけれども、実際には何歳ぐらいの方が運行しているのかお尋ねをいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長　４点につきまして答弁を求めます。

溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会こども課学校教育担当指導主事　では、１つ目の質問についてお答えいたします。

副読本「らんざん」につきましてですが、現在は小学校３年生の社会科の副読本として活用をさせていただいております。ご承知のとおり、小学校では３年生から社会科という教科が始まりまして、その第１段階として、まずは町のことを知るということについて、社会科の副読本「らんざん」を活用しております。ちなみに、４年生以

降については埼玉県、そして５年生では全国というふうに広がっていくことになります。

１点目については以上でございます。

○畠山美幸委員長　すいません、今の答弁で何部をつくったか、何冊。

○溝上智恵子教育委員会こども課学校教育担当指導主事　すみません、450冊でございます。

○畠山美幸委員長　２番目の答弁、佐々木指導主事。

○佐々木寿志教育委員会こども課学校教育担当指導主事　いじめ等々で、さわやか相談員さんなどを活用して解消はあったか、または継続しているかということなのですけれども、もちろんさわやか相談員さんもかかわってもらっています。学年の職員、または学校全体でいじめ、不登校については、関係職員で当たっております。中には、解消できたものあります。現在も継続中のものもあります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　私のほうからは、社会体験チャレンジの関係のほうで答えさせていただきたいと思います。

菅中、玉中でやっているわけなのですけれども、若干お世話になる事業所というのは違うところはあるのですが、基本的には公共施設関係、または保育園ですとか幼稚園、また嵐山病院、店舗系ではベイシアとかセイムスとかカインズホーム、そういった店舗、あとヤオコーです。あとは、コンビニエンスストア関係、あとは農協の直売所、ゴルフ場、嵐山カントリークラブです。あとはガソリンスタンド、あと福祉施設、嵐山郷、らんざん苑、武蔵嵐山病院は言いましたけれども、そういった福祉施設関係が主な事業所で、実施をしております。

これにつきましては、私が聞いているところでは、まず生徒にどこに行きたいかと希望をとって、ただ、受け入れる事業所のほうも枠がありますので、その枠を定員オーバーしたときには、くじなりじゃんけんなりで決めて、そこから漏れてしまった子は、また違う第２希望といいますか、そういう形で行っているという話は聞いております。そんな形で、社会科の体験チャンレンジのほうは実施しているというふうに思っておりますけれども。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　奥田嵐山幼稚園長。

○奥田定男教育委員会こども課嵐山幼稚園長　それでは、私のほうからバスの運行についてお答えをします。

平成27年度は、３人の運転手さんで運行していただきました。運行方法は、１人が２週間続けて１週間休むという形で行っていただきました。ただし、昨年末に１人けがをしまして、１月から３月まで２人が休みなしで運行する状況に陥りまして、平成28年度からやはり４人に戻しまして、１週間交代で２人ずつやっていただいております。

経験としては、４人のうち２人が移転してからお願いしてありますので、８年目になる方が２人、それから１人が５年目、そして今年１人採用させていただきました。年齢的には60歳から、最高67歳までの方でございます。委員さんご指摘いただきましたように健康管理という面もありますので、一応70歳を境にということで総務課とも相談し、内規を設けております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　それでは、質問させていただきますけれども、この副読本の関係なのですけれども、嵐山の関係だということですが、差し支えなかったら少し内容的なことを、このようなことなのですよというふうに教えていただければと思っておりますけれども……

○畠山美幸委員長　そこまで、申しわけないけれども……

○松本美子委員　大切なことなのです、私たちにしてみれば。

〔「教科書だよ」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　予算に関係ないと思うのですけれども。

○松本美子委員　結果ですからいいのではないですか、私は質問させていただきます。

それと、予算的にはあったのだと思いますけれども、500冊ということだったのが予定だということでしたけれども、450に減らした要因はどのようなことだったのでしょうか。

それから、さわやか相談の関係なのですけれども、解消できない問題が今もあるのだということですけれども、こちらにつきましては公表はできないようなことであるということで承知したほうがよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○松本美子委員　それとチャレンジの関係ですけれども、子供さんたちの希望はとるのだということは答弁いただきましたけれども、その体験をしたものを生かすということにつきましては、どのような方法かとっているのでしょうか。例えばアンケートではないですけれども、作文かわからないですけれども、そういうようなところまできちんとして、体験学習についてやっていただいているというふうなことなのでしょうか。

送迎バスにつきましてはわかりましたから、結構です。

以上です。

○畠山美幸委員長　３点につきまして、溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会こども課学校教育担当指導主事　それでは、１点目の……

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長　お静かに、今答弁。はい、どうぞ。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員　副読本、教科書だよ。

〔「見ればいいではない、そんなものは」と言う人あり〕

○溝上智恵子教育委員会こども課学校教育担当指導主事　今お持ちすることもできますが。

〔何事か言う人あり〕

○溝上智恵子教育委員会こども課学校教育担当指導主事　では、簡単に申し上げます。

初めて社会科のお勉強をしますので、その勉強の内容、学び方から始まりまして、嵐山町の町民顕彰ですとか、嵐山町の花ですとか、町章ですとか、さまざまなことから始まりまして、地形ですとか学校、それから自然のこと、歴史、文化等々おおよそのことは網羅した内容になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長　次、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　社会科副読本の冊数の関係でございますが、社会科副読本は今言ったように３年生で使うということで、３年に１回見直しをするというふうになっております。これからの児童数の人数を考慮しまして３年間分ということ

で、今回450冊という冊数をつくっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　佐々木指導主事。

○佐々木寿志教育委員会こども課学校教育担当指導主事　解消できないものについてというところですけれども、現在取り組んでいるところですので、内容については控えたいと思います。

○畠山美幸委員長　藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　社会科体験チャレンジなのですが、一応この事業の目的としましては、職業体験を通し生徒の社会性や自立心向上を図るということが目的でやっておりますので、それに生かせればいいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　自立の目的だそうです。ほかに再質問ありますか。

○松本美子委員　結構です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員　８点ほど質問させていただきます。

待機児童が21人ということでしたけれども、今回待機にかかわって、その待機から入園にかかわる基準について伺いたいと思うのです。私のほうに、虚偽の申請をして、それが通って入園できたというふうな知らせが来ているので、それについてはそういうふうなチェックの機関というのが、どのようにしたらいいのかなというのを一ついただきたい。これ27年度の事業なので、お願いしたいと思います。

それから、85ページのファミリーサポート事業なのですけれども、病児と、それからそのほかの待機の人たちも使っているようなのですが、先ほどの話ですとそうですよね、利用の実態を伺います。

それと、これ出ていないのですけれども、県費対応で掲載されていないのですが、スクールソーシャルワーカーに関して28年度、町で４日間にしましたよね、町の費用で。なぜ小学校単位で２人にせずに、１人の人にしていったかということの現状把握。小学校で、小学校をスクールソーシャルワーカーがほとんどやっていて、それは１人でやっている。一方、中学校はさわやか相談員が１人１校ずつというふうな形になっていますけれども、私自身が考えていますのは、スクールソーシャルワーカーに関し

ては１人体制では厳しくて、もう少し相談体制とか、もうちょっとアドバイスができるような、相談ができる体制があったほうがよかったのではないかなと思うのですけれども、実際にスクールソーシャルワーカーについて、どのような状況で事業を行っていたか。今のスクーソーシャルワーカーに関しては、福祉士の資格を持っていないわけですよね、福祉士の資格を持っていないということについてどのような、私はちょっとカウンセリングを中心というのはどうなのかなというふうに思ったので、その点について伺いたいと思います。

それから、125ページに発達障害早期支援対策事業があります。具体的に、嵐山町の発達障害についての状況を伺いたいと思います。対応としてはされていると思うのですけれども、だんだんふえてきているか。

それから、５番の小中学校学年費補助ですけれども、昨年の12月に大体状況を私のほうでは自分で把握、どの程度教材費として各学校が親に求めているかということを調査してもらったのですけれども、そのことについて、教材費等についての保護者負担について、具体的にどのようなものを保護者が負担しているかということを調査したことがあるかどうか、伺います。

そしてその結果なので、そのこととともう一つですけれども、先ほどの学力のことについての結果があったわけなのですけれども、嵐山町で菅谷小学校、菅谷中学校に関しては、要保護、準要保護が多い地域です。七郷小学校は準要、要保が非常に少ない、志賀小は嵐山の中でも少ないかなと、まあまあというか、菅谷小に関しては６人に１人といって、子供の貧困率で言えば国とほぼ同じ状況で、ほかの学校はそうではないのですけれども、そういったことに対しての調査というのは実際に必要なのですけれども、県でもやっていない状況ですけれども、嵐山町ではそのことについてどのような対応をしていたのか、学年費補助を半額にした以上、それについてはあると思うのです。

次、126ページの小中一貫教育推進事業ですけれども、27年度に関してはどのようなことを行ったかということで、臨時職員が入ってきてやっているということですけれども、そのことについて具体的にどのような形でどのような成果があったか、伺いたいと思います。

それと７番目として、140ページです。幼稚園職員なのですが、担任の人が４人いるわけですよね、普通。だけれども、正規職員は３人で、臨時職員で１人は採用した

というふうな形で今読み込んだのですけれども、幼稚園の臨時職員の賃金と、それから担任になった人との関係性、この点について伺いたいと思います。

それから、142ページに子どものための教育給付地域型保育費というのが194万ほど出ています。それと同じように、私立幼稚園就園奨励費補助金が689万3,400円で、50人分出てきています。私立幼稚園就園奨励費補助金に関して、これは個々に親御さんに渡す分ですけれども、子どものための教育給付地域型保育費というのは、町のほうから幼稚園に対してお世話になっている別の教育機関ですか、幼児の。それに対して支払った金額というふうに見ているのですけれども、保育園のところはまた別な形で出てきていますから、そこの点についてどのような状況になっているのか、伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　全てで９点の質問があったかと思うのですけれども、答弁を求めます。

奥田嵐山幼稚園長。

○奥田定男教育委員会こども課嵐山幼稚園長　それでは、私のほうから幼稚園の臨時職員の件について、お答えをさせていただきます。

臨時職員、平成27年度８人と書いてございますが、その内訳でございますが、委員さんご指摘のように産休、育休で本採用職員が２人休んでおります。それの代員が２人、時給1,200円、それから副担任が年長さん、年少さんに１人、預かり保育未就園児教室担当の職員が計３人、時給950円です。あと３人は、事務職員が１人、それから用務員が１人なのですが、途中でけがしたために１人採用したので８人、合計８人です。

以上です。

○畠山美幸委員長　高橋副課長。

○高橋喜代美教育委員会こども課子育て支援担当副課長　それでは、私からは１番目の待機児童問題と、２番目のファミリーサポートの利用状況につきましてお答えさせていただきます。

まず、保育園の入所の関係でございますが、入所の決定には、各保育所に定員が設けられておりますので、各年度当初の入所につきましては、児童の家庭での保育の必要性といったものを勘案しまして、その優先度に応じまして児童福祉審議会を開催し

入所を決定しております。

平成27年度の町内保育所の定員は236名でございます。そのほか、町外に入所を希望するお子さん等もいらっしゃいますので、そういった中で平成27年４月時点での入所の人数は、東昌保育園が59人、東昌第２保育園が69人、若草保育園が73人、しらこばと保育園が28人、町外保育園に委託した児童が26人、合計して255人の保育を27年４月に行いました。その後、多少の増減はございますが、年間延べ3,036人の委託を行いまして、その事業費の合計が85ページにあります委託料の２億9,764万8,730円でございます。

待機児童につきまして、先ほど委員さんのおっしゃった虚偽の証明で入園というの、ちょっとその内容につきましてはわかりませんが、入園につきましては先ほどお話ししました保育の必要性を就労証明や、もし親御さんの看護をしているとか、そういうことがありましたら看護証明、そういった証明書を添付していただきまして判断し、保育の必要性の高い方から入所させておりますので、入所の決定につきまして何か誤りがあったということはないと思っております。

続きまして、ファミリーサポートの利用状況でございますが、平成27年度のファミリーサポートの利用状況につきましては、保育所の登園前の預かりが１件、そこから保育所へ送るものが１件、帰宅後、保育所にお迎えが219件、その後そのままサポート員宅で預かるものが219件、それと保育所入所前の援助、これが待機児童に該当するかなと思うのですけれども、保育所入所前の援助が27件、パートやアルバイト等で臨時的就労をした方がファミサポを利用した件数は２件、あと保護者の病気や休養で利用した件数が３件、合計して472件のファミリーサポートの利用がございました。

ファミリーサポートにつきましては、27年度末の登録でサポート会員が37人、利用会員が136人の登録でございます。ただし、利用会員136人登録しておりますが、使いたいときにいつでも使えるように登録しているということで、利用会員数の登録大変多くございますが、常時使用しているのは10人前後という状況になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長　佐々木指導主事。

○佐々木寿志教育委員会こども課学校教育担当指導主事　続けてずっと答えてしまうのですけれども、よろしいでしょうか。

○畠山美幸委員長　はい、どうぞ。

○佐々木寿志教育委員会こども課学校教育担当指導主事　では、スクールソーシャルワーカーのところからよろしいでしょうか。確かに委員さんおっしゃるとおりで、今４日行っているのですけれども、小学校のほうを主に行っているのですけれども、中学校のほうも行ってはおります。ただ、小学校のほうが相談にかかるお子さんが多いので、そちらが今中心となってます。

経緯といいますか、スクールソーシャルワーカーやっていらっしゃる方が、以前小学校のほうで支援員さんを行っておりました。ということで、保護者の様子とかお子さんの様子がある程度わかる方でしたので、そちらにお願いしたという経緯があります。たしか国の文科のほうから出たと思うのですけれども、社会福祉士の資格がある方が望ましいというようにうたっていますので、今後については１人ではなく、例えば２人体制にして分業するですとか、コミュニケーションをとりながらやると。または、そういった資格を有する方を発掘してお願いしていくというのは、当然視野に入れていかなければいけないことかなというふうに、私たちも認識しております。

その次よろしいでしょうか。発達障害の傾向についてということだったと思うのですけれども、明らかに診断を受けていらっしゃるお子さんというのは、ふえていますとも減っていますとも言えない状況です。ただ、学校の先生方とお話をしている中では、はっきりとした診断まではいかないにしても、少し以前よりは手をかけて面倒を見ていくことが必要であるお子さんは、ふえているなという印象を持つ先生方もいます。私実際現場にいるときも、やはりそういう印象というのは年々ありました。ただ、保護者の方に伝えるのは難しくて、病院に行ってくださいとなかなか言えないので、そこは理解を得ながら、その子に対してサポートしていくというふうにしております。

次ですけれども、教材費の負担についてということで、確かに補助金のほうが減って、学校のほうにも聞いたことはあります。学校のほうに保護者の方から、額が減ったので大変困っていますという声はないのですけれども、正式に、では保護者の方にどうですかというような調査等は行ったことはございませんので、これについては今後課題として、検討していく余地があるのかなというふうには個人的には思いますが、それはまた課の中でいろいろと話をしなければいけないところだと思いますというところです。調査については、正式に行っているということはございません。

最後は、最後ではないですね、ちょっと私の受け取り方だったのですけれども、要保護、準要保護の方がいらっしゃるところと、学力の相関があるかどうかという捉え

でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐々木寿志教育委員会こども課学校教育担当指導主事　ただ、そこに相関があるとうたってしまうとこれなかなか難しいので、要保護、準要保護に限らず、学力の向上というのはどの子供もひとしくサポートしていく必要があるのは間違いないところで、そこにちょっとこうだからこうというのは言えないです。

〔「そうでしょうけどね、長期的にはあるんで」
と言う人あり〕

○佐々木寿志教育委員会こども課学校教育担当指導主事　はい、ということです。

あと、小中一貫の成果ということでしたけれども、昨年は玉ノ岡中学校に２名、菅谷中学校に１名、これは小学校の数に合わせて人員を配置しております。

主な目的としては、中１ギャップというのでしょうか、小学校から中学校に上がったときの学習環境への適応についてすんなりといくようにということで、中学校の先生が小学校に来て勉強を教えると。そうすると、小学校から中学校に上がったときに、ああ、知っている先生がいると。それで、これは小学校のときに習ったよというようなことで、安心して入学できるというのが、一つの目標とする効果です。

また、教科についても、例えば英語ですとか、小学校でもこれから教科になっていきますので、中学校の教員が出向いて、ＡＬＴの先生と、あとは小学校の先生を交えて一緒に英語の活動をしていくというのも効果があったかなというふうに、こちらでは捉えております。

以上です。

○畠山美幸委員長　高橋副課長。

○高橋喜代美教育委員会こども課子育て支援担当副課長　最後に、142ページ、子どものための教育給付地域型教育費につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、子ども・子育て新制度に沿いまして、認定こども園というのが設置されました。嵐山町内には認定こども園はございませんが、東松山市に認定こども園がありまして、そちらの認定こども園は、認定こども園の中でも幼稚園型というのに分類されるものでございます。そちらの保育園に、教育認定１号認定の児童といたしまして４人のお子さんが通園されましたので、それに係る保育の１人当たり幾らというような公定価格が保育料でありますけれども、それと同じように計算され

ました４人分の保育に係る経費がこちらの194万460円となります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　渋谷委員。

○渋谷登美子委員　保育園に入る入園の基準なのですが、就労があるというのは必ずありますよね、就労。それから、就労の待機というのも出てくると思うのですけれども、介護とか、兄弟が障害があるというのも出てくると思うのですけれども、それについての、私はそのことに関して確認しているわけではないのですが、ある役職にある人の申請で、証明で、それで入園ができたというふうな、これは非常に不公平ではないかというふうな形のものがあるのですが、その点については把握されていないということなのでしょうか、その点伺いたいと思います。

児童福祉審議会でやるということでしたけれども、子供の審議会というので、そこのところで例えば役職についた方の証明があったら、そこのところでいけて、そういうふうな形で入っていった方もいらっしゃるようなのです。実際に入ってしまえば、入園してしまえばお母さんは就労できますから、そこのところの問題ってすごく大きいと思うのですけれども、就労するために保育園に行きたいわけです。そのために虚偽の申請をしてやっぱりやっていって、そうすると一定程度の人は、そういうふうなことを求められない人はあきがあるというか、就労ができないで、ずっと保育園に行かれないでうちにいるというふうな形が出てくると思うのですが、そこら辺についての把握はいかがなのか伺いたいと思います。

次に、ファミリーサポート事業なのですが、ファミリーサポート事業で病児保育をするということは、今までもないというふうな形で考えていいのか。保育所が、これ見てみるとやはり保育園の預かりの時間が短いので、そのために使われるという方が比較的多いのかなというふうな感じでは見ているのですけれども、延長保育という方もこれ以上はできないわけですよね。ということで、病児保育に関してはいかがなのか、伺いたいと思います。

それから、発達障害については、発達障害と言えないけれども、手をかけなくてはいけない子供がふえているということで、それについては支援員さんという形はできなくて、子供さんに関して教員がやっているとかということで、今対応しているということで考えていいということですよね。その点についてどうなのだろう、発達障害児に対して、発達障害と明らかに障害認定をもらっていれば、そこのところは町に申

請できるとか、そういうふうなこともできると思うのですけれども、非常に曖昧な部分に対してはどのような対応をなさっていたのか、伺いたいと思います。

それと、小中学校学年費補助なのですけれども、私が聞いたのはそういうことでもなくて、各学年について一体親は保護者として、教材費としてどの程度支出しているか、それについての調査というのはされているのかどうかということなのです。例えば体操着とか、それから絵の具とか、習字道具とかいろいろあります。その部分について、実際に学年費で小学校だったら１万円、中学校だったら２万円以内で教材費的な部分はあったのですけれども、それ以外のものについて１年間でどの程度親御さんが負担していたか。本来ならば、学校教育は無償であるにもかかわらず無償でないために、非常に厳しい状況にいらっしゃるお子さんがいるわけですけれども、その点についての把握ということが必要なのかなと思っているのです。

それで、貧困調査というのと学力が必ずしも一致しないというわけですけれども、実際にはそこのことは非常にリンクしていると私統計的によくわかっているので、その点について例えば菅谷小学校、菅谷中学校だと、今現在どうかわからないのですけれども、６人に１人と、また別にちょっと疑似的な方もいらっしゃるのかなというふうな感じでは見ているのですけれども、そういった調査と、学力を上げるということは非常にリンクしていると思うのです。その点についての調査がなくて、学力がどうのこうのということは私は言えないのではないのかなというふうに思っているのですが、その点について見解を伺いたいと思います。

小中一貫教育ですけれども、中１ギャップをなくすためにやっていたということで、実際に中１ギャップがなくなって、これは27年度だから、28年度の不登校の状況とかで、それが中１の不登校の状況というのは中学校では、これいつ反映できるのかわからないけれども、反映されてはいないですよね、実際の状況としては。その点について伺いたいと思います。

それと負担金で、東松山の認定こども園に４人が通園していて、私立幼稚園就園奨励費補助金で50人なので、実際には嵐山町の子供で私立の幼稚園型に行っていらっしゃる方というのは54人ということになるのですか、それとも就園奨励費補助金をいただかない方もいらっしゃって、もっといるということになっているのか。ここのところがよくわからないのですけれども、預かり保育のほうに１名分幼稚園の教員が、臨時職員が要るわけですよね。そうすると、そことの兼ね合いで、実際には預かり保育

と言っても３歳児の子供の早期保育になるのですかね、それとはまた別な形でやっているということで、この私立幼稚園奨励費に関しては、町ではなくて国から来るわけなので、そこのところでは町の費用が出てこないわけなのですけれども、そこのところで考えますと、これは町立幼稚園で３歳児保育をしていなかったがために、いろいろな嵐山町の不利益というのですか、そういったものはあると思うのですが、その点についての考え方というか、見解を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　以上、６点につきましての答弁をお願いします。

高橋副課長。

○高橋喜代美教育委員会こども課子育て支援担当副課長　それでは、１番目の保育園の入所の関係でございますが、入所の基準につきましては、親御さんが会社に勤務していれば、その勤務時間数等につきまして、細かく何時間であれば何点というような細部の決まりがございますので、そういったことで点数を加算していきまして、点数の高い方から順に入所をさせているという状況でございます。

先ほどの話の証明書を持ってきた方が、その証明が虚偽だったのではないかというお話ですけれども、証明に関しましては、証明が虚偽かどうかということをこちらが改めて証明者の方にお伺いするようなことはございません。その内容につきまして保護者の方から聞き取りをしまして、そうだということで、こういう状況なので、この方に証明をしていただきましたということになりますので、状況を聞きながら父母の状況に適用させて、入所の判断材料とさせていただいたケースかと思われます。なので、町としましては、その証明が虚偽であるとは思っておりません。

審議会につきましては、87ページに児童福祉審議会委員報酬をお支払いさせていただいておりまして、こちらにつきましては28年の１月22日に開催し、28年度入所の児童の審議をしていただいております。年度当初のお子さんの入所につきましてはまとめて審議をしていただきまして、年度途中、数人ずつ移動があるものにつきましては、町職員のほうで保育園と調整し判断をさせていただいた後に、まとめて審議会の委員さんにご報告しているような状況でございます。

続きまして、ファミリーサポートの利用状況の中で、病児保育につきましてお答えさせていただきます。病児保育につきましては、本来保育園での病児保育を国のほうでも求めておりますが、今現在町内の保育園で病児保育を実施しておりませんし、今のところ病児保育を実施する予定はございません。

そして、嵐山町では病児保育の対応につきましては、ファミリーサポートを利用していただこうという方針で行っておりまして、27年度の病児保育の利用件数はたまたまございませんでしたが、26年度につきましては６件、また早朝、夜間の緊急の預かりにつきましても４件、そういった病児預かりや緊急の子供の預かりに対応する送迎等が６件で、16件の病児や夜間救急等の対応件数がございました。病児につきましては、そういったことで対応している状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　あと、142ページのほうも続けてお答えください。補助金の私立。

○高橋喜代美教育委員会こども課子育て支援担当副課長　お待たせしてすみません。

認定こども園に行っている人数は、先ほどお伝えいたしました４人でございます。

また、私立保育園の就園奨励費でございますが、支出人数は50人でございますが、現在把握している人数としましては58人……

〔「27年度で58人いるということ」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　142ページに書いてある内容のことで。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長　もし答弁に時間かかるようでしたら、佐々木指導主事、先に答弁お願いします。どうぞ。

○佐々木寿志教育委員会こども課学校教育担当指導主事　では、発達障害傾向についての支援員さんということだったのですけれども、町の町費ということで、特別支援学級に在籍している児童生徒さんではなくして、まだその傾向があるというお子さんについても、必要に応じて支援員さんのほうをお願いしているところです。足りているのですかと言われると、実際ちょっと難しいところあるのですけれども、特別支援学級以外、通常学級でも今支援員さんのほうで対応しているところはございます。

次、教材費をどの程度、保護者の方がどのぐらいの金額を負担しているかというところなのですけれども、正確なところまで私どもはまだ把握しておりませんので、これは委員さんおっしゃるとおりで、保護者の負担どんなものなのかというのは、把握する必要があるのかなというふうに思いますので、今後課内のほうで検討させてもらえればというところです。

貧困のご家庭と学力の相関というところですけれども、私もニュース等では、そう

いったところであるのではないか、またはその逆もあって、年収が幾らだと東大に入るのが高いですよとかというニュースも見たりはします。ただ、学校としてはというところで答えさせてもらいますと、先ほども言ったのですけれども、どの子もしっかりとサポートしていくというところですので、学校の中で、できる範囲で対応しているというところです。

あと、中１ギャップの解消についてということなのですけれども、可能ならば、例えば小学校のときに余り学校に足が向かない子が、そういったことで中学校に行ったときに解消できてというのも望ましい形ではあるのですけれども、もう一つとしては、中学校に行ったときに中学校になじまなくて、中学校から不登校になるというのを防ぐことも効果の一つですので、それについては小学校から中学校に上がって、中１から新たに不登校ということはございませんので、そこは効果があったのかなというふうに私は認識しております。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁、高橋副課長。

○高橋喜代美教育委員会こども課子育て支援担当副課長　お待たせして申しわけございません。

142ページの負担金及び補助金でございますが、子どものための教育給付地域型保育は４人で194万460円、補助金の私立幼稚園の就園奨励費は50人で689万3,400円でございますが、この50人は、私立保育園に通園しているお子さんは53人おりましたが、そのうち３人は所得オーバーのため支給に該当しない方がおりました。それで、50人に支給をしております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　質疑がないようですので、こども課に関する部分の質疑を終結いたします。

以上で、歳入歳出、実質収支に関する調査及び財産に関する調書等の添付書類の質疑は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○畠山美幸委員長　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　６時４１分）

決算審査特別委員会

９月３０日（金）午前９時３０分開議

議題１　「認定第１号　平成２７年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（１２名）

１番	吉本秀二 議員	２番	森　一人 議員
３番	佐久間孝光 議員	４番	長島邦夫 議員
５番	青柳賢治 議員	６番	河井勝久 議員
７番	川口浩史 議員	８番	清水正之 議員
９番	松本美子 議員	１０番	安藤欣男 議員
１１番	渋谷登美子 議員	１２番	畠山美幸 議員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

大野敏行 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長 監査委員会 書記長兼務	村田泰夫
主査 監査委員会 書記兼務	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤　勝	町長
安藤　實	副町長
中嶋秀雄	総務課長
青木　務	地域支援課長
山岸堅護	税務課長
村田　朗	町民課長
石井　彰	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
村上伸二	文化スポーツ課長

植木　弘	環境農政課長 農業委員会事務局長兼務
山下隆志	企業支援課長
菅原浩行	まちづくり整備課長
深澤清之	上下水道課長
金井敏明	会計管理者兼会計課長
小久保錦一	教育長
藤永政昭	教育委員会こども課長
柳　勝次	代表監査委員
吉場道雄	監査委員

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

（午前　９時２６分）

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長　ここで報告いたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておりますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎発言の申し出

○畠山美幸委員長　ここで、先日のこども課に関する部分の質疑について藤永こども課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　本日訂正表を配付させていただきましたけれども、平成27年度の主要な施策の説明書の中で、大変申しわけありませんでした、訂正がございましたので、訂正表をもってちょっと説明させていただきたいと思います。

まず、125ページのさわやか相談員運営事業につきまして、それぞれ相談件数がちょっと間違っておりました。正しくは、388件が420件、73件が144件の誤りでございました。大変申しわけありませんでした。

それと、もう一点なのですが、予算委員会の中での川口委員さんの質疑の不登校の児童数につきましてお答えさせていただきましたけれども、そのときに、小学校２名、中学校14名という答弁をさせていただきました。実際は、小学校３人、中学校16人の誤りでございましたので、訂正のほうをお願いしたいと思います。

大変申しわけありませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎認定第１号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長　認定第１号　平成27年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑並びに平成27年度決算事業現地調査を終了しております。

本日は、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。総括質疑につきましては、５名の方から届け出をいただいております。

初めに、第11番、渋谷登美子委員、次に、第７番、川口浩史委員、次に、第５番、青柳賢治委員、次に、第４番、長島邦夫委員、最後に、第８番、清水正之委員の順で行います。

それでは、渋谷委員からどうぞ。

○渋谷登美子委員　７点ほど質疑をします。

まず、公共施設の光熱費なのですけれども、24年からやっていたのですけれども、27年度は、私の大方の粗い計算で若干光熱費が減額になっているのです。それで、学校関係は多少なりともエアコンが入って、９月だけだったかなと思うのですけれども、若干上がっています。そして、なごみがなくなって社協に移っていますから、この部分がなくなっていると思いますが、現状では嵐山町の公共施設の光熱費についてどのような傾向があるのか、伺います。

そして、新電力から撤退されたと思うのですが、その結果についてはどのような判断があったのか、伺いたいと思います。

２点目ですけれども、人件費で、時間外手当と、それから物件費のうちの人件費の比率、臨時職員を含めた人件費の比率は一体どの程度になっていくのか、伺いたいと思います。

アウトソーシングも含めるというのとても難しいのですけれども、アウトソーシングも含めるとどの程度になっていくのか、伺いたいと思います。

それから、３番目です。国が進める事業においての嵐山町のネットワーク環境にかかわる総経費と、それからその課題について伺いたいと思います。

４番目ですけれども、子供の貧困についての把握を伺います。現在ですと、小中学校の要保護、準要保護、それから保育園だったら非課税世帯と生活保護世帯、幼稚園についてもそうですけれども、あと高校の奨学金、妊産婦の扶助等について、把握できているものを出していかなくては、現実的には子供の貧困状況というのはわからな

いので、それを明らかにしていただきたいと思います。

それから、５番目です。平成27年度の保育園や町立幼稚園、私立幼稚園、そして入園状況と、それから子育て広場への参加状況も含めて、嵐山町の就学前の子供の政策についての評価というか、見解を伺いたいと思います。

そして、６番目です。ふるさと納税についての考え方を伺いたいと思います。町民のふるさと納税は、264件で863万291円ということでした。一方、町へのふるさと納税は、16件で93万円というふうに私の計算ではなってくるのですけれども、私自身は、ふるさと納税というのは必ずしもいい制度ではないなと思っているので、その点について。

それで、ふるさと納税をなさった方へのプレゼントというのはここの中から見えてこないので、それについても伺います。

７番目です。公債費比率の推移と扶助費、そして町政策について評価を伺いたいと思います。公債費比率は一応下がっているわけですけれども、逆に言えば公債費比率が下がっているということで、嵐山町の積極的な事業の展開が弱かったのかなと思うのと、扶助費はふえてきているのは当然なのですけれども、その中でも扶助費のパーセンテージを抑えていくという考え方があって、実際に扶助費を支出するのを抑えている、そういうふうな見方が見えます。その点、私はまずいのではないかなと思っていますので、そのことについて伺います。

以上です。

○畠山美幸委員長　順次答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　それでは、私のほうからは、まず最初に各公共施設の光燃費についてお答えさせていただきます。

まず、各公共施設の光燃費の傾向ということでございました。傾向につきまして幾つか申し上げますと、例えば庁舎の管理事業、庁舎管理につきましては、平成27年から平成26年の実績を引きますと、146万6,000円ほど減額になっております。

それから、ふれあい交流センター関係につきましても、27年、26年の差し引きからいくと28万6,000円ほど減額になっております。

それから、増進センターは、これは金額的には5,000円ぐらいですけれども、減額。

それから、小学校関係につきましては、62万円ほど相対的にふえていると。

それから、道路照明に関しましては、ＬＥＤ化を図ったということもありまして、相対的に353万3,000円ほど下がっているというのが27年度の実績でございます。

基本的には、光燃費については、ＩＳＯの14001取得して以来、今認証の取得はしておりませんが、その当時のいわゆる省エネ、省資源については継続して実施をしていると、それから庁舎等につきましても、あるいは道路照明についても、ＬＥＤ化等を図りまして節電には力を入れてきているということでございます。

それから、いわゆる電力の契約の関係でございますけれども、こちらにつきましては、経過といたしますと、先ほど渋谷委員さん、ちょっとお話をいただきましたが、公共施設の光燃費節減のために、平成24年８月から特定規模電気事業者による電力の供給、これを検討いたしまして、各小中学校、それから給食センター、ふれあい交流センター、北部交流センター、図書館、海洋センター等の10施設、これについては日本ロジテック協同組合、こちらのほうに契約をさせていただいた、それがずっと継続してまいりました。

しかしながら、経過といたしますと、28年の３月、この日本ロジテック協同組合がこの事業を停止するということで、28年度については引き続いての契約ができないということになりました。

この際に、東京電力のほうから見積もりをとりまして、全体的には、上記の10施設、これについては３カ年の長期契約になるのですが、全体的に年間で61万9,000円の割引を受けることができるというような提示を受けまして、急遽この10施設についても、現在東京電力と契約をしているということでございます。

なお、庁舎につきましては、平成24年の検討段階において庁舎も検討いたしましたが、既に庁舎はピーク時調整を行うことによって一定の効果が、使用料が抑制できていると、それからさらに大規模災害の発生時には、災害対策本部となる役場庁舎になりますので、東電との契約で電柱等の復旧が優先的に行われるということもありまして、そういったメリット面を含めると、庁舎については東電と引き続いて契約をするということがその当時の判断でありまして、それの状況を今継続しているということでございます。

引き続いて、光燃費等については、節減できるところについては努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続いて、時間外勤務手当の関係と賃金の関係でございます。こちらにつきましては、

まず時間外を申し上げますと、平成27年度の時間外の総額1,897万9,000円でございまして、これ一般会計でございますけれども、26年度が1,654万6,000円でございましたので、27年度の時間外の増が243万3,000円ほど実績としてはふえているということでございます。

時間外の増の27年度の主な要因をちょっと考えてみますと、いわゆる地方創生の関係で人口ビジョンや総合戦略を策定をした、そういった部分での時間外の増。それからプレミアム商品券等への取り組み、国勢調査の事業が実施されたこと、それからもう一点は、総務課関係で言いますと、選挙関係で、知事選挙、町議選挙、そして県議選の準備、こういったものがございましたので、そういった点での時間外の増の原因はあったかなというふうに考えております。

それから、人件費と賃金の関係でございます。まず、人件費につきましては、平成27年度の人件費が11億860万5,000円ということで、26年度に比較しますと3,524万3,000円ほど減っております。

それから、賃金でございますけれども、こちらにつきましては平成27年度が6,423万6,000円、それで26年度が5,252万5,000円ということでございましたので、比較しますと1,171万1,000円ほどふえているということでございます。

この賃金の主な増額の要因でございますけれども、この賃金の引き上げを平成26年の10月に行いました。このことによりまして、27年度分についてはその賃金の引き上げ分の相当、全体的な引き上げを、一般事務だけではなくて、それ以外のいわゆる専門職といいましょうか、そういった賃金についても引き上げを行いましたので、相対的な金額の増があるということ。

それから、交通費を支給を始めましたので、その分の総額がふえているということでございます。人件費プラス賃金ということでございましたので、これも比較いたしますと、先ほど申し上げました人件費、それから賃金、これをプラスして差し引きを行いますと、27年度と26年度の比較で言えば、人件費と賃金、総額では2,353万2,000円ほど落ちているというような、職員の人件費が落ちていますので、その分が落ちているということになります。

それから、アウトソーシングを含めてというお話でございましたが、大変恐縮でございますけれども、アウトソーシングを含めてのこの賃金、人件費、そういったものについては調査をしておりませんので、ご容赦をいただければと思います。

それから、続いて、６番、ふるさと納税でもよろしいでしょうか。

○畠山美幸委員長　はい、お願いします。

○中嶋秀雄総務課長　それでは、続きまして私のほうからは、６番のふるさと納税についての考え方についてお答えをさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、今委員さんのほうから、嵐山町からふるさと納税をしていらっしゃる金額863万円、27年度ということでお話がございました。

こういったことを考えて、平成27年度のふるさと納税の町への寄附金額、これは委員さんからも話していただきましたように93万円でございます。93万円のうちお礼の品として支払った分が11万4,276円、そしてふるさと納税サイト利用料として2,808円、合計11万7,084円の経費がありましたので、93万との差し引きから考えれば、実質的な収入は81万2,916円となります。

そして、その反対に、嵐山町から他の市町村にふるさと納税を行った方、委員さんからお話がありましたように総額では863万円の寄附、そのうち住民税の控除が389万7,000円ございました。実質この389万7,000円というのが嵐山町の住民税の減ということになります。

そういたしますと、ふるさと納税制度として、町の収支は、先ほどの収入と、この住民税の控除額、これを比較するとマイナスの296万7,000円というふうになります。

こういったことを考えて、まずふるさと納税の効果につきましては、町の財源として活用できるほかに、ふるさと納税制度を活用することによって自治体のＰＲ、これが可能になる。それから、特産品等を返礼品とすることで地域産業の発展につながる期待がある。それから、ふるさと納税制度を活用することで観光客の呼び込み等につながる、あるいは人的な交流につながるということも期待されております。

町といたしましては、こうした本来の効果が期待できるように、制度についてはさらに研究をして、嵐山町へのふるさと納税を多くしていただけるように、嵐山町を知っていただけるように努力をしてまいりたいというように考えております。

一方、課題といたしましては、町から税金が流出していくという現実でございます。これに対しましては、まずはふるさと納税制度というものが、嵐山町からほかのところにふるさと納税をしていただくことは、嵐山町の住民税がその分だけある意味控除されますので減りますよと、その分だけ町の税源が減りますよということも町民の方に正しく理解をしていただいて、そしてその上でふるさと納税、他市町村への納税を

していただく。

それと、嵐山町の税がその分減るのだということも理解していただいた上で、その辺の啓発ということもやはり必要なことではないかなというように考えておりまして、ふるさと納税制度の正しい理解といいましょうか、そういったものも今後啓発をしていければなというように考えているところでございます。

それから、公債費比率の推移と扶助費の関係でございます。

公債費比率については、今委員さんからお話をいただきましたように、平成24年度ぐらいから公債費比率は9.3だったのですけれども、それが徐々に減ってきておりまして、27年度は7.3となっておりまして、26年度の8.2に比較しても0.9ポイントほど落ちているということでございます。

ただ、公債費につきましては、やはり先ほど委員さんのほうからは、いわゆる積極的な投資がないのではないかというようなお話がございましたけれども、決してそうではございませんで、さまざまな補助制度、有利な制度を入れながら起債についても考えているということでございます。

常に一定の借入額を、公債費を抑えるということは借入額を抑えていくと、そして財政的には有利な制度を導入していくということでございまして、これについては補正段階、あるいは当初予算段階、常に長期的な償還、そういったものを見越した上で計画を立てまして予算査定等に当たっているということでございます。

それから、扶助費については、抑えているのではないかというご指摘がございましたけれども、27年度の実績を考えましても、扶助費で何らかの施策で落としたものだとか、そういったものはなかなかないと思いますので、継続して社会福祉経費については重点的に配分をしているということで、公債費との比較の中で、公債費を抑えることも当然ですし、扶助費についても重点的な配分を行っていくということで考えておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長　次に、青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　それでは、私からは、３点目の国が進める事業において嵐山町のネットワーク環境にかかわる諸経費と課題、こちらのご質問につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。

現在国が進めております事業において、ネットワーク環境を実施しているものとい

たしましては、次の４つになろうかと思います。１つ目が住民基本台帳のネットワーク、２つ目が戸籍事務のネットワーク、３番目がマイナンバーにおけるネットワーク、最後がＬＧＷＡＮ、総合行政ネットワークでございます。

この４つがございまして、その経費といたしましては、平成27年決算では総額では1,174万5,200円という決算額になっております。この内訳といたしましては、ハードウエアの保守委託であったり、中間サーバープラットフォームの利用負担金であるとか、こういったもろもろの経費ということでございます。

課題というご質問でございます。こういった事業を行うに当たって、やはり最大の課題というのは、いかに情報セキュリティーを確保していくか、こういったものが最大の課題というふうに考えております。

こういった事業につきましては、平成27年度、国の補助金もございました。28年度に繰り越しをさせていただいておりますが、こういった財源を活用しながら、情報セキュリティーの確かな確保、こういったものに努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　次に、答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　私からは、４番目の子供の貧困についての把握について答えさせていただきます。

まず、保育園なのですが、低所得世帯基準で申し上げますと、保育所入所者数が255人に対しまして90人でございます。率にしますと35.3％でございます。

続きまして、幼稚園なのですが、まず公立の嵐山幼稚園の分なのですが、93人中該当者７名で、率にしますと7.5％、私立幼稚園、全体で57人私立幼稚園に行っていますが、該当者３名で5.3％という数字になっております。

続きまして、小中学校関係なのですが、小中学校につきましては、要保護及び準要保護に該当する方のデータのほうをお答えさせていただきたいと思います。まず、小学校なのですが、全体で794名のうち該当者が253名で、率にしますと31.9％、中学校が460名に対しまして186名が該当しておりまして、率にしますと40.4％になっております。

続きまして、高校の奨学金関係でございますが、嵐山町のほうで奨学資金の貸付基

金というのをやっておりますが、27年度、高校の奨学金の希望者というのはゼロでございました。

また、県のほうで実施しております、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度というのを実施しておりますが、これがこども課のほうで担当窓口ということで、申請の受け付けを行っております。27年度に関しましては、高校の奨学金の申請というのはゼロでございました。

また、妊産婦扶助につきましては、こども課のほうでは担当しておりませんので、データ的には申し上げられません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　次に、小久保教育長。

○小久保錦一教育長　平成27年度の保育園、町立、私立幼稚園の入園状況（子育て広場を含む）から見えてくる嵐山町の就学前の子供への政策について、教育委員会のほうの立場でまず述べさせていただきます。

平成27年度の保育園の町内の状況でございますが、過去何回か発表したこともあるかと思いますけれども、ここでもう一度申し上げます。

東昌保育園、定員60人のところ61人、充足率102％、東昌第２保育園、定員60のところ70、充足率117％、若草保育園、定員71のところ83名、充足率117％、しらこばと保育園、定員45名のところ41名、充足率91％、それから町外の保育所へお世話になっている数でございますが、小川町、滑川町、ときがわ町、鳩山町、深谷市、寄居町含めて26名でございます。これらについて、全て保育園合計しますと281で、充足率119％でございます。

なお、町立の幼稚園につきましては、92名、年長、年少とも２クラス、50人定員のところ92名でございます。私立の幼稚園につきましては、手元に資料がございませんが、例年50人前後というふうに把握しております。

そこらから判断いたしまして、就学前の子供への施策については、現状では、ご承知のとおり待機児童が平成27年４月１日現在で21名ございました。これらについて一つの課題になっております。

なお、子育て広場につきましては、昨年４月に嵐丸ひろばがオープンになりまして、保護者の方、またおばあちゃん、おじいちゃんと一緒に、幼児と遊びながら楽しむという機会が与えられまして、大変好評でございまして、特にこれらについても大きな

問題はございません。私も何回か参加させていただいたのですけれども、毎回15から30名程度のようでございます。

なお、子育て広場レピ、これはホールのほうで月４回、それから北部交流センターのほうで月２回、これはお母さんとお子さんが踊りを踊ったり、また講師に体操を教えていただいて楽しむということ、これもかなり登録はあるのですけれども、やはり30人家庭前後というふうに捉えております。これらについても、非常に親御さんのほうからも好評でございます。

いずれにいたしましても、現状は以上のとおりでございまして、今後も今の体制を整えていくことが必要かと思います。

なお、話題となっております待機児童につきましては、今後の一つの課題ということで検討しているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　次に、答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　それでは、４番目の子供の貧困についての把握ということで、妊産婦の関係をお答えをさせていただきます。

こちらでは、出産の１カ月前ぐらいまでに妊婦訪問という形で、第１子全員訪問をさせていただいております。

それから、出産後２カ月までに、また赤ちゃん訪問という形で全員訪問しているわけですけれども、経済的な面で大変だというお話は聞いてはございません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　答弁終わりました。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員　まず、公共施設の電力の問題で、努力していただいているのはよくわかっているのですが、ＬＥＤ化というのはどの程度進んでいるのか、伺いたいと思います。節減のための政策っていろいろあると思うのですが、その点について伺います。

２点目です。ちょっと私が計算している時間外手当と非常勤職員の賃金とは大分違うのです。この時間外手当というの、介護とか、特別会計の部分というのは人件費分では一般会計に入っていますよね、上下水道以外は。と思うのです。

私の場合で見ると、時間外が2,586万になっていて、これは私の大ざっぱなやり方なのであれですけれども、非常勤職員は嘱託員も入れると8,978万ぐらいになっているのです。全然違うなと思っていて、カウントの仕方が全く違うので、これはかなり問題があるかなというふうに思っているのです。

嘱託職員というのは、非常勤職員にならなかったりとか、七里の郵便局の職員は嘱託にならなかったりいろいろするのですか。これ何か随分違っていて、かなり数字が違ってきているのですけれども、この点伺いたいと思います。

そうすると、今現在の私の計算の仕方では、人件費分が物件費も含めて下がっているということはなくて、私はむしろ物件費を含めても、アウトソーシングも含めても、国からの事業が来ているので上がっていくのが本来であると考えていますので、その点についてのもう一回、捉え方が余りに違い過ぎるので伺いたいと思います。

３点目です。これも私が計算したのとかなり違うのです。これあれですか、障害福祉システムとかいろいろありますよね、共同化事業というのはネットワーク環境にかかわる事業になるのではないですか。

そして、システムやなんかもありますけれども、給与人事なんかは町内のものにはなるかもしれないけれども、国が進める事業の中に一緒に入ってしまっているというふうに考えるべきではないのかと思うのですけれども、そうすると全体的に合わせますと5,076万円になるのです、ほかのものをあれして。

歳入のほうに含まれるものが2,326万円になってくるので、全体的には2,700万円嵐山町が、交付税やそれからいろんなところから支出しているというふうに計算しているのです。

実際に職員の人件費というのもあるので、かなり国が進める事業においての課題というのはあるなと思っていて、実際にそれが、嵐山町ではそのこと自体が、ネットワークにかかわる問題が、では行政はネットワークにかかわるものはやっているけれども、町民との関係とか政策関係にかかわるものに関してはネットワークについては進められていないのではないかなというふうに思っているのですけれども、その点について伺いたいと思います。臨時福祉給付金なんかもそうなっていますよね、実際には。３点目がそれです。

４点目です。子供の貧困についての把握なのですが、これはかなり多いということになるのだなと思っていて、妊産婦扶助でそれが出てこなくて、高校に関してもそれ

が出てこない。実際には、嵐山町の状況というのはかなり厳しいように感じているのですが、どうなのですか、これ。

結構本格的に調査をしていかないと、どこら辺が子供の貧困状況になっていくのかわからないのですけれども。保育園で35.3％で、幼稚園で7.5％ですよね。これは厳しいなと思うのですけれども、この点について本格的に調査して、そしてどういうふうな施策が必要か、実態調査の公表について伺いたいと思います。

それから、５番目に行きますけれども、町立幼稚園、私立幼稚園の入園状況から考えてきての、嵐山町の就学前の子供の政策についての見解ということなのですけれども、これ私が一番問題かなと思っているのは、やはり私立の幼稚園にいらっしゃったり、待機児童の問題は乳児保育という問題があると思うのですが、３歳児保育の問題がとても大きいのではないかなと思っているのです。

私立の幼稚園に行かれる方は、嵐山町のほうが、就園奨励費補助金を含めて考えても、若干負担金は少ないと思うのです。ですけれども、私立の幼稚園にいらっしゃる方のほうが多いというのは、やはり３歳児保育の問題があるというふうに思います。

その点について、この政策についての見解として、どのように考えていかれるのか、伺いたいと思います。

また、28年度になったら若干保育園に関しての状況は進んでくるかもしれないのですけれども、事実上、まだ保育園に入っていかれない方とか、それから子育て広場についてもそうですけれども、行っていらっしゃる方と行っていらっしゃらない方というのがあるわけで、そこら辺についての考え方についてどのような評価をされているのか、私自身は非常に厳しい評価をしていますので、全く女性の見方と男性の見方は違いますので、その点についての見解について伺いたいと思います。

ふるさと納税についての考え方なのですけれども、自治体からのＰＲで、流出するのを防ぐということですが、これはお互いさまですよ、どこの自治体も。

この評価というのは、私はまずいのではないかなと思っていて、流出するのを防ぐという考え方というのは、ではほかの自治体も流出するのを防ぐという考え方でいくのか、そしてＮＰＯやＮＧＯへの寄附ということも今ありますよね。そういうふうなことについての考え方も、流出するので防ぐという考え方になってくるので、その点についてはどうなのかなっていう。

これは、国策についての自治のことに関してですよ。ＮＰＯのことではなくて、自

治体財政について、自治体の税金をあっちにやってもいいですよという、基本的な考え方が私は間違っていると思っていますので、その点について伺いたいと思います。

それから、公債費比率の推移と扶助費、町政策への評価なのですけれども、高齢者にかかわるものに関しては扶助費がふえていくのは確かだと思います。町の扶助費に関して、私は決していい方向ではないなというのが学年費補助費なのですけれども、そういったこととかいろいろあると思います。そういうふうなことについての評価。

それから、便利な補助制度を使うというのは今までのやり方だと思うのです。便利な補助制度を使っていくと、それにとらわれてしまって事業が進んでいかないということがあるのかなというのが、ここのところで地方創生とかいろいろなことを見ていて考えています。

それについては、どのように考えられているのか。公債費比率が下がるということは、臨時財政対策債も含めて、これは入っていないのかな、なのですけれども、私は今の現状では積極的な姿勢とは言えないのではないかなと思っていて、それで国の補助制度を得るということはもちろんいいのですけれども、国の補助制度を得てやっていくということは、逆に言えば国の負債がふえていくということで、結果としては、嵐山町の町民全体というか、国民全体にとっては非常にマイナスになっていくので、政策自体が国政策が変わらない限りこれは難しい問題なのですが、でも私は、ちょっとこのやり方は、自民党政権のやり方というのがそもそも間違っていると考えていますので、これについては、ちょっと扶助費の考え方とか町政策のあり方は、今後とも積極的にやっていかなくてはいけないと思いますので、特に社会保障に関しては、町でできることに関してはやっていかなくてはいけないと思っていますので、その点についての、今回の27年度についてどういうふうに考えていってこういうふうな結果になったのか、伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　順次お答えをさせていただきます。

まず、１番目の電力の関係でございます。ＬＥＤ化はどのような形で進めているかというご質問だったと思うのですけれども、まず27年度にＬＥＤ化を実施したものといたしますと、武蔵嵐山駅の東西連絡通路の道路照明のＬＥＤ化、これを図っており

ます。また、道路照明灯、こちらについてもＬＥＤ化を27年度に図っております。

それ以前、庁舎関係で言いますと、庁舎のトイレの照明器具、これ平成25年度になりますが、このＬＥＤ化を図ったと同時に、センサー式のスイッチを導入したということで進めてまいりました。

それから、それ以外の政策として、節電についてはどういうことをやっているかというお話がございました。こちらについては、継続して実施しているものといたしましては、例えば庁舎内であれば、離席時のパソコンの電源のシャットダウンですとか、ＯＡ機器等の節電モードの活用ですとか、昼休み時の事務室の消灯ですとか、ファンコイルの小まめな調整、グリーンカーテンの設置等々、でき得ることをやっていると。

それから、大きく言えば、例えばウオームビズでありますとか、クリーンビズでありますとか、それを期間を拡大して光燃費の節減を図るというようなことも行っております。

抜本的に、これ以上何ができるかというと、なかなかちょっと難しいところはあるのですけれども、庁舎内部、あるいは各施設で取り組めること、これについては積極的に取り組んでというのが基本的な方針でございます。

それから、２点目の賃金の関係でございます。委員さんが今お話をいただいたとおりなのですけれども、私が申し上げましたのは、賃金として臨時職員の賃金、これを申し上げました。

委員さんからお話がありましたように嘱託員、こちらについては、地公法上でも非常勤特別職という形、それから臨時職員、いわゆる賃金で支払っている賃金とは、非常勤特別職ですので、いわゆる報酬から支払いをしているということでございまして、身分的にも任用的にも若干違ってまいります。

当然非常勤特別職でございますので、一定の資格ですとか、技術ですとか、専門的なそういったものについて、非常勤特別職としての採用をいわゆる嘱託員等で行っていると。

具体的には、今委員さんお話がありましたように七郷簡易局の職員、こういったものは、やっぱりそれなりの職員としての研修、こういったものを受けて、簡易局職員としての認定をしていただく、あるいは経験を積んでいただくという中で、嘱託員として雇っている。

それから、図書館の司書さん、図書館についても、司書の資格を持っている方につ

いては嘱託員というふうな形で専門職としての任用をしておりまして、日々の雇用の臨時職員とは任用形態が違う、支払いも報酬と賃金という形になりますので、その辺の区分があるということでございます。そういった違いがあるというふうに考えていただければありがたいと思います。

それから、続いて、ふるさと納税の考え方でございます。ちょっと私が流出というところを強調して言ってしまいましたので、それを防ぐのがふるさと納税の本来の趣旨ではないでしょうというお話でございます。

もちろんふるさと納税の制度は、もともとは多くの人が地方のふるさとで生まれて、その自治体から育っていろんな地域に行かれていると。そういった方々も、もと住んでいる、その地域、そちらについてのふるさと、そういったところへ納税をしていただいて、もとの地域の発展に一つの寄与をする制度としてこの制度が生まれたものでございます。

この趣旨から言えば、嵐山町から転居をされた方、そういった方たちにも、またふるさと嵐山を応援していただくというようなところでの応援というのでしょうか、そういったふるさと納税をしていただくというのは非常に大事なことだと思います。

それから、もう一つは、今後の一つの課題として、委員さんからちょっとお話がありましたけれども、ただ嵐山町へというだけではなくて、今はいわゆる嵐山町のこういった事業だとか、こういったものに応援したいというような指定寄附的な事業を出して、そしてそういったものに応援していただくというようなふるさと納税のやり方、こういったものもふえてまいりました。

嵐山町のよさを知っていただいて、嵐山町の何を応援していただくというようなことも今後は考えて、そういったふるさと納税の多くの支援をいただければありがたいな、そして嵐山においでいただいて、自分のふるさととして来ていただける。

そんな身近に感じていただけるような納税制度、これが本来のふるさと納税の目的だと思いますので、そういった趣旨に沿って考えていければいいかなというふうに考えているところでございます。

それから、７番目のところで、公債費比率の関係で、扶助費の関係でございます。まず一つ、公債費の考え方で、私有利な制度というふうに申し上げました。有利な制度というのは、あくまでも嵐山町が現在計画をしている事業、そういったものについて実施をしていく上で補助制度、そういったものを該当できるようなものを積極的に

アンテナを高くして活用していくということで、その補助制度に合わせて嵐山町の事業を考えていくという基本的な考え方ではなくて、嵐山町が今地方創生、取り組んでいる事業、それを進めていくために、あるいは道路やいろんな各施設の設備を行っていくために、町の計画に沿って有利な制度を当てはめて、そしてやっていくという基本的な考え方でございまして、町の方向性というのは町が決めて、総合戦略なり、総合振興計画なりの基本に基づいて実施をしていくということでございまして、その進め方を変更していくということではないというふうにご理解をいただければありがたいかなと思います。

また、扶助費の考え方でございますけれども、基本的には公債費は、やはり一つの目標としては、財政担当といたしますと基本的には償還額を減らしていきたい。

基本計画においては、借入額をある程度抑えていきませんと償還額は減っていきませんので、今６億円前後の償還額になっておりますので、その辺を最終的には５億円程度まで下げるような財政計画を持って進んでまいりたいというふうに考えているところでございます。そういった意味で、公債費については常に関心を持っているということでございます。

それから、扶助費につきましては、公債費とはまた別に、やっぱりやるべきこの社会情勢に応じて、そして子育ての支援、そして高齢福祉、こういったものについても日々変化をしておりますし、また国の施策もやっぱり変わっております。そういった点に柔軟に対応できるように、町民の福祉のために積極的にやっていくという基本的な姿勢は全く変わるものではないというように考えている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　では、私からは、３点目のネットワーク関係にかかわるご質問につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど答弁させていただいたものについては、国が進める事業ということで、国とのネットワークを構築をするものということで答弁をさせていただいたものでございます。

こうした事業につきましては、当然町民と大変関連が深いものというふうに認識をしておるところでございます。こういった事業を町として進めていかないと町民生活

には大きな支障が出るというふうに思っておりまして進めているところでございます。

また、それ以外ということで、町民の生活に密着した部分でのシステム化というのがどうなのだというような、こういうご質問かと思います。嵐山町には、現在システムとしては、住民情報、税情報に係る基幹系、及び情報系と言っているのですが、そういったものを合わせて約60ものシステムを導入しています。

こうしたものの多くは、今申し上げましたように、町民生活に大変関係の深いもの、一例を申し上げますと、例えばこども医療費だとか、ひとり親医療だとか、そういったものに関するものであったり、コンビニ収納に関するシステムであったり、こういったものもございますし、また図書館システムだとか、犬の登録事務だとか、こういった町民生活に本当に身近な情報を扱う、こういったシステムを積極的に導入をしておるところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　次に、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　私のほうからは、貧困に対しましての実態調査公表ということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、貧困につきましては、ご承知のとおり６人に１人が今貧困家庭だということで、状態のデータが出ておりますけれども、これにつきましては、貧困の定義というのは２つあるようでございまして、そのうちの相対的貧困というほうに該当するのが、今うちのほうで課題となっているものかなと思います。

この相対的貧困という定義、どういうものかといいますと、その地域や社会において普通とされる生活を享受することができない状態というふうな定義の説明があります。これでいきますと、基準といいますか、どこを基準に普通というのを考えるのかという判断もなかなか難しいところもあるのかなと思いますし、またその世帯の家族状況というのですか、世帯状況によっても世帯それぞれ違いますので、計算上低所得世帯に当たる方であっても、例えば親の援助を受けながら、そんなに生活的には普通にできているという方もあるかもしれませんし、そういった状況の中では、先ほどお話しさせていただいた数字が必ず皆この相対的貧困という家庭に当たるかどうかというのはわかりませんけれども、そういったこともありますので、実態調査につきましては、どんな調査をしたらそういうのがはっきりわかるのかというのも、ちょっと今

の中ではなかなか具体的に案が浮かばないので、ちょっと研究をさせていただいて、検討させていただければと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　次に、石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　続きまして、妊産婦の把握の関係でございます。

妊婦訪問をした際に、出産前のアンケートもとっているわけでございまして、健康状態について、または家族について、また出産、妊娠について等のアンケートをとっているわけでございますけれども、その中では、特に生活できないというか、大変だというようなお話は最近ではなかったというような話でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　次に、小久保教育長。

○小久保錦一教育長　３歳児保育等についてお答えさせていただきます。

嵐山幼稚園の件でございますが、経緯を申し上げますが、昭和46年の４月１日より東昌会館を仮園舎として開園したものでございまして、当時は、５歳児、１年保育という形で、定員35名になったのが49年の４月１日というふうに承っております。これ新園舎、現シルバー人材センターです。ここのところで49年４月１日に、１年保育、５歳児でスタート、さらに続けて継続してきたものでございます。

その後、平成４年４月１日より保育を２年保育にいたしまして、年少４歳児、年長５歳児を各１クラスずつ、定員70名という形で平成19年度まで続けてまいりました。平成20年４月１日より、さらに年少２クラス、年長２クラスということで、定員を50名にいたしまして、100名定員で現在に至っているところでございます。ご承知のとおり４歳児、５歳児ということでございますので、３年保育ではございません。

幼稚園につきましては、先ほど申し上げましたけれども、園児数、また旧鎌形小学校の跡地の、教室という言い方は幼稚園ではしていないのですけれども、いわゆる保育室、これら等を鑑みて今がベストであるというふうに捉えておりまして、今後、今の現状維持を続けていくという方針には、現状は変わりはございません。

また、子育て広場等につきましては、先ほど申し上げましたとおり、子育て広場レピは、町民ホールを使用しているのです。なぜかといいますと、安心安全であると、広いと、それから小さいお子さんをお母さん方が連れてくるときに非常にすぐ入れて、すぐ出られると、トイレも近い、こういう中で、このホールをいろいろな行事の合間

を縫って、今、月４回程度開催しているのですけれども、これをさらにふやしていきたいと考えております。

そして、来ている方、来ていない方がもちろんおりまして、一層このよさをアピールして啓蒙し、現在来ているご家庭については引き続き、またお友達等誘っていただいて、数多くの園児がここに来られるよう今後も努力してまいりたい。

また、北部交流センターも、２回程度、新しくリニューアルしたところで使わせていただいているのですけれども、これもできればもう何回かふやしていきたい、そしてこの子育て広場を一層充実していく考えでおります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　質問どうぞ、渋谷委員。

○渋谷登美子委員　何点か質問させていただくのですけれども、公共施設の光熱費についてはわかりましたので構いませんけれども、嘱託員なんかの人件費というのは、そうすると職員の人件費に入らないで非常勤職員のほうの物件費に入っていくのか、ここの考え方ですけれども、物件費に入っていく職員の経費というのはどのくらいあるのですか、これが全くわからないです。

人件費で出ているもののうちの全額が職員人件費ではなくて、町長の人件費とか給与とか、それから農業委員会とかそういったものとか議員とかの手当も人件費に入っていくと思うのですけれども、嘱託員というのはどこに行くのですか。

これがわからないので、そうすると嵐山町の人件費の把握というのができないです。大体物件費の中に臨時職員が入っていてというふうに考えていたのですけれども、職員給与はまだ計算していないのですけれども、大体職員給与というのは７億前後で動いていると思っているのです。それにプラス社会保険料等が入ってくるので、非常勤職員の社会保険料は物件費のほうに入っていきます。人件費トータルというのは、一体嵐山町でどのくらいになっていく。恐らくは、嵐山町でもそうです、どこの自治体も行政は人から人へのサービスが大きいので、人件費というのはかなり大きくならなくてはいけないと思っているのですが、それどういうふうに考えていくのか。今国のやり方でやっていくと、もう間に合わない、現実が把握できない状況になっているのかなと思うのですけれども、その点について伺います。

３番目、国が進める事業においての嵐山町のネットワーク環境に係る総経費ということなのですけれども、全て役に立ったということですか。住基ネットは、住民にと

っては不可欠なものだったのですか。その点の判断を伺いたいと思います。ほかにもいっぱい、60のシステムがあって、それぞれやっているというのはよくわかっていますし、それがとても重要なことであるということもわかっているのですけれども、国が進める事業と嵐山町が進める事業とは全く違っていて、国が進める事業の中に嵐山町の事業が組み込まれてしまうのでよくわからなくなってきているなというふうな、ずっと調べていて思ったのですけれども、本当に嵐山町の町民にとって必要なシステムとそうではないシステムがあると思うのです。国が必要なシステムと。そこら辺の考え方というのは、役場の職員の人は見ないのかもしれないのですけれども、その点についてどのような割合であると思われるか、伺います。

４番目です。子供の貧困の把握については、相対的貧困の考え方でいくと、これはすごい数になります。子供の絶対的な貧困よりもかなり範囲が広くなってきているなというふうに思いました。

では、埼玉県ではこういったことに関しての実態調査をするようにという、27年度は本来始めなくてはいけないあれになったのですけれども、通達とか指導とか、そういったものはなかったのかどうか、伺いたいと思います。

次、幼稚園と私立幼稚園の入園状況なのですけれども、伺います。私立幼稚園に３年保育で入っていた方はどのくらいいらっしゃるのか、そして３年保育の段階で民間の保育園に入ろうとした方はどのくらいいらっしゃるのか、伺いたいと思います。

結構大きな問題で、３年保育があるかないかというのが、今やっぱり嵐山町が子育てしやすいか、しやすくないかということの一つの基準になってくると思うのです。その点を伺いたいと思います。

それと、公債費比率のことなのですが、町の方向性は町が決めていくということでしたが、地方創生に関して私は、千年の苑など、いきなり千年の苑が入ってきて、第５次総合振興計画はおかげさまで変更されてしまったわと思って見ているのですが、そうではないですか。嵐山町の必要な事業と、そうではない事業とが、何か突然国の補助事業が入ってくることで変わっていく、そういった状況にある点を私はおかしいなと思っていて、嵐山町に本当に必要な事業は何だったのでしょう。

例えば都市計画道路でしたら、川島のところの都市計画道路を本当は先にするのだったのかもしれないけれども、でも県に聞くと、花見台工業団地のほうを先に広げなくてはいけないということで、花見台工業団地のほうに移っていったとか、いろいろ

あって、では嵐山町に必要な事業というのは、どこが、誰が判断したのか、特に地方創生に関しては一体どうなってしまったのだろうというのが私の感想なのですが、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　５点につきましての答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　まず、人件費、嘱託員の人件費についてお答えをさせていただきます。

まず、人件費と物件費の区分ということでございます。嘱託員の報酬、これ非常勤特別職の報酬というのは、予算上もそうですけれども、人件費でございます。ただ、社会保険料、先ほど委員さんおっしゃられました。これについては物件費ということになります。

というのは、臨時職員等は、嘱託員の雇用保険だとか社会保険、こちらは性質別の分類上は物件費ということになります。臨時職員の賃金は、これは物件費ということです。ですから、いわゆる非常勤特別職たる嘱託員等の報酬、その部分については人件費ということになります。そのような区分でお考えいただければというふうに考えております。

それから、公債費等の関係でございます。こちらについては、基本的に先ほど申し上げましたように、嵐山町では総合戦略を定め、総合振興計画を定め、嵐山町の将来像、これに向けてさまざまな事業を進めていると。それを進める上で、より有利な補助制度、あるいは国の臨時対策等の補正予算、こういったものに常にアンテナを高くしながら、嵐山町の基本的な計画に沿って、その時点で一番有利な制度を導入していくということを基本的な考え方としているわけでございまして、その基本的な方針については全く揺らぐものではないと。

ただ、その名前については、やはり国の臨時補正予算等においてもさまざまなあれが出てまいりますので、それに沿った名前をつけているということはあり得るかもしれませんが、基本的なやるべき事業としては町の方針に沿ってやっていくということでございまして、それについてはご理解をいただければありがたいかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　次に、青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　３点目につきましてお答えをさせていただきます。住基ネットをどう評価するのかというご質問かというふうに思います。

先ほども答弁をさせていただきましたが、基本的には国が進める事業、こういったものを町として行わないということについては、町民に多くのデメリットが当然あるというふうに考えております。したがって、国を挙げて進める事業、こういったものについては、当然これは導入をすべきというような考えでございます。

住基ネット、どう評価をするのかということでございますが、その評価について、何をもってどう評価するのか、こういったことが明確でない現状にあっては、私がどうこう評価をするということについては申し上げられないというふうに思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長　次に、岩澤町長。

○岩澤　勝町長　嵐山町の行う事業というのは、ちょっとぶれているのではないかみたいな感じのお話がございました。

突然千年の苑が出てきて、工業導入の土地があっちに行ったり、こっちに行ったりみたいな感じの話があるわけですけれども、嵐山町ではやるべき事業というのはもう決まって進めてきているわけです。

それで、例えば千年の事業のことを話をさせていただきますと、耕作放棄地対策というのはもうずっと前から行われてまいりました。嵐山町も耕作放棄地になる状況というのはふえてきている。そういう中で、中間管理機構を活用してというような国の政策も出てまいりました。

そこへもってきて、今度のこういうような状況の中で、何としても稼げる方向をとっていきたいというのが、一にも二にも、これは商業も工業も農業も観光も全部そうなのですけれども、どうやって稼げる方向につなげていけるかという中で、農業を、名前は千年の苑としましたけれども、ここのところにいろんな制度を活用して土地を集める。そして、集めるのだけれども、なかなか難しくて、そこのところを耕作をして、何をどうする、花をどうするというのが難しい状況があったりするので、景観作物といいますか、そういうような形で花を活用したらどうだろう、その花については何がいいのだろうというところから始まって、ここのところまで進んできているわけですけれども、これはただここのところに花を咲かせて終わりというのではなくて、

課長のほうからもたびたび説明がありますけれども、ここのところにかかわる農業者が、地域のちょっと農業にかかわりづらくなっているような農業者も含めて、ここのところでそこのところを活用して稼げる方向に持っていけないだろうか。

そして、今、嵐山町が関東エリアで評判がいいというバーベキュー場が、今のままでいつまでもいくわけではありませんので、ここのところの人気、周りの評価というものをさらに上げていくためには、次から次へやっていかないといけないわけなので、その一つとして千年の苑をあそこのところにつくっていこう。そして、上流のほうについては違った展開で、またかなりお金もかけたり、木を切ったり、木を植えたりというようなことをやっているわけですけれども、県の事業を導入をしたり、そして町でやるべきことはやったりということで、観光でも稼げる方向はないだろうか。

そして、そっちに伸ばしていくところで、今観光の直売所があるわけですけれども、そういうものを抱き込んでいくことはできないかとか、そしてその観光のコースができたら、ほかのところにコースをつなげていくことはできないかとか、それには観光だけではなくて、商工会、商業も、そして工業団地なんかもつなげて、観光コース、散歩コースに入れて工場見学等、そしてそこの近所の農地、梅林、いろんなものを抱き込んだ形の稼げる形につなげていけないかというのが嵐山町の狙いでありまして、千年の苑というだけでなくて、そういうような形というのが一番の狙いでやっているわけです。

そして、道路がという話がありました。この道路一つとっても、本当に県に話しに行ってみてつくづく感じてしまうのですけれども、丘陵地の弱さというのですか、敷地ですから、敷地をいかに安くつくって、進出企業がそこのところに出てきて利益を上げられるか、それにはいかに安く買えるか、そして便利に、そして高速は、インターはということになるわけで、そういうことを考えると、嵐山町の丘陵地を平らにするというのは大変弱いのです、比べると。お金をかけてしまうと、そこのところの単価は高くなる。そうすると、進出企業は高い土地を買わないと出られないというようなこともある。

そういう中で、ほかのところをいろいろ見たり、聞いたり、調べたりする中で、各自治体でかなり突っ込んで、自分とこのお金を、そして有利な誘致の土地をつくり出しているというような状況がどこでも見られるのです。そういうところが圧倒的に県の中で比べられると有利になってしまうので、嵐山町もやっぱりある程度かけていく

必要はあろうと。

だけれども、工業団地のほうを選んだというのは、あそこのところには、道路、それから下水、電気、水道というようなものというのはそばまで来ていますので、ほかの自治体がそういうところに設備をするのに比べて、あそこのところにおいては嵐山町が有利な部分があるのではないか。

ですから、係がする、土地を動かしたり、何か泥を動かしたりする分というのはお金がかかってしまうかもしれないけれども、その次の段においては、かなり嵐山町の有利性というのが発揮ができるのではないだろうかというようなことも考え、そして都市計道路先のところから向こうに移したというのは、そういうような状況があるわけです。

都市計道路も諦めたわけではありませんので、これからやっていかなければいけないわけですけれども、そういうような状況の中で、嵐山町が県でここのところを選ぶよと言われるような優位性というものを、いかにこれからつくっていけるかというのにかかっているというのが今の状況かなというふうに思うのです。

そういう中で、嵐山では、そこのところに１つでも２つでも工場を導入して、そして将来にわたっての財源確保を狙っていく必要があると、これもずっと前からやってきた状況下であるわけで、それを進めていきたい。

それから、今のいろんなＩＴ機器、こういう機器が、住基がどうだというような話もありました。住基もそうですけれども、毎年毎年というか、それこそ何か変わるとまたこれ、変わるとこれというような形で、こんなに金かける必要があるのだろうかというふうに思ってしまう部分というのはあると思うのですけれども、一番、何でそれをやらなければいけないかというのは、職員の労力の確保、仕事をどうこなしていくか、それにはそういうものを使わざるを得ない、それを活用して職員を、先ほどもお話ありましたけれども、人件費を抑えていくということをやっていかないと。

ですから、そういうものを入れてやる、それと入れざるを得ないものもありますし、そういうものの中で、少しでも事務費、人件費、経費を抑えていきたいというのは、今までも、これからも変わりがないことだなというふうに思っています。

○畠山美幸委員長　４番について、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　それでは、４番目につきましてお答えさせていただきます。埼玉県のほうから実態調査についての通知等がありますかというご質問だっ

たかと思います。

すみません、その調査があったかどうかにつきましては、今現在私のほうでは、申しわけありません、把握できていないので確認をさせていただきたいと思いますけれども、貧困につきましては、子供の貧困対策の推進に関する法律が施行されて以来、昨年子供の貧困対策に関する大綱というのが閣議決定されて示されておりますので、そういう意味では貧困対策についての対策を推進しなさいということになっておりまして、指標というのですか、そういった目安というのも出ておりますので、そういったものを重視しながら貧困対策について進めていっているのが現状でございまして、実態調査をしなさいとかという通知は、ちょっとすみません、来ているかどうか確認できておりませんので、確認しておきます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長　５番目につきまして、町長、答弁お願いします。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長　では、数字を述べてから町長まとめということで、すみません、小久保教育長。

○小久保錦一教育長　私立幼稚園の人数でございますけれども、先ほど50名前後かなというふうにあやふやな答弁をさせていただきましたけれども、25人でございます。

ご承知のとおり過去においては、嵐山町では菅谷幼稚園が長い間、幼稚園教育を充実、発展させてきた経緯がございます。それとあわせて、町立の幼稚園は２年保育で、ある程度バランスを保ちながら行ってきたというふうに捉えております。

また、そこに合わせて、保育園がさらに合わせて、それらのバランスを保ちながら現状まで来ているというふうに捉えておりまして、私立の幼稚園、また公立の幼稚園、選ぶのはもちろん保護者ですので、それらについての評価については、私どもも十分な理解が、それらの家庭における希望に沿って、お預かりした園児を教育していくという姿勢で今までも進めております。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　３歳児の関係でちょっと補足をさせていただきます。

先ほど来話がありますけれども、嵐山町の中では、今までも何回も言っていますけれども、幼稚園、保育園の関係というのは長い歴史があって、そういう中で、両方のところで協力をしながらやってきたという歴史があります。それで、今の状況は説明をさせていただいたような状況であるわけです。

それで、町が今一番やらなければいけないというのは、保育園の待機児童というのがこれだけ出ている。これは、嵐山町として何とかしなければいけないという一番の大きな課題だと思っています。

それで、この待機をしている児童のご父兄がいろいろ考えて、苦心をして、ほかのところでも対応をしているという説明がありました、いろんなところに。それで、そういうようなことをやっていただいているわけですけれども、本来町がやるべき状況のところで、例えば正規の保育園に行くべきところを認可外の保育園等に行って、お金が余計かかるというような話があるとすると、本当にこれ申しわけないなということだと思うのです。そういうような状況を嵐山町ではできる限り解消をしていきたいというふうに思っています。

それで、保育園が今広げられないというのは、一旦広げて職員を採用してしまうと、その後人数が減っても対応が難しくなるというのがあるので、いろいろ考えているという話もありますが、そういうふうに嵐山町の将来人口、子供の人口というのがはっきり外に出ているわけですから、そういうような状況の中で、正規分の中で、正規と言うとちょっと言葉はあれですけれども、ちょっと余計にお金を払わなければいけないものを正規のところに出すと同じような形の対応を、これから少しでもそれに近いような対応を町がとっていくというような方向性を出した場合には、ちょっと今の状況と変わってくるのではないかなというふうに思うのです。町が一歩そこのところに踏み出していく、待機児童対策では踏み出していくということにやっていったら、保育所も、あるいはご父兄の皆様方も、あるいは周りの認可外のところだとか、あるいはそのほかのところだとかいうところもちょっと違ってくるかな。

それから、幼稚園の話もありましたけれども、幼稚園に行く方というのは、これは教育のためにやっているのでしょうからまた違うと思うのですけれども、もし保育をということでやっている方は、そういうようなことが変わってきた場合にはちょっと展開が違ってくるかなというような感じもしますので、保育園の待機児童対策というのは、ちょっと一歩踏み出すべきだというふうに考えております。

○畠山美幸委員長　ここで、ちょっと確認なのですけれども、先ほど、渋谷委員さん、５番目のところは、私立幼稚園、町外に行っている人数は何名ですか。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長　だから、私立幼稚園の３年保育はないわけですから、町外に行っている人数と、保育園の３歳児……

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長　渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員　３年保育が問題になっているので、私立の３年保育に行っているお子さんは何人か、民間保育園に行っているお子さんは何人かというのを伺ったのです。

○畠山美幸委員長　答弁漏れにつきまして答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　それでは、お答えさせていただきます。

まず、私立幼稚園のほうなのですが、先ほどお答えしましたように、３歳児で町外の幼稚園に行っている園児数は25人でございます。

続きまして、町外の保育所の３歳児につきましては２人でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　それでは、渋谷委員が終わりましたので、ここで暫時休憩をいたします。

休　　憩　午前１０時４９分

再　　開　午前１０時５９分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、渋谷委員の４番目のアンケートについての答弁につきまして、最初に藤永こども課長より答弁を求めます。

○藤永政昭教育委員会こども課長　それでは、お答えさせていただきたいと思います。

県のほうからの実態調査の通知文等があったのかというご質問でございますが、27年度から確認はできておりません。確認ができていないというのは、実態調査をやりなさいという文章はないという認識でおります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　次に、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　１点目として、収入200万円以下の方の預金の差し押さえがあったわけです。担当課としては、催告をして連絡がないと、私がやってもかちんとくるなということだと思うのです。

加えて、国、県、町長あたりからもかなり強い取り立てをしてくれというふうに言われているのだろうと想像するわけですけれども、そういう状況の中でも、本人の生活保障ということを考えてみると、200万円以下の人の預金を差し押さえてしまっていいのかというのが、ちょっと私大変ひっかかるのです。その点を第１点目に伺いたいと思います。

それから、２点目として、北部地域の交通対策なのですけれども、これアンケートをとって、６割の方が不満も不便も感じていないというアンケート結果であったということでした。そういう中でも、私は、不満、不便がゼロであれば、それはいいのですけれども、何か一定の割合であるのであれば、当然それは考えていかなくてはいけないなというふうに思っております。

当然そこにはお金ということがかかわってきますので、まずそこの考え方を私はきちんとしていただきたいと思うのです。実施するか、しないかの前に。

国は過疎地に補助金を出して、その地域を守ろうとしているわけです。やはり町としても、その考えが私はあって当然だというふうに思っているのです。この北部地域の交通対策というものを、そういうものを前提にしてどう考えるかをちょっと伺いたいと思います。

３つ目に、町長は、学校の統合を今回の選挙での公約としたということが今議会の挨拶の中にありました。そうすれば、当然七小の統合ということを考えているのだろうと思うのです。

ただ、私が聞いた結果、七小の学力というのは大変高かったという状況でした。高い子供たちを平均にならしてしまっていいのか。この前も言いましたけれども、人数の状況から見て、これはもう統合は考えなくてはいけないという状況にはあると思うのです。

ただ、そういう学力の状況を考えてみて、統合を急ぐことが今の重要なことなのかを町はどういうふうに考えているのかを伺いたいと思います。

それから、４番目、先ほど、光熱費の問題とちょっと重なり合うのですけれども、温暖化防止に町は取り組んでいる一方で、節電への取り組みというのはちょっと弱い

ように私は感じております。生活しやすさ、あるいはここでの仕事のしやすさ、これが最近､そういうことで節電の意識が弱まっているのではないかなと危惧しますので、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

最後に、部落解放同盟の補助金に関してです。補助金、27年度、ここの団体に出していますという表ありますけれども、やはりちょっと高いなということを感じております。削減を考えていくべきではないかと思います。お考えを伺います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　それでは、１番目のご質問につきましてお答えを申し上げます。

国や県、町長から強い指導があったのではないかというお話をいただきました。そのようなことはございません。

これ、なぜかといいますと、差し押さえにつきましては地方税法に定められておりまして、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国保税等、それぞれ条文がございます。何条という条数は違っておりますけれども、内容的には同じ条文になっております。

その内容を申し上げますと、滞納されている方が督促を受け、その督促状を発した日から10日を経過した日までに、その税に係る徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないという規定がございます。こういった規定がございますので、特にそのような指導がなくてもこういった法律上のことを執行していかなければいけないということで、差し押さえをさせていただいているということでございます。

また、収入が200万円以下の方の差し押さえをしていいのかというご質問をいただきました。先日の答弁させていただいた中でも申し上げたかと思うのですけれども、個人の収入が200万円以下であっても、その家庭の状況ですとか個々の状況が違ってまいります。そういったことを判断させていただいて、もしこの方は税金を納めていただくのは困難だなと思える場合は、執行停止処分、滞納処分の執行停止というのがございますので、そちらで対応させていただくというような形で現在のところ進めているところでございます。

○畠山美幸委員長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　それでは、まず２点目の北部地域の交通対策につきましてお

答えをさせていただきます。

平成27年、ご案内のとおり生活交通に関する基礎調査を実施をいたしました。この調査を行うに至った経緯の一つとしては、北部地域に走っていた路線バスが廃止になったこと、こういったこともございます。

また、それ以外には、町で例えば総振のアンケートをとる、こういったときに、公共交通に対する不満の割合というのは常に高い状況があると。そういったことを考えまして、こういう調査を行い、実態はどうなのだろうと、そういったことを把握をするために行ったものでございます。

この結果につきましては、さきの地域支援課のときに答弁もさせていただいておりますが、町民の多くは車に依存をしていると、不満がある方については、買い物、通院等でございますが、こういったことについては、その目的地が遠方にあると、こういった理由が多いということがわかりました。結果としては、不満はあるにはあるものの、そういった不満がゆっくり進行をしていると、こういった状況が見受けられたということでございます。この結果を受けて、すぐにどうこうということはなかなか難しい現実がございます。

今後この結果をさらに深く探求をし、町としてどうすべきかということを考えていく必要はあるのではないかなというふうには思っています。

現状の町の交通政策ということで一つ申し上げれば、ご案内のとおり交通弱者対策ということで、高齢者外出支援タクシー事業というものを行っております。

先ほど委員さんのほうから、国としては過疎地にというお話がございました。嵐山町に国が言う過疎地というところはないわけでございますが、町としては平成27年度、800万円ほどの一般財源を投じて交通弱者対策、こういったものを行ってきたわけでございます。今後もこういった事業を継続していくことが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

続きまして、５点目の部落解放同盟の補助金につきましてお答えをさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、平成27年度の決算の内容ということでご答弁を申し上げたいというふうに思います。

この部落解放同盟嵐山支部の補助金につきましては、平成25年度に、従来の団体補助という形から事業費補助に改めたものでございまして、補助金額については、24年度69万円であったものを25年度からは45万円に引き下げたところでございます。

この補助金額については、町で定めております補助要綱、嵐山町運動団体活動事業費補助金交付要綱、この要綱に基づきまして、対象となる事業を定め、補助を行っているものでございます。

昨年の実績で申し上げますと、町補助金45万円に対して、団体の総支出額は50万3,682円でございまして、その内容についても、実績報告書に基づき町で精査をし、補助金の額を確定をしているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長　次に、岩澤町長。

○岩澤　勝町長　３番目の学校の統合を打ち出した、七小のことだろう、七小は学力が高かった、こういう質問ですけれども、七小は学力が高かったわけです、嵐山の中では。そういう状況だからどうかというのは話は聞きませんでしたけれども、統合は考えなければならないという基本的な考え方は、委員さんもそういうお考えを述べていただきました。

ですので、私が議会で話をしたのは全くそれと同じような感じで、これからの状況を考えると統合は避けて通れないだろうと、どこのところまで統合するのだということを皆さんでこれから真剣に検討していただいて、方向を出していただくということを言ったまでで、七郷小学校をどうするとかという話は一言も言っていませんので、言い直させていただきます。

○畠山美幸委員長　次に、中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　４番目のご質問でございます。節電への取り組み、この体制は弱まっているのではないかというご指摘でございます。

先ほど渋谷委員のご質問にもちょっとお答えをさせていただきましたが、町といたしましては、まず基本的に施設整備面における節電化ということで、27年度事業では、繰り返しになりますが、武蔵嵐山駅の東西連絡通路の照明灯のＬＥＤ化、それから道路照明灯の全町的なＬＥＤ化、こういったものに取り組んでまいりました。

また、25年度になりますが、庁舎トイレ等の照明器具のＬＥＤ化等についても取り組んでまいったところでございます。

また、仕事面で、仕事のしやすさ、そういったことから少し節電に対する意識が薄れているのではないかと、そんな感じがされるというご指摘でございました。これも先ほどの答弁と重なりますが、基本的に節電対策につきましては、ＩＳＯの14001の

認証取得をしていた時代から目標を設定しておりまして、その対策については継続をさせていただいていると。なお、仕事のしやすさと、それから節電ということに関しましては、確かに仕事のしやすさを一つの例とすれば、例えばスーパークールビズ、これも27年度からクールビズの期間を広げて行いました。これは、一つは職員の仕事のしやすさという面を考慮し、またもう一方、こちらについても節電ということも考慮した上で、こういった対策もとっているということでございまして、具体的にこういった点が緩んでいるのではないかというようなご指摘をいただければ、当然そういった点については町としても考えていかなくてはいけないというように考えておりますので、各人がごらんいただいて、この辺は少し改善すべきではないのかと、この辺はもう少し取り組むべきではないのかとご指摘をいただければ、本当に真摯な気持ちでその辺についても考慮してまいりたい、考えてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　200万円の収入の件からなのですが、条文規定があるからだという説明でありました。

そこはわかっています。悪質なのは私はいいです。200万円以下の人も、悪質度がどの程度なのかがちょっとよくわからないのですけれども、催告をして、それに応えないからという程度で差し押さえをしていいのかということを考えると、ちょっとどうなのだろうなというふうに考えざるを得ないのです。

200万円以下のような人は、夢がないです。何かこれをやってくれと言っても、それに応えたってしようがないというくらいになったって不思議ではないです。もう生きるのもどうなのだろうというくらいに考え方が本当に小さくなってくる。だから、そういう人に何か新しいことを考えるとかと言ったって、それはもうできないのです。そういうものです。

ですので、催告に応えたって、どうせ払うのだろうということが最初に立ちますから、応える気力にもならないということを私は想像する必要があると思うのです。そういうことを考えて、ぜひやっていただきたいというふうに思うのです。

それと、でも実際差し押さえをしてしまって、その後の生活というのはきちんとできているのか、これ確認しているのか、ちょっと２点ほど伺いたいと思います。

それから、北部地域の関係なのですけれども、不満のある方への対応について余り

積極的な話ではなかったなというふうに思うのです。外出支援タクシー、800万円かけているといっても、大半は、中心市街地の人は800万円の補助金の利用は、中心市街地ですからそんな外ではありませんから、どういうふうに今後の北部地域の交通対策を考えていくのかということを私は見ていっていただきたい。

不満のない人は、当然もちろんいいわけなのですけれども、不満のある方への対応というものを、嵐山町にすれば過疎という言い方はこれは当たりませんけれども、国がお金を出してまで地域を守ろうということをやっている、この考え方を北部地域には当てはめて、南部も入るでしょうけれども、そういう地域には当てはめていっていただきたいと。南部は今交通機関、バスが通っていますので、北部には当てはめていっていただきたいということなのです。

ちょっとその考え方を。

○畠山美幸委員長　今、予算ではなくて決算なのですけれども、今後の考え方をお聞きになるわけですか。

○川口浩史委員　今後もいいのでしょう、だって。

○畠山美幸委員長　だって、決算だから。

○川口浩史委員　決算をやって、それを次の予算に生かすというのが決算の大事な役割なのだから。

〔「何か評価を求めるということ」と言う人あり〕

○川口浩史委員　だって、決算はなぜ決算をやるかと。

○畠山美幸委員長　だって、今後の予算。

○川口浩史委員　これをやりました、これを次の予算に生かすというのが決算の。これあれですよ、必携に書いてあるのですよ、きちんと。決算は何のためにやるのかというのが。ちょっとでは見てください、決算の。

○畠山美幸委員長　続けてもらいますか。では、どうぞ。

○川口浩史委員　ちょっと、では見ておいてください。決算というところに最初に書いてありますから。

○畠山美幸委員長　続けて結構です。どうぞ。後で勉強します。

○川口浩史委員　それから、七小の問題で、確かに町長は七小とは言っていないのです。だから、私もこの質問書で学校と書いて、となれば当然七小のことだろうということで書いたわけですけれども。

それで、今の町長の答弁からすると、そうすると町長の今期の任期中に統合するかどうかは、統合しますということではないということなのですか。ちょっとそこの確認をしたいと思います。

○畠山美幸委員長　聞き方をちょっと変えてもらえませんか。

だって、統合のことなんて決算に入っていませんよ。

○川口浩史委員　いやいや。

○畠山美幸委員長　だって、統合のことなんて一つも書いていません。

○川口浩史委員　そうなのだけれども。

○畠山美幸委員長　だから、学力のことというのなら、評価のことを聞くのならわかるのだけれども。

○川口浩史委員　学力が高いのに統合を打ち出したわけですから、この決算を、ここまで見ていたかわからないけれども、27年度までの七小の状況、あるいは志賀小の状況を見て、それで統合を打ち出したのだと思うのです。

そうでしょう。だって、そうでなければ何で打ち出したのですか。27年度が基礎になっていると思うのです。

〔「それは、でも一般質問でやって、今は決算についての評価を伺ってくださいよ」と言う人あり〕

○川口浩史委員　だって、ここの基礎があって27年度の。そこから発展して今回こういうことを打ち出したということなのですから。

○畠山美幸委員長　いや、ちょっと。

審査の結果は、後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努力すべきであると示されている。

○川口浩史委員　そうそう、そこなのです。そこを生かさなかったら、決算は何のためにやるのかで、意味がなくなってしまうのです。

○畠山美幸委員長　ある程度まで、では認めます。どうぞ。

○川口浩史委員　では、町長から、やんわりとそこはお答えいただければと思います。

温暖化の関係なのですが、渋谷委員さんのほうからご質問いただいて、私もメモをさせてもらったので、いろいろ努力をしているなということはわかりました。

時々気温が下がってきているのにエアコンの温度は同じ値でやっているのではない

かなと、全然策とっていないのではないかなというのを感じるときがあるのです。それは、忙しいから温度調整ができていないのか、全然そこの考えがないのか、外気温との関連で調整しようという考えがないのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、部落解放同盟のことなのですけれども、要綱にあるとか、そういうのは私もわかっているつもりなのです。国はこれを今後、今の臨時国会でやるのか、次に回るのかわからないのですが、部落差別恒久法と言われている法律を通そうとしているのです。これは、どこから圧力がかかっているのかなと思っていますけれども、ただこれは法律はいつできるかわからないのですけれども、現時点では法律はないのです。部落差別の法律というのは、2002年にもう終了したのですから。だから、根拠法がないのに支出をしているというおかしさがあるわけで。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員　一つは、だから根拠法にきちんと沿った対応をしないといけないというふうに思います。

その上で、私はゼロにすべきだというふうに思っているのですけれども、もっと削減に対して努力をしていく必要があるというふうに思います。

今、人権だ人権だと言ったのだけれども、だったら差別が何かあるのだったら、おっしゃってください。何もないのだから。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員　では、聞きます。差別が何かあったのですか、では。27年度の。27年度に何か差別があったのだったら、解放同盟に関する。おっしゃってください。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長　お静かに。

○山岸堅護税務課長　１点目のご質問をいただきました。悪質度ということでご質問いただきました。

先日の質疑のときにも同様のご質問いただきましたけれども、一概に悪質度といいましても、なかなか表現するのが難しいわけなのですが、催告書をお出しさせていただいているというお話は、そのときにもさせていただきました。

催告書の中には、例えばお勤めをされていれば、お勤め先に調査をさせていただき

ますよとか、あるいは預金等も、その財産的なものも差し押さえる可能性がありますよとか、そういったことを催告書の中に予告として入れさせていただいております。

また、最近はコンビニで税を納付することができるようになりました。コンビニ納付は24時間どこでも、納付書さえあれば納めていただけるというような納税環境の整備も、以前と比べると、全くこれ環境的には違ってきているというような状況です。

そういった中で、納税相談にもお見えになっていただけない、あるいは納めていただけないというような状況が続きますので、そういった場合には差し押さえはさせていただかざるを得ないという状況でございます。

２点目のご質問で、生活状況について確認をしているかというご質問をいただきました。仮に差し押さえを執行して生活が著しく窮迫するような場合、こういった場合は差し押さえは行いません。行わずして執行停止、先ほども申し上げましたけれども、執行停止の処分をするという方向で事務については行っております。

○畠山美幸委員長　次に、青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　それでは、まず２番目の北部地域の交通対策につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

今回のアンケートの結果を受けまして、今後の交通政策を考える場合に、特に北部地域に限定をしてこうすべきというふうには現状では考えておりません。嵐山町の場合には、目的地が町内に限定をして、町内で完結をするというような人の動きがなされていないというような状況がございます。当然北部であったり、南部であったり、生活圏というものが若干異なる。こういったこともございます。

こういったことを鑑みますと、やはり今後考えていくのは、嵐山町内全域を見て、北部、南部、中部、こういった区分ではなくて、全体的に考えていく必要があろうかというふうには、今回の結果を見て思っているところではございます。

なお、今回特徴的な一つに、先ほど高齢者外出支援タクシーのお話をさせていただきましたが、町はこの事業を行っている認知度というのでしょうか、事業の対象者にとっては大変認知度が高いわけでございますが、年齢で見ますと、対象とならない年齢の方の事業の認知度というのがまことに低いというような状況がございます。

ということは、そういった年齢に達していない方が将来に対する漠然とした不安を持っていて、町は何もないではないか、足が確保できないではないか、そういったような不安につながるのかなというふうに思っておるところでございます。

今後そういった部分を町として改善をしていく努力をすることによって、今不満を持っている方のそういったものが少しずつ解消ができるのではないかなというふうには思っております。

続きまして、５番目、部落解放同盟の補助金につきましてお答えをさせていただきます。27年度差別があったのか、このようなご質問だと思います。嵐山町内においては、そのような差別事象というものは確認をしておりません。しかしながら、全国を見てみますと、戸籍の不正取得があったり、えせ同和行為があったり、こういった差別事象が今もなお残っている。こういった社会をやはり変えていかなければならない、このように理解をしておるところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　３番について、岩澤町長。

○岩澤　勝町長　３番についてお答えさせていただきます。

何か答えが難しいような感じなのですけれども、昨年度、学校についての考え方というのは、当然人口が変動しているということを考慮した中で、校舎、あるいはその附属施設、校庭等も含めて、これからどうしたらいいだろうというのを考えながら、昨年度事業を展開させていただいたということです。

そういう中にあって、これからどうするというのを昨年度考えたときに、今のままでは立ち行かなくなってしまうだろうという判断のもとで昨年度事業を行ったわけなので、これからはそういうような考え方を前面に出していく必要があろうと。それには、町民の合意が必要だよ。それで、対象になる学校は七郷小学校ということでなくて、小が３つ、中が２つ、これ全部を対象にしないと、今の人口動態ではどうなるということだと考えて昨年度事業を行ったということです。

それで、これはどういうことになるかわかりませんけれども、昨年度から見ていたので言わせていただきますが、七郷小学校が登録してある人数というのが103人なのです。それで、この103人を下回る学校というのが、同じような学校が、小川町に６校の中の２つ、やや同じというと、６校の中の３つが同じ、そして志賀小学校と同じが２つというのが小川町の状況です。

それで、川島町が６校あるわけですけれども、今動いているようですけれども、七郷小学校の103人を下回る学校というのが６校のうち４校あります。71、79、74、91、この４校。

吉見町がやっぱり６校ありますけれども、下回る学校、同じような規模というのが54、11、92ということで３校、そして140、167、208ということで、234の志賀小学校より全部が下回っている。ですから、６校の中で、志賀小学校を下回るところが３校、七郷小学校と同じようなところが３校、そういう状況なのです、比企郡の中では。

ですから、どこもみんな大変な状況だと思うのです。市の中でも、飯能市なんかの場合には、七郷小学校を下回る学校というのが、65、75、31、37、33、33、こういう学校が６校あるわけです、三十何人というのが。

ですから、こういうような状況というのが嵐山町だけでなくて、これだけ多いわけですので、国で何か動きが出るというのも当然だと思うのです。それで、そういうふうな大きな動きが出る前に嵐山町ではしっかりした動きをとって、どうだこうだというようなときには、嵐山町でも方向を決めてあるのだよというような状況がいいのではないだろうかというふうに、昨年のときからそういうようなことで進んできているということでございます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　４番目の冷暖房の節電への取り組み、大変川口委員さんには今具体的なご指摘をいただきまして、まことにありがとうございました。

いわゆる冷暖房の関係なのですけれども、こちらの庁舎の冷暖房は、大きく分けますと、議場、町民ホールが１つ、こちらの南と北側とでございますけれども、こちらの庁舎の本体部分、こちらが一体的な冷暖房になっております。そういった中で、基本的な考え方としては、いわゆる温度、それから湿度、これが一定の温度になった場合には冷房を入れるということで行っております。

ただ、一体的な冷暖房の施設になっておりますので、なかなか小まめなそれぞれの北側と南側、当然体感していただくとおり、夏の日の当たり方もちょっと違いまして、それを部屋ごとに小まめに調節をするというのがなかなか難しいところもございます。

ただ、基本的な考え方の中には、ファンコイル、こういった部屋ごとに小まめにそれを調整するということになっておりまして、その辺について、今川口委員さんからのご指摘いただきましたので、さらにその辺が徹底できるかどうか、検討をさせていただいて、そのような小まめな冷暖房の調整といいましょうか、その辺を心がけてま

いりたいというように考えております。どうもありがとうございます。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　200万円の関係なのですが、預金を差し押さえた家庭の生活がきちんとできているかどうかというのを確認しているのですか。ちょっと１点、その状況を見ないでしっ放しだと思いますので、見ていただきたいということで、ちょっと確認したいと思います。

それから、北部地域に関してなのですが、全体を見ながらの交通対策をとっていきたいということで、なるほど、それもそうかなというふうに思います。

ただ、その考えの中で、北部は利用者が少ない、あるいは何かやっても赤字だという、それが先に立ってしまったら、これはもう何もできないわけです。何度も申し上げているとおり、国は過疎地に、これは採算見たら全然合わないです、国からすれば。それでも支払って、その地域を守っていくという考えがあるわけですよね。その土地を守る。土地を守るということは、いろんな災害から守るということでもあるわけですから、国と同じような考えを町はしていくべきだというふうに思うのです。その考え方を最後に伺いたいと思います。

七小の問題について、近隣の自治体もいろいろ苦労しているだろうなと。川島も、私も聞いていますけれども、４校を１校にするとか、あるいは２校にするとかということで、まだ決まっていないのだと思うのですけれども、そういう話を聞いています。

ただ、そういう中で、嵐山町は、七小の学力が高かったというところはきちんと見ていただきたいと、人口変動だけで見てしまっていいのかというのを私は強く感じるのです。みんなと同じにして、ただそれだけで、人口変動だけでしていくということが私はいいというふうに思いませんので、再度ですけれども、伺いたいと思います。

温暖化、わかりました。

解放同盟の件なのですが、いろいろ不正な取得もあったということでありますけれども、嵐山町には結局なかったと。これ１年や２年ではないわけです、なかったというのが。これずっとないわけなのです。差別の事象というものを出してくれと言ったって、これ前にも聞いたことありますけれども、ないわけです。

そういう中で、これだけの45万円の補助金を出しているというのはいかがなものかということを私はきょう問うているわけですので、減額に力を入れるべきだというふうに思います。お考えを伺います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　差し押さえに際して、生活できているかということを確認しているかというご質問をいただきました。

滞納されている方については、家族の状況、あるいは生活の状況、収入の状況等を勘案して、税を納めるのが無理だという判断がされれば、執行停止処分をかけるということです。

参考までに申し上げますが、主要な施策をお持ちでしたら15ページをごらんいただければと思います。15ページの（４）不納欠損処分状況、こちらの第15条の７第４項に該当するという部分です。一番左の部分になりますが、滞納処分の停止が３年間継続し、消滅したもの、こちらの合計額を見ていただきますと、468万2,487円となっております。

不納欠損の全体がその下の合計金額832万8,785円でして、15条の７、４項に該当するものの割合が嵐山町では56.2％になります。県の状況を見ますと、全県的には、この15条の７、４項に該当するものが30.5％、町村に限りますと20.2％という状況でございます。

このことから何が言えるかといいますと、不納欠損等になる中には、ほかにこの２種類があるわけですけれども、嵐山町の場合は、表現がいいかどうかわからないのですが、早目にといいますか、執行停止をかけて、執行停止をかけますと延滞金がつきません、その期間は。そういったことで、執行停止をかけるということは、そのまますぐ時効になるよりも、仮に生活状況が改善してお支払いいただくというときにも、その間の延滞金がつきませんので、そういったことからも早目に執行停止をかける判断、差し押さえをする判断というのをしてきていると、そのように対応させていただいているということでございます。

○畠山美幸委員長　次に、岩澤町長。

○岩澤　勝町長　国の政策が地域を守るということでやっているのだと、嵐山町は守らないのかという話のようなニュアンスの話だったですけれども、ちょっとこれをお持ちですか、きのうのアンケートの結果、調査結果なのですけれども。

一番上のほうは北部地域と書いてあります。一番下のほうが南部のが書いてあります。それで、黒くちょっと太くなっているところが、３月末の利用者の実数というの

があります。古里が３、４、２、８、９、10と。そして、もうちょっとこっちに行って右にずれた中で、利用者中で券が余った人数というのがあるのです。２、４、２、８、９、10、10、９、そうすると使った人の中で、券がほとんどの人は余っているのです。

これはどういうことかわかりませんけれども、ですので、使い勝手が悪いということになるといけないわけですので、嵐山町では試行ということで今やっているわけです。さらに、どうやったら使いやすいあれになるかということになるわけです。

それで、先日、これちょっと話横にそれますけれども、神川町に行って町長と話をする機会がありました。そして、神川町ではこういう足の確保というのはどういうふうにやっているのですか、そういうことはやっていませんというわけなのです。

それで、では子供たちはどういう、高校なんか町外に行ったりとか、どういうふうなのですかと言ったら、高校が今迎えに来ているのではないという話なのです。バスが来ているのは来ているのです、私立高校だとか、そのほかのあれは。そういうような状況で、それでもこの神川では地域を守っているわけです。

それで、やっぱり文化が違うのです、そういうところは。いろんなそういうような状況ですから、足の確保はという話は出ないのです。

ここのところは違うとは言いませんけれども、古里と南部のところは、やっぱりちょっと違った形の交通の使い方、用の足し方というものが、今までのものができているのではないかと思うのです。ですので、そういう中に嵐山町の交通システムを入れていくのには、今までできている地域文化というものを壊すぐらいの強いインパクトがないと、そっちに行かないのだと思うのです。

それで、今のやり方、今試行をやっているやり方だと、ちょっと使い勝手が悪いのかもしれないのです。だから、どういうふうにしたらいいのか、券は出すのだけれども、それで４月から使って３月末にあれしたら、残っている人がずっと、申し込みをしたという方、全部、100％ぐらい余ってしまっているわけです。ですので、試行にしているわけなので、ぜひ川口委員さんからも、どうやったらいいのか、いろいろご指導いただきたいなというふうに思います。

それから、３番は、学力という話が出ました。学力がどうこうということがありましたので、当然学力を考えなければいけないわけですけれども、七郷小学校の学力が高いというのは、連絡帳というのがありますけれども、連絡帳で、学校で板書きを先

生がしたり、口で言ったり、これを子供たちが写して、うちに行って、父兄に見せて、父兄が判を押して学校に持ってきてという、こういうリレーがあって、学校で言ったことが、子供にも、そして父兄にも、全部を理解してもらうというサイクルができているところが一番強いのだと思うのです。そういうのができているところが秋田だというのが、秋田のある学校の先生が吉見町に来て、学力向上の講習会を開いたとき、来て話をする。一番先に言ったのが連絡帳でした。

学校で私たちが言ったことを家庭の人も理解してくれる。それで、家庭が理解するというのは、子供たちが書いたのを持っていったり話すから理解をするのであって、家庭も学校も子供も全部理解をする。何が違うか、忘れ物がない、宿題が全部できる、全部やってくる、できないのはできないなりに持ってくる。そして、試験を、月曜日に国語をやります、金曜日に算数をやりますよというのを連絡帳に書くわけですから、そういうのを家庭の人も理解をしているということなのです。それが秋田の話でした。

それで、七郷小学校に戻りますけれども、今の校長さん、前の校長さん、その前の校長さんの話ですけれども、七郷小学校まつりというのがあるのですけれども、そのときに全部の父兄が出席をしてくれた。それで、校長先生がびっくりして、私の教師生活の中で、父兄が全部出席をしてくれるというのは初めてでした。それぐらい地域の人が学校に関心を持ってくれていて協力をしてくれる。本当にありがたいことですという話をしました。これは、まさに秋田の先生がおっしゃる連絡帳が完璧にできている状況だと思うのです。それが成績に結びつかないわけはないのです。ですから、七郷小学校はそういう状況なのです。

それで、話をほかのところに聞いてみました。役場の職員がほかの小学校にも行っていますから。そうしたら、そういうのを見たこともないと、連絡帳。聞いたこともない。聞いたことはないという話ではない、見たことはないという話でした。

それで、また違う人に聞いたら、大きくなってくると、判こが入れてあるところがわかるので、自分でついて持っていってしまうというのです。そういうような状況が嵐山町の、だからどこまで、何人どうだかわかりませんけれども、役場の職員の話ですからわからないですけれども、そういうような状況。

ですから、全部が、嵐山町の小中学校が七郷小学校クラスになると成績はもっと上がるのだと思うのです。学力というのはそういうものだと思うのです。

ですので、学校から連絡がつかないとか、あるいは忘れ物が多いとかというような

状況のところというのは、やっぱりちょっと何かが欠けている部分があるのかなというふうに思います。

学力についてと言うから、そういうことを言わせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長　５番について、安藤副町長。

○安藤　實副町長　解放同盟の補助金については、私のほうからお答えをさせていただきます。

委員さん、よくご承知のわけですけれども、約半世紀、この問題について国を挙げて取り組みが行われてまいりました。おかげさまで、課長が今申し上げましたように、嵐山町内では近年差別事象は発生していないということですけれども、アンケート調査等をやりますと、まだまだ根強い差別知識があると、こういうことでございます。

私の記憶ですけれども、地元の団体に対して、一番多い時期は150万、それから90万、69万、45万というふうな形で減ってきていますけれども、平成25年に委員さんからもたびたびご指摘をいただいて、町でも検討して、きちっと経費も明確にするし、団体の構成、基準も明確にするし、そういったことで大きな見直しをさせていただいて交付要綱を改めてつくり直したと、そして予算も69万から45万に減額をしたというふうな経過がございます。

これを、毎年予算編成を前にして、補助金の適正化委員会の中で、実績報告を見ながら審査をして新年度予算案をつくっているわけですけれども、29年度に向けて、また改めて委員さんからそういうご指摘をいただきましたので、補助金の適正化委員会で審査をして、同様に新年度予算の額を定めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長　以上で、総括、川口委員が終わりましたので、ここで暫時休憩いたします。

休　　憩　午前１１時５７分

再　　開　午後　１時２４分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員　私は、平成27年度の決算認定に当たりまして、次の５点について質問させていただきたいと思います。

まず、１点目でございますけれども、各課におけます電算化、さらにはそのクラウド化というようなことの効果というものがどのようにあらわれているのかと、さらにはその電算化等のものが庁内の省力化、また効率化というところにどのようにつながっているのかということについて、１点目お尋ねしたいと思います。

さらに、２点目でございますが、窓口払いの廃止によりまして給付費が増額しているという決算の数字でございます。そういった中で、各種いろいろ行われている子育て支援策は充実できたのかどうかということが２点目でございます。

３点目は、武蔵嵐山の駅を拠点とした各事業がいろいろ27年度に展開されるわけでございます。そのような事業が、それぞれ嵐山町の町民の皆様の、また町外から訪れる人たちのにぎわいというようなところのにぎわいづくりにどのような効果が発揮できたのか。

４点目といたしまして、やはり武蔵嵐山の再生と言われる事業が、27年度には大きな工事がありました。このような工事で嵐山町においてどのような経済的な効果が出てきているのかどうか。

５点目といたしましては、嵐山町の人口ビジョン及び嵐山町の総合戦略、これが策定されたわけでございますが、このような策定が嵐山町の人口減少の社会、さらには超高齢化社会の解消に向けての一歩を踏み出せているのかどうかという５点についてお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長　順次答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　それでは、私からは、１点目の電算化、クラウド化の効果等々につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。

町が導入している電算システムでございますが、午前中の渋谷委員さんのご質問にもお答えをさせていただきましたが、およそ60のシステムがございます。こうしたシステムを全課にわたり入れているところでございます。現在情報化社会ということが言われて久しいわけでございますが、事務を行うに当たり、こうしたパソコン、電算、こういったものを使うということは必須だというふうに思っておりまして、当然のことながら事務の効率化等に寄与しているものというふうに考えておるところでござい

ます。

今回ご質問で、電算化、クラウド化の効果ということでございますが、電算化の効果でございますが、ただいま申し上げましたように、明らかに事務の効率化、省力化、こういったものにつながっているというふうに思います。電算化の特徴といたしましては、いろんなデータを台帳として整備し、そういったさまざまな情報を瞬時にというのでしょうか、検索ができると、こういった部分で大変すぐれているというふうに思っております。また、過去の情報もすぐさま取り出せる、こういった大きなメリットがあろうかというふうに考えております。

また、クラウド化でございますが、これの一番のメリットは、災害時等々もし庁舎内でデータが消失するようなことがあっても同じものがあると。そういったことから、データが消滅しない、こういったことが最大のメリットではないかなというふうに思っております。また、町村会で共同して行っているわけでございますが、こういったシステム共同化のように、経費の部分であったり、あるいは情報の共有化、改修、修繕等の平準化、適正化、こういったものの大きなメリットがあるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　次に、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　それでは、私のほうからは、２番の窓口払い廃止による給付額が増額する中で、各種子育て支援策が充実できたのかの質問に対しましてお答えさせていただきます。

まず、支援策関係なのでございますけれども、ご承知のとおり、窓口払いの廃止をしないかわりに代替事業としまして、大きな３つの点の事業を実施してまいりました。まず１つ目、小中学校の学年費の補助、これは昨年度からちょっと半額にはなってしまいましたけれども、１点目としては学年費の補助、２点目としましては、予防接種関係、これはロタウイルス、おたふく、水痘、中学３年生に限ってのインフルエンザの予防接種の無料化、３番目としましては、保育料の減額、そういったものを代替事業としてやってきて、昨年度も窓口払い廃止に伴っても、いまだに継続してこの事業は継続してやっているということと、あと昨年度からは嵐丸ひろばを開設いたしまして、それなりに利用者数もおりますので、これもある程度いい結果に終わっているかなというふうに思っております。また、そのほかの子育て支援事業、そのほかも通常

どおり、例年どおりいいような形での予算の執行のほうはできているかなというふうに思っておりますので、充実できたかできなかったかとかという形になりますと、充実できたというふうに認識しております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　次に、安藤副町長。

○安藤　實副町長　私のほうから、まず３番についてお答えさせていただきます。

嵐山駅の改修後の効果ということでございますけれども、ちょっと改めて町民の皆さんから総合戦略をつくるときに、自由意見ということで400件を超える意見が寄せられました。既に皆様にはご紹介をしていることですけれども、このうち１割は駅や駅周辺のことでございました。ちょっと一例を紹介させていただきますと、駅前の状況が悪過ぎる、余りにも寂しい、この状況が町全体のイメージを悪くし、外部から魅力のない町にとられている、このままではこの町は発展しない、こうした大変手厳しいご意見をいただきました。そして、東西連絡通路改修実施をしたわけですけれども、これが終わってから改めてアンケート調査とかは実施しておりませんけれども、担当課でそれぞれ関係する方々に聞いていただきました。東武の駅長さん、ハトのふん害もあったわけですけれども、苦情が大変減ったと、利用者から全体的によい評価を得ていると。特にデジタルサイネージ、これは東上線の中でも大変先進的なものだというふうなことをおっしゃっていたそうです。それから、観光客、これは観光協会、バーベキュー場で聞いていただいたのですけれども、嵐山に久しぶりに来たけれども、随分きれいになったねと、こういうことを観光客から聞いていると。

それから、嵐山駅を利用されている町民、高校生や大学生を持つ親の意見ですけれども、子供たちが、駅どうしたの。何かすごく変わったね、すごく明るくなったねと、こういう町の内外から評価をいただいていると、こういう状況でございます。

それから、子育てステーション嵐丸ひろば、昨年の４月からオープンをいたしました。数字申し上げてみますと、それまでのおもちゃ図書館が247日、嵐丸ひろばは245日実施をいたしました。利用者ですけれども、嵐丸ひろばが延べ１万838人、おもちゃ図書館が5,412人、１日当たりにしますと、嵐丸ひろばの利用者は45人、おもちゃ図書館はその約半分でございました。子育てを応援するこの町の取り組みに対して、やはり一定の効果が上がっているというふうに考えております。

次に、武蔵嵐山の問題でございますけれども、３年間で川のまるごと整備という形

で、県の事業、それから町の事業を実施をいたしました。合わせて２億6,000万が投下をされたと、こういうことでございます。飛び石が完成したのが昨年の３月と。これ以降、観光客ですけれども、26年度と比較いたしますと、26年度の観光客が約11万7,000人、27年度が12万1,000人、4,000人ふえていると。観光協会だけの売り上げで見ると、26年が6,700万円、27年は7,400万円ということで、これも売り上げも伸びていると。ただ、観光客がこれからふえてくるのは、数字として大きくあらわれてくるのは今年の秋からだろうと、こういうふうに見ているようでございます。町の経済の波及効果でございますけれども、県が公表している算式で計算をいたしますと、嵐山渓谷だけで約４億円、経済波及効果が４億円、これは、かつて昭和の初期に松月楼があって、東京からの、首都圏からの１日と、日帰りコースというのですか、これで来ている記録が残っておりまして、大いににぎわったときには、年間100万人が訪れると、こういうふうな記録が残っておりまして、昭和30年の数字で比較いたしてみますと、当時の予算規模が、村の予算規模が2,200万円でございました。このときに１億円というふうな数字が残っております。これで、物価水準等で予想しますと、今のレートで見れば50億円ぐらいの経済効果があったのかなというふうに推測ができます。こういう状況でございまして、もうちょっとこの嵐山渓谷の経済効果を狙った取り組み等も含めて、これからこの部分について町は力を入れていくと、こういうことでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　次に、岩澤町長。

○岩澤　勝町長　５番についてお答えをさせていただきます。

人口ビジョン、また総合戦略、これを町を挙げてつくったわけであります。そして、委員さんおっしゃるように、人口減少社会、超高齢化社会、これの解消に向けて取り組んでいこうということで今進めているわけです。そういう中で、５つ方向を決めさせていただいたわけです。雇用をつくる、人の流れをつくる、そして安心して結婚、出産、子育てができる社会をつくる、住みよい環境をつくる、それから地域の安心、安全、これをつくっていく、この５つを総合戦略の方向として決めさせていただいたわけです。雇用をつくるというのは、午前中にも話ありましたように、工業導入、企業導入というようなものを図りながら、そして現状の状況をさらに充実をさせながら雇用をつくる、新しい産業、そして農業の活性化、これらを図りながら就労の機会を

充実をしていく、そういうことであります。人の流れをつくる。今嵐山町の話が出ました。嵐山の話が出ましたけれども、知名度を上げていく。そして、嵐山への定住人口の増加、そして嵐山の来客数の増加、こういうものを図っていこうと。

現状なのですけれども、嵐山町の駅の27年度の乗降客数というのが7,729人という数字があります。7,729人、27年度なのですが、11年度が１万804人という数字があるのです。それが7,700ということです。

これちょっとあれですけれども、嵐山のインターチェンジ、これが平成16年３月から供用開始とありますけれども、18年度が4,885台、そして23年度が5,831台、これ１日の出入りが。そして、25年からホンダの寄居工場が稼動ということで、24年が6,208だったのですが、25年が7,575、26年も同じような状況で推移をしております。こういうような状況が嵐山町の現状であるわけです。これをどういうふうにしていくか。そして、嵐山町の乗降客数というのが、池袋より60キロ圏と言いますけれども、57.1キロだそうですけれども、ここのところを大体60分で、57.1キロが60分ぐらいで来るわけですけれども、ここのときに、１万というぐらいのときには、東武の本社では、この距離のところ、60キロ圏内のところでは成績がいいというふうに言われたのです。それが今7,700というような状況になったということです。

そして、３番目が、安心して結婚、子育て、出産、こういう話ですけれども、これも午前中にも話が出ました。今の状況をどういうふうにか、嵐山町の今持っている力でどういうふうにしていけるか、そういうことです。結婚の機会を拡大をしていく、それから未来志向の子育てをどう応援をしていくか、そして何より教育環境を充実をする。これが３番目の目的。

４番目が、住みよい環境をつくる。これが嵐山駅周辺の充実もありますけれども、さらに一番難しい自然環境、これの整備、推進、耕作放棄地ですとか、交通、これも出ておりますけれども、橋梁道路、橋梁上下水道のようなもの、こういうものを整備を図っていく。

そして、５番目が、地域の安全、安心をつくる。きのうも議員の皆様にご協力をいただいて、交通をはじめとして、防犯、防火、防災、これらをしっかりやっていくということですけれども、嵐山町でも一番今おくれてしまっております防災、これにしっかり取り組まないといけないのですけれども、ご承知のような職員体制、タイトな状況ですので、これらをしっかりやる。そうすると、当然ほかのところにも影響が出

てしまうのですけれども、最優先の仕事でございますので、これらを重点的にやっていきたいということで、これを５つつくったわけです。決めたわけです。

それで、これらをそれぞれ１番から５番まで新年度事業、そして今年度においてもそうですけれども、これらへの予算づけをしたり、方向づけをしてきつつあって、新年度からはさらにこれを、方向をしっかりして、委員さんおっしゃるように、スタートがしっかりとれるように進めていきたいなと、現在ではそんな状況でございます。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　丁寧な答弁、ありがとうございます。

私は、この１点目の電算化、クラウド化なのですけれども、平成25年に18町村のいわゆる共同体のクラウド化が進んで、いろいろな庁内の中で１つのソフトを持つよりも、それを連携したような形でつながっていくので、将来にわたって相当のそういったところにかかってくる、ソフト面、保守料含めて節約になっていくのではないかというような説明を受けた覚えがあるわけです。そして、これは26年の住民税情報のところに限ります、第２款にある総務費の税情報システムの運用管理、ここのところを見ますと、大体6,941万2,000円なのです。その前年も恐らく6,000万近かったのです。それで、午前中の答弁でもありましたので、そこで私も納得することはできるのですけれども、ただ今回の地域支援課の中の質疑の中で、18町村でいろんなものが組まれているので15％の割引があるのだ、あとはシステム改修は国からの補助金があるのだというような説明をいただいたわけです。ですけれども、それ以外のものはやっぱり一般財源なのですよ。そういった一般財源がやっぱり相当かかっているという、そういったことへの役場の担当課というのか、職員の皆さんがそういったところの点をどういうふうに思ったり、感じてそういう予算のところにつなげていっているのかということをこの際聞いておきたいのです。

それと、あと２点目の窓口払いのことなのですけれども、これも非常に子供さんを持つおじいさん、おばあさんの声は確かに切実なものがあったりして、私もかなり地域の中でもありました。ですけれども、こんな中の町村の中で残った嵐山町が最後に27年の10月から窓口払いを廃止したわけですよ。これは重い決断だったというふうに思います。その中で、給付費がある程度膨らむということは予想できただろうし、27年度の予算については相当の決算が出ていますけれども、乳児にしても幼児にしても300、300、約600から700ぐらいの増額になっている。そんな中で、私としては、この

町長の27年の施政方針にも書いてあるのです。子供たちの貧困のためにもこの学年費は何とか出していかなくてはならないのだ。その辺の捉え方なのです。やはり今回決算やってみて明らかになったのは、窓口払いを廃止したことによって実際にかかったわけです。それは事実なのです。それがまずわかった。そして、私がこの決算から申し上げたいことは。

○川口浩史委員　調べたのか。

○青柳賢治委員　この給付費が増額する中でのその学年費の扱いなのです。さっきこども課長が答えられたように、学年費の補助云々と、３つの予防接種含めて代替事業なのです、これは。代替事業であるということ。この辺は、やはり捉え方として、我々議員もどういうふうに捉えるべきものなのかというふうに考えます。

それで、２万円から１万円、それが１万円から5,000円になさったというところの、その一番のそこに持ってきたわけで決算出たわけですけれども、その辺のところについては担当課として、実際のところどういうふうに感じているか。担当ではなく、町長でも、副町長でもいいのです。その辺のところについては、どういうふうな効果が出ているかということ、どういうふうに捉えていらっしゃるか、執行部として。その辺をお聞きしたいと思います。

〔「担当が困ったということ」「うるさいよ、うるさいというんだよ」と言う人あり〕

○青柳賢治委員　それから、３点目ですけれども、３点目は、副町長のほうから嵐丸ひろばまで含めてお答えいただきました。それで、さらに私は、駅の実際私も自分で行っているいろいろな人から話を聞きました。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長　お静かに。

○青柳賢治委員　いいねと。やっぱり嵐山の顔が変わったと。これでは友達も呼んできたいな、駅を使ってあげたいなという声も聞きます。それで、この中で、住みよい環境の創出ということになってくるわけでしょう、この事業は。それで、この嵐丸ひろば含めて、１点だけその嵐丸ひろばが今、午前中１時間休みにして午後からまたなっているという、その運用形態というのは社協がやっているのでしょうけれども、町としては、そういう状況でいいのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、４点目です。このまるごとの再生事業、これは本当に今回の植栽から全

部含めて、嵐山町の子供たちが将来また嵐山に戻ってくる、そしてまた嵐山町で生活するかもしれない、そういう事業としては私は記念に残る事業だと思うのです。さっき副町長が答えられたように、その当時で約50億円の、その当時のレートだと効果があったと。きょう初めて聞いたのですよ、私はそんなことは。ですけれども、これはやはり今バーベキュー場含めて、関東一のバーベキュー場だという皆さんに宣伝されているわけです。そういった中で、これはやはり一番私たちがその事業にかかわっていく中でも、町の先人から預かった町の財産なのです。その辺のところのやはり覚悟の持ち方、しっかりと運営していくという仕方、そういったことへの町の指導、観光協会を含めてどのようにされているのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、５点目の今町長が答えられた嵐山町人口ビジョン含めて、私もこの冊子、熟読まではしませんけれども、よく見させてもらいました。本当に地域支援課が総力を挙げてつくった。やはりこの時代の中で……

○川口浩史委員　委託だろう。

○渋谷登美子委員　委託だよ。

○青柳賢治委員　いいですか、これを担当課としても熟読する。そして、この総合戦略含めて、それぞれの課もそうです。ここに５年間これからかかるのです、嵐山町は。そうすると、これについての町内の皆さんへの、嵐山町の総合戦略はこれから５年間こうですよというようなことの地域や、それぞれの町民の皆さんへの事業展開のようなものはあったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　それでは、１点目につきましてお答えをさせていただきます。

クラウド化等々電算化に係るご質問でございます。当然電算化に要する経費自体、かなり毎年多額なものになっているということは承知をしております。また、嵐山町の財政状況、毎年毎年当初予算を編成するのに大変苦慮している。これは、全職員が十分理解をしているというふうに私は思っております。そういった中で、こういった電算化を進めるということは、先ほども答弁をさせていただきましたが、職員数も減っている中にあり、行わなければならない事務も毎年毎年日々ふえている。国から、県からいろんな事務が来たり、新たな事務が発生してくる。こういった中にあって、

限られた職員数でやはり一定の事業を行うにはどうしても欠かせないと、こういった電算化を進めることが欠かせないというふうには思っておるところでございます。

実際に新しいシステムを導入しましょうよということになると、まず原課のほうから、地域支援課、主管課でございますから、ご相談をいただきます。町全体としてそのシステムがどうなのかということを検討させていただくと。それとともに、町ではＩＴコンサルに今委託をして、こういった導入時に専門的な見地から、さまざまな助言をいただいております。こういった取り組みを行うことによって、適正な価格での導入、こういったものが現在でも図られているというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　次に、安藤副町長。

○安藤　實副町長　それでは、３番と４番の関係ですけれども、委員さんから嵐丸ひろばの運営について、昼休みにいろんな意見を寄せられている問題も含めて町はどう考えていくのかと、こういうお尋ねでございます。

今までの駅の嵐丸ひろばの前に使っていたアイプラザの利用から、大きく子育ての支援施設に変わったということで、町の政策が子育てに大きくかじを切ったと、そのシンボル的な事業ではないかなというふうに思っています。このことについて、今までも駅でお茶を飲んだりするところはなくなって寂しいという意見も確かに町民からございます。しかし、嵐山町がこの人口減、少子高齢化に対する対策として、子育て支援というものにしっかり取り組んでいくということを内外に示したものだなというふうに思っています。そういったことで、始めて１年経過したのですけれども、いろんな課題がございます。ふだんの見直しを続けながら、よりよい施設に運営ができるように、委員さんからご提言ございましたので、改めて社会福祉協議会とも協議をしながら、そういう方向に持っていきたいというふうに考えております。

それから、嵐山渓谷、今あるのは先人のお骨折りのおかげでございまして、昭和の初期に本多静六博士をこの嵐山の地に連れてくるというのでしょうか、遠山寺の本多文教氏、それから重忠公像をつくる指導をいただいた小柳通義博士、やはり呼んでくる関根茂良氏、さまざまな先人、それから何といっても山岸徳太郎氏、そういった方々がこの嵐山の、今あるこの嵐山の歴史をつくってきた方々でございまして、先人のご苦労に我々は感謝しながら、そして新たな時代に向けてこの武蔵嵐山、嵐山渓谷、

この資源に磨きをかけてさらに発展していくように努力をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長　次に、岩澤町長。２番、５番です。

○岩澤　勝町長　２番、窓口払い廃止にと、これですけれども、ご承知のように、委員さんおっしゃるように27年10月、断腸の思いでこれを決断をいたしました。そして、現在学年費が半額になったとか、学年費がどうだとかという話は聞くのですけれども、医療費の削減についてどれぐらい動いたとか、医療費が上がったとか下がったとか、そういうような話というのは少なくなってしまったような気がするのです。やっぱり医療費を意識をしていただきたいのです。

〔「子供の医療費じゃない、大人の医療費だよ
問題は」と言う人あり〕

○岩澤　勝町長　それで、議会の中でも清水議員からもありました。これも、そのときも出しましたけれども、こういう状況なのです、医療費は。埼玉県では1.5倍、１人当たり医療費、そして埼玉県は２位の伸び率、こういうことなのです。全国で２位の伸び率。こういう中で、医療費をやっぱり抑えるというのは行政の中でも今一番大きな課題だと思うのです。それで、そこの抑えた医療費をさらに医療に投入をして、さらに元気度を上げていくということだと思うのです。これは、どんどん、どんどん医療費に使っていくというのは、深みに入ってしまうだけで健康になる投資の仕方ではないのです。医療費は、病院へ行って金がかかって、やたらそこのところに突っ込んでいくということですから、そうではなくて医療費を削減するというのは、そこのところで浮いたものを健康事業、健康になるように投資ができるということですから、全く違うのです。そういうようなことが話が少なくなってきてしまったようなことで、大変残念です。

しかし、もう一つあれなのが、こういう所得格差の拡大というのがこれは言われておりまして、いろいろ議会の皆さんからも出ます。そして、こういうことにもやっぱり対応していかないといけないかなということです。それで、ちょっと話があれですけれども、さっきもちょっと話出ましたけれども、今日の新聞に出ているきのうのテストの結果なのです。テストの中で、教育困難な家庭といいますか地域、要するに両親がいないなど家庭環境の厳しい子供たちが多い地域、給食だけ食べに来る子供が多

い地域というような地域は、今度のテストで確かに成績がほかのところより下がっていると書いてあるのです。それで、政府では、20年度までにこの問題を解決することを目指して17年度予算の概算要求に関係予算を盛り込んだというようなことが書いてある。国でも、こちらの格差の問題のところに取り組んできた。こういうことなのですけれども、だから断腸の思いで行った決断というのは、一つにはそういうようなところもあって、しかし医療費の削減というのは、全く話に質問にもあれにも少なくなってきたというか、ないというのか、大変そういうのが残念な気がいたします。ですので、嵐山町が行っている健康事業、進んで行わせていただいている健康事業というものをさらに意識をしてもらうためにも、この医療費の削減というのを町ではさらに発信をし続けていきたいなというふうに思っております。それらの中で、ほかのところは、そちらを増額をする中で支援策が充実できるかということですけれども、その分だけは当然減ってしまうわけですので、少なくなっていくということです。

それで、当初予定をした以上の医療費の伸びというのは課長答弁でやっているとおりでございますので、伸びております。そういう状況で、これからもあれですけれども、町とすると医療費の削減、これをさらに進めていきたいというふうに考えています。

○畠山美幸委員長　次に、５番の答弁も岩澤町長、よろしくお願いします。

○岩澤　勝町長　５番についてお答えをさせていただきます。

担当課のほうで、さらにこれらについて、地域にＰＲ、話をどんどん進めているかということです。広報を通じてやっていただいているわけですけれども、これだけやったからこれでいいよというところはないわけですので、さらにさっき言った５つの項目の中のところを一つ一つわかりやすいような形の大きな事業をどんとというのはできないので、一つ一つ細かくやっておりますので、それらについて丁寧に、親切に説明をして理解をいただいて、そして協力をしていただくように、これからもさらに広報等を通じてやっていきたいなというふうに考えております。おっしゃるとおりでございまして、決めただけでは何にもならないわけですので、これをいかに定着をさせていくか、それが成功するための条件であるわけです。そのためには、地域の人たちに理解をしていただく。理解をしていただいて協力をしていただく、これがないと事業が進みませんので、そういう形で進めていきたいなというふうに考えております。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　１点目のことについては、課長の答弁の中で大体私も納得しました。

それで、非常に今のあらゆる仕事が複雑になってきて、本当にコンピューター１つがないと仕事が前に進まないと、手作業は進まないというようなこともよくわかります。ですけれども、やはりよく言われるように、監査のほうからも出ています。費用対効果、そういったことをしっかりと捉えた電算化システムの情報で導入等を心がけていただきたいと思います。

それと、窓口払いのことですけれども、今町長は断腸の思いということをおっしゃった。ただ、これは、やはり一手間かけるということによって生み出された金があったわけです、今までの場合は。これからというのは、27年10月からはもうないわけです。

〔「それ説明してない」と言う人あり〕

○青柳賢治委員　いいですか。それなので、その辺を捉え方とすると、では学年費ですよと、一律に小学生に幾ら、中学生に幾らというやり方もあるかもしれないけれども、むしろそこに、では所得制限をかけるとか、何らかのものがあってもいいようなふうに私は考えるのです。ですから、その辺のところを一律ではなくて、そうすればもう少し行った、いわゆる貧困のようなところにも少し手を回せるのではないかというような工夫があってもいいように思いますが、もし答弁できたら答弁してください。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治委員　あとは、武蔵嵐山駅を拠点とした事業ですけれども、これについても前の質疑で私しましたので、駅を通じて、それから西口の駐車場等使った、そしてさっきの嵐丸ひろばも１万人からの人が行っていると。そうすると、それだけでももう一つの効果あらわれているわけですけれども、できればそこに社協とか絡んでいるわけですので、行った人たちの交流含めて外で外遊びするとか、それと中で中遊びとか、そこに一つこちらの側から指導してあげられるようなことがあったら指導してあげていただきたいなというのが私のお願いでございます。これ答弁結構ですから。

あとは、武蔵嵐山の再生事業、これは本当にここにも書いてあります、原石を磨くという。もう一回これから50年かけて、50億の効果は出せないかもしれないけれども、少し嵐山のやはり誇れるもの、自分たちの子供や孫に誇れるものどこだと言われたときに、嵐山渓谷だと言われるぐらいの、いろんな諸団体の力もいただかなくてはならないですけれども、私はそれが一つの嵐山町が誇れるまちづくりの中でも発信してい

けることだと思いますので、28年度の事業さらに期待したいと思っています。これは答弁いいです。

それと、嵐山町の人口ビジョン等、これについては、やはり町長、副町長がもう一度このビジョンをしっかりと町民に説明してあげるような、例えば28年、３月過ぎましたけれども、今度は総会が地区でもあります。そういうときに役場のほうから出かけていって、こういうビジョンだからというようなことぐらいはあっていいのではないかと私は思います。それについては答弁を求めます。お願いします。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。２番、５番の答弁です。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　２番目、窓口払いの件ですけれども、今やっているものをもうちょっと考えて出したほうがいいのではないかという。確かにばらまき的になってしまっている部分というのもあるのです。そういうことで、行かなくても大丈夫な家庭と、必要とする家庭というのはあると思うのです。そういうものをしっかりとこういうふうに見なければいけない、おっしゃるとおりだと思うのです。それが、なかなかこれ難しい状況のところもあるので、どういうふうにやったらいいのかというのは検討もさせていただきたいですけれども、先ほどこういった……

〔「すみません、スイッチが入ってません、スイッチ」と言う人あり〕

○岩澤　勝町長　ごめんなさい。教育の中のほうで、差が出る、点数の差が出ているところについては教員の数をふやすというようなものを書いたのです。ですから、その子供たちの教育全般のことについて、そういう中でこれらをうまく使っていければなというふうに考えて、どういうふうにできるかというのはここではちょっとすぐあれですけれども、そういう形で、教育全般に関して形で学年費というものをさらに効果的な形に使えるとすると、さらに生きていけるかなと。それに、これを特別必要とする人たちに対してはしっかり届くような形ができればいいかなというような、どこまでどういうふうな形に、生きた形に行くかわかりませんが、考えていきたいというふうに思います。

それから、５番目、この人口ビジョン、町民に対してどうするのだということですけれども、おっしゃるとおりだと思うのです。やっぱりこれだけ地域力が落ちてくる、そして静かな危機と言われる人口減少の中で、今までにもない事業を展開していかな

ければいけないわけですから、もう100人や200人の職員がじたばたしてもどうしようもないわけで、地域の人たちがいかにどこまで協力をしていただけるか、これにかかっていると思うのです。ですので、いろんな機会で、どういうふうにやったらいいのか、効果的か、それらも含めて町民へのわかりやすい説明というようなものを考えていきたいというふうに思います。

それで、それぞれ事業を展開するわけですので、それらのところの事業の場所というのがあるとすれば、そういうところに出かけていって、特に近くでやったらさらに効果的かなというようなこともありますので、職員ともう一度ここのところを詰めていきたいなというふうに考えております。おっしゃるとおりだと思います。

○畠山美幸委員長　次に、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員　長島でございます。総括質疑を、大きい枠で３つお願いしたいというふうに思います。

最初に、交通弱者対策事業について伺います。北部路線の廃止に伴い影響している方は多いと思います。改善されなければほかの道を探すというのがごく普通の考え方であろうと思います。町全体の交通イメージにかかわってくることでもあろうし、町民の足の利便性、人口減の対策にも早期にこの調査結果をもとに町の基本姿勢を示す必要があるかというふうに思います。先ほども川口議員の答弁でもありましたが、改めてお聞きをいたします。この調査結果をどのように捉えているか、お伺いをいたします。

小さく、北部バスの廃止の対応は、調査により、将来的に再構築されるというふうに思いますが、現在運行されている広域路線バス、またデマンドタクシー事業、デマンドタクシーは試行的ではございますが、見直しの対象になるのか。早い話が、北部が廃止されたということでうちにも来るのかなと、そのような考えを持っている方もいるので、その点についてお伺いをいたします。

次に、大きな２番としまして、埼玉県の健康長寿埼玉モデル普及促進事業について、嵐山町の取り組みからお伺いをいたします。埼玉県では、急激なスピードで高齢化が進み、今後医療費が増大していくことが予想される中、毎日を健康で生き生きと暮らすことができる健康長寿社会の実現のためにこのプログラムを進めるとあります。嵐山町では、事業名を健康長寿を伸ばそうプロジェクトとして、歩く、鍛える、食べるを主に、体組成計での計測、自分の体をデータ化することで意識改革を図り、いわゆ

る介護要らずですとかお医者さん要らずの健康な体を勧めるとしております。

27日、28日だと思いますが、質疑でもいろんな取り組みが、聞いたわけではございませんが、そういうふうなところから進まれるというふうな感じを聞いております。関係する課の歩く、鍛える、食べるの部分に関係し、その事業の内容で期待した効果が上がっているのか、またその効果に対して、将来的にまた新たなものを構築していかないと成果が得られないというふうな考えをお持ちでしたら、お聞きをしたいというふうに思います。

最後の３番目でございますけれども、小さい１番としまして、小千代山は面積も大きいですし、整備するには多額の費用が想定されたところであり、平地林事業によってよみがえったような感じはしております。成果をお伺いをしたいというふうに思います。

しかしながら、周りを見渡せば、民有地において担い手の高齢化、また生活から直結した山林の利用度が少なくなっているという関係からだというふうに思いますが、相当にどこの山も荒廃の一途だというふうに思います。治水、景観からも、町の積極的なアプローチがなければ再生は難しい状況になるというふうに思いますが、町の考えを、山林に対しての考えをお伺いいたします。

小さい２番としまして、川のまるごと再生事業で、伐採、植栽が今回行われ、景観並びにさまざまな観光的要素を生み出したというふうに思っております。今回の再生された場所は、見た人はわかるかというふうに思いますが、山が非常に荒廃しておりました。再生地の林地の再生、または治水の観点から、この事業、いわゆる川のまるごと再生事業を進めたのか、そういう部分はあるのかどうか、お伺いをしたいというふうに思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　では、私からは、１点目の交通弱者対策事業につきましてお答えをさせていただきます。答弁の内容につきましては、午前中の川口委員さんの答弁と多々重複するところがあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

平成27年度でございますが、嵐山町生活交通に関する基礎調査業務委託を実施をしたところでございます。この調査結果につきましては、ホームページにおきましては

全文を、また広報誌においては抜粋をして概要を町民の皆様にお知らせをさせていただいたところでございます。その結果といたしましては、公共交通、これを利用している方というのは大変少なく、町民の多くが車に依存していることということがわかりました。また、買い物、あるいは通院の外出については、不便だとか、不満だとか、こういったふうにお答えいただいた方もいらっしゃいますが、その主な理由としては、その目的地が遠いということが多くの要因だというふうに思われます。また、通勤、通学の場合には、通勤、通学に時間がかかる、あるいは鉄道の便が悪いと、こういったことが理由となっているものでございまして、全体の計画を通してみますと、傾向といたしましては、即効性を持った対策が必要という危機的な状況には嵐山町はないのかなというふうに捉えている状況でございまして、徐々に外出、移動に対する不満や不便というものがだんだんゆっくりと進行していく今後ではないかというふうに考えているところでございます。

今後の交通施策の方法ということでございますが、今回の調査結果の中で、提案というか、いろんなパターンを想定をして示していただいているわけでございますが、中でもバス、路線バスのような定時運行のバス、また乗車場所が決まったような運行の仕方、こういった交通については、嵐山町は地形的な問題だとか、さまざまな問題があり、町には適合しにくいのかなと、このような報告もいただいております。現在のところ町ではご案内のとおり、デマンド交通といたしましては、長寿生きがい課のほうが所管しておりますが、高齢者の外出支援タクシー事業ということで行っております。

この事業については、実際の対象となる方に対しては、大変認知度が高く、また満足度も大変高いというような結果になっております。しかしながら、町民全体の認知度というふうに見ますと、これはかなり認知度が低いというような結果がわかりました。こうしたことから、今後将来に対する不安を少しでも解消する一助としては、今行っている高齢者外出支援タクシー事業、この事業についての認知度を上げていくと、こういったことが喫緊の課題であるのかなというふうに思っております。

また、新たな施策といたしましては、今回の結果を鑑みまして、平成28年度から新規事業といたしまして、交通弱者の一つであります妊産婦、こういった方に対して外出支援タクシーの助成事業を開始をしたというところでございます。

続きまして、２点目でございます。現在運行している広域路線バス及びデマンドタ

クシー事業の影響及び見直しにつながるのかというような内容でございます。現在嵐山町で運行されているバスは、北に熊谷、小川を結ぶ路線はございますが、主としては、ときがわ町から武蔵嵐山駅西口に来ている路線、これ２路線ございます。こちらかというふうに思っておりまして、こちらに関しては、嵐山町からときがわ町に一部負担金としてお支払いをしているということでございます。この路線のあり方につきましては、ときがわ町の中に地域公共交通活性化協議会、そういった組織がございまして、この中で路線バスの運行方法等について決定をしているということでございまして、嵐山町はどうするということについては、現状では何も申し上げることはできないというのでしょうか、ないというふうな状況でございます。

また、デマンドタクシーでございますが、これは先ほど申し上げましたように認知度の問題、あるいは本年４月から見直しの一つとして妊産婦に対する助成事業を始めたというようなことでございます。ただ、この現在行っている高齢者外出支援タクシー事業でございますが、先ほどの町長の答弁にもございましたが、現在も試行中ということでございます。今後この事業が町民の皆様にとって、多くの皆様にとって使いやすい事業と、今後していく必要はあろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　次に、石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　それでは、２番につきましてお答えをいたします。

埼玉県健康長寿埼玉モデル普及促進事業は、県が推奨するウオーキング事業、または筋力アップトレーニング事業のいずれかを行うことで補助金が交付されるものです。嵐山町では、より効果的な筋力アップトレーニング事業を選択し、歩く、鍛える、食べるをキーワードに、嵐山町健康寿命を伸ばそうプロジェクトとして実施をいたしました。平成27年度は146人の参加があり、１日8,000歩以上のウオーキングと月13回の筋力トレーニング、毎日の食生活の改善を目標におよそ７カ月間で運動教室３回、体力測定３回、食事指導教室２回、健康教室２回、血液検査１回を実施をいたしました。

ウオーキングにつきましては、参加者に歩数だけでなく消費カロリー等もはかれるデータ送信機能つきの活動量計を貸し出し、歩数や体組成計のデータを管理できる環境を整備いたしました。また、文化スポーツ課の協力により、嵐山町の文化財や名所、ヘルシーメニューを提供している飲食店等を掲載したウオーキングマップを作成し、

活用しております。

筋力トレーニングにつきましては、モデル事業で推奨している月13回以上のトレーニングを実践しやすくするため、長寿生きがい課と連携し、やすらぎトレーニングルームの利用を９月から２月までの事業実施期間中に限り月13回まで無料とし、さらに昨年10月から利用日を週５日から週６日にし、混雑の緩和に努めました。参加者の方は、体組成計で計測することで筋肉量や体脂肪量等を数値で見ることで、歩く、鍛える、食べるの取り組みへのモチベーションになっております。効果といたしましては、体力測定６種目全ての数値の向上、筋肉量の増加、腹囲と中性脂肪の減少などが見られました。また、国民健康保険加入者の医療費の減少では、昨年８月から12月までの１人当たりの医療費総額を参加者と対象群とで比較したところ、月当たり476円の抑制がありました。やすらぎトレーニングルームにつきましては、年間利用者数が延べ2,000人以上増加しており、事業終了後の継続利用につながっております。全体を通しまして参加者の方の健康への意識向上が見られ、さらなる効果が期待できると考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長　次に、植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　それでは、私からは、３番の質問についてお答え申し上げます。

２のまず①の小千代山の里山・平地林再生事業の効果及び今後の民有地里山・平地林再生事業についてということでございますが、②の質問とも関係してまいりますけれども、里山・平地林再生事業につきましては、里地、里山の景観保全や、あるいはCO_2の削減、水源の保全、その他さまざまな広域的な機能の維持ということが効果、一つの狙いというふうに考えていいかと思います。小千代山の里山保全地域につきましては、従来から千手堂、小千代山緑地管理業務として実施しておりました。平成27年度につきましては、これとあわせて隣接する未指定の未整備のエリア、0.81ヘクタールの下草刈り及び枯損木の伐採を実施いたしました。モウモウ緑の少年団や、あるいは林業研究会などの里山活動の場としての活用と同時に、農産物直売所などに来られた方が里山へ親しんでいただくなど、町民の憩いの散策の場として活用していただけるような植栽など、今後の整備を考えております。

次に、今後の民有地の里山・平地林再生事業でありますが、昨年までは県の事業と

して実施しておりましたけれども、今年度は1,500万円の予算をいただき、町が事業主体となることになりました。大平山山頂周辺、あるいは竹やササに侵食され、イノシシなどのねぐらとなっているような山林、あるいは幹や枝が道路、水路に張り出して交通等に支障を来すような箇所、そういった公益的な性格の高い場所を優先的に計画をしております。寄居林業事務所によりますと、この事業は今後３年間は実施される予定となっておりますので、今後も公益性の高い箇所を優先として計画をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、②の川のまるごと再生事業での林地再生、活用の現況についてでございますが、この事業は町を代表する景勝地であり、町名のルーツである武蔵嵐山、嵐山渓谷を再発見し、町内外の方に散策をしていただき、観光振興や観光教育の場としての活用を通じて、さらなる町の活性化を図ることが一つの目的でございます。そこで、昭和初期の景観を再現するための伐採、あるいはもみじ等の植栽、山林の整備、散策路の整備などを行っております。昭和初期の景観とは、現に地域生活の中で利用、活用されていた生きた里山のことでありまして、今後は植栽整備した山林についての継続的な維持管理が必要となってまいります。本年３月には、小学生等による植栽イベント等を実施いたしました。今後も、観光に訪れた人々や町民の皆様に参加をしていただくような機会を設けるなど、関係する部局、機関との連携を通じて、武蔵嵐山の原風景復活とともに、景観や水源保全などの治水の観点ということも含めた、まさに里地、里山の持つ公益的機能を含んだ現代の里山としての活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長　審議の途中ですが、休憩をとります。

休　　憩　午後　２時３１分

再　　開　午後　２時３９分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を続けます。

長島委員。

○長島邦夫委員　それでは、初め、質問順に再質問させていただきますが、一部一つの大切な事業を中止したわけです。中止されるということは、早期に次の対策を立てないと、このままなのかなというのが、なってしまうのかなというのがやっぱり住民の

心配されるところだというふうに思うのです。いや、もうそういう事業をやらないのですよというふうなことであれば問題はないかなというふうに思うのですけれども、これアンケートをとって調査をするということになると、早期に対応しないと住民の方は離れていくと。何もないところから立ち上げて何かをするということであればまた別なのですけれども、そこのところがちょっと心配なのです。ですから、どのくらいを目鼻に、正直言って、ここではっきり言えなくても、どういう段階で進んでいきますというぐらいのものは答えていただかないと、広報にも出されているわけです、結果が。一つの方向性、ここにはオンデマンドのことが書かれていますが、オンデマンドの事業についても資金的な、財源的な問題もあるし、非常に難しいかもしれませんけれどもというところから、ただ嵐山町には向いているのでしょうというふうなある程度のくくりもされているように思います。そういう観点から、早目に出していただかないと町民の方の不安はさらに募るような気がするのですが、町全体にかかわることだというふうに思っていますし、試行されている今のデマンドタクシーにおいても、あくまでも試行ということでございますから、試行試行と、ずっと試行というわけにもいかないでしょうから、隣の市においても出たわけです。そういうものも当然比較されますから、早目の対応がいいかと思うのですが、その目鼻的なものをお答えしていただけるようでしたらお願いをしたいというふうに思います。

それと、広域路線バスについては、ときがわ町にそういうふうな協議会みたいのがあるということでございますから、そことの協議がなければそういう問題は出てきませんということでございますので、今のところはないのだというふうなことで受け取りましたが、いかがでしょうか。お答えがありましたら、お願いいたします。

それと、埼玉モデルのことでございますが、小さな現象だというふうに思いますが、医療費も下がっていると、いい傾向だなというふうに思います。全ての面で医療費がどんどん、どんどん上がっていったのでは、県も非常に困るわけでしょうし、嵐山町も当然困るわけです。そういうところにおいて、ホームページにも出ておりますが、嵐山町の取り組みは、平成27年度には教室を開き、今136人というふうにおっしゃいましたが、ここには146名と書かれていますが、大体28年度も、その人たちが卒業して自主活動する、また新たに教室も開かれるということで、３年間ぐらいでしたっけ、これ続けていって、一定の成果を目指すというふうなことに受け取りました。それでも、今回のもう予算化もされていますが、体組成計だとか、血圧計だとか、拠点とな

る４カ所に、施設に設置をするというふうなことでございますけれども、継続的にやっている人が、これからずっとやっていくという人がそこで利用されているのかどうか、実際の利用度をお聞きをできればというふうに思います。まず最初に、それだけお聞きします。

それと、３番目としましての林業の再生事業でございますが、今答弁いただいたように、県から1,500万、これはもちろん年だというふうに思いますが、おりると。それで、嵐山町の公的なところを主にこれからやっていくと。民地でもやっていただいた方も過去あるわけです。その中においても、実際その後誰かがそこのところを管理できるか、高齢化でできないですよとなると、ただ一時的な管理というか伐採だけで、荒廃したところを直す、それができただけで、里地、里山事業というか、それの趣旨には合っていないわけです。この近辺にも、笛吹峠のところの先にも他町でやったところもありますし、小川のバイパスのところもありますが、さほど、一度やっただけで、あと成果が、今は元に戻ってしまっているような気がします。嵐山町においては、民地ではなくて公的なところをこれからやっていくということでございますけれども、そのようないわゆる今言ったように民地でも公的なところでも、継続的に一度やった限りはそこをずっとそのままの状態で管理をしていくのだと、公的なところであればあるほどそういうことが問われるかというふうに思いますが、また、膨大なお金をかけるより、いつも話が出ておりますように、ボランティアで山の管理をしていただくだとか、小千代山なんかは典型的なものです。あそこはもう、これからはそういうことだけでやっていかないと、何のために里山のこの事業をしたのかわからなくなるわけなので、継続的にその管理ができるのかどうか、体制をお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　では、１点目につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

北部地域の路線バスでございますが、平成26年度末をもって廃止をされたわけでございますが、この廃止をした理由というのでしょうか、１つには、利用者がなかなか伸びなかったということが、これが一番大きいというふうに思います。もともとが、

やはり花見台工業団地への通勤客、こういったことを目的として開設されたというふうに伺っておりますが、それでもふえなかったということが一番大きな理由であり、またもう一つには、会社側の事情もあるというふうに伺っております。今バスの運転手さんというのは、なかなか有資格者がそれほどいなくて、確保するのに大変苦慮しているというような事情もあったというふうに思います。こういった今申し上げた２つの主な理由により廃止になったということで、町のほうは考えているというところでございます。

先ほども答弁をさせていただきましたが、今回のその廃止になったことを受け調査を行ったと。その調査結果を見ますと、要約すると、今の嵐山町の公共交通ということに関しては、危機的な状況ではないということに尽きるのかなというふうに思います。というのは、不満、不便等々先ほどもご答弁を申し上げました。そういったことからすれば、確かにそういった思いを持っている方は、いるにはいらっしゃいます。ですけれども、それほどではないというのが、これが現実だと思います。現在はそうですけれども、また将来に対する漠然とした不安、車に頼らざるを得ない状況がある。車に乗れているうちは、それは全く問題はないです。車が乗れなくなったら、こういった将来に対する漠然とした不安が皆さんの心の中にあるというふうに思います。なので、先ほども申し上げましたが、そういった不満がゆっくり今後進行していくのだと、こういった状況が嵐山町だというふうに思っています。

また、人の流れ、動きを見ると、これも川口委員さんのときに答弁しましたが、目的地が町内で完結をするというわけでもないのです。今行っている高齢者外出支援タクシー事業というのは、出発地点も目的地点も、それはもう自由でございます。いわゆるフルデマンドという形です。乗りたいところから行きたいところまで行ける、こういった一番利用者にとってはいい形での事業を行っているわけでございます。これを例えば目的地、出発地は自由でいいです。ただ、お隣の市がやっているように、目的地は決まったところです。これはセミデマンド型というらしいですが、そういった形が果たしてでは嵐山町で導入ができるかというふうに申し上げますと、今申し上げたように町内だけでは完結しないということからすると、そういった方法も今の嵐山町にはちょっと難しいのではないかなというふうな思いがしています。また、では以前のように路線バスをと言っても、それは今回の報告書の中できちんと書かれておりますが、この嵐山町というところにおいては定時定路線の路線バスというのは、これ

はもう空気を運ぶことになります、こういったことが言われているわけでございます。今申し上げたように、大変嵐山町の置かれている状況というのは危機的ではないのですけれども、ではこれをどうこうしようというには大変難しい現状にあるなというふうに思っております。こうした難しい状況の中で、では手をこまねいて何もしないのかということではなくて、再三申し上げていますように、年齢制限はございますが、高齢者というところに一つのターゲットを絞って、そういった方の足の確保のために助成事業を行っている、平成23年からでしょうか、行っていると、そういったタクシー事業を現在行っておりますので、この事業を当分の間はやはり続けていく必要はあるのではないかな、このように思っているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　次に、石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　それでは、お答えをいたします。

参加者のほうなのですけれども、146名参加ということでございます。当初は、27年度当初は152人申込者がございましたけれども、ある事情がございまして、最終的に終わったのが146名ということでございます。それで、そのうちの143名が次年度、平成28年度も継続してこの事業に参加をしていただけるというようなお話をいただいております。それで、４カ所にある体組成計という形で引き続き利用をしている、大半が利用しているということでございます。

一つちょっと申し上げておきたいのですけれども、この事業大体1,000万円近い費用がかかっておるのですけれども、当初県から補助金500万円をいただいてございます。それと、さらに県の調整交付金といたしまして、500万円が国保の特別会計というほうに入ってございます。これは、健康長寿に関するそういった優良なそういった取り組みを行った市町村に配分をされるということでございまして、嵐山町は優良賞ということでいただきまして、また500万プラスという形でいただいているというところで、ちょっとこちらをご報告申し上げます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　次に、植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　それでは、お答え申し上げます。

里山・平地林再生事業につきましては、県から町が事業を引き継ぎました。民地、あるいは個人の希望というところも対象となる事業でございます。しかし、その事業

実施後の管理ということですと、個人では非常に難しいというのが現状でございます。２年目以降の維持管理です。もともとそういった維持管理ができないために荒れてしまったというような場所がこの事業の対象になっているわけでございます。そこで、個人の民地であっても、例えば通学路に面しているようなところがブッシュになってしまっているとか、あるいはイノシシのねぐらになっていて、そこから出入りをして周辺の田んぼが荒らされているとか、あるいは川のまるごと再生事業の区域、あるいは小千代山のような公園化されているところの周辺というような、公益性が高く、ある程度今後の維持管理が見込める場所というものを厳選をいたしまして、そうした場所を優先的に実施をするということで今後の実施を考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　それでは、最初からお願いしたいというふうに思います。３回目でございますので、答弁は結構という場合もありますので、言われない限り答弁をお願いしたいというふうに思います。

デマンドタクシーの場合は試行的にやっているということなので、なるべく早く本行といいますか、何といいますか、できればいいなというふうに思っていますが、やはりそこには、やはりオンデマンドの姿が見え隠れするのだというふうに思います。それだけでカバーできるわけではないですから、この町の広報にも書かれているとおり、路線バスでは無理な部分があります。さりとて今のデマンドでも無理な部分がございます。では、さりとて、どれにしようかといったときに、オンデマンド方式がやはり有力なのではないかなというふうな感じに読んだ人は受け取るかというふうに思うのですが、やはりデマンドの場合も、やはりなかなか伸びないというのは原因があると思います。私は自分なりに把握はしておりますが、それが全てだというふうに思いませんので言いませんが、やはりいろんな問題を町ではこれをクリアしていかないと、逆にそれをクリアする原因がわかれば、オンデマンドにしてもうまくいくかというふうに思います。どっちにしろオンデマンドしか方法がないような感じが私自身はしますが、その点何か見解がございましたらお聞かせしていただければありがたいと思いますが、次に行きます。

長寿モデルについては、埼玉県が目的としているとおり、究極的に病気にならない、自己管理をうまくやっていって病気にならないというのがこの事業の最終目的ではな

いかなというふうに思いますが、これにはあくまでも自己管理が一番大切なので、今言ったように、今言った体組成計だとか血圧計が指摘箇所に置いてあるところを、持っている人もいるかと思います。筋トレの道具も持っている人もいるかもしれませんが、最初の取りかかりとして、この教室に入って継続的にできるよというのがこの事業の最初の目的だというふうに思いますので、持っている人もいるから、そのいわゆる実際の利用度はどうですかというところは、それを聞いたからといって実際当てになるかどうかはわかりませんけれども、そういう意識のある人がさらにふえていかないと意味を果たさないものなのでお聞きしたのですが、もう一度そこのところをお聞きをしたいというふうに思います。

それと、最後ですが、前にも私林業の振興というか、山林の荒廃について質問もしたこともございますが、いわゆる大水等が出て、根がしっかり張っていないからやはり、本当の大水なのでしょうけれども、土砂崩れ等起きるのです。それは山の管理なのです。そういうところから見ても、これから公的なところの公有地をするということであれば、そういう観点からも考えていかないと、観光的な面だとか景観的な面ばかりだとそういうところがおろそかになってしまうというふうに思うので、公有地をやるということであれば、そういうことも考えていく必要があるかというふうに思いますが、町の考えをお伺いをしたいというふうに思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　順次答弁を求めます。

青木地域支援課長。スイッチ。

○長島邦夫委員　ごめんなさい。

○青木　務地域支援課長　では、１点目につきましてお答えをさせていただきます。

見解があればということでございます。現在行っているタクシー助成事業でございますが、私も以前担当させていただいておりましたので、そのときにもたびたびご質問をいただいてお答えをさせていただいておりますが、当時も試行で、今も試行ということでございます。本日町長の答弁の中でも、北部の使っている方が伸びない、使う量が伸びないというのは、もしかしたら使い勝手がよくない部分があるのかもしれない、こういったお話もいただきました。また、そういったものと同時に、当然地域性というものがあると思います。こういった制度を使わなくても困らない部分というのが当然あるのだと思います。やはり地域、地域によって、その人によってその家族

のあり方だとか、そういったものによって、やはり足の確保というのは、これは方法は異なるのではないかなというふうに思っています。委員さんのほうからは、オンデマンドでそういったのが唯一の方法だというようなお話もいただきました。そういった方法を導入をするにしても、例えば全国の各地でそういった事業を導入している自治体があるというふうに聞いておりますが、いざ導入はしたものの、空気を運んでいるような状況があるよと。必ずしも導入をした団体がうまくいっているわけではないというふうに思っているところでございます。先ほども答弁申し上げましたが、今の嵐山町については、やはり現状行っている事業、こういったものをより使い勝手がいいような形で、現在も試行中ということでございますので、そういったことをみんなで知恵を出し合って図っていく、こういったことが最善の方法ではないかというふうに思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長　次に、石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

１回目の事業の参加者なのですけれども、比較的健康意識の高い方が今回申し込んでいらっしゃったかなというふうにも思っております。例えばやすらぎのトレーニングルームも、今まで使っていた方がこちらもまた参加をしていたという何人かの方もいらっしゃいますし、そういった点では、自己管理というのはこの参加者、結構高いところがあるかなと思いまして、利用頻度に関しましても高かったかなというふうに思っております。県としても、最終目標としては、健康寿命の延伸、または医療費の抑制という形でなれば一番いいわけなので、この事業に参加をしていない方に対しましても、ウオーキング等大切なことでございますので、そちらのほうの周知もまた図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　次に、植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　里山の荒廃ということが災害の一つの原因になってくるということがございます。

昔、昭和40年代ごろまで、里山が里山として使われていたころには、災害が発生するような場所ではなかったのだけれども、例えば竹林が雑木林を覆ってしまい、いつの間にか雑木は枯れ果てて竹林だけになったというような斜面の場合ですと、地すべ

り等の災害が発生する、しやすい環境というものがそこでつくられてしまうということがございます。

里山・平地林再生事業につきましては、先ほども申し上げましたように、里山の公益的な機能を果たすということが一つの目的、それを取り戻すということが一つの目的でございますので、当然ご指摘のそういった場所につきましても、治水の観点というようなことも含めて対象となってまいります。要は、その実施した後の維持管理をどういうふうにしていくのかということが大きな課題であろうかと思うのですけれども、なかなか現状で有効な手段というのが難しい面がございます。嵐山町は平成19年だと思いますが、県下、あるいは全国の自治体にもかなり先駆けて里地里山条例というものを施行しておりまして、里山活動をする団体と、町と、そして所有者、地権者の方とで協定を結んでエリアを決めて活動していただくと。それに対して町が支援をしていくというような方向性を打ち出しております。なかなか今数カ所でそういった活動も町内で行われておりまして、少しずつではありますが、そういった範囲も広がってきてはいるのですけれども、なかなか手がつかなかったというのは、余りにも荒廃がひどくてなかなか入れなかったという面がございます。里山・平地林再生事業で一旦きれいにしたところに、新たにそういった活動団体に入っていただくということも今後進めていかなければいけないと思いますし、町内が少しずつ高齢化をしてきて、町内ではなかなか難しいということであれば、一部嵐山町内には外からの企業や町外からの団体に入っていただいて、里山活動を実施していただいている箇所もございますので、町外からもそうした、町外にも呼びかけて、活動団体を誘致するというようなことも考えられるかなと思います。積極的に検討していきたいと思います。いずれにしても、さまざまな里山の持つ公益的機能というものが果たせるように、この里山・平地林再生事業をそのきっかけとして十分に活用をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長　最後に、清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　今年の決算書をもらったときに、不用額多いなというのが第一印象です。同時に、予算執行されていないよという部分が見受けられるというふうに感じたのです。不用額が今年２億4,580万ぐらい残っていると。予算執行の面からすると、今年94.7％なのです。そういう面では、95％を割った予算執行と。ちなみに26年度の

予算執行は、95.7％まで行っていないのです。約95.7％。要するに26年度からすると、１ポイント減っていると。そういう面では、審議の中でも、まちづくり整備課の話では、町道の草刈りが50％ぐらいだと。住民要望も、38件区長から入っている中の18件はやりましたという話なのですけれども、そういう面からすると、予算執行からすると、95％割っているという状況の中で、住民要望や当初予算の、かなり当初予算の中で各課ごとの査定をやった中で予算を落とされている課が多いのだと思うのです。課からすると、住民のための予算を組んでおくのだと思うのですが、そういう面では、不用額は前年よりも１ポイント減っていると。この不用額の問題について、まず町のほうはどう考えているのか、また予算執行がされていなかった部分いろいろあるのだとは思いますけれども、そういう部分が見受けられるということをどう感じているのか。今の長島さんの話ではないですけれども、事業をやりますよという形で組んでおきながらなかなかできなかったという部分では、非常に問題が残るのかなというふうに思うのです。この予算執行を上げていく努力というのを今後どういうふうにしていくつもりなのか、あわせてお聞きしたいというふうに思います。やっぱり１ポイント減っているというのは、これはそれぞれの補正、委託料なんかですれば、契約結んでしまえば、補正で落とせるわけですから、そういったものをきちっとやって住民福祉のための予算に使っていこうよという姿勢が町の中でどういうふうに各課に植えつけられているのか、あわせてお聞きをしておきたいと思うのです。

それから、２点目は、都市計画道路の話です。川島の土地利用の中で、あそこの場所が明星が撤退するというか、なくなって、あそこを工業用地として、工業系として位置づけられています。あそこのところに真ん中に12メーターの道路をつくるということで、この道路が本当に工業用地として活用できる用地が残るのかなと。この前総務委員会のほうで現地を見せていただいたのですが、市野川についてもそのままにしておくわけにいかないなというふうにも感じるのです。そうした場合に、12メーターの道路をつくって、かさ上げするのでしょうけれども、河川改修をして、工業用地としていつまであそこを置いておくというのは、本当に町のためになるのだろうか、あそこに工業用地として工業が張りつくのだろうかというのが危惧されるところです。そういう面では、道路から市野川のところの幅が一番広いのだと思いますけれども、一体どのくらいあるのだというふうに感じるのです。道路ができて市野川の改修をして、本当に工業用地として売り出す、企業局にあっせんする、そういう土地になるの

だろうかというふうに思うのです。そういう意味で都市計画道路を整備するのだというのであれば話はわかると思うのですけれども、５年たっても10年たっても先の見えないような話の中で、先行して都市計画道路だけ整備をしていくと。少なくとも設計が始まるわけです。これから本設計になるのだと思いますけれども、私は用途変更して違うものでもいいのではないかなという気がしているのです。本当にそういう面では、川島側、反対側だって、用地としてはそんなに工場が建つような用地が本当にできるのかなというふうにも感じるのですけれども、あそこを明星が撤退した中で、本当に工業用地としてあそこを整備するのだという町の考え方を改めてお聞きしたいというふうに思うのです。私は、工業用地としての、市野川のあそこに12メーターつくって道路と市野川の間がそれほど工業が建つような、まして河川改修をしなければ、この雨で氾濫するというような状況も出てきている中で、本当にあそこに町が胸を張って企業局に用地として申し入れるのだというような場所ではないのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それから、自治基本条例の話です。町長は、施政方針の中で今年つくるというふうに言いました。しかし、９月補正、２回目の補正でこれを落としているのです。そういう面では、そのときに、総合戦略の事務があるので手いっぱいだということでそっくり落としました。ということは、今年、施政方針のときにはやろうというふうに思っていたのですけれども、人数が足りなかったのかなと、あるいは優先順位が下がってしまったのだということで諦めたのか、どういう理由でこれを手放してしまったのか、今後どうするつもりなのか、お聞きしたいというふうに思います。３点です。

○畠山美幸委員長　順次答弁を求めます。

安藤副町長。電源をお願いします。

○安藤　實副町長　予算執行の件、それから予算編成にも絡んでくるわけですけれども、ちょっと私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

委員さんご指摘いただきましたように、非常に未執行が今回大変多いなと。監査委員さんからも、この点についてご指摘をいただきました。それから、委員さんおっしゃるように厳しい予算編成が毎年続いております。そうした中で、財源を捻出しながら、やっと組んだ予算、当初組んだ予算です。住民要望も、区長さんからを通じてさまざまな要望ございますけれども、実現したいけれども、お金がなくて実現できない、予算が組めなかったという事業も随分ございました。そういう中で組んだ予算なので

すけれども、その結果を見ると、委員さんからご指摘いただいたような面もある面反省をしなければならない面もあるなというふうに感じています。最少の経費で最大の効果ですから、予定どおり執行できて不用額が出た事業もたくさんあると思います。ただ、未執行ということになると、本当にお恥ずかしい話でございまして、この点については、予算のこの議会が終わりますと、いつもの課長会で議会の反省会開きますので、そういう中で検証して、新年度予算編成間もなくでございますので、新年度においては、そういった委員さんのご指摘を踏まえて、我々も真剣にこの予算編成に取り組んでいきたいというふうに考えています。

それから、川島の天沼下の地区については、委員さんからも前議会においても同様のご指摘をいただきました。嵐山町が目指しているこのまちづくり、人口が減っていって、どんどん、どんどん町民の所得も減って税収も減っていくというのが先に見えている中で、町民要望、それから扶助費の話も出ましたけれども、社会保障費等は増額する一方でございます。そういった将来を見据えたときに、嵐山町は、稼ぐ力、農業、商業、工業、それをもう一度原点を見詰め直して、そして工業振興も図っていこうというふうなことでございます。

近々には、ご案内のとおり花見台の拡張地域に手をつけていくということでございますけれども、長期的には、今お話が出ているところについても都計道を入れながら、そして産業団地をつくってまちの活性化につなげていこうというふうなことでございます。都計道の位置を変更することについて、もう既にご説明申し上げたとおりでございまして、市野川の改修も予定をされております。そしてまた、市野川沿いには下水道の本管も入っておりまして、そこもその改修とあわせて、そのところに下水の本管の上部の管理道路をつくる目的でもって、長く地権者に待っていただいてございます。それから、前回もお話ししましたけれども、この都計道を建設するに当たってアパートをつくりたいというふうな地主さんもいらっしゃったのですけれども、それもご理解をいただいて、その部分をあけていただいております。さまざまな長く都計道の事業が進んでおりませんから、いろんなことがこれまでも問題となっておりましたし、これからもこの事業を進めるに当たって大きなお金も必要でございます。しかし、嵐山町の今進む方向について申し上げましたけれども、我々は、この事業に最大限の力を加えながら、課題に大きな難題がありますけれども、それには調整をしながら、力を合わせてこの事業を進めていきたいというふうに考えております。そのことによ

って、この東松山都市計画の中の都市計画道路、そして滑川町と連携して進めているこの都市計画道路、これを完成することによって、あわせて地域との信頼も成り立つわけでございまして、いろんな要素が詰まっている道路でございますので、ぜひ委員さんにはご理解をいただいて、またいろんな面でまたご指導いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○畠山美幸委員長　次に、岩澤町長。

○岩澤　勝町長　３番の自治基本条例についてお答えさせていただきます。

この自治基本条例については、大変ご迷惑をかけておりまして、申しわけなく思っております。自治基本条例をつくって、さらに地域づくりを進めて、地域と一体になった地域経営を図ってまちづくりを進めたいという強い意思を持っておりまして、施政方針でも計画をしたわけですけれども、議会の報告もなしに作成ができなくてということで、前回、その前だったですか、議会でおわびを申し上げさせていただいたわけですけれども、そういう状況で来ております。

そして、委員さんおっしゃるように、今優先順位が自治基本条例は下がったのかということでございますけれども、そういうことではなくて、周りのことがさらに上がってしまったというふうに言ったらいいのでしょうか、そういうことでした。人口ビジョン、総合戦略、まちづくりというのが、ここのところで潮目が大きく変わったといつも言っていますけれども、そういうような状況がありまして、それを先につくって、それで予算取りの中に食い込んでいかなくてはというようなことがあって、そこを優先しなければということでこういうことになってしまいました。地域づくり、自治基本条例はやっぱり地域づくり、そして地域の行政への協力、これをお願いをする条例であろうというふうに私は思っておりますので、そういう状況というのは、今も自治基本条例ができていなくても、今それをやりながらまちづくりを進めているという状況です。

昨日も議員の皆様に大勢交通キャンペーンに出ていただきましたけれども、毎回署長が大変嵐山はというふうに言ってくれるのですけれども、きのうも大変忙しい中で、普通ならどうだったのだろうなと思うのだけれども、ぎりぎり駆けつけて参加をしていただいた。そういう状況は、この地域の皆さんの協力が見られる、外の人から見られる、そういうような状況があるので署長も来るようなことだと思うのですけれども、地域づくりというのは、お世話になって12年過ぎるわけですけれども、確実に上がっ

てきているなというふうに思っております。

さらにこれ上げなければいけないわけですけれども、今回の自治基本条例については、今も言ったように優先順位を下げているわけではないのですけれども、大変職員の仕事がふえている、多い中で、特に今回の議会でもご指摘を、前回、今回ご指摘いただいているわけですけれども、危機管理、これが嵐山町では、大変恥ずかしいのですけれども、おくれております。この危機管理について、防災対策、水が、風が、雪が、地震が、こういうようなものをしっかり早くすぐに取りかかっていかなければいけないという、一番大きな課題を抱えてしまっております。これを何としても早く、そして地域にこれこそ早く浸透をして理解をいただいて、それぞれの人が自分の命は自分で守るという意識をしっかり持ってもらうような対応を早くとっていかなければいけない、こういう大きな課題を今ここのところで抱えてしまいました。それで、いろいろ話を聞いていると、防災対策というので、一つ何か決めればいいのかというのが、そうでなくて、水があり、雪があり、風があり、地震があり、それぞれみんないろいろ違うような状況、そして嵐山町は大変今まで無事に来ておりまして、のほほんとちょっとし過ぎてしまっている部分があって、中にノウハウの蓄積というのが本当にないのです。ですので、しっかりこれこそ一から取り組んでいって、専門家の意見を聞きながら、あるいは先進地の状況を調べながら、嵐山町に合った、恥ずかしくない危機管理を早くつくっていかなければということで、そちらを最優先に今考えておりますので、この自治基本条例の順位が下がったわけではないので、重ねて言いますけれども、意識はしっかり持っておりますから、お許しいただきたいのですが、そちらを何としてもすぐ町、庁舎を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えております。

ちょっと恥ずかしいのですけれども、本当にこの近辺においても嵐山町の場合には今まで災害が少なくて、意識が低いといいますか、それで済んできてしまったというのが。それと、河川の氾濫ですとか、土砂崩れ、地すべりというようなところも、ときがわ、あるいは秩父地方、それから川のほうでいけば、大きな川が抱えている地域に比べると、東松山から南のほうのところまで比べると、全く今までそういうのが危機が少なかったというようなことがあった。言いわけですけれども、そういうような状況はあった。それで、ちょっと現状大変おくれているということで、これを何としても役場全体で早急に取り組んでいくという、これを最優先の課題としていきたいと

いうことで、自治基本条例はその後ということでお願いをしたいというふうに思います。

○畠山美幸委員長　清水委員。

○清水正之委員　今副町長のほうから、監査委員のほうからも指摘があったのだというお話がされたのですけれども、ちょっと申しわけないのですが、どういう指摘を町に監査委員さんのほうからしたのでしょうか。その指摘に基づいて、町は今後どういうふうにしようというふうに考えているのでしょうか。いずれにしても、住民要望についても半分ぐらいしか実現できなかったと。また、年度当初に各課の予算要求がかなり削られていると思うのです。そういう仕事を持ちながら、26年度よりも予算執行が悪いという点での各課への徹底をどう図っていくのかというのが求められるのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それから、都市計画道路なのですけれども、確かに稼ぐ力が必要だと言いながら、工場が入ってこない限り稼ぐ力なんて何にもならない話です。県や東松山の都市計画審議会のほうに申請を出しているのだと、許可がおりているのだと言いながら、この道路をつくるためにあそこの場所を工業系にするというのでは、話が違うのではないかなというふうに思うのです。これから詳細な設計に入るのでしょうけれども、天沼のほうから見るとかなり段差がある、相当埋めなければならない。市野川の河川改修をすると言いながら、まだ滑川部分が終わっていない。そういう中での、もう10年に１度とか、20年に１度とかという、そういう豪雨ではなくなってきている時代なのかな、天候なのかなというふうにも思うのですけれども、市野川の河川改修を早くしないと、工場だって入ってこないですよ、状況から見て。この前だって、もうすぐ氾濫すると、今のままではという状況だったわけです。それを工場用地だといって売り出すというのは、本当、自治体としては情けないなというふうな感じがするのですけれども、相当費用的にあの土地を工事をしていかない限り、あそこを工場用地としてあっせんするというのは不可能ではないかなというふうに思うのです。だったら、諦めてしまったほうがいいなというふうに思うし、どうしてもやるというなら、私は工場用地ではなくて、違う方法をもっとみんなで考える、そういうものをつくっていくべきだというふうに思うのです。そうしないとあそこの土地が生きてこないというふうに思うのですが、考え方をお聞きしたいというふうに思います。

それから、自治基本条例の話ですけれども、職員が仕事が多くなってきているとい

う話です。そういう面では、予算執行の部分とも絡むのですけれども、職員の定数管理からして、嵐山町は職員数というのは十分なのですか。私は、もっと職員を入れないと住民要望に応えていけないのではないかというふうに思うのです。その辺はいかがなのでしょうか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

柳代表監査委員。

○柳　勝次代表監査委員　清水委員からの不用額についての質問ですけれども、考え方というか、まず不用額についての監査委員としての考え方なのですけれども、最近では不用額そのものが必ずしも悪いというふうな考え方もなくなってきております。

というのは、使い切り予算とはいえ、各事業に対して節減、あるいは節約、そしてそれを翌年度へ繰り越すというような考え方が各自治体でも出てきているようです。しかしながら、それはあくまでも事業を執行した上でのお話でありまして、今回清水委員から各課にわたっていろいろ指摘を受けましたけれども、それによると、先ほども話が出たように、未執行の部分が多いと。それについては、やはり不用額が出たということは決してよくないと考えております。

今後、やはり副町長も言っておりましたけれども、予算の組み立て時のしっかりした裏づけ、あるいは事業に対してのスケジュール、これもしっかりしたスケジュールを立てて実施していくと、そういうことが大切かなと思います。その辺については、我々も示唆していきたいし、執行部のほうでもその辺をしっかりやっていっていただきたいという要望を持っております。

ちなみに、今年も実は数日前の26日に８月の定例審査があったわけですけれども、その中でも特に執行率が悪い課というか、そういうところに対しては、来月までに調べておいてほしいというような宿題もお願いしてあります。具体的にちょっと申しますと、例えば土木費、これが８月ですから５カ月過ぎていますから、単純計算で言えば約40％はいっていかなくてはならないわけですけれども、もちろん事業の大きい、少ないがありますから一概には言えないのですけれども、それでも土木費がたしか11％ぐらいだと思いました。商工費が13％ぐらい。ちょっと余りにも低いので執行率が悪いなというお話で、調査してくださいというふうに事務局にはお願いしておきました。

そして、具体的なお話なのですけれども、27年度に対しては、これは事業と言える

かどうかわからないのですけれども、特にちょっと具体的に出していいか迷うのですけれども、商工会への補助金、これが２月か３月、もう間近になって申請が出てきたわけです。これで事業が執行できるのですかというようなことで改善を求めました。また、コミュニティーの事業ですか、これに対してもやはり２月ごろ出てきた地区があります。こういうことに対して、果たして執行できるのか、年度末までに終わるのですかというような、そういう課題を提案というか、その課に対して、そういう指導はどうやっていくのだ、あるいはこれからどうしていくのだという、そういうお話をしたことがありました。

以上です。

○畠山美幸委員長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　今の問題ですけれども、とにかく現状はそういうことでございますので、これから予算編成期を迎えます。新年度予算はそういうことのないようにしっかり取り組んでまいりたいと思います。

それから、過去には、課長会議ごとに、主な事業、主要事業について執行状況を確認し、それぞれかかわる課がその状況を把握するというふうなこともやったこともあったのですけれども、現在それはやっておりませんけれども、何かこの方法を考えないと、予算の編成だけではなくて、月ごとの執行においても、今委員さんご指摘いただいたこと、あるいは監査委員さんからいただいていることを踏まえて、我々としてできる対策を講じてまいりたいと、このように考えております。

それから、都計道の関係ですけれども、工業開発を予定をし、町の土地利用構想等もそのように変更させていただいておるわけですけれども、清水委員さん、花見台工業団地をつくられたときに、大変ご苦労なさって工業団地の建設にご努力いただいたわけですけれども、当時と比べると今は町長からもお話ございましたように、全て企業からの収益金でインフラ等整備するのではなくて、誘致をする側が最低限のインフラは整備して企業を迎え入れると、こういうふうな時代に入っております。その中で川島地区ですけれども、課題が県道とのこと、あるいは排水の問題、それから河川の改修の問題、都計道の位置の問題等々課題が山積をしておりまして、一つ一つ関係する県の関係課局と調整をして今日に至っております。そういった中では、特に高低差の問題、土の搬入も必要だというふうに言われておりますけれども、大きく今天沼の鬼鎮様のところを通っている道路との高低差、あれだけございますけれども、あれ全

部を土を搬入するとかということではなくて、最低限必要な土の搬入とするとその土量はどのぐらいになるのか、費用対効果は一体どんなふうになるのか、そういったシミュレーションを幾つか重ねていく中で事業を実施をしていくのだというふうに思うのですけれども、我々としては、この関越インターチェンジを持っている町でございますし、圏央道とのジャンクション、圏央道とのインターチェンジ結節点も近くにあって、首都圏には本当に便利な場所でございます。ポテンシャルは非常に高いというふうに思っておりますし、何といっても地震が嵐山町は地盤が安定しているというふうなことが過去のデータから出ておりまして、ある企業の社長さんは、この嵐山は捨てたものではないよと、いろいろ可能性を探って企業誘致を今考えたほうがいいよと、今がこのチャンスだよというふうなアドバイスもいただいたりしているわけなのですけれども、いろいろ申し上げましたけれども、既定の方針に基づいて、県からご指導いただきながら、それから議会からもご指導いただきながら、この事業を前進させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○畠山美幸委員長　中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　私のほうからは、まず職員の状況についてお答えをさせていただきます。

清水委員さんからは、職員数、嵐山町は適正なのかというお話がございました。嵐山町では、平成27年から31年度の嵐山町の定員管理適正化計画、職員の計画でございますけれども、こちらをつくってございます。こちらにつきましては、平成27年の４月１日の職員数を基準といたしまして、平成31年の４月１日の職員数、こちらについての推移といいましょうか、計画をつくったものでございます。一つのこの計画をつくるに当たりましては、平成26年の４月１日現在の団体、類似団体と申しますが、こちらについて本町と比較をし、適正であるかどうかということを考慮した上で、またさらに５年後人口が減っていきます。その減っていったときの類似団体との比較、それを見きわめた上で予想をいたしました。

26年の４月１日現在の一つの数値を申し上げますと、類似団体というのが、本町と同じような類似団体というのは全国で83団体ございまして、それらの普通会計の人口１万人当たりの職員数、これの平均が89.01人、それに対しまして当町のこの１万人当たりの職員数が67.59人ということで、この時点では全国平均に比べて低い数字であるというふうなことでございまして、この見直しをする前は、今後の職員数につい

ては５年後減らしていくという予定でございました。しかしながら、今現在、平成26年の職員数146人、そして平成27年のいわゆる計画の目標数も146人、それから徐々に減らしていく予定だったのですけれども、この５年後の数値を見まして、人口が１万7,000人台に落ちた場合であっても、この定数の目標146人というのは決して類似団体に比較して高い数値にはならないということで、今ではこの計画目標数は平成27年が146人、そして31年も146人という計画目標数を設定をいたしまして、退職者と新規採用者、これを採っていくという形で考えているところでございます。ただ、平成27年度、それから28年度につきましては、職員数については派遣職員もおりまして、いわゆる人づくりや広域連合や建築安全センター、それから中部資源環境、それから衛生組合、こういったところに４人派遣をしております。こういった中で職員がやはり内部で働かないで、働かないでという言い方はおかしいのですけれども、派遣している職員もいるということで、その年度、年度で若干のやっぱり増減があるということでございます。さらに、育児休暇等の職員もおりますので、その辺は、その目標定数、目標数の中で、採用と退職のバランスをとりながら毎年計画していくというようなことで考えておる次第でございます。

○畠山美幸委員長　清水委員。

○清水正之委員　そういう面では、監査委員さんのほうからの指摘もあったので、また課長が言われるように、課長会議の改善等もあるので、来年、少なくとも65％は割ってしまったというのは、これは執行率からすると非常に悪いというふうに感じるのです。やはり60ではない、90。

〔「びっくりしました」と言う人あり〕

○清水正之委員　95％割ったというのは、非常に執行率としては悪かったなというふうに感じるのです。少なくとも、やっぱりそれ以上になってこないと、そういう面では住民福祉を向上させるという面からも、きちっと計画されている事業についてはきちっとやっていくと。また、精査しながら、年度当初にない住民要望も実現していくという立場からも、不用額の比率を高めていくというのは必要かなというふうに思います。何かあればおっしゃってください。

それから、都市計画道路ですけれども、これから市野川の改修も予定されているのだというお話だったですけれども、少なくとも工業用地という指定をするわけですから、その用地自体はきちっと確保できるという認識でいいですね。それを確認してお

きたいというふうに思います。

それから、職員については、５年間は少なくとも維持をしていくのだと、現在の職員数を維持をするということでいいというふうに感じたのですが、それでいいのですね。

○畠山美幸委員長　順次答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　執行率の問題については、先ほどご答弁申し上げたとおり努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、工業用地の関係ですけれども、議員さん会派で静岡県の長泉に行かれたということです。私も行ってまいりました。子育てするなら長泉、長く工業導入を、繰り返し、繰り返し工業導入をやってきたのです。決して平たんなところではなくて起伏に富んだところですけれども、それが嵐山で、例えば長泉と比較したときに、嵐山は花見台で導入、平成10年、今から相当前、それで終わっていますけれども、ああいった規模の団地の後小規模なものを入れたり、何回も何回も導入をしながら今があると。何をやるにも、やはり財源が必要でございます。そういったことを考えますと、この産業団地、働く、稼ぐ力の場所を嵐山で考えたときに、本当に嵐山はその適地がないのです。町の地図を広げてみますと、ため池があっちこっちに点在していたり、優良農地が、土地改良を進めた農地があったり、嵐山にはほとんど開発ができる場所というのが、残されているところと本当に少なくて、この天沼の下は農地ではありますが、非常に耕作放棄地の多い、そして農業投資がしていない場所でございますので、しかも河川は通っていますけれども、平地、しかも都計道を、広域的な都計道を予定をしていると。いろんな潜在的な要素がございまして、そういったことを成功させれば、また今お話が出た長泉に近いまではいかないにしても、見習ったまちづくりができるのではないかなというふうな希望も持っておりまして、この事業を何とか成功に導いていきたいと、努力をしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長　中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長　この５年間の27年度から平成31年度の定員適正化計画におきまして、計画目標数については同じでいくという計画でございます。

○畠山美幸委員長　以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにて全ての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　討論を終結いたします。

これより認定第１号　平成27年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○畠山美幸委員長　挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

◎散会の宣告

○畠山美幸委員長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　３時５１分）

決算審査特別委員会

１０月３日（月）午前９時３０分開議

議題１　「認定第２号　平成２７年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について

２　「認定第３号　平成２７年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について

３　「認定第４号　平成２７年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について

４　「認定第５号　平成２７年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について

５　「認定第６号　平成２７年度嵐山町水道事業会計決算認定について」の審査について

６　「議案第４９号　平成２７年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の審査について

○出席委員（１２名）

１番	吉本秀二 議員	２番	森　一人 議員
３番	佐久間孝光 議員	４番	長島邦夫 議員
５番	青柳賢治 議員	６番	河井勝久 議員
７番	川口浩史 議員	８番	清水正之 議員
９番	松本美子 議員	１０番	安藤欣男 議員
１１番	渋谷登美子 議員	１２番	畠山美幸 議員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

大野敏行 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長 監査委員会 書記長兼務	村田泰夫
主査 監査委員会 書記兼務	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
中嶋秀雄	総務課長
山岸堅護	税務課長
田畑修	税務課課税担当副課長
大島真弓	税務課収税担当副課長
金子明夫	税務課主席主査
武川美江	税務課主席主査
木村公正	税務課主席主査
小松英喜	税務課主席主査

安在洋子	税務課主査
村田祐介	税務課主任
村田朗	町民課長
太田淑江	町民課保険・年金担当副課長
吉田信子	町民課主席主査
山下次男	長寿生きがい課長
岡野富春	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
近藤久代	長寿いきがい課包括支援担当副課長
藤永恵子	長寿いきがい課主席主査
菅原広子	長寿いきがい課主席主査
深澤清之	上下水道課長
藤原実	上下水道課管理担当副課長
川上力	上下水道課施設担当副課長
清水延昭	上下水道課下水道担当副課長
内田雅幸	上下水道課主席主査
栗原淳	上下水道課主査
金井敏明	会計管理者兼会計課長
小久保錦一	教育長
柳勝次	代表監査委員
吉場道雄	監査委員

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長　ただいま出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

（午前　9時２５分）

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長　ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎認定第２号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長　認定第２号　平成27年度嵐山町町民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括して行います。

それでは、どうぞ。渋谷委員。

○渋谷登美子委員　161ページになると思うのですけれども、滞納世帯数ができてますけれども、短期保険者証の発行数をお願いします。

○畠山美幸委員長　ちょっと待ってください。電源入りましたか。

○渋谷登美子委員　それで、もう一つですけれども……

○畠山美幸委員長　もう一度質問。短期保険証の人数。

○渋谷登美子委員　これこども医療費のことを、医療費が値上がりしたというふうにおっしゃっていました。それで、実際に見てみますと義務教育、確かに乳幼児で1,711件で1,513件から上がっています。でも27年度全体では、26年度が７万488件で、27年度全体では７万2,726件で、件数のみは2,238件になるのです。うちふえたのは198件、子供が。そして、ゼロ歳児から７歳児は2,040件になるのですけれども、小中学生で子供の医療費の伸びが、医療費無料化になったから全部で2,040件ふえたということ

にはならないのです。人数が減少しているのに、国保ですと医療費が伸びがあると考える理由を聞きます。

26年度は被保険者数5,371人、それが5,918円になっていて、173人の減です。ところが、26年というのは医療費の総額というのは16億9,730万4,760円で、１人当たりの医療費というのが32万6,530円で、平成28年の８月に埼玉県平均の１人当たりの国保の医療費というのは、29万8,000円となっているので、27年度の１人当たりの医療費というのは、まだ出ないのですけれども、26年度でも、嵐山町の１人当たりの医療費っていうのは30万4,015円になります。嵐山町の医療費が増額している理由というのは何なのか、伺いたいと思います。

医療費全体では、多分がんがふえていると思うのです。がんがふえているときに、今先進医療といって、ジェネリック医薬品を使わない傾向に、医療の傾向が全体的にあるといいます。そうすると、こども医療費だけでなく総体的に医療費が上がっているのは、ジェネリック医薬品をドクターが使っていかない傾向があるというふうに私自身は考えているのですが、これに対して厚労省は、医療費が高額になっている金額に関しては、ジェネリック医薬品をなるべく使うようにというふうな形での指導をしていますが、嵐山町ではどのようになっているのか伺いたいと思います。

これは、こども医療費の問題から考えてみると、こども医療費だけでなくて医療費全体が増額になっていて、それも高齢者がふえているから増額になっているということではないというふうな判断がいろんなところで出されているのです。何が問題かということを考えていかないと、医療費の減にはならない。単純に子供の医療費を無料化したから医療費が、回数がふえてコンビニ診療を受けたからというふうな形にはならないことが、厚労省などのある程度の判断でも出てきているのに、国保ではどういうふうに考えているのかということをまず伺います。

以上です。

○畠山美幸委員長　順次、答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　それでは、順次お答えいたします。

最初の短期証の発行件数でございますけれども、今年度は171世帯でございます。

続きまして、嵐山町の医療費がふえている理由ということで、嵐山町の１人当たりの医療費ですけれども、平成27年につきましては、就学前の子供、こちら11万2,310円。

〔「１人当たりですか」と言う人あり〕

○村田　朗町民課長　１人当たりです。27年が11万2,310円、26年につきましては13万803円、14％減ということです。

７歳から64歳につきましては、平成27年、１人当たりが27万2,706円、26年度が26万2,405円、3.9％の増です。65から70歳です。平成27年度、36万4,025円、平成26年度につきましては34万3,519円、６％の増です。70歳以上ですが、平成27年度53万2,357円、26年度は49万6,671円ということで、7.2％の増でございます。

ジェネリック医薬品の関係ですけれども、平成27年度につきましては、利用率が64.4％です。平成26年度は、60.6％になっております。

参考までに、今年度の４月審査分は68.8、５月審査分71.9、６月審査分71.6、７月審査分71.6という状況でございます。それで、この利用率につきましては、町村の中では嵐山町が１番ということになっております。

以上です。

○畠山美幸委員長　質疑をどうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員　ゼロ歳児から６歳児までの就学前の子供の人数、件数はふえているのですけれども、人数は実際には減っているということになるのか。

それともう一つ、１人当たりは減少しているわけですから、それと26年度の……

○畠山美幸委員長　押していない、電源入っていますか。

〔「入ってないんだよ、最初から。どっかおかしい」と呼ぶ者あり〕

○渋谷登美子委員　26年と27年の就学前の子供の人数。

それと、学齢児というのですか、学齢児の26年と27年の人数を教えてください。

○畠山美幸委員長　１点につきまして、答弁お願いします。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えいたします。

就学前の人数ですけれども、平成26年が118、平成27年116、マイナス２でございます。

それと、学齢児ということでしたけれども、そこのデータのほうはございませんので、お願いいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長　渋谷委員。

○渋谷登美子委員　そうすると、これを見ますと就学前の子供は人数が減っているけれども、件数はふえています。逆に言えば、こども医療費の無料化でお子さんたちというか、親御さんがとても連れていきやすくなったというふうな結果だと思うのですけれども、その点について町長はどのように思われるか伺います。

○畠山美幸委員長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　医療費の件でお尋ねいただきました。

いざというときに医療にかかりやすい状況というのをつくるのは、行政の一つの責任だというふうに思っています。そういう中で、以前からご指摘いただいていますように、一部の層の人たちというのは、非常にかかりにくいような状況が、窓口があると起きてしまうのではないかと指摘をいただいてまいりました。そういう中で窓口を廃止して、医療費が使いやすいような、かかりやすいような状況をつくっていこうということで決断をいたしまして、そういう方向をとった。結果として、そういう状況の中で医療を受けていただいておりますので、現状ではかかりやすい状況にあるのだろうなというふうに思います。ただ、医療費自体が、かかりやすい状況で無料というのはいいのですけれども、医療費というのはかかってしまっているわけですので、何としてもこれを低く抑えていく方向をこれから考えていかないと、予算全般の中にいろんな形で影響が出てくる。まして高齢化はどんどん進むわけで、今も報告というか、答弁にありましたように高齢化が進んでるほうは、もう１桁違う、１桁というか、ワンランク違うような医療費がかかってしまうわけですので、そういうものを考えていくと、そちらのほうを抑えていくってなかなか厳しい状況にあるわけですけれども、嵐山町の中では担当がいろんな形で頑張っていただいて、ジェネリックはこのようにすばらしい状況の数値が示せているというのは、やっぱり行政の努力の結果だというふうに思っています。

ですので、努力できるところはしっかり努力をしていく。そして、そうでなくかかりやすい状況はかかりやすい状況でつくっていく。そういうことが、健康な生活が町で送れる、そういう医療体制、医療状況というのをつくっていけるのではないかなと。これからもそういう面を、状況を見ながら、数字を勘案しながら進めていければなというふうに思っています。

○畠山美幸委員長　ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員　短期保険証の件数を聞きましたけれども、それとあわせて資格保険と言いましたっけ。

〔「資格証明書」と呼ぶ者あり〕

○川口浩史委員　資格証明書の数を伺いたいと思います。

ちょっとどんな状況で資格証明になっているのか、あと短期保険も。ちょっとその方の生活実態というのがわかりましたら伺いたいと思います。

それから、６割軽減、４割軽減、この人数を聞かせてください。

それと、一般会計のところで差し押さえのことを聞きましたけれども、国保のところでもあるのでしょうか、伺いたいと思います。

あわせて、不納欠損の表が161ページにあるわけですけれども、ちょっと収入未済とあわせて状況を伺いたいと思います。

それと、国は全国総額で1,700億円の交付金を出したのです。出して、例えばそれを川島町はどれくらい来ているのだろうな、そのうちの。それを利用して、各世帯保険税の１万円引き下げというのをやったのです。嵐山町にも来ているわけですので、嵐山町ではどこに来ていて、どういうふうに使用したのかを伺いたいと思います。

それと、先ほどジェネリックの話が出ていたのですけれども、175ページの表にジェネリック医薬品差額通知業務というのがありまして、ここに金額があるのですが、この金額自体だけで見ると昨年より減っているのです。でも今の説明ですと、昨年より比率ではふえているということで、ちょっとこの関係と、これはどういう表なのかを伺いたいと思います。

それと、特定健診はここでいいのでしたっけ。特定健診は、27年度何％になったのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　６点につきましての答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　１点目の短期証と資格証の方の状況というご質問をいただきました。

短期証については、先ほど町民課長からご答弁申し上げましたとおり、発行数は171世帯ということですので、個々に世帯、多くの世帯が対象になっておりますので、

その状況というのはそれぞれ違ってまいります。一概にこういう世帯ですというご説明がなかなか難しい部分でございます。

資格証については、世帯数も私のほうで把握しておりますので、申し上げますけれども、６世帯です。皆さんそれぞれ国保税については、大分古いところから滞納という形になっておりまして、なかなかこれが納めていただけないというような状況でございます。６世帯それぞれございますけれども、全く家にいらっしゃらないような方もいらっしゃいますし、恐らく海外に行かれているのではないかというようなことが考えられる方もいらっしゃいますし、お宅に伺ってもお会いできなかったりとか、そういった状況が続いております。

また、ある方はほかの健康保険に入っているというお話なのですけれども、なかなかその切りかえの手続をしていただけなかったりとか。ただ、本当にほかの保険に入っているかどうかというのはこちらのほうで確認できませんので、そういった方もいらっしゃいます。

続いて、６割、４割軽減については町民課のほうでお答えするということです。

それから、差し押さえの関係ですが、差し押さえにつきましては所得税の還付、こちらを差し押さえさせていただいた方が６件、金額にいたしますと41万2,554円でございます。それから、預金の差し押さえ９件、48万1,467円でございます。続いて、給料の差し押さえ１件でございますので、ちょっと金額については控えさせていただきます。以上でございます。

それから、最後に不納欠損と収入未済額についてご質問をいただきました。162ページをごらんいただきたいと思います。不納欠損の額ですが、1,595万4,460円でございます。

（２）の保険税の不納欠損の内訳をごらんいただければと思います。一番上の地方税法15条の７、４項該当、こちらは平成25年の３月末に停止処分をかけた分でございまして、そちらが３年間経過いたしましたので、今回不納欠損で落とすという形になります。実件数が44件、金額が1,103万7,515円でございます。

次の段の地方税法15条の７第５項該当、こちらは即時欠損でございまして、実件数で４件、金額で24万6,600円でございます。内容につきましては相続放棄、それから外国人の海外転出となっております。

一番下の18条１項、こちらについては５年の時効のものでございまして、実件数が

63件、金額が467万345円となっております。

以上、３項目で合計が1,595万4,460円という状況でございます。

続いて、収入未済額についてお答えを申し上げます。収入未済額については、同じ162ページにございますが、8,883万4,518円でございます。前年度、平成26年度の収入未済が9,965万2,396円ですので、前年度と比較いたしますと約1,000万円、1,081万7,878円減っているという状況でございます。

私のほうからお答えさせていただく部分については、以上でございます。

○畠山美幸委員長　次に、太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　私のほうからは、軽減の人数ということでお答えいたします。

まず、６割軽減なのですけれども、医療分後期支援分は627世帯で845人、それから介護納付金分が248世帯で271人です。それから４割軽減なのですが、医療分後期支援金分が365世帯668人、介護納付金分が132世帯151人ということになっております。

以上です。

○畠山美幸委員長　次に、村田町民課長。

○村田　朗町民課長　私のほうから、1,700億円交付金の関係をお答えいたします。

嵐山町の状況ですけれども、こちらの交付金につきましては一般会計のほうに、保険者支援分ということで999万2,877円、国のほうから入ってきているわけですけれども、嵐山町の状況といたしましては、国保財政、法定外の繰り入れ等を行っている状況でございまして、なかなか下げられない状況になっております。

使い道ですが、川島町の例をおっしゃっていただきましたけれども、全体的に医療費に使っているということでございます。

次に、175ページのジェネリック医薬品の差額通知の関係でございますけれども、こちらは表にも書いてございますけれども、国保連合会のほうに委託をしておりまして、年２回の発送を行っております。９月と３月でございます。平成27年度につきましては、９月に116通、３月に114通ということでございました。参考までに、26年度は９月が174、３月が129でございます。件数的に事業費のほう、26年度と比べて減になっておりますけれども、県内全体的に減少になっているかと思われます。

次に、特定健診の関係ですけれども、対象年齢が40歳から74歳ということで、平成27年度につきましては、対象人数が3,714人、実施人数が1,502人でございます。その

実施人数、内訳ですけれども、特定健診1,161、人間ドックが309、ＪＡあるいは商工会等からで健診を受けデータをいただいたものが32ということになっております。受診率といたしましては、40.44％でございます。参考までに、26年度の受診率は35.33％ということでした。

以上です。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　そうですか、昨年と比べると短期は若干減ったのですよね。といっても175世帯が171世帯になったということで、どういう実態であるのかをもう少し見ていかないと、解消するためにどうするのかの手だてもとれないと思いますので、いろんな方がいるという話だったので、その中で何か共通的なものに手当てをしていかないといけないのではないかなというふうに思いました。何かあったらお答えいただきたいと思います。

資格証明書は昨年と同じなわけですよね、聞いていると難しいなというのを感じるのですけれども、確認なのですが、学生で18歳以下のお子さんのいるところでは、資格証の発行というのはないということでよろしいのですか、ちょっと伺いたいと思います。

それで、差し押さえの関係なのですが、一般会計でも聞きましたけれども、この中で200万円以下の所得の方がどのくらいいるのか、伺いたいと思います。

不納欠損、収入未済は、とりあえずはわかりました。

特定健診は、ちょっと理解をしていただいていて、それが受診、健診の広まりになったということなのですか。わかりました。さらに強めていっていただきたいと思います。

175ページのジェネリックの関係なのですが、課長でしたっけ、昨年と比較して27年度のほうが、４ポイント利用が広がったわけですよね、ジェネリックは。何かそのときの説明では、こども医療費は、逆にジェネリック使わないのだという、ちょっと驚いてしまったのですけれども、全般的には国保の利用者は広がっているという、こういうことですよね。ただ、この表が、ジェネリックの差額通知書、これが昨年１万3,119円だったのです。これが１万円に引き下がっているので、これはジェネリックの利用が下がっているのかなと思っていたのですけれども、この表と先ほどのジェネリックの利用の状況と相関関係はないと。ちょっとどういう表なのか、ご説明いただ

きたいと思います。

それから、国が総額で1,700億円の交付をしました。嵐山町は、保険基盤安定に入れたということであったわけですけれども、これちょっと町長に伺いたいのですけれども、川島町は先ほど説明したように、各世帯１万円の保険税、これ１年間に限ってですけれども、それでも大変高額になっている保険税を引き下げて軽減をしようという試みというか、実践をしたわけです。町長のほうにその考えがなかったのか、あっても、その上でこういうふうな措置をしたのか、ちょっとそこを伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　４項目につきまして答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　１点目の短期保険証の関係で、何か共通しているようなところはあるかというようなご質問をいただきました。

今すぐに、共通しているものというのはなかなか思いつかないところなのですが、唯一共通しているものは、国民健康保険税を納めていただいていないというところしかちょっと思いつかなくて、本当に皆さんさまざまな状況ですので、それぞれ個々にこれからも対応させていただきたいというふうに考えております。

２点目の資格証を交付された方で、家族がいらっしゃるかということでございました。どなたも家族はいらっしゃいません。

それから、子供さんの関係ですけれども、今町民課のほうにも確認をさせていただきましたけれども、18歳以下の方は保険証をお送りしているということですので、そのような対応をされているということです。

続いて、差し押さえの関係でございますが、所得200万円以下の方の件数でございます。所得税の還付を差し押さえた件数が４件、預金を差し押さえさせていただいた件数が３件。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　ジェネリック医薬品の関係でお答えいたします。

こちら先ほど数字のほうを申し上げましたけれども、27年度が合計いたしまして230、26年度が合計で303ですけれども、こちらの委託した件数によって、１件幾らということで連合会のほうに支払いを行っていますので、その件数が減ったために、27年度は１万157円ということになりました。

以上です。

○畠山美幸委員長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

国からのという話ですけれども、嵐山町では今一番健康寿命といいますか、きょうも話しましたけれども、平均寿命、健康寿命、そして毎日を楽しく送れる健康維持をする。そういうことが一番の狙いでありまして、そのために１万円配るとかなんとかということでなくて、どうやったら毎日町民の皆さんが明るく送れるか、それにはどう使ったらいいのかということに嵐山町ではやっております。ですので、今一番健康なのは、今も渋谷委員さんにも話しましたけれども、かかりやすい状況はもちろんつくっていく。そのかわり、節約できるものはしっかり節約していく。そして、大きな課題でありますけれども、平均寿命に近づける健康寿命というのが、嵐山町では残念ながら余りいい成績ではないわけです。ですので、そういうものをいかに上げていくか、それには健康事業をいろんな形で取り組んで、それを目指していくというような全般的な形を見ながら、国からの助成金を使わせていただいております。

○畠山美幸委員長　いいですか。ほかに。

清水委員。

○清水正之委員　状況をいろいろ聞いて、追加で聞くの申しわけないのですが、嵐山町の中で保険証の未交付というのがどのくらいあるのですか。この人たちは、どういう状況で未交付になっているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

それから、ちょっと間違っていたら申しわけないのですが、70から75歳の医療費が１割から２割負担に段階的になっているということなのですが、この70から75歳の２割負担の影響というのは、町の国保の中でどういうふうにあらわれているのですか。２点です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　それでは、１点目のご質問、保険証の未交付の件数ということでございます。

先ほど町民課から短期保険証の発行数が171というお答えがありました。年度末で、その短期保険証をお渡しできなかった方が77件いらっしゃるということです。その方たちの状況ということでございますが、この中で、全く税務課のほうで接触できない

方というのが８人いらっしゃいます。この８人の方は、家族はいらっしゃらないようでございます。あとの方は、何らかの接点というか、それは持てているわけなのですが、なかなか更新の通知を町民課のほうから出していただいても、ご連絡はとれているような状況なのですけれども、窓口のほうに来ていただけないというような状況でございます。

○畠山美幸委員長　太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　それでは、70歳から75歳の１割から２割に変わった関係で、どんな状況かということをお答えいたします。

　先ほど課長のほうから答弁ありましたけれども、70歳以上が26年度１人当たり49万6,671円、27年度が１人当たり53万2,357円ということで、ちょっと２割に変更になったのが26年度かなということで、25年度までは全て１割か３割、現役世代が３割で、一般は１割だったかなと思うのですが、すみません、今手元に資料がないものですからどんな状況だかわからないのですけれども、まず療養給付費はそんな状況で、高額医療費も70歳以上が、これ１人当たりではなくて総額です。26年度が4,573万7,300円、27年度が4,188万2,806円ということで、特に２割になったから医療費が落ちているということはないかなというところで、すみません、詳しい資料がないものですから、これで答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長　清水委員。

○清水正之委員　未交付の場合は、そうすると今の話ですと、短期保険証の発行によって未交付になっていると、状況によって。年度当初というか、税務課のほうなのかな、基本として保険証をお渡しすると。そういう中で納税によって、税金の納付によって短期保険証という場合が出てくるのだと思いますけれども、基本的に全員の方に交付するというふうにはなっていないのですか。それが１つです。

　それから、医療費の窓口負担の２割負担なのですけれども、通常の場合にそうすると7.2％の支出が、国の１割から２割によって影響が出てくるという部分というのはあるのですか。現役世代のほかに、段階的に70歳になると２割負担になるということで、５年かけて70歳の人については２割負担にしていこうというふうになっていると思うのですけれども、そういう理解でいいのですか。7.2％の伸びということで、その部分が町に影響しているという理解でいいのですか。一体その被保険者の中に、何人ぐらいの割合で影響を受ける人がいるのでしょうか。

○畠山美幸委員長　山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　それでは、１点目の保険証の交付の関係でお答えをさせていただきます。

　短期保険証については、更新がありますよということで、町民課から通知を対象の世帯の方に出しております。その通知を出しておりますので、窓口に来ていただければ、新しいというか、更新の保険証を交付させていただくというのが基本になると思います。その際に、やはり保険税が滞っている方がそういう対象になりますので、税務課の窓口に来ていただいて納税の相談をさせていただく、あるいは一部お支払いいただくというような対応をとらせていただいているという状況でございます。

　国民保険税を納めないからといって、短期保険証を交付しないというような取り扱いはしておりません。

○畠山美幸委員長　太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　それでは、70歳以上の方の医療費の状況をお答えいたします。

　28年３月末現在で、70歳以上の方が1,050人おります。そのうち２割負担の方が316人、それから現役並みが89人で、１割の方が645人という人数なのですけれども、先ほどもお答えいたしましたが、26年から70歳以上の方が２割に移行されても医療費が特別落ちているわけではないので、それが原因ではないかなというところでご理解いただければと思います。

　以上です。

○畠山美幸委員長　清水委員。

○清水正之委員　そうすると未交付の人については、保険税が未納な人というのが未交付になっているという理解でいいのですか。短期保険証の人が77人いると、そのうちの８人は接触できないのだという話だったわけですけれども、短期保険証が出ていない人が未交付という理解でいいのですか。保険証そのものが交付になっていないというのは、その部分が未交付という町の判断でよろしいのでしょうか。その１点だけお聞きします。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

　山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　お手元に届いていないのは短期保険証の方で、そちらの分だけと

いうことでございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員　１点だけお尋ねいたします。

去年の主要な説明書と大きく違っているところが、166ページ、第７款の共同事業交付金だと思うのです。これは件数も、当然レセプト、一般被保険者全てということでこんなふうな数字になったのだと思いますけれども、この４億2,469万9,597円の共同安定化事業交付金が、次の174ページに第７款で４億1,190万9,000円ということで、複雑な算式があるわけです。これで県内の平準化を図るというようなことになるわけなのですけれども、これが去年だと２億1,600万ぐらいで、この差がかなりあるわけなのです。どういうふうにその辺のところを、まず166ページの７万5,037件というのの対象になるものというのは、何かよく理解できないところがあるのですけれども、その辺のところと、この交付金の差額があることはどういうことになるのか。その２点についてお尋ねしておきたいと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　それでは、お答えいたします。

166ページの交付金の関係ですけれども、今回全てのレセプトの方が対象となりまして、この件数になりました。昨年までは10万円以上のレセプトの方が対象でございました。件数といたしましては、1,826件でございました。そのために、27年度は約倍の交付金をいただくことができました。

174ページの、この拠出金との差額ですけれども、拠出金のほうが交付金よりも少ない状況ですけれども、少なく拠出して多くいただいたということで、結果的には保険財政につきましてはよかったのかなという感じがいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　そうすると、166ページのところは倍になったとおっしゃったけれども、この件数そのものというのは７万5,037件です。そして、前年のこのまあ、書いてるのは10万と言いつつ1,826件でしょう。そして、高額医療の共同事業としては80万までなわけですよね、そんなにふえるものなのですか。要するに全てのレセプトをチ

ェックすることによって、自己負担分の８万円というの去年と、変わっていないわけです。その辺の件数が７万5,037件とか、レセプトを対象とした件数が７万5,037件だということなのかな、その辺がちょっとよく理解できないのですけれども。

○畠山美幸委員長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　それでは、お答えいたします。

昨年というか、26年度は10万円以上でしたが、27年につきましては１円以上ということで、１円以上の全てが対象となりましたので、この７万5,037件という件数となりました。

以上です。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　そうすると、国保の受診をした件数は７万5,037件というふうな解釈でいいのでしょうか。

○畠山美幸委員長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えいたします。

こちらの件数につきましては、一般被保険者と退職被保険者でございます。

総件数ですけれども、172ページの一番上の審査支払手数料のところに、国保連合会に審査業務で委託をしてございます。こちらの件数が総件数となりますので、書いてはございませんけれども、７万9,762件ということになります。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

松本委員。

○松本美子委員　それでは、質問させていただきます。

まず、175ページになるかと思うのですけれども、併診ドックの関係がありますが、48件というふうにこちらのほうに書いてありますけれども、こちらにつきましての内容ですが、どういう方たちがこれで48人で、全部の方たちに対応ができたのかという、とりあえず内容的なことです。

それと、その下段から次のページになるわけですけれども、特定健診の関係なのですけれども。

○畠山美幸委員長　ページ数すみません。

○松本美子委員　次の175の質問と、175の下段になって、一番下の特定健診です。次ペ

ージの176ページにまたがっていますけれども、こちらにつきましては、まずペナルティーの関係等も出てくると思うのですが、当初の説明ですと40.4％ぐらいがまだ見込んでいるということでしたけれども、どのくらいのペナルティーの関係で、何％ぐらいだったのでしょうか。

それと、対象人数がいるわけですけれども、対象人数につきましては、何歳ぐらいの方が対象になりまして、どのくらいの方が受けているのかということ。それと、通信費や何かがありますけれども、こちらにつきましては、それぞれ対象の方には手紙等を出しているようですが、再度の手紙等、はがきですが、またそういうものも出しているようなのですけれども、細かく随分頑張ってやっていただいて、ありがたいことだなというふうに感じているけれども、そのことにつきましては、どんなふうな対応がとれているのでしょうか。それが想定の人数にかかわってきているのかなというふうに思っております。

それと、ちょっとすみません。戻ってしまいますけれども、171ページになりますけれども、一般被保険者の療養費の措置の関係になりますけれども、こちらにつきましては70歳以上の一般ということで700件の方が重度の疾患、あるいは施術時の医療費等を、相互の関係で費用だということなのですけれども、当初よりもずっとふえているなというふうに思っています。その辺のところに70歳以上の方がどのような形で病院等にかかって、この700件という内訳、すみませんがお願いします。

以上です。

○畠山美幸委員長　大きくは、３点につきましての答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　それでは、私のほうから併診ドックの内容につきましてお答えいたします。

175ページですけれども、申請された全ての方に対応しております。48人と記載されておりますが、全ての対応でございます。

続きまして、70歳以上の方の診療内容ということですが、療養費の関係につきましては副課長のほうから答弁いたします。

○畠山美幸委員長　太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　私のほうからお答えいたします。

一般被保険者の療養費、70歳以上の件数、金額等がふえている関係ですが、こちら

は柔道整復とか鍼灸、補装具、そんな診療になりますので、ちょっと内訳はすみません、今手元に詳しい資料がないのでわからないのですけれども、やはり高齢になるとそういうところで医療費がかかってくるということで、ご理解いただければと思います。

○畠山美幸委員長　もう一個あったよね、ペナルティーのところ。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　ペナルティーのほうはございません。

あと、特定健診の対象の関係ですけれども、4,059枚の受診券を送付いたしました。実際に健診を受けていただいた方が1,186件でございます。

通信費の関係ですけれども、これは受診勧奨の関係で、圧着はがきを送付しております。また、平成27年からオリジナルリーフレットを作成し、６月に全戸配布しているという状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　審議の途中ですが、休憩いたします。45分までとしたいと思います。

休　　憩　午前１０時３２分

再　　開　午前１０時４４分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を続けます。

先ほどの171ページの３番目の質問につきましての答弁を再度求めます。

太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　休憩前の療養費の関係ですが、70歳以上の方の医療費件数が伸びた関係は、補装具のコルセット、手とか足とか腰とか、そういうところに当てるものがふえたということでご理解いただければと思います。

○畠山美幸委員長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　私のほうから、先ほどの特定健診の人数の関係で、確認でお答えいたします。

最初にお話しいたしました特定健康診査の対象人数、対象者ですが、対象者は3,714人です。それで、176ページにございます委託の関係の人数ですけれども、対象者が先ほどの数字だったのですけれども、実際に受診券を送った数、これが4,059枚ということです。

○畠山美幸委員長　太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　すみません。一般の療養費の関係で、追加でちょっとお答えいたします。

70歳以上ということではなくて、全体として療養費がどんな状況であったかということなのですが、補装具が件数62件で240万6,568円、それから柔道整復師が2,420件で1,969万1,689円、それからあんま、マッサージが42件で52万6,600円、それから鍼灸が21件で21万9,160円、全体としてはそんなようなことで内訳ですので、よろしくお願いいたします。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　それでは、再質問させていただきます。

まず、ただいま171ページでお答えいただきましたけれども、そうしますと柔道整復師、柔道関係の関係でやった方が1,420件、これにつきましては子供さんや何かもかなりいるのかなとちょっと思うのですけれども、お答えができればで結構ですが、お答えしていただきたいと思います。

それから、ドックのほうは、これで全部の方が受けられたということですから大丈夫です。

では、特定健診の関係をもう一度お尋ねしますけれども、何か先ほどの答弁だと対象者が3,714人だということでしたけれども、副課長さんがお答えになりましたのは全員では4,509枚ですか……

〔「4,059」と言う人あり〕

○松本美子委員　の枚数の方に、これはもちろん受診者ということですから、対象者とはまた別という考え方なのでしょうか。それで、実際に受けた方が1,186件だったというようなお答えだったのですよね。ちょっとその辺の整理をして、もう一度お答えをいただければと思います。

それに、もう一点ですけれども、特定健診を受けられますと、必ずその後の指導というようなものが入ってくると思うのですけれども、こちらにつきましてはどのような病名の方が何名ぐらいいて、どんなふうに指導してこられたのか、お尋ねをさせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　それでは、療養費の関係でお答えいたします。

義務教育就学前というのは、こちらのほうに件数と費用額、表に書かれていますが、この表の中に一般分というのを書かれていないので、一般分というのは７歳から69歳までの分なのですけれども、そちらのほうに小学生、中学生の方がいるかということで、今ちょっと詳しい資料がないのですけれども、全くないとは思いませんので、何件か該当者がいるかと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　特定健診の関係ですけれども、この対象者の数との相違ですが、こちら転出とか死亡により数の変動がございます。

続きまして、特定健診の指導等の関係ですけれども、特定健診を受診されまして、その中で指導が必要な方の項目ですけれども、血糖値が高い方、脂質異常の方、血圧が高い方で、薬を飲んでいない方に対しまして指導を行っております。27年度の全体的な指導人数ですけれども、156人ということで指導対象になっております。実際に指導を受けて終了した方の人数ですけれども、18名ということになっております。

その指導方法ですけれども、積極的支援、あるいは動機づけ支援の区分で実施してございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　１点だけすみません。特定健診なのですけれども、ちょっとわからないのですけれども、対象者と、それから受診者の人数というか、その件数といいましょうか、そこが大分差があって、その差は転出とか死亡とかというようなことだという答弁だと思うのですけれども、そうしますとばかごと多いなということでちょっとわからないのですけれども、では死亡が幾人、転出が何人とかというところで把握できればと思います。

それから、健診を受けた後の指導なのですが、随分指導しなくてもいい方が……指導しなくてはならない方が156人いて、その中のうちの18人が受けたというふうな答弁だったのかな。それで、その内容とすると、積極的か動機的にしたということですけれども、やっぱり受けるのは受けても、その後のことがしっかりフォローしていけ

なかったらば、なかなか病気そのものが改善できないというふうに思っていますけれども、こちらにつきましては、指導しますからお越しくださいというようなことが通知で、今の27年度につきましては実施なされたということでよろしいですか。

以上です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　ただいまの特定健診の指導の関係ですけれども、こちらこの結果に基づきまして通知をし、栄養士の方、あるいは保健師の方の指導を、何度かその人によって違いますけれども、受けている状況でございます。

それと、人数の関係ですけれども、先ほどの対象人数3,714人が27年度の確定数字で、こちらの委託をいたしました4,059枚、こちらにつきましては、その後の転出とか死亡等の影響によりまして、件数が変わっている状況でございます。

それと、すみません、追加なのですけれども、この確定人数のほう、対象3,714人の数字ですけれども、１年間国保にいらっしゃる方、被保険者が対象になっております。途中で、ですから国保から社会保険等に移動されてしまいますと、この人数から先ほどの受診券の発送件数から差し引かれている状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　討論を終結いたします。

これより認定第２号　平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○畠山美幸委員長　挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩といたします。入れかえだけです。

休　　憩　午前１０時５７分

再　　開　午前１０時５９分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を続けます。

◎認定第３号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長　認定第３号　平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括して行います。

どうぞ、青柳委員。

○青柳賢治委員　それでは、お尋ねします。

181ページの被保険者数の増減ですけれども、105人、去年と比べて減っているのでしょうか。この辺の、新たに被保険者になられた中で、次の182ページの軽減の状況のほうに行くわけですけれども、９割軽減から、被扶養者まで含めると５段階ですか、あるわけです。それで、この人数なのですけれども、前年と比べると91人ほど対象者人数がふえているわけです。

私がお尋ねしたいのは、新たに被保険者になられた方、また被扶養者も含めるのかもしれませんけれども、そのあたりでどのくらいの方がこの軽減の状況のところに該当する人がいらっしゃるのか、それだけお尋ねしておきたいと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　私のほうからお答えいたします。

27年度、26年度よりも105人ほど増加しておりますが、その方たちが全て軽減の対象になったというわけではなくて、その105人も75歳からの該当ですけれども、亡くなられた方とか、新たに75歳になった人、そういう関係で105人になりますので、転出はほとんどないのですけれども、死亡の関係で軽減の方が減になって、新たに75歳になった方で軽減になる方が入って、前年と比べますと91人ほどふえていますけれども、その辺のところは細かい資料がないので、ちょっとここではわからないので、す

みませんが、ご理解いただきたいと思います。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　そうしますと、182ページのところで8.5割軽減から２割軽減までというのがこれ相当出ているのです。そうすると、この捉え方とすると、この対象になる人たちが去年いらっしゃって、そして新たにこういったところに該当するようになったというような理解でよろしいのかどうか、確認させてください。

○畠山美幸委員長　太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　私のほうからお答えいたします。

前年の所得が変わらなければ、引き続き同じような状況で、前年軽減かかってた人はそのまま引き継いで軽減になると思うので、所得が極端に違ってしまうと、その辺のところで影響が出てくるかもしれないのですけれども、75歳以上という対象の方ですので、そんなに極端には変わらないと思うので、すみません、手元に詳しい資料がないので、その増の状況が新しい人たちかと言われてしまうと、ちょっと正しいお答えができないのですけれども、その可能性は大きいかなというところです。

以上です。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　普通これ一般会計から繰り入れるわけですよ、3,500万。前年比だって3,300万ぐらいです。年々ふえているわけです。だから、その辺がこの90人ふえている原因というのは、やっぱり所得が変動していなければ、この90人発生していないのではないかというふうに思うのだけれども、どうなのだろう、その辺。

○畠山美幸委員長　太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　私のほうからお答えします。

新たに75歳になった方の所得が入ってきますので、その方たちが死亡を相殺しても105人ふえていますので、軽減の対象になる方が多かったという考え方で、前年の所得と変わらなければ、通常軽減かかっている人は同じようにかかりますので、そういう考え方でいいかと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員　182ページの３の（１）に、特別徴収と普通徴収が分けてありますけ

れども、この人数を伺いたいと思います。

それから、その収納状況の表で不納欠損、収入未済、各人数を伺いたいのと、どういうことでそれぞれこういう状況になったのか、したのか伺いたいと思います。

それと、そんなに昨年とは変わらないのでしょうけれども、病気はどんな病気が上位にあったのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　３点につきまして答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　特別徴収、普通徴収の人数ですけれども、特別徴収のほうが1,800人、普通徴収が528人でございます。率にしますと、特別徴収77.3％、普通徴収22.7％になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長　次に、不納欠損と収入未済。

太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　不納欠損なのですけれども、不納欠損８件で6,270円、１人分です。それから、収入未済のほうは30件で26万3,570円。

以上の状況です。

○畠山美幸委員長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　それでは、どんな病気かということで、その分類についてお答えいたします。

27年度につきましては、一番多かったものが循環器系の疾患でございました。２番目が精神及び行動の障害、３番目が新生物、そのような病気が１位、２位、３位ということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　すみません、ちょっと聞き漏らしてしまったみたいなので、不納欠損の額は１人で6,270円ということなのですか。昨年12件と書いてあるのですが、ちょっとメモの間違いかな、そうですか。まあいいや、不納欠損はいいです。

収入未済なのですけれども、過年度分が昨年から11万円ほどふえているわけです。この方の生活実態がどうなのかというか、収入状況がどうなのかわからないのですけれども、やっぱりその辺がちょっと厳しいので、過年度分として大幅にふえてしまっ

たと、そういう理解でよろしいのですか。昨年の現年分が18万2,000円収入未済あったわけです。その分のうちの10万円ほどが、こちらに過年度分として、今年の分としてふえてしまったという理解と、あわせてちょっと伺いたいと思います。

それと、病気は昨年と順位としては同じです。広域でこれやっているわけですけれども、対策として、健康寿命を延ばそうという対策というのは何かやっているのですか。ちょっとその点を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　私のほうから、収入未済の関係でお答えいたします。

30件の26万3,570円の内訳なのですが、25年度が15件で10万4,710円、26年度が22件の15万270円、その分の未済ということで、督促関係、通知は出しているのですが、もらえない状況ということです。

以上です。

○畠山美幸委員長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　健康寿命、こちらの対策は何か実施しているのかということですけれども、後期高齢者の健康診査を実施しておりまして、今回571名の方が集団方式、あるいは個別方式の健診を受けられております。

以上です。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　収入未済の件ですけれども、平成25年、26年、10万、15万とあると。それで、この方のちょっと生活状況というか、収入状況がどうなのかなと思うのですけれども、その下の軽減の中の対象者がほとんど収入未済の中に入っているという見方でよろしいというか、そういうふうになるのですか。その点伺いたいと思います。

それと、健康診査を広域としてやっているということですか、少しはやっているのか。わかりました。いいです、それは。

○畠山美幸委員長　太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　私のほうからお答えいたします。

収入未済の関係なのですが、25年、26年とも軽減対象者となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長　生活状況とかは出ない、わからない。もしわかれば。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　生活状況というのは、保険料の賦課で督促は出しておりますけれども、接触は来ていただいたときにお話しする程度で、状況は私のほうからはちょっとわからないのですけれども、すみません。

○畠山美幸委員長　ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員　先ほどの説明の中で、病気の多い順にお話があったのですけれども、新聞なんかの報道でも、老人性結核がかなりそれぞれふえているという話は聞いているのです。そういう面でいくと、嵐山町なんかも高齢者の老人結核というのはふえているのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　老人結核の人数がふえているかという質問ですけれども、その詳しいデータが出ておりませんので、把握しておりません。申しわけございません。

○畠山美幸委員長　河井委員。

○河井勝久委員　そうすると、この医療費や何かの関係で、その分がどのくらいの割合になってくるというのは、今の課長の答弁でわからないというのですけれども、かなりふえているというのは、報道や何かでも出てきているのです。若い人で、企業なんかでもオフィス病というふうに言われていて、もう全く窓や何かもあかないで、空調施設によって、クーラーなんかで風が一定のところでしか回らないと、１人結核患者が出ると、そのオフィス全体的に広がってしまうということがあるのですけれども、それと反面、老人性の結核は相変わらずふえてきているという話を聞くものですから、この辺では町の中でどうなっているのかと。では、それもし調べられたら調べてください、どのくらい医療費の中に出てくるのか。

○畠山美幸委員長　答弁できますか。今調べているのかな。

〔「はい」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　そうしたら休憩にしましょうか。

〔「次に」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　あと質問１回残っていますけれども、次行ってしまっていていい。

では、ほかに。渋谷委員。

○渋谷登美子委員　医療の病気の傾向なのですけれども、昨年度だと循環器と新生物と

外因性のものというふうになっていたのですけれども、今回26年度になるのですか、26年度で循環器と精神・行動と新生物というふうになってきたわけですけれども、外因というのはあれして、精神と行動というのはどういうふうな状況のことを言うのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　答弁求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　精神及び行動の障害の内容ですけれども、一番その中で件数が多いもの、入院の件数が100件でございますが、統合失調障害及び妄想性障害というものが100件です。

続いて多いのが81件で、血管性及び詳細不明の認知症です。

続いて、３番目は23件でございますが、気分障害、躁鬱病を含むということになっております。

以上が３番までの状態です。

○畠山美幸委員長　あと外部性。外因性というのかな、外部性というのかな。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　外因性の関係ですけれども、今手持ちのデータがございませんので、後ほど調べたいと思います。

○畠山美幸委員長　渋谷委員。

○渋谷登美子委員　25年度、循環器が一番多くて、今回は26年度なのか27年度なのかわからないのですけれども、２年前のものしか公表できないということだったのですが、それは公表できるようになって、27年度のもできてきたということなのかなと思っていて、精神・行動というのは結構大変だなと思っているのですけれども、外因性というのはつまずきとかそういうので、結構75歳以上の方になるとそういうのがかなりあるということがわかってきたのですけれども、そういったものが入っていないというのは、皆さん歩くようになったとか、そういうことが多いということなのですか。ちょっと何かそんなに一遍には、75歳以上の方の療養が変わる傾向がないだろうなと思うのですけれども。

○畠山美幸委員長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　すみません。先ほどの最初の外因性の関係でお答えしたいと思いますけれども、こちら一番多いのが、骨折が113件、２番目が頭蓋内損傷及び内臓の

損傷、こちら15件でございます。あとは、その他の外因の影響ということで、37件になっております。

○渋谷登美子委員　ありがとうございます。

○畠山美幸委員長　再質問はいいですか。

○渋谷登美子委員　いいです。

○畠山美幸委員長　ほかに。

松本委員。

○松本美子委員　それでは、１点だけなのですけれども、182ページの真ん中辺ですけれども、収納の状況なのですが、普通徴収の方で、これは口座振替の方もいらっしゃると思うのですが、4,541万6,080円ということで収入済額ですが、この内訳はどんなふうになっているのかお尋ねします。口座振替分でよろしくお願いします。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　すみません。普通徴収の内訳ですけれども、今資料を確認しておりますので、後ほどお答えしたいと思います。

○畠山美幸委員長　先ほどの……あった、答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　普通徴収の内訳ですけれども、口座振替が224人、納付書が305人でございます。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　そうしますと、納付書の関係が305人ということですから、収入未済額の関係では、こちらの方のほうがどうしても多くなりつつあるというふうに考えますけれども、その辺のところにつきましてはいかがでしょうか。例えば口座振替だって、口座的なものがなくなってくればこういうことになってくるかもわかりませんけれども、どちらが多くて10万ほどいったのかなと思ったのですけれども、すみません、ご答弁いただけたらお願いします。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　普通徴収の関係で28年、今年度からコンビニ収納が開始されました。こちらの関係で、普通徴収のほうも納付書を発送し、お支払いもしやすくなって

きたのかなと思っております。

○畠山美幸委員長　今の答えが違うかな。

〔何事か言う人あり〕

○村田　朗町民課長　ちょっと違う。

○畠山美幸委員長　ちょっと違います。もう一回、では言ってください、松本委員。

○松本美子委員　ではすみません。今、普通徴収の中で収入未済額の内訳ということで、口座での振りかえと、それから納付書の振りかえということでご答弁いただきました。

それで、もう一度収入未済額につきましては、10万7,750円ほどあるわけですけれども、こちらにつきましては納付書の未済のほうが多いでしょうかというふうにお尋ねしたのですけれども。あるいは口座の中でも、口座に預貯金がなければというようなこともちょっと加えましたけれども、どちらのほうが多かったのでしょうかということをお聞きしたのですが、すみません。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えいたします。

こちらですけれども、納付書のほうが多い状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　河井委員への答弁がもしできていましたら、よろしくお願いします。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　結核の人数ですけれども、平成25年からのデータですけれども、25年が15件、26年度が２件、27年度が15件という状況でございます。

○畠山美幸委員長　３回目の質問です。どうぞ、河井委員。

○河井勝久委員　そうすると、ちょっと差があるのですけれども、結核というと大体一定の周期、３カ月ぐらいの長期療養が必要になってくる方もいると思うのですけれども、それはずっと引き続き、一度かかると継続して２年、３年かかってしまう人もいるのかどうか。そうすると、幾分データが変わってくるのですか。

○畠山美幸委員長　答えてください。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　申しわけございません。そこまでの詳しいデータのほうがございませんので、ご了承していただければと思います。

○畠山美幸委員長　ほかに。

清水委員。

○清水正之委員　滞納処分がしてあるということは、資格そのものが切れてしまうのかなというふうに思うのですけれども、この部分というのは、例えば嵐山町の場合に、去年までは出ていなかったのですが、資格証明書を出さざるを得ないと、そういうような状況というのが生まれてくるのですか。

同時に、今後そういうものが生まれてくると、後期高齢者の保険証そのものがなくなってしまうと。いわゆる10割給付でないと受けられなくなってしまうというような方向というのが出てくるのでしょうか、その辺の対応というのはどういうふうに考えますか。と同時に広域連合ですから、広域連合の基金残高なんかはわかりますか。

それと、今年度の広域連合の予算執行とか、多分基金と予算の残高が前回と同じぐらいだと思ったのです。そのぐらい広域連合というのは基金もあるし、残高も残しているというふうに思うのですが、その辺の金額ってわかりますか。

○畠山美幸委員長　３項目かな、答弁を求めます。

太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　それでは、私のほうからお答えいたします。

今現在後期高齢者医療は、短期証も資格証も出しておりません。不納欠損がありましたけれども、資格は引き続き保険証もお渡ししていますし、今後短期証、資格証というのにならないように納付のお願いをして、なるべく納めていただくようにお願いしているところです。

それから、基金の状況ですが、27年度が156億1,650万7,211円、26年度から比べますと、15億3,387万6,498円の増となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長　予算執行はどうなっていますか。

村田町民課長。

○村田　朗町民課長　広域連合の予算執行の関係ですけれども、歳入ですが、5,957億3,806万711円です。歳出につきましては、5,665億8,552万7,659円でございます。

以上です。

〔「差し引きするとどのくらいになるんですかね」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　村田町民課長。
○村田　朗町民課長　差し引きですけれども、291億5,253万3,052円でございます。
○畠山美幸委員長　執行率は。
○村田　朗町民課長　執行率ですが、88.02％でございます。
○畠山美幸委員長　清水委員。
○清水正之委員　当面資格証等は出さないのだけれども、多分これ後期高齢者の不理解だというふうに聞いていたのですけれども、この人は現在保険証がないということはあるのですか。保険証が行っていないという状況になっているのですか。

もう一つは、基金が156億、随分残っているなという感じがするのです。今年の決算についても291億、88％ということですから、随分残っているなと。広域連合は、これを保険料の引き下げに充てようという考え方は持っているのですか。今お年寄りの皆さんが、かなり保険料だとか負担がふえてくる中で、これだけ広域連合が残しておくという意味は何かあるのですか。ちょっと聞きたい。
○畠山美幸委員長　２点につきまして答弁を求めます。

太田副課長。
○太田淑江町民課保険・年金担当副課長　それでは、お答えいたします。

資格証、短期証は出ておりませんので、保険証のほうは皆さんお出ししております。

それから、余剰金というか、基金の残が多いということなのですが、後期高齢者医療費も年々増加はしております。嵐山だけではなくて、広域全体でも医療費は増加しております。これから団塊の世代が、あと何年か後には後期に行く可能性がありますので、そんな関係で医療費も増になる可能性もありますので、予算をつくる際には、その余剰金のほうも宛てがってやっていますので、そういうことでわかる範囲で。このようなことでお答えになるのですけれども、ご理解いただければと思います。
○畠山美幸委員長　清水委員。
○清水正之委員　答弁できたら答弁してください。

今国民健康保険も、広域連合を目指すのだということで事業を進めているのだと思いますけれども、広域連合になってしまうと遠くなってしまって、なかなか見えないというのがあるのだと思いますけれども、これだけの財源を広域連合は、後期高齢者として持っているのです。多分去年、おととしだか何だか、80円ぐらいだと思いますけれども、10円単位だと思いましたけれども、引き下げたのです。そういう面では、

さっき言ったようにお年寄りの負担というのがどんどん、どんどん、毎年、毎年いろんな面でふえている中で、この後期高齢者の費用をどれだけやっぱり低くするかというのも一つの、これ別の組織というか、別の保険をわざわざつくったのですから、そこに保険料を掛けていくわけだから、これひどいなと思うのだけれども、その辺の方針というのは出ているのですか、もしあったら。

○畠山美幸委員長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　答弁になるかどうかわかりませんけれども、保険行政というのが、もう解体、破綻を起こしてしまっていて、それをどうするかというのが一番大きな問題になっているわけです。

そういう中にあって、国保は小さな保険団体ではもう間に合わない。それで、どこもとんでもなく一般会計から繰り出しをしてどうにかつけている状況で、それを国で、国策でそれをもう一度立て直そうということで今取り組んでいるわけですので、一保険事業者としては、ちょっと今の質問にこうなのだという答弁はできませんけれども、嵐山町とすると国策に沿った形にやっていかざるを得ないし、早くそういう方向に移っていったらいいなというふうに思っております。

○畠山美幸委員長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　討論を終結いたします。

これより認定第３号　平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○畠山美幸委員長　挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入れかえです。

休　　憩　午前１１時４３分

再　　開　午前１１時４６分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

平成27年度主要な施策の説明書に係る訂正について、山下長寿生きがい課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

○山下次男長寿生きがい課長　すみません。訂正表のほうを配らさせていただきます。ちょっとお待ちください。

〔訂正表配付〕

○畠山美幸委員長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　ただいまお手元のほうに、附属資料の訂正表ということでお配りをさせていただきました。

主要な施策の説明書の中で訂正していただく箇所がございましたので、大変申しわけありませんが、訂正のほうをお願いしたいと思いますが、まず190ページで被保険者世帯数の状況、（５）の要介護（要支援）認定者数の表でございます。

裏面をごらんいただきたいと思いますが、上の表が訂正前の表でございます。下が訂正後の表ということでございますが、この中で区分としますと第１号被保険者の要介護３のところでございます。それと、あと計のところが126と751が、下の表の103と728。それから、その内訳としまして75歳以上というところが、要介護３のところ106と632が、83と609でございます。

それから、総数計のところで128と計が765が、105と742。それから、一番下の比較増減のところが、15人で12人のところがマイナス８のマイナス11ということで、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。

それから、また初めのページをごらんいただきたいと思いますが、191ページの１の被保険者世帯数の状況（９）、サービス未利用者数のところでございますが、認定者数の合計が変わってきますので、そこのところが変わってくるのですけれども、訂正前が認定者数が765人でございましたが、正しくは742人と。この数式の中で、イコールの167人が144人。そして、前年とのサービスの未利用者数の比較ということで、17人減というのが40人減ということで訂正をさせていただくものでございます。

申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

◎認定第４号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長　認定第４号　平成27年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括して行います。

どうぞ、長島委員。

○長島邦夫委員　最初の質問ですが、205ページの６の介護予防啓発事業なのですけれども、地域商品券ということが書かれていまして、非常に枚数が多い、金額も多いということなのですが、この啓発の目的の、商品券の目的をまずお聞きいたします。どんな商品券なのか。商品券というと、その種類、どこで発行しているものなのか、そういうようなものをお聞きしたいというふうに思います。

それと、204から205にわたっているのですが、206にもありますが、いわゆるボランティアというか、またはサポーターとかの報償という謝礼、報償だとか、報償費に入るわけですけれども、いろんな書き方がされているのですけれども、ボランティアと言えば、当然何か謝礼というものはないというふうに普通は考えるのですけれども、謝礼というふうな言葉を使っているのです。それで、非常に金額的にも少ないのですけれども、何かここら辺の使い分けをどのようになさっているのか、よく意味がわからないので、お聞きをしたいというふうに思いますが、お願いいたします。

例えばシニアいきいき講座のところにボランティア謝礼が75人、金額が３万7,500円。次のボールボランティア、次のページで一番上のほうですが、37人で１万8,500円。それとか、206ページに入りまして、地域住民グループ支援事業で74人、３万7,000円。次の脳の健康教室、サポーター謝礼で138人、27万6,000円。やる講座がみんな違いますから、違うのだというふうに思いますけれども、今言ったようにボランティアで何で謝礼を払うのか。どうしても謝礼を払わなくてはいけないような講座なのか、そこら辺を含めてお願いしたいというふうに思います。

○畠山美幸委員長　２点につきましての答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

２点に関する質問かと思いますが、１点目は私のほうから、２点目は近藤副課長のほうからお答えをさせていただきます。

205ページの介護予防啓発事業の関係でございますが、この地域商品券の目的ですとか種類というのは何かというようなご質問かと思いますが、これにつきましてはコバトンお達者倶楽部に参加をしていただいております方が、全10回スタンプを押しますと達成ということになるわけなのですけれども、そちらで達成をされました人たちへの特典といいましょうか、お渡しするものということで、27年度につきましては１人上限を５回ということで、５枚までをいたしました。それまでは、無制限のような形で出していたのですけれども、27年度につきましては１人上限５回と。それも、それをかなり達成してしまう人も結構いらっしゃいまして、その後は嵐丸グッズ等のものを差し上げているというような状況でございます。

これにつきましては商工会が発行しているものでございまして、これを出しているというのは地域の活性化といいましょうか、そういったことにもつながるというような意味で、こちらの商品券を出させていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　次に、近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長　ボランティアにつきましてお答えさせていただきます。

まず、204ページのシニアいきいき講座、それから206ページの住民グループ支援事業に掲載されておりますボランティアにつきましては、これは町で行う教室や地域で自主的に活動を行っているグループに対して、町が養成したボール体操指導ボランティアを派遣したりとか、あと教室のお手伝いをしてもらったりというものです。

それで、ボランティアなのですが、有償ボランティアということで交通費程度、１回500円なのですけれども、支払っております。

また、206ページの脳の健康教室のサポーターの謝礼なのですが、これは脳、認知症予防の教室でして、参加者２人につき１人のサポーターさんがついて、そのプログラムの実施の指導をしていただいているものでございます。これも、町で行いました養成の研修を受けていただいた方でして、こちらの場合は指導をしていただくということですので、ボランティア的な位置づけではあるのですが、１回2,000円ということでお支払いをさせていただいている状況です。

以上です。

○畠山美幸委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　最初の質問なのですけれども、いわゆるスタンプをいただいて啓発というか、なるべく教室に出てくださいというか、出ていただきたいというふうなことの目的のために、そういう啓発のもとにやっているということですね。それで５回で、500円程度のものですか、その１枚というのは。それで商工会ということは、これは商工会に加入している各事業所で使える商品券なのですか、その点をもう一度お聞きしたいというふうに思います。

それと次なのですが、いろいろなボランティアさん、サポーターさんの内容によって違うのだというふうにお聞きしました。最初に説明していただいたいきいき講座のほうの、これは個人ではなくてグループに出しているのですか。そういうグループ単位のことなのかな、ちょっとそんなふうに受け取ったものですから。それで、いわゆる定額なのは交通費程度ということで、その基準というのは各講座によってまちまちなのかな、その辺をもう一度お聞きしたいというふうに思います。

それと脳の健康教室、この方は特殊な技能というか、講座に参加していただいて修了証を取った指導できる方ということで、それでサポーターというような言い方を使っているということで了解しました。これについては答弁結構です。

お願いいたします。

○畠山美幸委員長　２点につきまして、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

地域商品券の金額につきましては、１枚500円のものでございます。それで、商工会のほうに加盟しているお店で使えるものだということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長　ボール体操ボランティアなのですけれども、シニアいきいき講座につきましては教室になっておりますので、グループではなくて、ボランティアさん１人につきの支払いを個別で払っております。

206ページの地域住民グループ支援事業のほうも、各地域でやっている自主グループの体操に、ボランティアさんが２人行って支援をしていますので、ボランティアさんについてはグループではなくて、個人個人での活動になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　課長にお聞きしますけれども、ボランティアというふうな使い方をしていて、それで交通費を出していくと。交通費は、それは考え方の問題ですからこれからお聞きしますが、これからいろんなボランティアさんの活動がございますけれども、長寿生きがい課としては、いろんな方をお願いした場合には謝礼はつきものという、謝礼は払っていくのだと、交通費ということで低額であろうと、ボランティアという名前を使われても謝礼は払っていくのだというふうな考え方、これからもそのような考え方でいくのかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えさせていただきます。

今まで長寿生きがい課でやっておりましたいろんな事業につきましては、ボランティアというような言葉を使っておりますが、そういうような状況でお支払い等をしてきたわけでございます。

これからはどうなのかということなのですけれども、それが、ほかの課でもそういうことであればあれかもしれませんが、例えば長寿生きがい課だけでそういう状況だというようなことであれば、その辺につきましては、また今後は検討させていただければというふうに思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　審議の途中ですけれども、休憩いたします。再開は１時30分といたします。

休　　憩　午後　零時０１分

再　　開　午後　１時２４分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を続けます。

ほかに質疑のある方。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員　介護保険の認定率を伺います。

65歳以上の認定率を65歳から74歳、75歳以上、それぞれ全国、県と嵐山町と比企郡の比較を教えていただきたいと思います。嵐山町は、介護認定率が低いということだったのですが、実際にどうなのかということです。

あと、居宅サービスの方で徘徊されている方というのはどのぐらいいらっしゃるの

か、伺いたいと思います。

以上２点です。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、２点ほどのご質問でございますが、１点目は私のほうから、２点目は近藤副課長のほうからお答えをさせていただきます。

まず、認定率の関係でございます。28年の３月末現在の認定率ということでございます。全国が17.9％です。65歳から75歳未満が4.3％、75歳以上が32.5％です。

それから、埼玉県の状況ですが14.3％、65歳以上75歳未満が3.9％、75歳以上が27.9％です。

それから、比企郡市の状況でございます。比企郡で一番低いところが、鳩山町が10.6％、65歳以上75歳未満が2.3％、75歳以上が24％です。それから、続きましては滑川町さんが13.2％、65歳以上75歳未満が3.7％、75歳以上が26.5％です。続いて、吉見町が13.4％、65歳以上75歳未満が2.9％、75歳以上が26.9％です。

次が嵐山町でございまして13.6％、65歳以上75歳未満が3.8％、75歳以上が26.7％でございます。

全市町村言ったほうがよろしいでしょうか。

〔「いいです。比企郡の平均でよかったんです」

と言う人あり〕

○山下次男長寿生きがい課長　すみません。というような状況になってございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　次に、近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長　嵐山町で徘徊をしている人がどのくらいいるかというご質問についてお答えいたします。

平成27年度に防災行政無線で放送された方は、嵐山町ではお一人でした。実際に徘徊している人が何人いるかというのは、把握はしておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長　渋谷委員。

○渋谷登美子委員　埼玉県だと、嵐山町は認定率が低いほうなのですけれども、鳩山町の10.8％というのも非常に低いのですが、これについては何か参考になるようなこと

とかいう形で、交流したりとかいうことはなかったでしょうか。

○畠山美幸委員長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

この関係につきましては、鳩山町さんと特にこの関係について交流したということはございませんでした。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員　189ページの一番下の表なのですが、第１段階の人が昨年は75人だったのが、今度は703人と大幅にふえているのです。第２段階の人が昨年604人だったので、この方が第１段階にかなり移っているのかなと思うのですけれども、これで問題なかったのかと言ったら、ありませんで返ってきてしまうのでしょうけれども、ちょっとどういうことで人数のこれだけの変更になったのか。それと、この方たちが介護保険を受けることで問題はないのか、ちょっと伺いたいと思います。

それと、193ページの収納状況の表なのですが、普通徴収の滞納繰り越し分が不納欠損となったということで、不納欠損処理したのですからこれはいいのですけれども、収入未済のほうで、どういう状況で収入未済になったのかがわかりますでしょうか。収入未済から不納欠損にかなりなっていくと思いますので、ちょっとその収入状況がわかりましたら伺いたいと思います。

それと、203ページに二次予防事業対象把握事業とあるのです。昨年が229万8,000円、ほぼ230万円。今年というか、27年度がほぼ162万円と、ちょっと下がってしまっているのですけれども、全体の把握ができたのか。それと把握をして、二次予防のいろんな対象事業の対象者はきちんとされているのかどうか、伺いたいと思います。

それと、207ページの高齢者等見守り・虐待防止ネットワーク運営委員会委員報償、昨年14人だったのです。これが６人に減ってしまって、大丈夫なのですかということが１つと、嵐山町でこの委員会、これは多分開いていないと思うのですけれども、この虐待等はなかったということでいいのですか。あったのかなかったのか、ちょっと伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　以上、５点につきまして答弁求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、二次予防事業の関係につきましては、近藤副課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、第１点目の関係でございますが、所得段階別の被保険者数で、第１段階の人が多かったということなのですけれども、問題がないのかということでございますが、これについては当然所得によって各段階に振り分けられるというものでございますので、こちらの第１段階に当てはまる方というのが生活保護受給者の方、それから老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方、それから世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方と、こういうような方が第１段階になりますので、そういう方がこれだけいたから、この数字になっているというようなことでございます。

それから、続きまして193ページの収納状況の関係でございます。収入未済の関係、どういうような状況だったかということでございます。こちらのほうにつきましては、実人数で言いますと78人の方が滞納があったということでございます。それで、27年度のみの滞納の方というのは、このうちの34名、26年度だけが18名ということです。そのほかは両方あったというような形になってございますが、こういった方につきましては、税務課、長寿生きがい課等で当然督促状を出したりとか、収納月間なんかにつきましてはお邪魔をして、お話をさせていただいているわけですけれども、なかなか納めていただけないというような状況でございまして、こちらのほうでも何とか納めていただくようにしているわけなのですけれども、なかなかそこまで行かなかったというようなことでございまして、この金額になっているということでございます。

それから、続きまして207ページの虐待防止ネットワーク運営委員会の委員報償の関係でございます。こちら６人というふうに書いてございます。昨年は14人だったのだけれどもということなのですけれども、大変申しわけないのですが、昨年書かせていただいたのが委員の数で、ここのところを14人というふうに書かせていただきました。今年は、この６人というのは実際この報償費を支払いした人数ということで、申しわけないのですが、ご理解いただければというふうに思います。昨年この中で、14人の委員の方で９人は出席をされていまして、３人の方には報償費をお支払いしていませんので、６人の方にお支払いしたということでございます。

虐待等の事実はあったかということでございますが、そういったような見守り等を

していただきまして報告等がございまして、そういった事例に対して対応したというようなことはございました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　次に、近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長　二次予防事業対象者把握事業についてお答えいたします。

平成27年度の費用が減っているということなのですが、平成27年度は70歳から84歳を対象にしまして実施したために人数が減っていることから、委託料等が減っている状況でございます。

把握の状況なのですけれども、対象者が2,571名で、そのうち二次予防事業の対象になった方が496名となっておりまして、この496名に対しましては二次予防事業の教室の案内の通知を送るとともに、あと基本チェックリストの結果に応じて、その人が気をつけてもらいたいような内容、アドバイス表というものをつくりまして送付をしております。

以上です。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　193ページの収納状況なのですが、現年分が78人ということで、回収という言い方は悪いのかな、収納、納めてもらうということを。ただ、これ普通徴収ですから、年金などでも18万以下のところですからもともと少ないわけなので、生活状況というのを勘案しながら私はやっていただきたいなというふうに思っているのです。一般会計のところ、総括でも聞いていたと思いますけれども、その点を考慮してやっていただきたいというふうに思います。ただ、この中で悪質な人はいるのですか。その点だけちょっと伺いたいと思います。

それと、203ページの二次予防事業なのですが、そうすると496人が、ちょっとあなたは次に進む可能性がありますよということでお知らせをしていると。そこはアドバイス表をつくって出しているという、具体的な事業に参加していただけませんかとか、そういうのはないということなのでしょうか。

それから、権利擁護の問題なのですが、14人から９人には減ったということなのですか、ちょっと９人という意味がよくわからなかったのですが。それが第１点と、では虐待が１件あったということなのですか。この報償費が、そのときに開かれた会議

だったわけなのですか。ちょっと差し支えなければ、どんな事情、状況だったのか伺えないでしょうか。

○畠山美幸委員長　３点につきまして、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、お答えをさせていただきます。

まず、193ページの収入未済の関係でございます。川口委員さんのほうからは、生活状況を勘案しながらやっていただきたいというようなお話でございました。こういった納めていただけない人たちと、収入といいましょうか、そういった同じような状況であっても納めていただいている方もいらっしゃるわけでございますので、その辺とのバランスといいましょうか、そういったことも考えながら、市のほうもやっていかなくてはいけないなというふうには思っております。

悪質な人はいるかというようなご質問ですけれども、どこまでが悪質かというのもなかなか難しいのですが、ただ、こういった人たちは介護保険料だけでなく、調べてみますと恐らくはほかの税の関係についても、滞納等がある方が多いのかなというふうには思っているところでございます。

それから、207ページの関係でございます。すみません、ちょっと私の説明が大変下手で申しわけございませんでしたが、昨年度14人というふうにあったのは、委員会の委員の人数が14人なので、ここに14人と昨年度書いてしまったのですが、今年のこの６人については、報償費を支払った方の人数ということで書かせていただきました。14人いるのですけれども、14人のうち６人ということです。９人というのは、その会議に出席をしていただいた人数が、14人中９人出席をしていただいた。ただ、３人につきましては社会福祉協議会の事務局長さんだったりして、報償費が要らない方が３人おりましたので、実際お支払いをしたのは、６人分をお支払いさせていただいたというような記載でございますので、ご理解お願いいたします。

あと、虐待等の状況があったというふうな形でございましたが、この会議を開いたのは、それがあったから会議を開いたということではなくて、これは定例的に大体年１回は開催をしている会議でございまして、私が言ったのは、こういったネットワークの中で報告されて、そういうのがあったというのがあったということで、27年度につきましては、報告があったのは５人ということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長　496人の二次予防事業の対象者をアドバイス表以外にということなのですが、町の事業としては、運動機能の向上を目指した元気はつらつ体操教室と、あと口腔機能の向上を目指した元気はつらつ口腔教室というものを開いておりますので、こちらの教室へのお誘いの通知を送っております。

以上です。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　それで、二次予防の関係なのですが、そうすると大体この２つの事業に参加していますか。ではそれ聞いて、もうこれで終わりなので、参加状況が悪いとするとどういう点があるのか。ちょっといいか悪いかわからないので、それお願いしたいと思います。

それから、虐待の関係なのですが、５人いたということなのですか。ただ、この委員会で審査というか、審議するようなことではなかったということなのですか。そうすると虐待の程度によって、これは委員会を開こうと、これはいいのではないかと、そういうものなのですか。ちょっとその程度はどの辺で分けるのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　２点につきまして、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

このネットワーク委員会につきましては、そういうことで、その中でこういった事例があったのでということで、例えば小川警察の方ですとか、お医者様とか、消防署のほうとか、そういった専門的な側から、こういうときのアドバイス的なこともいただくことはございますけれども、そのほかでそういった、こういう事例があるけれどもみたいな形で報告されたものについては、そのときに連絡を受けた段階で、すぐにこちらのほうで対応させていただいておりますので、先ほど川口委員さんがおっしゃられたとおり、それほど重要なあれというのはなかったと。また、その後の見守り等のほうでも引き続いてやっているというような事例もございますが、特にそんな重要なことはなかったということでございます。

○畠山美幸委員長　近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長　二次予防事業の参加の状況なのですけれども、元気はつらつ体操教室は定員40名のところ、平成27年度は37名、口腔教室は定員16名のところ11名ということで、定員を満たない状況でした。

それで、参加率がなかなか上がらないという理由として、訪問をしてお誘いしているのですけれども、なかなかやはり週１回の教室に参加するよりは、おうちでご自分なりに気をつけて体操したりしているので、参加をしないというような方が多かったです。また、口腔教室の場合はお口の中のことですので、なかなか恥ずかしいという部分もありまして、参加率が少ないようでした。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

清水委員。

○清水正之委員　今年度、保険料を値上げしました。たしかそのときに、準備基金を取り崩しなさいという話を何回もしたのですけれども、そのときの基金が１億1,658万円ぐらいということで、収納率97％の収納で、約というか、8,000万取り崩して保険料の算定をしたと思うのです。

今回の決算を見ると、27年度の基金残高が１億6,362万何がしということで基金がふえていると。そういう面では、３年間の見直しのための準備のためにもあるのだというふうには思って、支払い準備基金をためているという言い方、積み立てているということになるのだと思うのですけれども、そういう面では、基金がそれだけあるのだから、据え置きという考えもあったのではないかなというふうにも思うのです。少なくとも保険料算定の中では、多分１億1,658万円ぐらいの準備基金があったと。引き上げて、年度の集計をしたら１億6,362万円になったということで、基金そのものは前回の見直しよりもふえているというふうに思うのですが、そういう面では保険料の引き上げをもう少し考えてもいい、考えてもというか、もっと取り崩してもよかったのかなと、据え置いてもよかったのかなというふうに思うのですが、考え方をお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、まず介護の利用率をお聞きしておきたいというふうに思うのです。同時に特養については、今度要支援３以上というのが国の指標になっているかと思うのですが、介護度の要支援３以上の特養に入っている人たち、また要支援１、２でも施設サービスを受けている人がいるかと思うのですけれども、この要支援１、２の人たちの状況をお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、嵐山町は28年度から地域支援のほうというか、移るのかなというふうに思うのですが、地域支援事業そのものが前年よりも減ったという点では、今まで受け

ていた人がサービスを受けられなくなった人、あるいはサービスを減らさざるを得なくなった人、そういったものが26年度と比較して、27年度の地域支援事業が減ってきているのですけれども、そういった部分の人が見られるのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、利用料ですけれども、８月から利用料が１割から２割にふえたという点では、利用料そのものが今まで１割だった人が２割になったと、一体何人ぐらいこういう人たちがいるのか。こういう人たちのサービスの後退というのは、利用料がふえたことによって起きてきたのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　大きくは４点の質問に対しまして答弁求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　地域支援事業の関係は近藤副課長のほうから、あと利用率の関係は岡野副課長のほうからお答えさせていただきます。

まず、１点目の保険料の関係でございます。基金の残高があるので、第６期の計画を作成するに当たって、もう少し基金を投入してやればよかったのではないかというようなご質問かというふうに思いますが、確かにそういったことも一つの考えとしてはあろうかと思いますが、第６期、これからどんどん高齢者数がふえていくというような状況の中で、当然この介護保険を使う方の人数もふえていくだろうというような状況が、これはあくまでも予想でございますけれども、想定をしながらこの計画も策定していくわけでございますので、ただ、実際嵐山町の場合はそれほど利用者の方がふえなかったので、予定をしていた支出がなく繰越金があるので、また基金のほうに積み立てができているというような状況でございますが、これは少し考えれば、逆にいろいろな事業を展開している中で、そういった状況になる方が少なかったから予想以上に伸びなかったと。いいのかなと、よかったことなのかなというふうなことでもございます。今後また、来年には第７期の計画のほうをこれからもう策定をしなくてはいけないというような状況になってございますが、当然先ほど言われたように、27年度終わった時点で１億6,300万ぐらいの基金の残高がございます。今度第７期の保険料改定については、そういったことも当然考えながら、今度は保険料というものを決めていかなくてはならないかなというふうに思っているところでございます。

それから、特養での介護３以上の人たちの関係でございますけれども、１、２要支

援の方々の状況というのは、実際嵐山町の中では要支援１、要支援２で特養の施設に入っている方というのはいらっしゃらないという状況で、これは191ページの施設介護サービス受給者数というところでごらんになっていただきますとわかるように、要支援１、要支援２の方については、利用者がいないというような状況になってございます。

それから、利用料が８月から１割から２割にふえたということの中での状況でございますが、平成27年の２月と平成28年の２月というような形で、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。27年の２月が、１割負担が568人でございます。28年の２月の段階ですが、１割負担の方が558人、それから２割負担の方が37人ということで、合わせますと595人でございます。若干被保険者数ふえていますけれども、２割負担の方は37名というような状況でございました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　次に、近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長　地域支援事業についてお答えいたします。

要支援の方の通所介護と訪問介護が地域支援事業に移行するのは、嵐山町は平成28年度からとなっておりまして、平成27年度は地域支援事業は従来と変わっておりません。ただ、歳出が100万円ほど減っているのですが、これは「めざせ100歳元気！元気！事業」を行っていたものを、平成27年度は健康いきいき課の「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト」のほうに移行したために、その委託料分が減っているものです。

以上です。

○畠山美幸委員長　岡野副課長。

○岡野富春長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長　それでは、私のほうからは、サービスの利用率ということでお答えをさせていただきます。

平成28年２月の利用分の時点で捉えた数字です。居宅のサービスの利用率ということで、介護度別に申し上げます。要支援１が40.2％、要支援２が38.1％、要介護１が43.4％、２が51.1％、３が54.5％、４が62.1％、要介護の５、最後ですけれども、これが57.2％、全体の平均で50.9％です。

以上です。

○畠山美幸委員長　清水委員。

○清水正之委員　来年度見直しをすると、見直しの準備をしているのだということなのですけれども、少なくとも第５期か６期かな、保険料については引き上げをせざるを得なかったのかどうかというのはあるのですけれども、多分保険料とか、間違いなければ１億1,000万幾らで、引き上げて残ったのが１億6,000万超えている。これは引き上げたために、それだけの引き上げをするために３年後の準備期間を考えた保険料というふうに見ざるを得ないのです。そういうふうに見えるのです。見直しのときよりも、引き上げた保険料のほうが多く残ったと、準備基金が多く残ったということは、引き上げたために多く残ったのだと、準備基金が。それは、３年後を見据えて保険料の設定をしたために、そういうふうにするのだということなのですけれども、介護保険そのものは、少なくとも要支援の１、２は外しますよと。今検討されているのが、要介護の１、２も外していこうと。保険料そのものは、２割負担に段階的にしてくのだということなのです。だんだん、だんだん介護保険制度が利用しづらくなっていると。ただ、保険料だけは上がっていくという見直しでは、たまったものではないというふうに思うのです。そういう面では、入院給食費そのものも上がってきているということで、該当した人すら負担がふえてきているというのが、介護保険なのだと思うのです。

さっき要支援１、２はゼロなのだという話をしましたけれども、介護認定を受けて特養に入っている人については、一体嵐山町で何人ぐらいいるのですか。介護報酬もなかなか引き下がらないという状況の中で、入院給食費だけは上がってくるという点では、負担がふえてくるのかなというふうに思うのです。

保険料についてはいいです。保険料についてはそういうことで、上げたために基金がふえたというふうに感じるのですけれども、介護保険料を上げたために、保険料設定で計算したときの準備基金よりも、27年度の決算のほうが多くなってきていると。これは、上げたために基金がふえたのかなというふうに思えるのですけれども、そういう面では据え置きという考え方もあったのではないかなというふうに思うのです。

利用料負担なのですけれども、今まで原則１割なのです。それでも大変だという話があった。今度は、それを８月から２割にしていこうということで、既に27年度の決算の中では37人ふえてきていると。これは基本的にふえていくと、毎年２割負担がふえていくのだという考え方でいいのですか。これがふえていくということは、町がやっている利用料負担もふえていかざるを得ないという考えでいいのですね。

以上です。

○畠山美幸委員長　３点の問題なのですけれども、今の３番目の問題は、37人は28年度なのですけれども、28年度のことをお伺いするわけですか。

○清水正之委員　27年度より、28年度がふえているということ。

○畠山美幸委員長　うん、37人ね。では、３点について答弁求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

基金の増額になっているのは、保険料をふやしたからかというようなことでございますけれども、当然そういったこともあるわけでございます。介護保険の場合は３年間の計画の中で、その期間は同じ保険料というようなことで見てございますので、上げたその１年目というのは、当然差額が出るといいましょうか、そういうような感じでございまして、３年間を通してイーブンになるというようなのが、この中期財政運営方式ということらしいのですけれども、そういうのが介護保険では採用になっているということでございます。ですから、１年目はふえてあれなのかなというふうに思いますが、ただ、今までの残もあるわけでございますので、今回だけではなくてそういうこともありますので、第７期の計画の中では、当然そういった基金残高も考慮しながら保険料を考えていくということになろうかというふうに思います。多ければ、それを取り崩して保険料を上げるのを防いでいくというような形をとるような形にもなろうかというふうに考えております。

それから、特養の入所、嵐山町の入所者でございますけれども、先ほども言いましたが、191ページをごらんいただきますと、施設介護サービス受給者数ということで、一番上に介護老人福祉施設ということでございます。こちらの86人が特養の入所者の数でございます。

それから、利用料２割負担が毎年ふえていくのかということなのですけれども、こちらについてはあくまでも所得が基準になりますので、そういった高い人がふえていけば、それはふえていく可能性はあるかと思うのですけれども、毎年同じようにふえていくということではございませんので、前年度所得等によって１割負担、２割負担というのが決まってくるということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　質問ありますか。

清水委員。

○清水正之委員　３年間見据えて基金を積み立てるというのは、それはわかるのです。１年目は、そういう形で引き上げた分だけが基金として、３年間の１年目ですから多くなるということなのですけれども、少なくとも8,000万は、今度の保険料の改定で支払い準備基金を使ったのです。そういう面では、それでも月250円保険料を上げざるを得ないということなのですね。そういう点では、今度の決算の中で１億6,000万の基金を積み立てたと、積立基金があるということなのですけれども、そういう面では第６期になるのか７期になるのか、作業が来年から始まるという中で、少なくとも引き上げた、第６期かな、準備基金8,000万よりは、今の段階だと私は基金を使えるのではないかなと。その上で、保険料の設定をすべきではないかというふうに思うのですが、答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、86人が特養の入所者なのだと。そういう面では、入院給食費も260円か420円だったかな、上がるという中で、国そのものは基本的に、要支援３以上が特養の入所者というふうにうたったわけですけれども……

〔「要支援ではなくて要介護」と言う人あり〕

○清水正之委員　ごめんね、要介護３以上は。嵐山の場合は、ここにあるように要介護の１、２を入所の該当にしたという、国もそれにこだわらないのだという言い方はしていますけれども、その大きな理由をお聞きしておきたいというふうに思います。

以上２点かな。

○畠山美幸委員長　２点につきまして、答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

基金の活用といいましょうか、今後第７期の計画の策定に当たっての、その取り崩しの状況ということなのですけれども、今の段階では、まだ28年度、それから29年度の給付がこれからという形になりますので、幾らというようなあれは言えませんけれども、今年度の状況、また来年度の多分上半期ぐらいの状況は見られた中での計画の策定というようなことになろうかと思いますので、そういったことを考慮しながら、どのぐらい基金から取り崩しをして保険料の上昇を抑えるかということは、これから検討していくことだというふうに考えております。

それから、特養の入所者の関係でございます。これについては、特に要介護１、２

は今まで入っていた方といいましょうか、もう前から入っていた方が該当しているのだというふうに思っていますけれども、特に原則要介護３というようなことでございますので、特別な事情、どうしてもそういった施設に入らなければ生活ができないというような特別な状況があるような場合は、その辺は入所も可能であるというように考えてございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

松本委員。

○松本美子委員　それでは、質問させていただきます。

205ページですけれども、介護予防の啓発事業で、先ほど質問がありまして答弁等がなされましたけれども、こちらの１人が５回までで地域商品券等が渡されるということですが、こちらは４カ所ほどでスタンプを押してくださるのかなと思っていますけれども、間違っていたらお願いします。

それと、意外とこちらを……では、実人数を先に聞かせていただきます。すみません。

○畠山美幸委員長　何の実人数。

○松本美子委員　それは、スタンプを押しに行かれた実人数というのがいると思います。人数出ていませんから、500円相当の金額だということはわかっていますし、商品券は2,440枚というものが出ていますけれども、実人数でどのくらいの方がこのスタンプを押しに、コバトンお達者倶楽部の関係を利用なさったのかなということです。

それから、次のページになりますけれども、上のほうですから地域住民グループ支援の関係ですけれども、これはそれぞれの地域に地域サロンというようなことで展開がされていて、とてもお年寄り、特に80歳以上ということになるでしょうけれども、方たちが利用していますけれども、何地区ぐらい現在このうきうきサロンをやっていらっしゃるのでしょうか。

それと、もう一点なのですけれども、配食サービスが次のページの207ページにありますけれども、こちらにつきましてもお一人で住んでいたり老老世帯だったり、いろんなケース・バイ・ケースということがもちろんあると思いますが、実際にご利用になっている方はどのくらいいらっしゃるのかお尋ねします。

以上です。

○畠山美幸委員長　３点につきまして答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、３点のご質問かと思いますが、２点目につきましては近藤副課長から回答のほうはさせていただきたいと思います。

まず初めに、205ページのコバトンお達者倶楽部の関係でございます。こちらのほう、１人が５回までの達成につきましては地域商品券ということでございます。達成者の実人数につきましては、524人です。実際参加をされている方は、564人の方が参加をされておりまして、そのうちの524人が達成をしているという状況でございます。こちらのことにつきましてはコバトンお達者倶楽部の施設ですけれども、包括のほう、長寿生きがい課の窓口等、それから増進センター、それから交流センター、それとやすらぎ、そちらの４カ所でのスタンプ押印については１枚のカードで共通をしているということでございまして、コバトンお達者倶楽部は県のほうでもやっていますので、町内にそちらの、町内では10店舗ですか、その登録をしておりまして、そちらのほうでは、その登録店１カ所で１万円というような利用にはなるのですけれども、そちらのほうもやってございます。こちらの商品券については、こちらの町でやっているものということでございます。

それから、配食サービスの状況で207ページです。配食サービスの状況でございます。こちらにつきましては、昼食、それから夕食というような形で配食のほうをさせていただいております。昼食のほうが1,126食、実人数といたしますと18人、週５日の方が10人、週２日の方が５人、週１日の方が３人という状況です。それから、夕食のほうなのですけれども、4,004食でございます。実の人数といたしますと26人でございます。週５日利用が17人、週４日が２人、それから週３日が５人、週２日が２人と、以上のような状況になってございます。

○畠山美幸委員長　近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長　ふれあいうきうきサロンについてお答えします。

平成27年度ふれあいうきうきサロン実施地区は、13地区となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　それでは、コバトンの関係で再質問させていただきますけれども、こ

ちらにつきましては、自宅のほうになるべくこもらないようにということで、少しでも外へ出ましょうというようなことで始めた事業かなというふうに私は解釈しているのですけれども、そうしますとスタンプを押しに行くところまでというか、そういったときはどういったような方法であろうとも、そこへ行けば押してくれると。何か決まりというか、規則というか、ちょっとそういうようなものというのは全然ないのでしょうか。例えば押しに行ってくるのだよねといって、車でブーンと行って、ばんと押してもらって、ただたたっと来るとか、そういったようなことも聞いていますので、実際にやっている方が。だから、すみません、少し内容的なものがあったら。

うきうきサロンにつきましては13地区ということで、こちらにつきましての支援事業費というものも出ていると思うのですが、すみません、お幾らでしょうか。

それから、配食サービスにつきまして、ほとんどの方がお一人、独居の関係か老老世帯の関係の人たちが多いということでよろしいでしょうか。

以上です。

○畠山美幸委員長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

コバトンお達者倶楽部の関係でスタンプを押しに来る方法といいましょうか、来る来方についてなのですけれども、先ほど松本委員さんがおっしゃられたとおり家から出るといいましょうか、閉じこもりの防止というようなことがこの事業の大きな理由でございますので、その来方は歩いてきてもいいですし、自転車に乗ってきてもいいし、例えば車で来られてもいいというようなことで、外出していただいて、例えば人と話をしたりということとか、そういったことで介護予防のほうにもつながっていくというようなことでございますので、来方についての方法は特に決まりはございません。

それから、配食サービスの関係の対象が、独居世帯、それから高齢者世帯というような方が、この配食サービスの対象者になりますので、特別な場合を除いては、ほとんどがそれに該当しているのかなというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長　近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長　申しわけございません、うきうきサロンについての質問がなかったかと……

○畠山美幸委員長　質問がなかったか。
○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長　よく聞き取れなかったので……
○畠山美幸委員長　うきうきサロンの質問ございましたか。
○松本美子委員　はい。
○畠山美幸委員長　では、もう一回言っていただけますか。
○松本美子委員　では、もう一回質問させていただきます。
　うきうきサロンにつきまして、13地区というふうに答弁がありました。そういった中で、１地区につきましてお幾らぐらいの支援が出ているのでしょうか。補助金というような形になるのだかわかりませんけれども、その辺はどうなっているのでしょうかということです。
　それと配食サービス、お年寄りと……
○畠山美幸委員長　再質問ではなくて今のあれなので、そこのところだけ。すみません。
　18地区と言ったと思うのだけれども、13地区と今……
〔「13」と言う人あり〕
○畠山美幸委員長　13と言った。ごめん、13だったのね。補助金の関係ということ、各。
〔何事か言う人あり〕
○畠山美幸委員長　では、その答弁を求めます。
　近藤副課長。
○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長　大変申しわけございません。各地区に幾らずつ補助金が出ているかというのは、こちらのほうでまだ確認ができておりませんので、今ちょっとお答えすることができません。申しわけございません。
○畠山美幸委員長　わかるかな。どうしましょう、後で調べればわかります。
〔「はい」と言う人あり〕
○畠山美幸委員長　では、後ほど差し上げてください。
　では、再々質問です。
○松本美子委員　それでは、ただいま答弁がいただけませんでしたけれども、うきうきサロンですか、そちらにつきましては後ほどということでお願いをいたします。
　それと、配食サービスですけれども、お年寄りだとか、１人だとかというのはわかっていますけれども、どのくらいの年齢の方が一番多いか、あるいは独居の方が多いのか、あるいは老老世帯の方が多いでのしょうかと伺ったつもりだったのですけれど

も。すみません、もう一度答弁ください。

○畠山美幸委員長　１問でよろしいですか。

○松本美子委員　はい。

○畠山美幸委員長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　大変失礼しました。そちらの世帯の状況の……すみません、ちょっとお待ちください。

大変申しわけございません。その年齢別ですとか世帯の状況等についてはちょっと把握ができておりません。なので、お答えすることはちょっとできません。

○畠山美幸委員長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　討論を終結いたします。

これより認定第４号　平成27年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○畠山美幸委員長　挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩といたします。再開35分といたしたいと思います。

休　　憩　午後　２時２４分

再　　開　午後　２時３５分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第５号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長　認定第５号　平成27年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直

ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括して行います。

どうぞ、渋谷委員。

○渋谷登美子委員　221ページの嵐山町生活排水処理施設整備構想見直しということをなさったわけですけれども、それの結果というのはどのようなものだったのか、伺います。

あと、下水道の不明水の現状と対策ということと、もう一つ下水道管の老朽管からの耐震化率というのですか、それどのくらい進んでいるのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　３点につきましての答弁を求めます。

清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　それでは、お答え申し上げます。

生活排水処理施設基本計画の見直しでございます。こちらが、平成10年度に埼玉県が策定いたしました埼玉県の生活排水処理施設の基本構想の見直しということになっておりまして、平成16年及び平成22年、およそ５年ごとに更新をかけているものでございます。

それで、今回27年におきまして、嵐山町の基本計画の見直しを行っております。こちらが平成36年度、10年間を見据えた計画となっておりまして、主な内容ですが、こちらは下水道事業計画区域及び町管理型浄化槽の整備区域、それと今回平成27年度に新たに加わりました、川島地区の都市計画道路建築予定地及び女性教育会館並びに歴史資料館ですか、あちらのほうを加えたところを再度見直しをかけるということになっております。

内容といたしましては、下水道区域におきましては各大字ごとの現状、人数とか世帯数及び１日にどのぐらい排水しているのかということを大字ごとに全て再計算いたしまして、今後の人口減少に合わせて、これから10年後はどのぐらいの排水量と、それに合わせてどのぐらいの整備を下水道は行っていかなければいけないのかということで見直しております。同じく、浄化槽区域におきましても同様でございます。新しく加わったところに関しましては、こちらを検討区域ということに定めておりまして、そちらを浄化槽で整備したほうがよいのか、それとも下水道で整備をしたほうがよいのか、これを検討にかけます。結果、経費的には浄化槽で整備したほうが安価で整備ができるという結果でございましたけれども、昨年度ですか、26年度ですか、そちら

で都市計画マスタープランの見直しのときに、あちらの地区を下水道で整備するということになっておりますので、都計道に合わせて下水道で整備を行って、そちらから下水道に整備をしたほうがよいという判断のもとに、川島地区につきましては下水道で整備をしていくこととなっております。

ここで見直しをかけまして、その結果を全市町村が県に提出しております。28年の６月の埼玉県の議会で、県としての構想見直しの策定が完了しているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　続けて、清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　すみません、耐震化率についてお答え申し上げます。

嵐山町の下水道は、公共下水道は現在79キロございます。その中で耐震化をしたものにつきましては、平成25年度に国庫補助事業を受けまして、嵐山町の79キロの中の主要な管渠として７キロほどが定められております。25年度にそちらの、菅谷のマンホールポンプ場から中学校に抜ける、主に緊急輸送道路に指定されています254バイパスに入っている管渠の部分の耐震化の工事を行っております。そちらが約１キロ行っておりますので、割合としましては、まだ1.3％ほど。

〔「1.3」と言う人あり〕

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　はい、ほどになっております。

その耐震化の工法なのですけれども、既設のマンホールがございまして、そこにつながっている管両側を、弾力を持たせるような工事をしております。フレキシブルにする工事を６カ所、６マンホールの工事を行っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　私から、不明水の発生要因等いろいろある中の答弁をさせていただきます。

公共下水道接続世帯の野外にある水栓、そういったところの流しなんか、水道をひねれば、その水道につきましては全て外流し、そういったものから公共下水の中に入ってくるのですけれども、外流しにつきましては、雨が降ったときも一緒に流れてき

てしまいますので、雨水の流入がそういったところからあると。また、コンクリート製の公共ます、そういったコンクリート製の公共ますから流入してしまう場合。また、下水道管本管及び取りつけ管の経年劣化であるとか亀裂、ずれ、そういったものから雨水の流入、そのほか地下水の流入などが挙げられているところなのですが、不明水の防止といたしましては、雨水が公共下水管に流入しないようにすることが重要ということで、現在コンクリート製の公共ます等を塩ビ製の公共ますにするなど、雨水が流入しないような措置を講じているとこでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長　渋谷委員。

○渋谷登美子委員　すみません、先ほどの生活排水処理施設整備構想見直しの中で、川島の都市計画道路をあわせて、合併浄化槽の地域だけでも下水道に直すということで、ヌエックと歴史資料館は下水道地域になっていくということなのですか、これ。一緒なのだかどうかわからないのですけれども。

それともう一つ、下水道の耐震化率ですけれども、1.3％は昨年も同じだったのかな。27年度は、耐震化に関しては工事はしなかったというふうな考えでよろしいのでしょうか。

あと、不明水なのですけれども、不明水が27年度で多かった地区というのですか、これからも多くなっていく地域は直していくとは思いながらも、どんな感じなのか。新しい都市下水道をつくるのと、そうするとこの老朽管の耐震化というのを同時進行にしていかなくてはけないということですよね。そこら辺の下水道の整備計画というか、財政計画的なものは、まだできていないということなのでしょうか。

○畠山美幸委員長　３問について答弁を求めます。

清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　お答え申し上げます。

ヌエックと歴史資料館のところなのですが、こちらは以前から下水道の整備全体計画の中では入っておりまして、認可区域には入っておりませんでしたので、こちらが27年度から改めて認可の変更をかけまして認可区域となりましたので、今回の生活排水処理施設構想の見直しで、下水道整備区域ということで取り込んでございます。ですので、川島地区の都計道のところも同じく下水道整備区域ということで、新しく認可として取り込んだ部分は、全て下水道整備区域として見直しをかけてございます。

耐震化の関係ですけれども、27年度は耐震化の工事は行ってございません。ですので、昨年と同様に1.3％は変わってございません。

続きまして、不明水の関係なのですけれども、こちらは多かった地区というのは、限定はできないものと考えております。今こちらの不明水とか汚水処理量につきましては市野川流域、嵐山、小川、滑川、３町で行っております。毎月、嵐山、小川３町が、その月の有収水量を流域下水道のほうに報告いたします。流域下水道のほうは、市野川水循環センターで３町の汚水を処理しておりますけれども、その総汚水処理量が３町の有収水量より、やはり上回ってしまいます。その上回った分を有収水量の報告数値をもとに３町で案分して、その不明水量を計上しております。ですので、嵐山町もそうですし、小川町、滑川町にいたしましても、どこで一番どういう不明水量が多いのかというのは、３町とも現状では把握できない状況でございます。

その不明水を少なくするためには３町で協議を行って、なるべくそれぞれの町でできる不明水対策をまずとって、あわせて老朽管はやはり不明水の浸入の原因がかなり大きいものですから、そちらのほうも財政計画をもとに、今後国庫補助事業を活用した計画を策定していく必要があると今考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　渋谷委員。

○渋谷登美子委員　ちょっとすみません。歴史資料館とヌエックに関して、合併浄化槽ではなくて公共下水道にするということは、それなりに相当経費がかかるということですよね、これは新たな幹線をつくるということになるのですか。大きな基本幹線をつくる感じになってくるのかなと思うのです。裏側に出してということですよね。かなりの経費が都市計画道路に関しては、これも都市計画道路をつくるからというふうな形でやっていくと思うのですけれども、ここの判断というのは、もともと水洗化処理区域の中に入っていたから認可区域にしたということで、そこの判断は財政計画との中でどのようになさっていったのか。私は、何もここを下水道にする必要はない区域だなというふうに感じていたのですけれども、その点について伺いたいと思います。

それから、不明水の場所がわからないと言えば、老朽管のたくさんあるところが不明水があると言えば、もうどこか大体雰囲気はつくのですけれども、それはおっしゃられないというのは何か理由があるのか。そして、これかなり難しい現状になってきているなと思うのですけれども、下水道区域と浄化槽区域を分けていて、それで浄化

槽区域をふやすというのは、今の人口減少の中ではあり得るなと思うのですけれども、公共下水道区域をふやすというのは発想からして、いつそういうふうな考え方になっていったのか、ちょっと伺いたいのですけれども。お願いします。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　お答え申し上げます。

ヌエックと歴史資料館のところは、もう既に管の整備は終わってございます。それで歴史資料館も、もう下水の接続は済んでおりまして……

〔「それまずいんじゃないの」と言う人あり〕

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　それが、認可区域の場合ではないところが下水につなぐというのは、その下水に面しているところで、接しているところで下水につなぐ場合は区域外流入という手続を踏んで、もう下水のほうに流しております。それで、改めてその区域外流入をなくしまして、今年度もう完全にその２つは下水道区域ということで入っておりますので、生活排水の見直しのところで面積がふえたことによって、面積に対するどのぐらいの整備率かということで見直しをかけてございます。まだヌエックのほうはつないでおりませんけれども、もう目の前に下水管が来ておりまして、あとはヌエックさんも独自の処理施設を持っておりますので、今現在はそちらで処理しているのですけれども、その施設が老朽化した際には公共下水に接続していただくことも可能だということで取り入れているわけでございます。

不明水の多かった地区は、申し上げますけれども、やっぱり老朽管が一番多いところの志賀２区が、あれは昭和45年に建設されておりますので、もう今現在46年が経過したところでございます。ですので、あそこが全てコンクリート管ということになっておりますので、公共ますにつきましてはもう平成12年度から全て、今現在94.3％、878カ所中828カ所の交換は完了しております。残りが50カ所、これ5.7％が今現状残っている部分となっております。

同じく花見台工業団地につきましても、コンクリート製の雨水が入り込みやすいますとなっておりますので、それを雨水が入り込まないような塩ビのますに交換しております。こちらも平成19年度から、今現在51カ所中24カ所の交換を終えております。約半分ぐらいという実施率になっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員　217ページ、下水道の受益者負担金で、平成23年、24年、川島地区が収入未済で、それらも含めて滞納繰り越し分が864万8,940円あって、計が900万円あるということでいいのですか。なかなかこれは収入として入ることが難しいのですか、ちょっとそこを伺いたいと思います。

それから、その下の下水道使用料なのですが、不納欠損はどういう状況で不納欠損にしたのか。収入未済は、今どういう状況で未済になっているのかを伺いたいと思います。それは、次の浄化槽でも同じ質問ですので、お願いします。

それと不明水、222ページの市野川流域下水道維持管理、中ほどにありますけれども、これかなり不明水の部分があるわけです。昨年よりふえているのは、雨量のことも関係するのですけれども、ちょっと不明水が入り込む量が多くなっているということも言えるのですか。それが１点。

それと、先ほど小川町と滑川町で案分をして出すということでした。そうすると、嵐山町で仮に一所懸命改善してかなりよくしたとしても、小川と滑川町が余り努力しなかったら不明水は出てきますよね、それも案分で、嵐山にはある程度の負担は求められるという、こういうことになるわけなのですか。ここの金額で、ちょっとそういうことなのかを伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　４点につきましての答弁を求めます。

清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　お答え申し上げます。

受益者負担金の滞納分でございます。こちら今現在27年度末におきまして、滞納額が合計で900万6,650円ということになっております。こちらの内訳は93カ所で、件数といたしましては1,142件でございます。滞納繰り越し分につきましては、その滞納者につきまして完納制約、督促とかをいたしまして、それでもお支払いいただけない場合は完納誓約ということで、分割してお支払いいただくという措置を講じてございます。

下水道使用料ですが、こちらも収入未済が1,005万6,363円、こちらの内訳は1,234件でございます。それと不納欠損分28万7,515円、こちらですが48件、13名の方でございます。内訳は、転出先が不明９名、死亡が１件、倒産が１件、あとは徴収不能が２

件でございます。

浄化槽でございます。浄化槽の収入未済は16万2,979円、こちらは20件で５名の方です。

それと、不明水の関係でございますけれども、今現在が約9.5％が嵐山町不明水になっております。経年劣化に合わせて、雨水だけが入り込んでいるということではございませんけれども、やはり管渠が老朽化して、亀裂とかずれとか、そういうところから雨とか、あるいは地下水とかが必ず入ってくるような状況になっておりまして、また雨量、雨の多い年と少ない年、それによってもかなり不明水の量が変わってきております。やはり雨水の入るのを防ぐには、１軒１軒の屋外の水栓から入るのを防ぐＰＲをするとか、あとは１軒１軒の公共ます、あるいは個人の排水ます、そういうところから入るのを防いでいただく。それと、やはり老朽化した管渠を更新していくのが、不明水をなくすには一番の対策ではないかと考えております。

また、嵐山町だけが一所懸命やるというお話ですけれども、やはりこれは嵐山町だけが一所懸命やるべきものではありませんので、これは流域の小川町、滑川町も同じように一所懸命やっていただく必要がございますので、そのあたりは今後３町できちんと協議をして、どういう対策をとっているのかということを常日ごろから持ち合わせて、全体的な不明水の量の減少につなげたいと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　受益者負担金、完納誓約書を書いてもらっているということで、分納でもいいのですか、分納でも払ってもらっているのですか。少しはというか、前進があるのですか。全然応えてもらえていない人はどういう状況なのか。全く理解していないのか、どうもお金はなさそうだとかという状況なのか、ちょっとわかりましたら伺いたいと思います。

それから、下水道使用料は収入未済の現年分が、普通滞納のほうが大きいわけなのですけれども、滞納は不納欠損でかなり処理するからまいちゃってね、これは非常に現年分が大きいのでちょっと心配になるのです。ちょっと件数だけ、収入未済そちらからの説明でしたけれども、これだけの金額が件数で1,234件払えていないというのが、内容として話せる範囲で結構ですので、もう少し伺えたらと思います。

それから、不明水の件なのですが、そうすると老朽管を交換だということと、課長

がコンクリートのますが、これも悪いのだということで答弁があったわけです。１つは、コンクリートのますというのは今嵐山ではどのぐらいあるのですか。それを交換するとなると、どのくらい年数というか、費用も含めた年数で伺いたいと思います。

それと、不明水の処理分は嵐山分が9.5％ということで、ちょっと納得がいかないのは、例えば嵐山がある程度お金を一般会計から繰り出して不明水の処理をしましたといっても、9.5％の負担は嵐山町としては出さなくてはならないわけなのですか。これは、ちょっと納得いかないのではないですか。当然嵐山が減らした分は、そのまんま不明水の下水道維持管理費に反映させてくれなければ、これは嵐山の立場としてはそうなのではないですか、いかがですか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　お答え申し上げます。

受益者負担金の関係でございますけれども、こちらは分納で大丈夫でございます。こちら最初の受益者負担金がかけたときから、大体分納の方は年４回で５年間、20期に分けて分納していただいております。それでも分納で、さらに分納という方もいらっしゃいますので、月に幾らというふうな定額を納めていただいて、最終的には滞納額を減らしていっていただくという形をとっていただいております。

使用料の関係でございますけれども、こちらが現年分が多い理由といたしましては、下水道使用料も水道の使用料と徴収委託をかけておりますので、上下水同時徴収となっておりまして、年度最後の２月、３月分の納期が３月末でございますので、下水は出納整理期間が５月でございますけれども、水道は３月末で締めている関係で、４月にずれ込んだ分は、こちらの1,000万の中には含まれてございませんので、実際は５月末になりますと、もう少しこの額が減っていることとなっております。

それと、不明水の関係でございますけれども、こちらが今現在の状況でしか申し上げられないのですけれども、今現在は、小川町が38％、嵐山町が35％、滑川町が27％で支払っているところでございます。嵐山町だけ、小川町だけ、滑川町だけというのは、やはり流量計か何かを設置しない限り、そういうどの町がどれだけ出しているということは今時点では把握できませんので、この案分の方法で不明水も案分して、３町で協力して出しているという状況でございます。

以上でございます。

〔「コンクリートます……」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　コンクリートますの数と、交換すると年数、費用は。

清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　コンクリートますの現状ですけれども、雨水のマンホールと同じように、やはりある年代から前につけたものに関しましてはコンクリート製の公共ますになっております。それで、今現在取り組んでいるのが、先ほども申し上げました志賀２区と、花見台工業団地の交換を随時行っているところでございます。

また、ほかの地区の古いコンクリートますに関しましては、例えば建て替えとかそういった場合にコンクリートますを、その設置者が建て替えるときに、こちらのほうで交換させてくださいということで、随時交換しております。ただ、今現在何個残っているかというのはちょっと把握しておりませんので、平成元年から４～５年の間に、平成５年以前のものの建て替えていないお宅については、コンクリートますがついている場合がございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　先ほど9.5％と答えたのは、これは何の数字なのかな。それ１点と。

嵐山分が35％、全体の不明水の分を支払わされると。これ小川町がどの程度やっているのか、滑川町がどの程度やっているのかわかりませんので、向こうのほうが進んでいるのかもしれませんけれども、何か志賀２区見たら、先ほどあと何％と言ったのだ、残りが50基ぐらい、ある程度やったなというふうには感じるのです。それなのに、不明水の割合はもう定額で、定率で嵐山分を払わなければならないというのは、ちょっとこれは納得できないなと思うのですけれども、町長、いかがですか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

清水副課長。9.5％のほう。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　お答え申し上げます。

9.5％は、嵐山町が報告した１年間の有収水量と、あと汚水排水量の差し引きが不明水ということになるのですけれども、その有収水量に係る不明水の率、全体の排水量におけます不明水となる部分の割合が9.5％でございます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　不明水のこれまでの下水道の歩み、不明水対策等も、過去に議会でもいろいろ議論をされてきて現在に至っております。ちょっと経過を説明させていただきたいと思います。

嵐山町の下水道事業は、ご承知のとおり流域下水道事業ということで、滑川町とスタートしました。この下水道の管網を整備しながら、最初に月の輪地区にある終末処理場に流し込んだのは、嵐山町の志賀２区を取り込んで流していったというのが、まず一番最初でございます。

それから、管網整備がされる進捗に合わせて、その周辺の地域を、下水道エリアを定めまして随時流し込んでいくわけですけれども、その次の過程で小川町がこの事業に、流域に加わってきまして、今は３町というふうなことです。

不明水も、先ほどからお話出ましたように嵐山町の一番の課題は、志賀２区が老朽化していますし、管もコンクリートの管ということ、ヒューム管ということで、非常に不明水問題が大きな問題でございました。当時はそういったことで、不明水は嵐山町がほとんど負担してきたというふうなことでございます。これを、たしか議会事務局長、下水道担当として平成19年か20年か、そのころ嵐山町が理論的に数値を出していって、嵐山町の数字、これ全部を持つのは不合理だと。これは、当然今みたいに雨水が流れ込む管渠はみんな抱えているわけでございまして、ただ嵐山町が一番古い管渠を持っているということでございまして、その辺のことを数字を示して論理的に話し合った結果、きっと今のパーセントというのは、何か有収水量の割合になっているのではないかと思いますけれども、３町が合意をして、そして不明水をそれぞれが分担しようと。こういうことになりまして、そして不明水対策もそれぞれの町村が、町が実施をするというふうなことで、現在に至っているというふうに思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員　ページといたしますと215ページですか、水洗化率も85.1％ということで1.8％ふえておりますが、なおこの差額14.9はまだ進んでいないわけでして、その辺のところは27年度の決算ですので、うちの川島地域でも話聞いてみると、うちだけやったけれども、隣はまだやっていないねとかという話も聞きます。そういうとこ

ろに対しては、担当課としてどのような対応してこられたのか、その点を１点聞きたいと思います。

それと、今の不明水の意味がちょっとわからないのですけれども、決算の額として、もし不明水が9.5％だというようなことになると、金額的に幾ら幾らというような形で表現できるものなのかどうか。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長　２点につきまして答弁を求めます。

清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　お答え申し上げます。

今現在未接続人口は1,769名、世帯で申し上げますと690世帯でございます。こちらが14.9％。こちらの中で、今現在合併浄化槽のところが100世帯、単独浄化槽が523世帯、くみ取り槽が67世帯ということになっておりますけれども、こちらは随時、毎年個人宛てで通知をさせていただいておりまして、できる限り早く下水道のほうに切りかえていただきたいということで、通知をさせていただいているとこでございます。

また、説明に来いという場合でしたら説明に伺って、いろいろ融資のあっせん制度とかがございますので、そのあたりの説明をいたして、できる限り早く下水道のほうにつなぎかえていただきたいということはご説明させていただいているところでございます。

不明水に関しましてですけれども、こちらの維持管理負担金は不明水も含めた形で決算を上げております。この中で、不明水部分だけを別計上することは可能でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　金額を聞いている。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　不明水の金額ですか。

○畠山美幸委員長　はい。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　27年度につきましては、1,189万3,817円が不明水の金額でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　未接続が690世帯、それぞれが合併、単独、くみ取りとありますけれども、やはりうちの地域の中においても、夜遅い時間まで説明会を持ってもらったり

やって、下水道の導入のところのつないできているわけですけれども、どうなのですか、この690世帯の中にもかなり前から工事に取りかかれないとか、本当にお年寄りが１人で住んでいて、なかなかそういうところまで踏み切れないとか、いろいろあるかと思うのです、実態は。この中でどのような感じなのでしょう、690世帯の実態というか、これはなかなか難しいというような、担当の課としてできかねるかどうか、ちょっと難しいのだけれども、どんな状況なのでしょうか。それをちょっと教えてもらいたいと思います。

それと、不明水もさっき川口委員がちょっと質問していたので、これだけのことが結局流されてしまうと、いろいろな努力というのはやっぱり担当課としても、それぞれ下水道に接続する人等に対して、もっともっと説明があっていいのではないかというふうに私感じたのですけれども、いかがでしょうか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　接続の関係でございますけれども、こちらが昨年度で申し上げますと、全体で下水道に切りかえたお宅は全部で100件でございました。そのうち、浄化槽から下水に切りかえた件数が43件でございます。毎年この43件、大体100件のうち半数ぐらいが、浄化槽から下水道に切りかえていただいておりまして、それで率としましては、毎年約２％ほど向上する、水洗化率が進んでいるという状況でございます。

一番件数で申し上げますと、アパートの場合ですと、10世帯あるアパートは10件という計算になります。そのアパートの所有者が、ではうちは下水に切りかえるよとすれば、10件が一遍に下水に水洗化されるという場合もございまして、古いアパートが嵐山町には、ちょっと件数ははっきりは今申し上げられないのですけれども、結構30件程度、30戸ぐらいのアパートはございます。それと、あと受益者負担金の滞納している方はもちろん下水につないでおりませんので、そういう方たち。受益者負担金を納めていただけないので、下水に切りかえられないという、そういう状況もございます。

不明水につきましては、先ほど申し上げたとおりもっと広くＰＲして、根本的な本当に老朽管による不明水というのは、完全に管を新しくしない限り、それは減らないと思いますけれども、個々各家庭から入ってくる水につきましては、できる限り広報等でＰＲを行って、雨が降る日は外の水栓のシンクのふたをしてくださいとか、そう

いうことは今後広報をして、広くＰＲしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　未接続のことなのだけれども、単独、それからくみ取りというところは、かなり古い建物だったりして、工事に取りかかっていくということがなかなかやっぱり大変なのだなというような理解でいいのかどうか、それだけお願いします。

○畠山美幸委員長　清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　やはり工事をされようとする方も実際見積もりをとったら、接続するのにこんなに工事費がかかるのかと言って、なかなか接続していただけないお宅もございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

松本委員。

○松本美子委員　１点だけお尋ねします。

222から223にかけてというふうになりますけれども、浄化槽の関係でこちらの表にも出て、転換分、あるいは新築分、あるいは増改築の合併槽というようなことで載っていますけれども、この中で地域がグループ的というか、まとまると補助額ですか、変わったかなと思ったのですけれども、この中にはどのくらい27年度はグループ的にやられた人というか、周りが一括してできたのか、お尋ねさせていただきます。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　お答え申し上げます。

地域でまとまって浄化槽を整備して、地域ぐるみで整備をしていくという浄化槽地域補助金というのがございますけれども、そちらのほうは今年度から、28年度から行っている事業でございますので、27年度に関しましては、その事業につきましては行ってございません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　どうも申しわけありません、28年度でしたか。すみませんでした。

そういう中で、もちろん町のほうで今管理しているわけですけれども、清掃なり、

あるいは管理費なりというか、委託というか、そういうものがかかってきているわけですけれども、総体的にはこちらに出ていますけれども、現在どのくらいの保守管理をしたり、それに対して委託料を何件分ぐらい出していらっしゃるのでしょうか。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　管理に関しましてですけれども、整備浄化槽が27年度末で353基、寄附浄化槽が234基でございますので、町管理型浄化槽は今現在587基でございます。その維持管理費用が……浄化槽清掃委託で申し上げますと481基、587基のうちの481基を清掃委託料で行っております。保守管理委託、７条検査とか11条検査とか、法定検査及び年４回の保守点検でございますけれども、こちらが576基、27年度末で行っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　松本委員。

○松本美子委員　この中で、保守管理に入ってくるのかなと思うのですけれども、新しく浄化槽を入れまして１年もたたないのに、浄化槽のほうに不具合が出てきたということで、新たにまたもう一度検査をしたというようなことが起きたことがあったのですけれども、そういうお話を浄化槽にかえた人からされたのですけれども、その辺のところの、もちろん費用はかかっていなかったと思いますが、そういう不具合的なものがかなり見つかってくるものなのでしょうか。新しく全部したわけですよね、転換分ではなく新しい浄化槽を入れたわけですから、その辺のところの把握はどんなふうになっているのでしょうか。

○畠山美幸委員長　清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　一番最初に設置を行って、半年以内に行うのが最初の７条検査でございます。こちらで検査を行いまして、お住いになられてご使用になられて、それで半年のうちに受ける検査でございますので、ある程度利用されているということになっております。

こちらの検査で異常が出る、数値的にＢＯＤの数値が高かったとか、そういう場合も、昨年ですと３件ございました。そうしますと、法定検査でございますので、車検と一緒ですので、不具合の部分を直してから再度検査を受けていただく形になるのですけれども、やはり原因としましては、機械の故障とかそういうものではなくて、ご

利用する家庭の状況に応じて薬剤が足りないとか、そういう関係上でちょっと検査にひっかかる場合がございますので、その場合は薬剤の量を変更して、きちんと基準値内で処理できるように対応してから、もう一度検査を受けていただいて、それでさらに不合格になるものはございませんでした。

○畠山美幸委員長　今浄化槽自体の故障のことを聞かれていると思うのですけれども、水質云々ではなくて。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　浄化槽自体の故障はございません。

○畠山美幸委員長　ございません。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長　はい。以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　討論を終結いたします。

これより認定第５号　平成27年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○畠山美幸委員長　挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。50分までといたします。

休　　憩　午後　３時３８分

再　　開　午後　３時４８分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第６号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長　認定第６号　平成27年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括して行います。

どうぞ。渋谷委員。

○渋谷登美子委員　先日視察させていただいたときに、とても有意義な耐震化がされたなと思っているのですけれども、嵐山町の基幹とか、それから配水管の細かいところの部分で、耐震化率はどの程度の進捗になっているか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　耐震化率についてお答えいたします。

平成27年度末までの耐震管の総延長なのですけれども、20.8キロ、水道管の延長180キロということで、全体を通しますと11.5％です。先般現場で見ていただきました基幹管路と言われるもの、水道関係が250以上の水道管、導水管であるとか送水管を含めて、基幹管路というふうな形で申し上げているわけなのですけれども、耐震管の延長が8.1キロ、耐震管総延長は25.1キロなので、割合といたしますと32.3％になります。この基幹管路につきましては、ちょっと追加的に申しますと、埼玉県の耐震化率につきましては35.7％、全国でも36％でございます。

以上で、耐震化率についての答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長　渋谷委員。

○渋谷登美子委員　なかなか難しいかと思うのですけれども、この前の電話線をつけるの何と言いましたっけ、すみません。そういったことというのは、これからもあるのでしょうか。ケーブルだ、ケーブルをつける。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　ただいま布設しています、27年度に実施いたしました導水管の布設工事なのですけれども、一般的な管についてはないのですけれども、どうしても基幹管路の生命線になるようなものというふうな水道管につきましては、これが浄水場、また水源のほうで運転ができなくなった場合、どうしても上空のＮＴＴ線だけでは補い切れませんので、そういった上部の故障があったときに地下ケーブルで対応できるような配線を今年も実施するのですけれども、そういった大きなものについて

のみ地下ケーブルを入れているということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長　渋谷委員。

○渋谷登美子委員　そうしますと、今の大きなものと言われると、基幹の部分は32.3％と言われたのですけれども、その部分くらいはやっていくと。ごめんなさい、25.1キロでしたっけ、その部分に関してはケーブルもつけていくという予定なのでしょうか。

○畠山美幸委員長　深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　現在実施いたしましたのは、補助事業として23年度から今年度までやっているものなので、これにつきましては地中ケーブルを一緒にセットで布設してございます。

今後のものにつきましては、新たに事業の展開をしていかなくてはいけないということもございますので、そのときにまた実際に各浄水場であるとか水源であるとか、そういったものをつなぐものとして、万が一事故があったとき等に、地中線をベースに各機械の起動、停止等の操作をする。そういったことについては地中ケーブルは必要なものですから、今後の基幹管路については布設していくというような考え方になってくると思います。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員　387ページの上の表に、漏水調査業務委託というのがあるのですが、決算書。

○畠山美幸委員長　決算書ですか。

○川口浩史委員　うん。ちょっと内容を……

○畠山美幸委員長　決算書で……

○川口浩史委員　決算書ね。

○畠山美幸委員長　ちゃんと言ってください。

○川口浩史委員　それから、この報告書の２ページに有収水量がありまして、若干減っているわけです。減り方は、26年度と同じ1.21ポイントということで、水道課として、今後もこのくらいの減り方はしていくというふうに見ているのか１点伺いたいのと、県水は本当にわずかなのですけれども、若干ふえているわけです。県水の契約という

のがよくわからなくて、全体が減ったのですから県水も当然減ってしかるべきだというふうに私なんかは思っているのですけれども、ちょっとどういうふうになっているのでしょうか、県水の契約は。

それと、391ページに特別損失、３の損失の中の過年度損益修正損、ちょっと内容を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　まず、漏水調査委託の件なのですが、毎年嵐山町をほぼ北と南に分けまして、漏水調査を実施しております。昨年度は、27年度におきましては、嵐山町の南部について漏水調査を実施いたしました。件数といたしますと、38件の漏水が見つかりました。主に13ミリ程度の給水管部分のところだったので、意外とわからない。ただ、細い管でも長い間出ていますと、すごい大きな金額にはね返るということもあって、なかなかこの漏水調査、見逃せないというふうに受けとめているところでございます。本管路線につきましては、約85キロを実施、道路部分なのですけれども、調査をやっていたところでは、漏水等は見つかりませんでした。

次に、有収水量の関係なのですけれども、今93％以上をここのところキープしているところなのですけれども、実際に大きな管で漏水が起きてしまいますと、極端に有収水率が落ちてしまうこともありますので、こればかりは事故と言ってもいいかなと思うのです。現状では、それほど下がるというようなこと、路上で出ているものにつきましては大体通報が来ますので、もうその日のうちに対応するというような、漏水を見てそのままにしておくなんてことは絶対に今はしておりません。ですから、ここのところ近年、たしか私が来てから、23年ぐらいからは90％以下になったことはなかったかなというふうに記憶しています。意外と近県でも、94.9％ですか、比較的いい有収水率になっているのではないかなというふうには受けとめているのですけれども、まだまだ注意はしていきたいというふうには考えております。

それから……

〔「県水」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　藤原副課長。

○藤原　実上下水道課管理担当副課長　県水の受水量がなぜふえているかということにつきましてお答えいたします。

こちらのほうは、今まで平成17年度までは、１日一律2,100立方メートルというふうな契約内容でございましたけれども、平成21年度より、企業局と受水を担当している者との交渉によって、この受水量というのを下げてもらってきた経緯がございます。その中で、実際に今どういうふうに受水量を決めるかと申しますと、前年度に県の企業局から、来年度どのぐらい受水するのかという調査がございます。前年度に、あらかじめそのように、今までの受水量の実績を踏まえながら積算をして受水しているものでございますから、実際に有収水量が減っても、県水のほうは前年度に調査を出しているものですから、その分計画に基づいてやっている分がございますので、有収水量が減っても、受水量のほうは逆に幾らかふえてしまうということが起きる場合がございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　過年度損益。藤原副課長。

○藤原　実上下水道課管理担当副課長　決算書、391ページの過年度損益修正損につきましての内容につきましてお答え申し上げます。

こちらのほうは、実は不納欠損の中でも一部でございまして、実際は主に平成27年度の欠損分といたしまして、38万1,026円ございました。その中で、31万8,026円は貸倒引当金というものを引き当てさせていただきまして、処理をしてございます。残りの６万3,000円について、過年度損益修正損という形で計上させていただいています。これは、貸倒引当金を予算で計上させていただくのですけれども、その見積もりに足らない分をこのような過年度損益修正損という形で、会計基準の変更後、こういう形で今後順次予算を計上させていただいて、執行させていくという形に変わっていくものでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　漏水はわかりました。

有収水率の関係なのですが、最近というか、本当ここ数年は90％台ですので、かなり高いなと思っています。

それで、県水は次年度の量を決めていくので、どうしても次の年度どうなるか、結果的にはわからないのだという答弁だったわけです。それで伺いたいのは、ここの配水量もそうですし、配水量はそうでもない、全体的にはそうかな、有収水量も減って

きているわけです。この見通しをもってやったら、私は県水も当然減る量で契約していくのだと思うのですけれども、ちょっとまだ県水の量を高く見積もってしまったということなのでしょうか。この有収水量、全体の使う水が今後もまだ減る傾向なのかどうか、あわせてちょっと伺いたいと思います。

それから、特別損失の関係なのですが、前よく不納欠損でこういう算出で出てきましたよね、あれは今回はなかったということでいいのですか。よくお金払わないで逃げてしまったというか、表現悪いですけれども、そういうので不納欠損にしましたということがよくありましたけれども、その分はここではなくてというか、今回はなかったということなのでしょうか。

○畠山美幸委員長　藤原副課長。

○藤原　実上下水道課管理担当副課長　まず、県水の受水量の見込みについてお答えいたします。

こちらのほうは、前年度までの実績を勘案して報告するものですから、平成25年度から６年度にかけては、25年度が67万1,986立方メートル、26年度は67万5,452とふえる傾向でございましたので、余り県水の受水量を減らすというふうな見積もりはちょっとできなかったという事情がございまして、こちらのほうはなかなか、ふえるという形で、見積もりがふえるという傾向に基づいて積算していただいているという背景がございます。

続きまして、特別損失の件なのですけれども、特別損失の内容でございますけれども、こちらのほうは以前と内容的には同じ、居所不明者が17人、14万1,073円、死亡された方が２名、５万4,096円、破産した会社が２社ございまして、そちらのほうが18万5,857円、以上で19人、２社、合計38万1,026円。大変恐縮なのですけれども、繰り返しになりますけれども、このうちの31万8,026円というのが、貸倒引当金というものを充てさせていただいて処理をさせていただいております。その貸倒引当金に足らない分を６万3,000円という形で、こちらのほうに予算計上して執行させていただいたというふうに表示させていただいているものでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　有収水量の見込みについての答弁は。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　有収水率の見込みということなのですけれども、今後につい

ては、やはり現状としては人口の減少ということは、もうどなたが見ても嵐山町全体としては減っているということもあります。有収水率は、ただお金になっていない、その率のことですので、人口といってもそんなに直接影響が出ているものではないのですけれども、そういった中で極小管のところ、わからないようなところなんていうところがこれからも発生してくると、やっぱり現状とすると、この率については絶対に下げてはいけないものだなと。有収水率自体は、直接つくっている水と、それから収入になっている水の比率の関係ですので、これだけは落とさないように気をつけて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　有収率、有収水量というのは、内容的にはわかってはいないかもしれないけれども、わかっているつもりなのです。

それで、我々が使う水の量が減ってきているということでありますから、そうすると県水との量も、もう少し減らす方向で契約していく必要があると思うのです。これいかがですか。

○畠山美幸委員長　１点につきまして答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　県水の状況なのですけれども、受水につきましては、今後につきましてはやっぱり総配水量としては減っていく傾向にありますので、このあたりは県とよく協議の上、全体的にもう減っていることは紛れもない事実なので、調整をさせていただく方向で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長　ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員　決算書の386ページから387ページにかけて、重要契約の要旨ということで載っております。それで、報告書の14ページから15ページにかけても工事の概要が載っているのですけれども、私は１点、27年度の中の工事で、13番にある配水本管の布設費というので、深谷嵐山線配水管布設替工事が、竣工が28年３月25日ですから工事が行われたというふうにあったわけですけれども、これどうなのでしょう。契約する町のほうの立場としても、例えば深谷嵐山線配水管布設替工事の場所としますと、

ミニストップのあるちょっと上のほうで、向かってむさし台側と川島側あたりの工事が行われたのだと思うのですけれども、そういった非常に密集しているようなところの工事というのは、どのような近隣の人への配慮というようなことがあって工事が行われたのか。工事の内容というのかな、含めてちょっと教えていただきたいと思います。

○畠山美幸委員長　答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　ただいまの深谷嵐山線配水管布設替工事なのですけれども、もともとの水道管が給水管ということで細い管が、現地でいいますと元食堂をやっていた家屋等のところに、民地の中に給水管が入っていたものですから、そのものを生かしておくわけにいかないということで、県道のほうに出さなければならないということで、この県道内に工事を行ったものでございます。

工事をやっていく中で、どうしても工事をやりますよということは、もちろん近隣の方にはお知らせ、通知等を配布する、また川島全体には工事をやりますよと回覧通知等を出したりなんかして、お知らせ等はしたのですけれども、さすがに県道ということもありまして、掘った後の開削方法で水道管を布設いたしましたので、どうしても振動、騒音というものが地元の方に出てしまったということは、非常に反省点ということで私も捉えているところでございます。

水道管の場合には、即日に掘って、それで上面の仮舗装まではやってしまうものですから、どうしても舗装面のでこぼこみたいなものが出てしまうというところがあるということも。また復旧する際も、どうしても施工業者さんとすると、大型車両なんか通りますと沈下するということを考えますと、若干の余盛というのをしてしまうのです。そういった余盛とかで、ドンドンというような音が発生してしまったと。発生しておきっ放しということではないのですけれども、復旧までに３～４日かかってしまっていることだけは事実であって、ご迷惑をおかけしてしまったこと、これは反省点として、今後このようなことがないように十分注意して、工事には取りかかっていきたいというふうに考えているところでございます。ちょっと気をつけます。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　それで、担当課としてもそういう、かなりあそこ交通量も多いです。３～４日そこに、その状態として置いておかなくてはならないということはよく理解

できたのだけれども、やはりその後、極力その時間を短くして工事がやれたかやれないかということは、担当課としてはどういうふうに考えていらっしゃる。

○畠山美幸委員長　深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長　仮復旧から本復旧というきれいな形にするまでというものなのですけれども、仮復旧の状態が悪かったものですから振動が大きい、仮復旧を２～３日のうちにもう一度手直しをしてくださいということで、手直しをまずさせていただいていると。次に、このままで置いておくと、また沈下する、また振動、騒音のもとになる。実際に工事をやってから、本当はもう少し置かなくてはいけなかったのですけれども、さすがにこのままで置いておくわけにはいかないということで、10日前後でもうほとんど沈下もしないということも昔と違って、土でやるとか山砂というものがよく沈下の原因になって発生していたのですけれども、最近はそういったものは使っていません。再生砂という意外と固まり性の、固着というのですか、よく固まる性質があるものを使っていますので、現状として、苦情があってから10日以内には全面復旧して、うるさい騒音であるとか振動、こういったものには対応できているものと考えております。

現状といたしますと、今年の２月ごろに実際に工事やったのですけれども、今その横断部については、沈下等あるかどうかも一応確認をしているのですけれども、ほとんどそのあたりの状況の変化は、平面性は保っていると、平坦性は保っているというような状況でございますので、こういうちょっと早い本復旧までの期間なのですけれども、何とかやむを得ずということにはなろうかなと、ご迷惑をおかけしていかないというのを前面に出していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長　青柳委員。

○青柳賢治委員　この工事見ても、布設替え工事というのは結構何本もあって、そういうふうな密集地のようなところの工事もあるわけなので、工事のそういった技術も進んでいることと思うので、やはりその辺はある程度取りかかる前から予想もできることではないかと思うので、今後しっかりとその辺は対応してほしいと思います。

○畠山美幸委員長　ほかに。

松本委員。

○松本美子委員　それでは、１点だけ質問させていただきますけれども、386ページの

中段から下段にかけてですけれども、メーターの交換業務というものがありまして524万5,000円ほど出ていますけれども、こちらにつきましては町内ということですが、もちろんそうですけれども、どのくらいの個数を交換なさり、これで全部終わっているのか、その辺のところをお尋ねします。

○畠山美幸委員長　藤原副課長。

○藤原　実上下水道課管理担当副課長　それでは、お答えいたします。

こちらのメーター交換業務委託の交換個数が、全部で1,061個ございました。メーターの交換のほうは、年度内に全て終了しております。メーター交換というのは、７年に１回やるものでございまして、嵐山町全体での数を７年にわたって全てやっているわけでございまして、こちらのほうは計量法という法律に基づきまして、必ずやらなければなりませんので、年度ごとにきちん、きちんとやらせていただいているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

清水委員。

○清水正之委員　今年700万ぐらい純利益が出ていますよね、純利益700万。

〔「7,000万」と言う人あり〕

○清水正之委員　純利益がある、7,000万だ。これ非常に多いなというふうに思うのです。これ結局積立金のほうに回ってしまうというふうに思うのですけれども、１つは年度で、たしか去年もかなり出ていたと思うのです。そういう面では、7,000万も純利益が３条の中で出ているというのは、担当課として、これ金額多いというふうに感覚はありますか、それが１つ。

そういう面では、減債積立金だとか、留保資金だとか、そういった形に回るのだと思いますけれども、具体的に工事をしていく、資産として残していく、そういう面では今年度流動資産というか、資産については定期の資産にしかないのかなというふうに思うのですけれども、今後の水道課の予定というのは何かあるのですか。

○畠山美幸委員長　２点につきまして答弁求めます。

藤原副課長。

○藤原　実上下水道課管理担当副課長　まず１点目、7,000万円の当期純利益が適正かどうかというご質問にお答えいたします。

決算書の368ページ及び369ページの支出、一番下段のところをごらんいただければと思います。こちらのほうに、資本的収入額1,111万5,000円が資本的支出２億1,777万4,722円に対して不足する額２億665万9,722円というふうに記載がございます。こちらの２億665万9,722円に対しまして、現金が出ていくものを含まない費用、要するに内部留保の原資になる部分が、371ページの損益計算書の営業費用の中の（５）、減価償却費と（６）、資産減耗費というのがございまして、こちらの合計が１億7,608万5,056円となりまして、先ほどの不足額から内部留保の原資になる部分を差し引きますと、3,057万4,666円不足している形になっております。こちらのほかに、水道事業として企業債をまだ借りていまして、そちらの残高、27年度末の時点でおおよそ２億4,900万ございます。この中から、減債積立金の額が今現在１億3,440万ございます。こちらを差し引きますと残りが１億1,460万、やはりまだ実質的に返し切っていない部分というのがございます。企業債の現状を見ますと、大体平成36年をピークにがたっと返済額が減りますので、それが約８年後ということで、この１億1,460万を８年で割りますと、大体1,440万弱ぐらいになる金額でございます。先ほどの不足している額およそ約3,060万、それとこの1,440万を足した金額がおおよそ4,500万。この金額は、今年の会計決算に関しては、少なくともこのぐらいは利益を確保しないと、赤字になってしまうという数字でございます。こちらのほうよりも、当期純利益は約7,000万ですので、2,500万ほど利益が残せたという形、実質的な利益が2,500万という形でございますので、確かに2,500万は大変大きい金額ではございますけれども、先ほど委員さんからもご指摘のように、建設費を毎年多額に使用しているものですから、必ず補填財源、内部留保というのは必要になってくるものでございまして、その辺減債積立金にしても、毎年返済する分の元金に全て充てさせていただいています。それと同時に建設改良積立金も、この４条不足額に対してほぼといいますか、かなり一部になってしまう額しかちょっと充てていないのが現状でございまして、決して一般的に言われる、すごくもうかっているという状況ではないということをちょっとご理解いただければと思います。

それと、２番目の減債積立金と建設改良積立金のお話も、今ちょっとあわせてお話ししてしまったような形になりますけれども、こちらのほうも今企業債、減債積立金に関しては、借りている額に対してまだまだ足りていないというのが現状でございます。建設改良積立金につきましても、ほぼ４条で工事費をした分に充てさせていただ

いているというのが現状でございますので、その辺上がっている利益は、全て工事のほうに回しているというのが現状でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　清水委員。

○清水正之委員　水道課としては、純利益の7,000万がそんなに多い金額ではないという話なのですけれども、少なくとも３条予算の中で、7,000万の利益が出ているというのを私は多いなというふうに思うのです。

そういう面では、ちょっと見つからないのであれなのですが、現金預金等もあるのだと思うのです。減債積立金があり、損益勘定積立金があり、一体全体水道課の積立金というのはどのくらいの金額になっているのですか。

○畠山美幸委員長　藤原副課長。

○藤原　実上下水道課管理担当副課長　積立金、内部留保全体の金額を申し上げてよろしいでしょうか。

○畠山美幸委員長　はい。

○藤原　実上下水道課管理担当副課長　内部留保全体といたしまして、まず委員さんおっしゃった積立金に関しましては、減債積立金が１億3,440万円、建設改良積立金が3,280万円、合計で１億6,720万円ございます。その他未処分利益として今年上げさせてもらっているものが１億7,010万5,308円、損益勘定留保資金が７億3,905万3,537円、引当金が３億4,633万2,777円。この中から、減債積立金と建設改良積立金は既に４条に引き当てさせてもらっているわけなのですけれども、この分は資本繰り入れ分として資本金に繰り入れる分もこの中に含まれてしまっておりますので、この分を差し引くのと同時に、長期前受金戻入額というのも現金の裏づけのない利益になってございますので、これも分別管理するようにというふうに会計基準の変更で決まっておりますので、この分が8,984万7,356円、それらの差し引き合計12億3,234万4,266円となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　討論を終結いたします。

これより認定第６号　平成27年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○畠山美幸委員長　挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

◎議案第４９号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長　議案第49号　平成27年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

どうぞ。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　討論を終結いたします。

これより、議案第49号　平成27年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○畠山美幸委員長　挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○畠山美幸委員長　以上をもちまして、決算審査特別委員会に付託されました決算議案６件並びに議案第49号の審査は全て終了いたしました。

５日間にわたりまして、慎重審議大変お疲れさまでした。

また、柳代表監査委員、吉場監査委員、岩澤町長をはじめとする町理事者の皆様には、大変ご多用のところご出席をいただき、まことにありがとうございました。

お諮りをいたします。決算審査特別委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと存じます。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時３３分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２８年　　月　　日

委 員 長